平成22年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成22年11月30日　火曜日

１．議事日程第１号

平成22年11月30日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第 87号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第６号）

日程第４　議第 88号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）

日程第５　議第 89号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第 90号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）

日程第７　議第 91号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第８　議第 92号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第９　議第 93号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第10　議第 94号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第11　議第 95号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

日程第12　議第 96号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議第 97号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議第 98号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第15　議第 99号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第16　議第100号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第17　議第101号　人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第102号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第103号　人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第104号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第105号　人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第106号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第107号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

日程第24　議第108号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について

日程第25　議第109号　損害の賠償について

日程第26　議第110号　損害の賠償について

日程第27　議第 79号　平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について（継続）　―厚　生

日程第28　議第 86号　平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）　― 決特委

2．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簔　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君

次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時00分　開会

○議長（大王英二君）　皆様、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第５回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第１号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

また、報告事項５番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様方のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長のほうから発言の申し出があっておりますので、議事終了後、発言を許可することにいたします。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで、11月29日付で人事異動があり、あいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。

坂崎総務部長。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、異動のごあいさつをさせていただきたいと存じます。

11月29日付で契約管財課長の兼務を拝命いたしました総務部長の坂崎博憲でございます。御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○経済部参事商工担当（山田　収君）（登壇）　おはようございます。経済部参事商工担当を命じられました山田収でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。本件については、去る11月22日議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。永山芳宏議員。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成22年12月第５回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月22日午前10時から議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月30日開会、12月１日午前10時から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、午後１時30分から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、２日から６日まで休会、７日、８日は一般質問、９日は一般質問及び委員会付託、10日は予算委員会、11日、12日休会、13日から15日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日予算委員会、17日から20日まで休会、21日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月３日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

なお、継続審査となっておりました議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、及び議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日委員長報告の上、採決することにいたしております。

また、人事院勧告に関連して提出されております議第87号、議第89号、議第91号、議第93号、議第95号、議第97号、議第99号の予算案件７件、並びに議第101号、議第102号、議第103号、議第104号の条例案件４件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に９番、永山芳宏議員、10番、福屋法晴議員を指名いたします。

日程第３　議第87号から日程第26　議第110号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第87号から日程第26、議第110号までの24件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆さん、おはようございます。平成22年第５回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

ことしは、国内においても、記録を塗りかえるほどの猛暑が続き、その一方では、異常ともいえる集中豪雨などの被害に遭われた地域もございましたが、幸いにも本市におきましては大きな災害もなく、安堵しているところでございます。

去る11月25日に、昨年に引き続き、人吉青年会議所の主催によるローカルマニフェスト検証会が開催されました。今回は、一般の皆様の公募による実行委員会の方式がとられており、様々な観点、お立場からの御質問や御意見が寄せられ、既に完了したもの、成果が上がったもの、代替で対応したもの、あるいは、方向転換や白紙撤回をしたものについて、委員会の評価、そして私の自己評価が報告されました。ローカルマニフェストもその期間において残り半年を切っておりますが、マニフェストが目指すところのまちづくりのビジョンである「市民みんなが健康で、笑顔で暮らせるまちづくり」を目標に、１期４年任期の最後の一日まで、市民の皆様との約束でありますマニフェストの遂行に邁進してまいる所存でございます。

日野熊蔵初飛行百周年記念事業でございますが、９月20日のシンポジウムを皮切りに、関連イベントを各種実施しておりまして、メーン事業の一つであるテレビドラマ「空の開拓者日野熊蔵伝」の制作と10月31日の九州７県の同時放映まで無事終了することができました。撮影は当市を中心に行われ、ドラマの中でもＳＬ人吉を初め、犬童球渓先生の「旅愁」など随所に人吉らしさを取り入れた作品となっております。挿入歌は、じゅぐりっと博覧会でおなじみの吉川よしひろさんと石塚まみさんの御協力を得て制作したオリジナル曲であり、このドラマの全編を通して夫婦の夢や絆を表現しております。

この作品は、航空100年と郷土の偉人を顕彰したドキュメンタリーで、作品が持つメッセージを、次世代を担う子供たちに伝えることが大きな目的の一つですが、日野熊蔵翁の功績や人となりをより多くの皆様に知っていただき、さらには日野熊蔵という人物像やストーリーを通して、この人吉を全国に発信をしたいと存じ、ＢＳフジでの全国放映を計画しております。この放映に先立ちまして、初飛行の記念日である12月19日には、代々木公園の「日本航空発始之地」の碑の前で記念式典を開催いたしますので、この一連の流れの中で全国の皆様に「日野熊蔵」、「人吉市」という名を心に刻んでいただけるものと期待をしているところでございます。

ことしは、５年ごとに実施される国勢調査の年でございまして、本市におきましても全世帯の皆様を対象に、10月１日を基準日として実施いたしました。市民の皆様の御協力に対しまして改めてお礼を申し上げます。現在、調査員により回収あるいは郵送された調査票の内容を、指導員が検査をしている段階でございまして、今後、県への提出に向けた最終の審査を行ってまいります。既に、日本全体が人口減少社会を迎えていることは周知のとおりでございますが、この調査の結果を受けて、新たな国づくりや、幸せづくりにつながる制度や政策が立案されることを心から望んでおります。

川辺川ダム関連でございますが、川辺川ダム建設促進協議会、球磨川上中流改修期成会など、主に八代郡市、人吉球磨の自治体で構成する合同期成会による要望を、去る11月22日に熊本県、県議会、同25日には国土交通省九州地方整備局に対し行いました。河川関連の要望内容の趣旨は二本柱という表現もされておりますように、球磨川流域の治水安全、そして水源地域の振興対策、つまり五木村の再生でございます。要望にこたえる形で、国及び県からは「ダムによらない治水を検討する場」と「五木村の今後の生活を再建する場」の中でスピード感をもって進めていきたいという回答がございました。今後も、国の状況などを踏まえながら、流域の安全と五木村の再生のために、地域の実情と地元の声を伝えてまいりたいと存じます。

交通政策関係でございますが、市内公共交通空白地帯の解消へ向け、10月１日から新たに４路線のバス運行を開始したところでございます。これまでバスが走っていなかった山間部を中心に、小型のバス、通称「豆バス」による運行がなされており、交通手段を持たない高齢者の通院や買い物に御利用いただいているところでございます。しかしながら、まだＰＲ不足などによる認知度が低いことは否めないところでございまして、積極的に周知に努めることによって、市民の皆様のさらなる生活利便性を向上させてまいる所存でございます。

男女共同参画関係でございますが、来年１月23日、カルチャーパレスにおきまして、６回目となります男女共同参画講演会を開催いたします。今回は、76歳にして会社経営に携わりながら、現役の東京大学大学院生でもあり、テレビやラジオでも御活躍されている稲川素子氏を講師にお迎えして、「精一杯は万策に勝る」というテーマで、みんなが生き生きと輝く秘訣などについて御講演いただきますので、多くの市民の皆様方に御来場賜りますようお願い申し上げます。

国民健康保険事業でございますが、熊本県では県内の市町村国保の財政安定化を推進するため、熊本県市町村国民健康保険支援方針が本年中に策定されることになっており、その方針では、財政安定化を図るための具体的な施策として、保険税収納率の向上や、医療費の適正化対策のほか、財政安定化の推進において、県の果たすべき役割などが盛り込まれるようでございます。

また、本市におきましては、国民健康保険加入者の中で該当される皆様へジェネリック医薬品の差額通知の送付を実施いたします。これには、先発医薬品とジェネリック医薬品との差額をお知らせすることにより安価なジェネリック医薬品の利用促進を図り、市民の皆様及び厳しい状況が続いております本市の国民健康保険の支出を軽減する目的がございます。今後も、保険者としてこのような医療費の適正化対策などを実施しながら、保険税を含めた財源についても検討を進めてまいりたいと存じます。

高齢者支援関係でございますが、現在、認知症による徘徊の心配のある高齢者について、家族などの承諾を得て、対象者の方の写真や特徴などを記載した「高齢者見守りネットワー

ク情報提供書」を町内嘱託員、民間事業所、警察署、消防署などあらゆる関係機関に配布させていただき、見守りのお願いをしているところでございます。しかしながら、年に数回は捜索が必要な事案が発生しております。そこで本市におきましては、高齢者見守りネットワークの対象者に、ＧＰＳ移動端末器を携帯していただき、行方がわからなくなったときでも、パソコンや携帯電話を使って位置情報を把握し、高齢者をいち早く探すことができる認知症徘徊高齢者位置検索システムの導入を計画しております。このシステムの導入により、対象となる高齢者のより早い安否確認が可能となり、安心安全の確保が図れるものと期待するところでございます。

農業振興関係でございますが、宮崎県で発生した口蹄疫の終息宣言から３カ月が経過し、再発もなくひとまず安堵しているところでございます。しかしながら、本市における発症防止は、農業で食べられるまちを目指す本市の喫緊の課題でございまして、去る10月27日、カルチャーパレスで開催されました人吉市畜産会講演会では、城南家畜保健衛生所の山口寛二氏に口蹄疫防疫対策に関する御講演をいただきました。講演に引き続き、人吉市畜産会の発議により、今後、毎月第１日曜日を一斉消毒日とすることを決議され、口蹄疫防疫に対する決意を新たにしたところでございます。

ひとよし産業祭でございますが、去る11月13日、14日の２日間にわたり、ふるさと歴史の広場で盛大に開催され、市内外から多くのお客様においでいただきました。会場テントでは地元農産物品評会を初め、農産物加工品の販売や各種団体による展示・バザー、食コーナーなどの出店があり、またステージにおきましては、地元の皆様にも歌や踊りを御披露いただくなど、産業祭に花を添えていただきました。御来場いただきましたお客様はもとより、祭りの開催に際し御尽力いただきました実行委員会の皆様に心から感謝申し上げる次第でございます。

地産他商関係でございますが、沖縄のリゾートホテルへの人吉産ヒノヒカリの定期納入を初め、全国の産地直送食材を使った朝御飯バイキングで人気を集める東京銀座のホテルへ、人吉産野菜の販路を少量ではありますが確保することができました。また、大都市圏で行われる商談会や県人会などにも積極的に参加して、人吉農業サポーターや農産物オーナーを募集するなど、さらなる販路の確保に取り組んでおります。今後は、企業とタイアップしての販路拡充、新興作物の産地形成なども視野に入れ、地産他商の充実に努めてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、去る11月15日、西日本を代表する食品卸売業・旭食品株式会社の竹内克之氏をお招きし、「激変する流通業界」と題して地域経済活性化講演会を開催いたしました。家族経営の商店から食品卸部門では全国８位の企業に成長させるまでの過程や、顧客重視の観点から地域に密着した経営戦術などについてお話いただきました。さらに講演終了後には、15人目となる人吉市まちづくり親善大使に御就任いただいたところでございま

す。今後は、地域活性化やまちづくりに関する様々な御提言をお願いするとともに、本市の魅力ある地域情報を全国に発信していただけるものと期待する次第でございます。

企業誘致関係でございますが、上漆田町の人吉中核工業用地の造成事業につきましては、現在、国土交通省所管による南九州西回り自動車道建設工事に係る発生土を搬入していただいております。搬送道路沿線及び周辺地域にお住まいの皆様には、日ごろから本事業への御理解と御協力をいただいておりますことに、心から深く感謝を申し上げます。

また、本年度は人吉中核工業用地の整備計画に必要な基本設計の業務委託とあわせまして、対象となります農業振興地域整備計画区域の変更申請を行うため、現在、県と調整を行っている段階でございます。この変更申請が許可された後は、用地取得に係る地元住民説明会を開催するなど、工業用地整備事業を推進してまいりたいと存じます。

去る10月11日、第56回人吉花火大会を中川原公園及びふるさと歴史の広場をメーンの観覧場所として開催いたしました。本年は、宮崎県で発生しました口蹄疫の影響で８月開催を見合わせ、10月の開催となりましたが、青井阿蘇神社のおくんち祭りとタイアップすることができましたので、県内外から大勢の観覧客の皆様にもおいでいただき、澄み切った秋の夜空に打ち上げられる花火をお楽しみいただけたものと存じます。

今回の花火大会の開催に当たり御協力いただきました、関係各団体の方々に心からお礼申し上げますとともに、御協賛いただきましたスポンサー各社と関係各位に深く感謝申し上げる次第です。

秋のじゅぐりっと博覧会でございますが、９月23日から始まりました博覧会も11月末をもって、盛況のうちに全日程を終えることができました。期間中は、博覧会実行委員会主催によります落語や影絵、マジックといった様々な町なかイベントを始め、人吉城跡での野外コンサート、灯りのイベントや歴史文化回廊のほか、ＳＬ人吉のお迎え・お見送りのおもてなし事業などを実施いたしました。各種イベントに御尽力いただきました実行委員の皆様方を始め御協力を賜りました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。今後とも、じゅぐりっと博覧会を始めとする「人吉の特色を最大限に生かした魅力あるおもてなしイベント」を、市民の皆様と一体となって取り組み、本市観光の受け皿づくりに邁進してまいる所存でございます。

また、この博覧会の一環といたしまして、去る９月23日、ふるさと歴史の広場を発着点に相良三十三観音めぐりウォーキング、通称「じゅぐりっとマーチ」を実施いたしました。本市内外から多数の御参加をいただき、さわやかな秋晴れのもと、本市の歴史と自然をお楽しみいただいたものと存じます。今後も、貴重な歴史財産である相良三十三観音めぐりを組み合わせたウォーキングを定着させることで、楽しみながら、生活習慣病の予防・改善の一助となりますよう、市民の健康増進を図ってまいりたいと存じます。

学校施設関係でございますが、安全安心な学校づくり交付金事業で、低炭素・循環型社会

の構築に寄与するため取り組んでおります全小中学校への太陽光発電システムの設置は、10校すべて完了したところでございます。今後は、このシステムによって発電された電力を利用し、先に設置しましたエアコンの使用電力を補うことで節電を図り、エアコンを使用しない学校の休日などに発電され、余った電力につきましては、九州電力と契約を結びまして、売電してまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、去る10月26日、中原小学校におきまして、ユビキタスタウン構想推進事業公開授業研究会を開催いたしました。この研究会では、同推進事業で整備しましたタブレットパソコンや電子黒板などを活用した研究授業のほか、東京工業大学名誉教授清水康敬氏を招いてシンポジウムを行いました。この研究会を通じまして、関係者の皆様には学校ＩＣＴを利活用した授業に対する理解を深めていただくとともに、本県を代表する先駆的な取り組みをアピールすることができたものと存じます。

また、今回新たに取り組む総務省の子ども・学校・家庭をつなぐ地域雇用創造ＩＣＴ絆プロジェクトは、小学校を対象に、わかりやすい授業の実現、教職員の負担軽減、児童の情報活用能力向上を目的とした事業でございます。具体的には、２人に１台のタブレットパソコンや電子黒板などＩＣＴ機器の整備のほか、校務支援ソフトなどの購入を計画しており、目的達成のための環境が整備され、子供同士の学び合いや学校と家庭との連携がさらに深まることを期待しております。

市内の子供たちが生の落語を鑑賞することで、日本語のおもしろさに触れ、豊かな心をはぐくむことを目的として、去る11月16日から18日の３日間、市内の全小中学校を対象としまして、三遊亭好太郎師匠による学校寄席を開催いたしました。落語は、義理人情、親子の絆といった道徳的な内容などを教えてくれる貴重な教材として、国語の教科書にも取り上げられたこともある古典演芸である一方、子供たちに話し言葉に関心を持たせ聞く力を養う効果があると注目されております。今回の学校寄席で子供たちは、生の落語に接することで、日本語の持つおもしろさ、奥深さを存分に味わうことができたものと存じます。

誰もが安心して暮らせる安全な地域社会を実現するためには、次世代を担う若者たちが命の尊さ・大切さについて理解を深めることが大切でございます。そこで、去る11月27日、カルチャーパレスにおきまして、熊本県、熊本県警察、人吉市教育委員会などが主催して、「くまもと教育の日・犯罪被害者週間　県民の集いｉｎひとよし」を開催いたしました。「心の声が聞こえますか、考えよう命で結ばれる大切な絆」をテーマに、市内各小中学校の子供たちがつくった「命の詩」の発表や朗読、また、犯罪被害者遺族の方の講演会を行いました。人吉球磨管内から多くの御参加をいただき、子供たちを初め参加者全員が、安心して暮らせるまちづくりに対しての決意を新たにしたところでございます。

学校給食関係でございますが、平成19年４月から民間委託しました学校給食調理業務も、今年度で委託期間最後の年となります。業務委託に関しましては、今回も公募によるプロ

ポーザル方式で委託事業者を選定する方針により、去る11月25日に現場説明会を開催いたしたところでございます。今後、人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会による選定に入りますが、これからも安心で質の高い学校給食の提供に努めてまいる所存でございます。

文化事業関係でございますが、芸術の秋を彩る第57回人吉球磨総合美展を、去る10月23日から28日までの６日間、スポーツパレスにおいて開催いたしました。今回は、本市を初め球磨郡、県内外から276人、作品は昨年より39点多い416点の出品があり、この中から人吉球磨総合美展大賞を初めとする入賞・入選作品227点を展示いたしました。また、今回も人吉球磨の高校生の書道作品も合わせて展示し、花を添えていただいております。期間中、約2,000人の方々に御来場いただき、すばらしい作品の数々を鑑賞していただいたものと存じます。

第64回犬童球渓顕彰音楽祭を、去る11月12日から14日までの３日間カルチャーパレスにおいて開催いたしました。昨年に引き続き、国際交流を踏まえた音楽祭への取り組みの一環として、「Let's Sing a Song Together!」と題し、本市及び球磨郡内のＡＬＴと市民の皆さんに、「旅愁」の原曲である「Dreaming of Home and Mother」を音楽の夕べの中で斉唱していただきました。また、特別ゲストである熊本ミュージックアーティストの皆さんによる弦楽演奏と華やかなバレエステージも合わせて行い、御来場の皆様には大変喜んでいただけたものと存じます。

このほか、11月３日、４日の２日間、カルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催によります人吉文化祭が開催されました。当日は、各流派の合同華展、合同茶会、美術文芸展、盆栽展、舞台芸術祭など、会員の皆様がそれぞれの分野で日ごろから研さんされている成果を披露していただきました。また、華道、三味線、琴の演奏などの体験コーナーを設けましたので、御来場いただきました多くの市民の皆様には、心ゆくまで、芸術の秋を堪能していただけたものと存じます。

国宝青井阿蘇神社関係でございますが、幣殿ほか２棟の保存修理事業につきまして、このほど国の補助事業の交付決定がございました。本市といたしましても、今後、国・県の指導を仰ぎながら、神社関係者と協議を重ね、青井阿蘇神社の保存修理について支援してまいりたいと存じます。

カルチャーパレスでございますが、自主文化事業「おどんな日本一！　人吉のど自慢大会」を10月24日に開催いたしました。好評であった昨年に続き２回目の開催となりましたが、応募が多く、当日は抽選による22組の方が出場され、得意の歌やパフォーマンスを披露していただき大盛況でございました。審査の幕あいには、抽選会を行い景品の医食同源ひとよし米やキクラゲのＰＲもあわせて行いました。来場者へのアンケートでは、「感動した、ぜひ毎年実施してほしい」などの好意的な御意見を多数いただいております。

また、11月16日には、前述の三遊亭好太郎師匠による独演会、「ひとよし寄席」を開催い

たしました。なかなか生で見る機会の少ない古典落語でございますが、笑いの中にも軽妙な語り口、しぐさ、間の取り方など貴重な日本文化をお楽しみいただいたものと存じます。

次に、平成23年度予算編成に向け、その方針を定めましたので、御報告申し上げます。

現在の国及び地方財政の状況は、一昨年来の世界同時不況からの景気の低迷が続く中、800兆円を超える公債費残高を抱えながらの財政運営を強いられており、大変厳しい状況が続いております。また、本市の財政状況でございますが、平成21年度決算における経常収支比率は99.8％でございまして、近年徐々に改善はしているものの、他の都市と比較いたしましても非常に高い数値であり、財政運営が硬直化していることは否めないところでございます。

しかしながら、このような厳しい財政状況の中にありましても、社会環境の変化と多様化する行政需要に的確に対応しながら、活気に満ち、活力あふれる市民生活を実現するために、積極的に行政改革に取り組むことで財源を確保しなければなりません。このため昨年に引き続き「選択と集中」を最大の経営戦術と位置づけ、所要財源の確保に最大限の努力を傾注することはもちろん、既存の事務事業についても引き続き、その必要性・有効性の観点から評価見直しを行い、財源の有効的な配分に努め、スリムで効率的な予算となるよう定めたものでございます。また、来年４月は任期満了に伴う市長の改選時期でございますので、当初予算は骨格予算として編成を行い、その後、補正予算において肉づけを行うものでございます。

市民の皆様方を初め、議員各位におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第87号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）は人事院勧告に準じた人件費の補正を行うものでございます。

歳出におきましては、各款に人事院勧告に準じる給与など2,842万4,000円を減額し、予備費を同額増額補正いたしております。現計予算内での組み替えでございますので、歳入の補正はございません。

議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第７号）は、国・県の補助事業の内示・申請などに伴う補正のほか、扶助費及び単独事業などの追加補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ９億9,167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億9,964万円とするものでございます。

議第89号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる職員の給与月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第90号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第３号）は、時間外等勤務手当の補正に伴い、歳出の総務費と予備費の組み替えを行うものでございまして、歳入

歳出予算総額の変更はございません。

議第91号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第92号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第３号）は、高額療養費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ3,253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億279万7,000円とするものでございます。

議第93号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第94号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第３号）は、保険給付費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ１億5,588万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,631万5,000円とするものでございます。

議第95号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第96号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第３号）は、一般会計繰入金の補正を行うもので、歳入歳出をそれぞれ19万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を3,044万8,000円とするものでございます。

議第97号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる給料月額、期末勤勉手当などの補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用を156万1,000円減額し、支出予算総額を５億4,767万5,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を12万6,000円減額し、支出予算総額を３億390万8,000円とするものでございます。

議第98号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、臨時職員雇用に伴う人件費等及び水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用に55万円を追加し、支出予算総額を５億4,822万5,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の企業債償還金に7,290万2,000円を追加し、支出予算総額を３億7,681万円とするものでございます。

議第99号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、人事院勧告に準ずる給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第100号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）は、人吉浄水苑機械電気設備改築工事により発生しました不用物件の売却に伴う諸収入及びそれに係る委託料などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ166万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,447万7,000円とするものでございます。

議第101号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正

に伴い、職員の給与等に関し国家公務員に準じた改定を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、おおむね40歳以上の職員の給料月額を引き下げ、一般職の職員の期末勤勉手当を0.2月分引き下げるものでございます。

議第102号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案、議第103号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案及び議第104号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、市長等、教育長及び議員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、特別職の期末手当につきまして、0.15月分引き下げるものでございます。

議第105号人吉市立学校設置条例の一部改正案並びに議第106号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部改正案は、休校中の人吉市立大塚小学校を平成23年３月31日をもって廃止することに伴い、人吉市大塚公民館及び人吉市大塚コミュニティセンターとして供用を開始するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第107号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についての案件は、人吉球磨広域行政組合が共同処理する事務のうち、と畜場と田園都市中核施設の設置、管理及び経営に関する事務を廃止することに伴い、規約を変更する必要が生じましたので、地方自治法第286条第１項及び290条の規定により、構成市町村議会で同文の議決を要するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議第108号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分についての案件は、当該規約の変更に伴いまして、と畜場の財産については、全国開拓農業共同組合連合会に有償譲渡を、田園都市中核施設の財産については本市に無償譲渡をするため、地方自治法第289条及び第290条の規定により、構成市町村議会で同文の議決を要するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議第109号及び議第110号は、損害の賠償についての案件でございます。

まず１件目は、平成22年９月５日午後１時ごろ、本市公用車が、人吉市立第二中学校で実施された熊本県総合防災訓練の業務を終え、人吉市老人福祉センターに職員を迎えに行くため、市道下林北願成寺線を国道219号へ走行していたところ、パチンコダイナム人吉店駐車場から出てきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

２件目は、平成22年11月１日午後２時40分ごろ、本庁舎北側駐車場から本庁舎正面へ進入しようとした乗用車が、雨水ますを通過した際、当該雨水ますの鉄板ふたを跳ね上げたことにより、車両前部バンパーを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　それでは、私のほうから、議第87号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）並びに、議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第７号）の２件につきまして、補足の説明をさせていただきます。

議第87号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）についてでございます。

予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明をさせていただきたいと存じます。

ことしの人事院勧告は、月例給、ボーナスともに昨年に引き続き引き下げというのが大きなポイントになります。月例給につきましては、公務員給与が民間企業を上回るマイナス格差、マイナス0.19％を解消するため、若年層については据え置きをしながらも平均0.16％の俸給表を引き下げ改定、及び55歳を超える６級以上の職員の俸給及び俸給支給額の一定率1.5％減額が行われます。ボーナスにつきましては、年間で期末勤勉手当合わせて4.15月分から3.95月分へと0.20月分の減額となります。平成22年度においては、12月期に0.20月分減額の2.0月分へ、平成23年度からは、６月と12月に減額分を分散して、６月期1.90月分、12月期2.05月分となります。また、実施月は、改正給与法公布後の翌月からということで、12月が予定されていますが、減額改定予定者につきましては、本年４月１日から格差相当分を解消するために、12月期の期末手当から調整率マイナス0.28％を用いて、それぞれの減額相当額を控除するようになっております。

そこで、今回御提案申し上げます人吉市の改正についてでございますが、人事院勧告に準じた条例改正案を御提案申し上げておりますが、お認めいただきますと、職員に対する影響といたしましては、期末勤勉手当を含めた平均年間給与で７万5,000円の引き下げとなり、期末勤勉手当を除いた平均給与月額は260円の引き下げとなります。

改正の内容でございますが、まず、給料月額につきましては、国の行政職俸給表（一）、いわゆる行（一）を準用しているため同様の改正となり、２級65号級以上、３級49号級以上、４級33号級以上、５級25号級以上、６級17号級以上、７級５号級以上が減額の対象となります。また、現給補償対象者67名につきましても同様に減額対象となり、給料表の減額改定率を踏まえた率、マイナス0.17を基本に引き下げとなります。教育長を除いた市職員全体の一般職員339名のうち188名が減額改定予定者となります。

次に、55歳を超える６級以上の職員の給料等の一定率減額に関しましては、県内の状況といたしまして、県は見送り、他市においても実施しますのは天草市のみであり、55歳以下の職員との逆転も生じるおそれがあることから、本市におきましては、現段階においては見送

りと考えております。ただし、今後につきましては、対象級が拡大する場合等が想定され、県や他市の状況も参考にしながら検討していく必要があるものと考えております。

次に、期末勤勉手当につきましては、国・県に準じて改定予定で、一般職が年間4.15月から3.95月へと0.2月分の減額となり、特別職と議員の皆様は年間3.10月から2.95月へと0.15月分の減額となります。実施月につきましては12月１日からとなり、本年４月からの格差相当分を解消するため、国と同じ調整率マイナス0.28％を用いて、４月から11月までの支給額の調整を12月期末手当から減額調整いたします。なお、この減額調整分は一般職員１人あたりの平均で１万1,610円となります。

それでは、予算書の１ページをお願い申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出総額の補正はございません。歳入がございませんので、歳出でございますが、事項別明細書の８ページからでございますが、今回の給与改正が一般会計の人件費に与える影響としましては、いずれも減額で、給料31万4,000円の減額、期末勤勉手当2,430万円の減額、共済組合費381万円の減額となります。なお、各款項目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金の減額は、人事院勧告に準ずるもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正によるものでございまして、説明を除かせていただきたいと存じます。

少し飛びますが、予算書の32ページをお願い申し上げます。14款予備費を2,842万4,000円増額いたしております。

以上で、議第87号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）について、補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第７号）について、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の１ページをお願い申し上げます。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明を申し上げます。第２条の繰越明許費につきましては、「第２表　繰越明許費」により御説明を申し上げます。第３条の債務負担行為の補正につきましては、「第３表　債務負担行為補正」により御説明を申し上げます。第４条の地方債の補正につきましては、「第４表　地方債補正」により御説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。第２表の繰越明許費につきましては、小学校校舎耐震補強等事業でございまして、東小学校で予定しております事業が本年度内での完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

第３表の債務負担行為補正の追加につきましては、庁舎清掃業務委託料から給食配送等業務委託料までの６件でございます。

まず、庁舎清掃業務委託料、一つ飛びまして公園・街路樹維持管理委託料、人吉城歴史館清掃業務委託料、また一つ飛びまして給食配送等業務委託料の４件につきましては、年度内に準備行為、入札を実施するために債務負担行為をお願いするものでございまして、それぞ

れ債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

次に、上から二つ目の老人福祉センター指定管理料は、老人福祉センターの指定管理が平成23年３月31日までとなっており、新たに５年間の指定管理者の指定を行うために債務負担行為をお願いするものでございまして、債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

下から二つ目の給食調理業務委託料は、給食調理業務委託の契約が平成23年３月31日までとなっており、新たに４年間の給食調理業務の委託契約を行うために債務負担行為をお願いするものでございまして、債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

８ページをお願いいたします。債務負担行為補正の変更につきましては、第４次電算システム導入事業機器使用料でございまして、リース対象経費の確定に伴い、債務負担行為限度額の変更をお願いするものでございます。

第４表の地方債補正の追加といたしまして、公営住宅建設事業借換債は、年利６％を超える公債費について、補償金免除、繰上償還が認められましたので、借りかえを行うものでございまして、限度額を4,152万9,000円と設定するものでございます。小学校耐震補強等事業債は、国の予備費事業として、東小学校の耐震補強工事を行うもので、限度額を１億250万円で設定するものでございます。

９ページをお願いいたします。続きまして、地方債補正の変更でございますが、地方道路等整備事業債及び県営事業負担金債の変更は、事業費の決算見込みにより限度額の変更を行うものでございます。

13ページをお願い申し上げます。次に、歳入でございます。12款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、２節児童福祉費負担金279万9,000円の減額補正は、保育所保育料の減額に伴う児童福祉施設保護者負担金の減額でございます。

14ページ、15ページを省略いたしまして、16ページをお願いいたします。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金6,693万7,000円の増額補正は、自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金などの最終見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。２項国庫補助金、４目教育費国庫補助金、１節小学校費補助金３億4,890万8,000円の増額補正は、国の予備費事業でございまして、小学校にパソコンの整備などを行う地域雇用創造ＩＣＴ絆プロジェクト交付金及び東小学校の耐震補強工事等に伴う安全・安心な学校づくり交付金の増額でございます。６目商工費国庫補助金、１節商工費補助金1,220万8,000円の減額補正は、無線システム普及支援事業費補助金がデジタル放送推進協会からの助成金に変更されたために諸収入に組み替えることに伴う減額でございます。

18ページを省略をさせていただきまして19ページをお願いいたします。15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金2,057万7,000円の増額補正は、自立支援給付費負担金、

保育所運営費負担金などの最終見込みによるものでございます。

20ページをお願いいたします。２項県補助金、２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金2,275万4,000円の増額補正は、10カ所の学童クラブに要する放課後児童健全育成事業費補助金などの増額に伴うものでございます。３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金860万3,000円の増額補正は、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の増額に伴うものでございます。５目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金923万円の増額補正は、企業の農業への新規参入を支援する企業等農業参入支援事業費補助金などでございます。同じく、２節林業費補助金3,670万3,000円の増額補正は、森林の気象害等の調査、いわゆる気象現象による災害等の調査に伴う森林整備地域活動支援交付金事業費交付金、高機能林業用機械の導入に伴う緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金などの増額によるものでございます。

21ページを省略いたしまして、22ページをお願い申し上げます。17款、１項寄附金、５目、１節消防費寄附金100万円の増額補正は、社団法人九州建設弘済会から球磨川に係る防災の充実強化といたしまして、御寄附をいただいたものでございます。

23ページを省略し、24ページをお願いいたします。20款諸収入、４項、３目雑入、６節商工費雑入1,220万8,000円の増額補正は、国庫補助金として計上いたしておりました無線システム普及支援事業費補助金をデジタル放送推進協会からの助成金に組み替えることに伴い増額するものでございます。

25ページの21款市債につきましては、第４表で御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に歳入でございます。26ページ、27ページを省略し、28ページをお願いいたします。失礼しました、次は歳出でございます。大変失礼いたしました。28ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、７目企画費420万円の増額補正は、日野熊蔵初飛行100周年記念ドラマを全国放送するための委託料でございます。同じく10目情報管理費1,118万円の増額補正は、第４次電算システム導入に伴うカスタマイズ業務委託料などでございます。

29ページ、30ページを省略させていただきまして、31ページをお願い申し上げます。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費１億127万5,000円の増額補正は、国民健康保険事業特別会計に対する財政安定化支援事業繰出金、介護給付費増額に伴う介護保険特別会計繰出金の増などによるものでございます。２目心身障害者福祉費7,937万円の増額補正は、自立支援給付費事業に伴う生活介護給付費などの増や、平成21年度自立支援給付費負担金及び障害者自立支援特別対策事業費補助金の国・県支出金の精算に伴う償還金・利子及び割引料などの増額によるものでございます。

32ページを省略させていただきまして、33ページをお願いいたします。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費8,875万円の増額補正は、延長保育などの実施に対する延長保育促進事

業補助金や10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、市単独で実施します障がい児のための障害児保育事業補助金、軽度障がい児のための軽度障害児保育事業補助金などの増額でございます。２目児童措置費2,821万7,000円の増額補正は、保育所運営費負担金などの増額によるものでございます。

34ページをお願いいたします。３項生活保護費、２目扶助費4,199万6,000円の増額補正は、生活保護世帯の増加によるものでございます。

35ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費1,332万3,000円の増額補正は、新型インフルエンザワクチン接種補助金などの増額によるものでございます。

36ページ、37ページを省略させていただきまして、38ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費1,013万7,000円の増額補正は、本市と協定を結び、農業に新規参入する企業３社が行う施設設備の整備に対する企業等農業参入支援事業補助金などの増額によるものでございます。

39ページをお願いいたします。同じく２項林業費、２目林業振興費4,145万5,000円の増額補正は、緑の産業再生プロジェクト促進事業として、球磨川流域林業事業協同組合にプロセッサー、グラップル付トラックの高性能林業用機械を購入するための補助金などの増額によるものでございます。

40ページを省略いたしまして、41ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費1,448万8,000円の増額補正は、赤池古屋敷第１号線道路改良工事のほか、上漆田東間下線ほか３カ所の県営事業負担金でございます。

42ページから43ページを省略させていただきまして、44ページをお願いいたします。５項河川費、２目河川改良費1,101万7,000円の増額補正は、単県急傾斜地崩壊対策事業西間下Ｆ地区ほか３カ所の県営事業負担金でございます。

45ページ、46ページを省略させていただきまして、47ページをお願いいたします。10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費２億6,862万円の増額補正は、国の予備費事業でございまして、小学校にパソコンなどの整備を行う子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクト事業等の増額補正でございます。

48ページをお願いいたします。同じく、３目学校建設費１億8,955万3,000円の増額補正は、東小学校の校舎耐震補強工事などでございます。

49ページから53ページを省略させていただきまして、54ページをお願いいたします。12款、１項公債費、１目元金4,153万1,000円の増額補正は、利率６％を超える公債費の補償金免除繰上償還に伴うものでございます。

55ページをお願いいたします。14款予備費に1,593万6,000円を増額いたしております。

以上で、議第88号についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　以上で、議第87号から議第110号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時22分　休憩

午前11時36分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第27　議第79号

○議長（大王英二君）　次に、日程第27、議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　平成22年９月定例市議会におきまして、厚生委員会に付託されました議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、３回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は前年度と比較して総収益が4.4％減の５億4,672万9,971円に対し、総費用が7.7％減の４億5,591万2,904円で、純利益が前年度より16.9％増の9,081万7,067円となっております。本年度投資された事業の主なものといたしまして、浪床地区導水管改良工事や人吉橋配水管添架工事、また、上原田町、中神町城本地区配水管改良工事等が行われ、そのほか、茂ヶ野水源地の保護地用地購入をされております。

給水戸数は前年度より１戸減少、給水人口は270人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.3％となっております。年間総配水量は前年度より0.7％、年間総有収水量0.2％、いずれも減少しております。有収率は84.34％で、前年度より0.46ポイント上昇しておりますが、今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

また、前年度の指摘及び要望事項に対する経過説明として、１点目の水道事業の健全運営を図るための、熟練技術職員からの技術の継承及び取得については、熟練技術職員の在職期間が少ないことから、日ごろの業務の中で、現在現場を通して若手職員に直接指導してもらい、実践的技術の向上に向け研さんしている。技術講習及び研修については、日本水道協会が実施する研修会及び各種講習会に積極的に参加し、平成20年度は11の研修会、平成21年度が14の研修会に出席し、基礎的技術力の取得に努めた。今後とも基礎的技術力の取得に必要な研修会・講習会に積極的に参加し、基礎的技術力の向上に努める。技術職員の育成と適正

配置については、水道事業の将来も見据え、人事担当課に積極的に要望していく。管網図マッピングシステムの整備と活用については、昨年12月に、若手職員を中心に管網図マッピングシステムの活用・運用を検討する10名からなる検討作業部会を立ち上げ、先進地研修を行い、現在は上水道管網図を紙情報で打ち出し、修正作業を行っており、今後とも管網図マッピングシステムの充実を図り、技術力を補完するシステムとして整備していくとの説明があっております。

２点目の施設の老朽化等により、今後多額の設備投資が予想されるので、人吉市水道ビジョンにのっとり、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、適正運用に努めることについては、給水開始当時の施設は老朽化し、順次更新時期を迎えている。特に原城配水地など更新に多額の経費を必要とする施設の更新時期も迫っているので、平成19年度から始めた建設改良積立金についても、平成21年度も計画どおり3,000万円の積み立てを行った。今後も水道ビジョンにおける基本計画、事業計画、財政計画に基づき、水道使用料が市民の急激な負担増とならないよう配慮しながら運営していくとの説明がなされております。

次に３点目の水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に努めることに対しては、長引く景気の低迷の中、失業など社会的要因により収納率の低下を招いているが、水道事業の適正な運営には財政基盤である水道料金の確保が最も重要であることを認識し、短期では納入できない滞納者に対しては、納入誓約書を取り、時効中断を行い滞納金の完納に努めた。なお悪質な滞納者には給水停止を強化し、滞納金の減少及び新たな滞納をつくらないように努めた。今後とも民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、滞納整理及び収納率の向上に努めるとの説明がございました。

水道事業は今後ますます、給水人口の自然減少や節水意識の高揚、それに近年の景気低迷における失業などの社会的要因により、給水収益の減少が予想されます。また費用の面でも施設の改良、修繕等の維持管理及び老朽施設や老朽管の更新等に多額の出費が見込まれております。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営について、引き続き公営企業の原則（経済性と公共の福祉増進）に沿って健全財政に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

１．水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性にかんがみ、熟練技術職員からの技術を早急に継承するとともに、新しい技術講習や研修を積極的に受講し、技術職員の育成と適正配置に努めること。また、管網図マッピングシステムの早急な整備と活用とともに非常事態にも速やかに対応できる体制づくりを強く要望する。

２．施設の老朽化等により今後多額の設備投資が予想されるので、人吉市水道ビジョンにのっとり、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、適正運用に努めることを要望する。

３．水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に努めることを要望する。

４．宅内給水の老朽化した管や経年劣化による設備については、不測の事故やトラブルが危惧されるので、広報等を通じて啓発活動を行い、団地等においては積極的に更新を行うよう要望する。

以上、厚生委員会に付託されました議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定については、慎重審議の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成８年度に水道料が約25％値上げされました。値上げ前の平成７年度の当年度純利益は2,864万円、値上げ後の平成８年度の当年度純利益は１億1,562万円、以後毎年約１億円近い額を続け、値上げ後14年目に当たる平成21年度も9,081万円となっています。値上げ前の平成７年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字が8,746万円で、これが平成21年度には４億2,634万円です。平成７年度の累積黒字に比べ、平成21年度にはその約4.9倍にもふくれ上がっています。25％値上げの根拠となった資料が値上げ可決した平成８年２月の臨時議会に配付されています。それによると、収益的収支の予測は、平成10年は6,355万円、平成11年は4,019万円となっています。ところが実際の決算では平成10年が１億5,073万円、平成11年が１億3,026万円となっています。このように25％値上げ後の実際の黒字は予測よりも非常に大きなものとなっています。

このように値上げ後の決算を見ていくと、平成８年度の値上げの妥当性には大きな疑問を感じざるを得ません。格差社会が叫ばれる中、市民の生活は本当に大変になっています。累積黒字の何割かは水道料の値下げによって市民に返すべきだったと思います。

以上のような見知から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で、討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。

議第79号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって議第79号は認定することに決しました。

日程第28　議第86号

○議長（大王英二君）　次に、日程第28、議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）（登壇）　平成22年９月第４回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、５回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部から前年度の指摘・要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成20年度においては１億4,176万円余りの黒字でありましたが、平成21年度においては6,171万円余りの黒字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは、14億9,452万円余りとなっております。

普通会計において、財政力指数は0.46で、前年度に比べ0.02ポイント低くなっております。実質公債費比率は11.4％で、前年度に比べ0.6ポイント低くなっておりますが、財政構造の硬直化が懸念されるところであります。経常収支比率は99.8％で、前年度に比べ0.5ポイント低くなっております。これは歳入経常一般財源である臨時財政対策債の増が要因であります。

歳入面については、引き続き主要一般財源である普通交付税の確保が厳しい状況にあります。また、歳出面については、今後さらに一部事務組合への支出、地域福祉施策の充実、主要施策の推進等の政策課題に係る財政需要の増大が予想されます。

よって、税や保険料のさらなる収納率の向上や各使用料等の未収金解消を図るため、税・使用料等の収納状況や滞納者等の情報共有や分析を連携して行うような収納体制を構築し、歳入の確保に万全を期されるよう望みます。

また、今後の財政運営にあたっては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、行財政運営全般にわたる改革を推進する必要があります。よって今まで以上に、財政状況をより正確に把握・分析し、効率的で持続可能な財政運営が行われるよう計画的・効率的な予算の編成、市民の信頼を損ねることのない誠実な事務処理・執行を

より強く望むものであります。

なお、指摘・要望事項は次のとおりです。

１．実施された緊急雇用対策事業の検証と分析を行い、各種団体と連携を密にし、さらなる離職者等の就業機会の創出や、中小企業制度融資の拡充等による景気向上のための対策を講じられるよう要望する。

２．職員の時間外勤務の執行状況を適切に把握し、職員配置の見直しを含めた業務の効率化と工夫改善が必要である。また、時間外勤務手当の適正な支給や心身の疲労回復のための週休日の振りかえ・年次有給休暇を適切に取得できる職場環境づくりに努めること。

３．一部事務組合等への支出においては、今後さらに増大することも考えられる。健全で円滑な運営のための事業規模の見直しや、市町村の負担割合の見直しも視野に入れ、国が示した「新地方行革指針」に基づき、改善を検討されるよう要望する。

４．人吉球磨地域交通体系整備特別会計においては、「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会」が設立され、事業計画を策定し、また「新たな人吉・球磨地域公共交通のあり方を検討する会」においては、赤字補てんシステムの再検討が行われている。今後、早急にこのシステムを確立し、人吉球磨広域行政組合で基金の管理を行うなどの経営安定化に向けた検討を行われるよう要望する。

５．税・使用料・負担金の収納については、一定の成果は見られるものの、厳しい状況が続いている。今後、関係部署間の滞納情報等の共有を行い、連携してさらなる収納対策に努めること。

６．国・県の諸制度における補助金の利用については、一部団体に偏ることなく、関係団体全体への内容周知を平等に行い、制度利用の機会均等を図られるよう努めること。

以上、６点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

この決算の農林水産業費には、川辺川総合土地改良事業組合負担金が含まれており、これに反対するものです。国営川辺川総合土地改良事業の計画から40年、この事業計画は、受益農家や自治体、農業振興を翻弄したあげく、凍結状態のままになっており、事業地域の高原

畑地の区画排水路、未整備の農道、水田500ヘクタールのうち、用水路未整備地240ヘクタールが手つかずのままになっています。国営事業地域内にある柳瀬西溝や飛行場用水路などは補修・改修さえ行われていません。このような状況の中、６市町村長会議は相良村受益農家に対し、農水省新案の事業説明会を行うことを決めています。

これを受け、柳瀬西溝掛かり農家代表と、飛行場水路掛かり農家代表からは11月15日に６市町村長会議あてに要望書を提出しており、利水事業不参加の意思は固いことを改めて表明し、身の丈にあった事業を要求しています。この柳瀬西地区の意思はこれまでも明確に表明されてきたことであり、６市町村長会議の態度は、農家が求める利水事業を引き続きおろそかにしようとするものです。

要望書の中では、この事業が一日も早く農家の益になる解決策を見出すよう、強く要望してありますが、そのためにも川辺川総合土地改良事業組合は一刻も早く解散し、農家が望む身の丈にあった利水事業を進めるべきだと思います。

以上のような見知から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決とします。

議第86号について、決算特別委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって議第86号は認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、議会運営委員長のほうから報告があり、決定しましたとおり、日程第３、議第87号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第６号）、日程第５、議第89号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第２号）、日程第７、議第91号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第９、議第93号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第11、議第95号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）、日程第13、議第97号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第15、議第99号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第17、議第101号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議第102号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議第103

号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議第104号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての11件につきましては、委員会付託を省略し、本日、本会議において直ちに審議、採決をいたします。

議第87号、議第89号、議第91号、議第93号、議第95号、議第97号、議第99号、議第101号、議第102号、議第103号、議第104号の11件について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第101号については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第101号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に反対の立場から討論を行います。

この議案は、人事院勧告による条例改正によって、職員の給与、期末勤勉手当などを引き下げるものです。全員協議会で出された資料を見てみますと、職員で１人当たりで平均年間７万5,000円引き下げられることがわかります。私が計算してみますと、12年前より職員１人当たり平均71万1,000円引き下げられることになります。人事院勧告は公務員の給与を民間の給与に合わせることを基本として、俸給表、手当の改定内容を決定しています。そこでなぜ、民間の給与が下がっているのかを考える必要があると思います。

1997年から2007年にかけて、日本は主要７国の中でただ１国だけ雇用者報酬が減っている、国民が貧しくなった国になってしまっています。労働者の雇用者報酬は279兆円から253兆円まで大幅に減っています。ところが同じ10年間に大企業の経常利益は15兆円から32兆円にまで大幅にふえ、内部留保は142兆円から229兆円にまでふえています。その原因は、この間の正規労働者の非正規労働者への大量の置きかえ、リストラと賃下げ、下請け中小企業の単価買いたたきなどによって国民から残酷な形で吸い上げたお金が、過剰な内部留保として蓄積しているからです。

このように、ごく一握りの大企業が富をひとり占めするこのシステムを大もとから改革しないと、日本経済のあすはないと思います。私はこのような状況の中で、政治が真っ先に行うべきことは、公務員の給与を引き下げることではなく、人間らしい雇用のルールをつくる、大企業と中小企業との公正な取り引きのルールをつくる、大企業、大資産家優遇税制に抜本的にメスを入れるなど、大企業の過剰な内部留保と利益を国民の暮らしに還元するルールある経済社会をつくることだと思います。

以上のような見知から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で、議第101号についての討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は分割して行い、条例案件を先に採決し、その後予算案件の採決を行います。

なお、議第101号の条例案件と予算案の７件については、起立採決といたします。

まず、議第101号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第101号は原案可決確定いたしました。

次に、議第102号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第102号は原案可決確定いたしました。

次に、議第103号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第103号は原案可決確定いたしました。

次に、議第104号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第104号は原案可決確定いたしました。

次に、議第87号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第87号は原案可決確定いたしました。

次に、議第89号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第89号は原案可決確定いたしました。

次に、議第91号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第91号は原案可決確定いたしました。

次に、議第93号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第93号は原案可決確定いたしました。

次に、議第95号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第95号は原案可決確定いたしました。

次に、議第97号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第97号は原案可決確定いたしました。

次に、議第99号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第99号は原案可決確定いたしました。

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（堀　秀行君）（登壇）　こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表す

ることを義務づけられております。この点検及び評価は、報告書の作成、議会への提出、それに公表することによる市民への説明責任を果たすことにより、教育委員会の責任体制を明確にするものでございます。

人吉教育委員会といたしましては、人吉市教育方針に基づき、平成21年度に実施しました主要な10の事業を選定いたしまして、学識経験者３名からの御意見を参考に、点検及び評価を行い、報告書を作成したところでございます。

この点検及び評価につきましては、市が導入しております事業評価のシステムに沿って、必要性、有効性、達成度、効率性の四つの観点で各事業を評価し、その評価をもとに、ＡからＤまでの４段階で最終評価を行っており、この評価を今後の事業展開の指標としてまいりたいと存じます。

さらにこの報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しておりまして、議員の皆様や市民の皆様への報告及び現状の課題の検証も行っております。学識経験者の方には、各事業に対しては、おおむね高い評価を受けておりまして、今後はさらに創意工夫を重ね、さらなる事業展開を期待するとの学識経験者としての意見だけではなく、市民目線の御意見も多くいただいたところでございます。

今後はこの報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様からの御意見並びに学識経験者の御意見を踏まえながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大王英二君）　本日は、これをもって散会いたします。

午後１時14分　散会

平成22年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成22年12月７日　火曜日

１．議事日程第２号

平成22年12月７日　午前10時　開議

日程第１　議第 88号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）

日程第２　議第 90号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）

日程第３　議第 92号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第４　議第 94号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第 96号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第 98号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第７　議第100号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第８　議第105号　人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第106号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第107号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

日程第11　議第108号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について

日程第12　議第109号　損害の賠償について

日程第13　議第110号　損害の賠償について

日程第14　一般質問

１．仲　村　勝　治　君

２．田　中　　哲　君

３．笹　山　欣　悟　君

４．福　屋　法　晴　君

５．井　上　光　浩　君

６．松　田　　茂　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

３．出席議員（20名）

１番　　松　岡　隼　人　君

２番　　井　上　光　浩　君

3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西　信八郎君
8番	松田　茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中　哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代　勝君
19番	簑毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君

健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
都市計画課長	山田　巧君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育総務課長	松岡誠也君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時12分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

その前に10時からの開会が遅れましたこと、大変申しわけございませんでした。

では、早速議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇）　おはようございます。

少し遅れましたので早めにまいりたいと思います。では、通告に従いまして一般質問をいたします。農林業行政から、鳥獣被害対策について。災害対策としまして、市庁舎の管理、庁舎の移転。市民の声としまして、防災サイレンの利用、市営住宅の給水についての順により質問してまいりたいと思います。

農林業行政から、鳥獣被害対策について質問いたします。ニホンジカについてはシカと表現いたします。回答のほうもシカと表現していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、11月初め総務文教委員会で行政視察を実施いたしました。この視察報告については下田代委員長より報告されますので視察の報告は省きます。私は総務文教委員として同行いたしました。その視察時の資料の中に、京都府綾部市の綾部市議会だよりが５部同封されていました。平成21年８月から22年８月までの定例会の議会だよりでございます。議会だよりの一般質問のページを見ますと、有害鳥獣駆除対策について毎回質問がされておりました。有害鳥獣駆除対策は、全国どこに行っても市民生活に直結した切実な問題であると感じました。

人吉の鳥獣被害は、イノシシ、サル、シカ、カラスなど、山林や畑の作物、樹木に被害を与えています。質問でございますが、過去３カ年間、平成19年度、平成20年度、平成21年度のイノシシ、シカ、サルによる被害についてと、有害鳥獣駆除実績についてお尋ねいたします。

まず、被害面積、主な作物、被害額、被害の状況。駆除実績については、シカを頭数調整と駆除に分けた数で出してから合計数をお願いしたいと思います。

以上で、１回目を終わります。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、お答えいたします。

過去３年間のイノシシ、シカ、サルによる被害面積、被害額、主な作物、被害状況はということでございますが、まず平成19年度の被害面積はイノシシ1,850.5アール、シカ1,383アール、サル143.7アール。被害額につきましては、イノシシ1,513万円、シカ2,441万円、サル258万円となっております。主な作物といたしましては、飼料作物、野菜、たばこ等の工芸作物、水稲、タケノコなどに被害が出ておりまして、その被害の状況としては、どの作物においても収穫時期における食害が主なものでございます。主な作物、被害状況につきましては３年間ともほぼ同様な被害状況となっておりますので、以降については省略させていただきます。

次に、平成20年度の被害面積でございますが、イノシシ1,504アール、シカ930アール、サル864アール。被害額につきましては、イノシシ1,480万5,000円、シカ1,008万円、サル466万円となっております。

最後に、平成21年度の被害面積は、イノシシ1,628アール、シカ5,233アール、サル907アール。被害額につきましては、イノシシ3,433万1,000円、シカ3,600万4,000円、サル505万8,000円となっております。

また、有害鳥獣駆除実績ということでございますが、平成19年度はイノシシ23頭、シカ240頭、サル２頭となっておりまして、シカの240頭は駆除捕獲による実績となっております。

平成20年度は、イノシシ33頭、シカ900頭、サル８頭となっておりまして、シカ900頭の内訳は駆除捕獲400頭、狩猟期間内の頭数調整捕獲480頭、直接県へ報告があったものが20頭となっております。

平成21年度はイノシシ32頭、シカ1,436頭、サル20頭となっておりまして、シカ1,436頭の内訳は駆除捕獲610頭、頭数調整捕獲826頭となっております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　イノシシとサルについては大体毎年同じ捕獲数であるようでございますが、シカについては19年度240頭、20年度が900頭、21年度が1,436頭。19年度は駆除捕獲のみ、20年度から駆除捕獲と頭数調整で900頭、21年度は同じ駆除捕獲と頭数調整で、1,436頭と大幅に増加しているようでございます。

それでは２回目の質問に入りたいと思います。駆除捕獲と頭数調整捕獲に対しまして、人吉市では有害鳥獣駆除事業報償費を交付しております。平成21年度は、シカが1,436頭と捕獲が増加いたしました。捕獲報償費は、シカが１頭当たり8,000円、サルが１頭当たり３万円、カラスが１羽当たり1,000円が交付されます。イノシシは報償費がございません。21年度有害鳥獣駆除事業報償費は、決算書によりますと827万2,000円でございます。単純に計算

してみますと、シカ１頭当たり8,000円×1,436頭で1,148万8,000円、サル１頭当たり３万円×20頭分として60万円、合計しますと1,208万8,000円となります。決算額との差が約381万6,000円ぐらいということですが、この21年度の有害鳥獣駆除事業報償費の内訳をお尋ねいたします。また、捕獲したシカ、サルの確認方法についてもお尋ねいたします。

以上、２回目を終わります。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

本市が行っております有害鳥獣捕獲に対しての報償費でございますが、県が２分の１、本市が２分の１を負担する割合で、シカにつきましては１頭当たり8,000円、サルにつきましては１頭当たり３万円を上限として交付しております。また、カラスにつきましては、市単独で１羽当たり1,000円を交付しておりまして、イノシシにつきましては報償費の対象外というふうになっております。平成21年度はシカ880頭分の報償費を予定しておりましたが、結果的には1,436頭の捕獲実績がありまして、狩猟期間の前までに捕獲された610頭については１頭当たり8,000円の報償費を駆除後に支払いましたが、狩猟期に入り826頭の捕獲があり予定頭数を大幅に上回ったことから、捕獲頭数による分配を行い、１頭当たり2,600円の支払いとなっております。この１頭当たり2,600円の報償費の単価につきましては、事前に猟友会人吉支部の分会長会議を開き、捕獲頭数が上まわった場合の対応を検討していただいたところ、狩猟期に入ってからの報償費については捕獲数により分配を行うという結論を出していただきましたので、その2,600円という数字で分配したわけでございます。

その結果、平成21年度の報償費はシカが1,436頭で702万7,600円、サルが20頭で60万円、サルの追い払い活動費で62万4,000円、カラスその他で２万400円、合計の827万2,000円となっております。

また、捕獲したサル、シカ、カラスの確認方法ということでありますが、平成21年度はシカはあご骨、サルはしっぽ、カラスは左足により確認を行っております。シカについては他県と協議を行い、宮崎県と鹿児島県と同様に平成22年度からはしっぽに変更しようということになっております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　報償費の8,000円から2,600円という差で大きく下がっておりますが、今、回答された話し合いの結果ということなので、大体予算の範囲内かなということでございますが、捕獲隊の有害駆除に対する意欲、士気にも影響しますので、今後は足りないという部分は補正予算で対応していただくよう要望しておきたいと思います。

それでは、次の３回目の質問に入りたいと思います。有害鳥獣駆除事業委託料について質問いたします。人吉では、シカ専従駆除隊１隊と各校区に駆除隊８隊が編成されております。サル専従駆除隊には市が出動要請しますと１回に4,000円が交付されます。各校区の駆除隊

には年５万5,000円の委託料が支払われております。シカ専従駆除隊には委託料がございません。シカ専従の駆除隊にどうして委託料がないのか。駆除隊が結成された経過と人員、それと活動状況をお尋ねしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

シカ専従駆除隊は平成15年に農作物や山林へのシカ被害が出始めたにもかかわらず、シカを捕獲する方が少なかったという状況から、県のほうで設立された駆除隊でございまして、委託料の支払いは平成15年と16年度の２カ年のみというふうになっております。現在のシカ専従駆除隊の隊員数は７名となっており、活動状況としては駆除期間内の１回の活動につき必ず２名以上での活動ということで行っていただいております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　県の設立ということでございますが、人吉の鳥獣被害防止計画が平成20年度に作成されましたが、対象鳥獣はイノシシ、カラス、サル、シカ、計画期間は平成20年度から平成22年度まで、対象地域は人吉全域となっております。

次の３点について質問いたします。平成23年度から鳥獣被害防止計画は策定されるのか。２番目、サル、シカの権限委譲はどうされるのか。３番目に鳥獣被害対策実施隊は設置するのかについてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

鳥獣被害防止計画でございますが、鳥獣被害防止特措法により計画期間の第１期が平成20年度から22年度まで、第２期が平成23年度から25年度までとなっており、第２期の計画につきましては現在策定中でございます。サル、シカの捕獲に関する権限委譲につきましても計画の中に盛り込み、平成23年度から権限委譲を受ける計画でございます。また、鳥獣被害対策実施隊の設置についてでございますが、鳥獣被害対策実施隊の隊員は、市町村長が市町村の職員から指名する者、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから市町村長が任命する者などとなっており、鳥獣被害対策実施隊は非常勤とするということになっております。

現在、本市には８駆除隊と二つの専従駆除隊がございまして、有害鳥獣被害が発生するおそれがある時期に駆除ができるよう許可証・従事者証の交付を行い、いつでも出動できるようにしております。このように、有害鳥獣の被害に対して迅速な対応を取る体制は、既に構築しているというふうに思っておりますので、鳥獣被害対策実施隊を新たに設置する計画は現在のところ考えておりません。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　鳥獣被害対策実施隊は設置せずに８駆除隊と二つの専従駆除隊を活用

するということでございますが、権限委譲をされれば被害に対して素早く対応することができるかと思います。権限委譲を受けたらしっかり活動してほしいと思いますが、シカの専従駆除隊は――その前に済みません、鳥獣被害対策の実施隊を設置しないということでございますので、現在のままの駆除隊でいくならば、シカの専従駆除隊には委託料は予算が計上されておりませんので、シカの被害額が19年度が2,400万円、20年度が1,000万円、21年度が3,600万円の被害額でございます。シカの専従駆除隊に予算をつけて委託料を払っていくような方向で、これは要望としてお願いしておきたいと思います。シカの被害額も大変大きいようでございますので。

次に、また質問をいたします。有害駆除について特別措置法が出ておりますが、鳥獣被害防止特別措置法の第４条第２項第７号に捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項というのがございまして、現在の処理方法は一部食肉として利用され、その後は埋設処理ですか、埋めてしまうわけでございますが、同法第10条にシカ、イノシシの処理方法として解体処理工場が建築できるような事項がございます。人吉市としては、21年度に1,436頭ございますので1,000頭以上も捕獲すれば解体処理場が必要ではないかと考えます。人吉市としては五木村、球磨村が建設しております捕獲獣の解体場のような施設ができないかということでお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

球磨郡内の他町村が建設しました捕獲獣の解体処理施設を建設できないかということでございますが、現在、今おっしゃいましたように球磨郡では五木村と球磨村の二村において建設されております。二村とも年間捕獲頭数が、捕獲頭数の10％から20％の持ち込みしかないという厳しい現状がありまして、また加工製品の販路の確保にも苦慮されている状況にあるようでございます。

捕獲後の持ち込みにつきましては、保健所からの指導によりまして、夏場は捕獲後30分以内、冬場は捕獲後１時間以内に解体処理施設への持ち込みを行わなければならないというふうに指導されておりまして、奥山で捕獲されたものを解体処理施設まで直ちに搬入するというのは非常に厳しい状況でございます。本市としましてもこのような状況を踏まえまして、このような解体処理施設の建設は非常に厳しいというふうに思っておりますので、現在のところ建設する計画はございません。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　鳥獣の処理場ができないということになりますと埋設だけになりますが、それで一応経過を見てみらなければならないかなと、私は今、考えましたので今後の推移を見てみたいと思います。

昔は人家近くは里山ですっきりしてきれいだったのが、今は減反で田んぼがつくられず荒

れ果ててしまっております。言えば、奥山のようになってしまいました。そこに、サル、シカ、イノシシが来て遊び場みたいに利用して、夜は人家近くの家庭菜園で食べて腹をいっぱいして、帰り道は農道を通って山に帰っていくというような状態でございます。動物にしてみれば、きょうはこっちの里、あしたはあっちの里と、収穫間際の作物を食い散らしていくような状態です。私の近くの人吉インターチェンジの近く、鬼木川でもイノシシが遊びに出るような状態です。私は目撃したわけでございますが、犬に追われたシカが広域農道のところを走って逃げていくような状態でございます。大変鳥獣がふえております。

それで、現在人吉市にはわなが５個あるそうでございますが、もっとこの数をふやして被害があれば素早く貸し出しできるような体制をつくってほしいと思います。また狩猟免許試験は年に一回しかございませんが、この試験のあるときを広報等で十分住民に周知していただきたいと思います。そして、誰でもが狩猟免許が取れるような、講習会とか研修会こういうものを実施していただきたいと思います。さっきお答えになった平成23年度から策定される鳥獣被害防止計画にこのようなこともしっかりと盛り込んでいただいて、権限委譲もされることですから素早く対応できるような防止計画を立ててほしいと思います。

以上で鳥獣被害については終わります。

次に、市庁舎の管理について質問いたします。人吉総合病院は医療施設耐震化臨時特例交付金により、耐震性のある医療施設に建てかえられます。熊本県球磨地域振興局は耐震補強工事がされ、建物の周囲は鉄骨で囲まれてしまいました。市内小中学校も耐震化整備事業で補強工事が完了したようでございます。市庁舎は建築から約50年が経過しております。建物の劣化が激しいと思います。市庁舎の管理をしていく上で重要なのは、地震に強い建物であるのが一番だと思いますが、鉄骨の補強工事はできないかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、仲村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、市庁舎につきましては、先の平成19年３月まで御審議いただきました市庁舎建設に関する特別委員会による検討・検証を尊重しながら検討すべきものと考えております。それを踏まえた上でのお答えとさせていただきたいと存じます。

庁舎の耐震補強はできないかという御提案の御質問でございますが、市役所本庁舎は昭和37年に建設された鉄筋コンクリート造の建物でございます。議員がおっしゃいますように建築から約50年を迎えたわけでございますが、耐震診断につきましては平成13年度に実施をいたしております。この診断で、１階及び２階の耐震性が不足しているということが確認をされており、その主な要因は、まずコンクリート強度の低下や数多くひび割れなどの経年劣化、次に有効な耐震壁の不足、さらには柱、鉄骨量の不足の３点でございました。したがいまして、仮に耐震改修を行う場合の方法といたしましては、劣化の補修及び今後の劣化に対する対策、並びに多くの鉄筋コンクリート耐震壁の設置ということになろうかと思います。

議員のお尋ねの鉄骨による耐震改修につきましては、詳細な検討はいたしておりませんので正確に申し上げることはできませんけれども、一般論として技術的には可能であるものの鉄骨を張り巡らせてもなお、耐震壁を執務室を横断する形で設置をする必要があることが考えられます。しかしながら、平成13年度実施の耐震診断の評価結果によりますと高額の費用を費やすこととなる改修の効果は低いものとなり、改築を進めると結論づけられているところでございます。

また、耐震改修に際しましては、基礎工事などを行う際に必要な文化庁の史跡現状変更等許可申請を行うことになりますけれども、昭和59年の史跡人吉城跡保存管理計画書の中で庁舎の移転について触れていることからも、大変ハードルの高い申請になると思われます。したがいまして、議員御提案の鉄骨による耐震工事も含め、改修は困難と判断いたしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　結論として改修はできない、困難であるということでございますので、次の質問に入りたいと思います。

市庁舎の移転について、改修ができないならば市庁舎を移転すべきじゃないかと考えますので、市庁舎の移転について質問いたします。これは市長の方で回答をお願いしたいと思います。市庁舎の移転は市民の最大の関心事であり、市の財政にとっても重要なことと思います。さる11月25日、カルチャーパレス小ホールにおいて人吉市長ローカルマニフェスト検証会が人吉青年会議所の主催で開催されました。田中市長のローカルマニフェストには市庁舎移転の項目はありませんので検証もされませんでした。市民の関心が最も集まっている市庁舎の移転について、なぜローカルマニフェストの項目に上げられなかったのかをお尋ねいたします。

また、現在第５次総合計画が策定に向けて準備がされております。この総合計画の中では市庁舎の移転計画が上げられるのか、またどのような位置づけになるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　皆さん、おはようございます。

マニフェストになぜ上げなかったのかという理由でございますけれども、もう議員御承知のとおり平成19年３月、私が就任する前に立山勝徳委員長のもと、特別委員会で一定の方向性が示されているという中でございます。ただ、その中でも、いわゆる結論には最終的には至っていないというのが現状ではなかったかというふうに当時を振り返って思うところでございます。よって、そういう状況の中にある中で、あえてマニフェストには上げなかったということでございます。

それから、今後の総合計画ということでございます。５年それから10年先を見越しまして

人吉市独自の総合計画を策定していかなければならないというふう思っておりますが、当然この市庁舎移転に関しましても、その総合計画の一つのテーマであるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　ただいま市長から回答を受けましたが、独自の総合計画でテーマに上げていくということでございますので、議会のほうにも提案されますので、そのときしっかりとした議論をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次の市民の声でございますが、防災サイレンの利用でございます。願成寺墓地公園に建設されています防災サイレン、吹鳴装置というそうでございますが、12時と６時に放送されております。この放送は騒音が混じって非常に聞きにくいという苦情がございまして、近くの人は電話も聞こえず、子供が眠っていても起き出すようなことがあるそうでございます。放送するテープが悪いのか、スピーカーが悪いのか調査して、故障ならば修理はすぐできるのかをお尋ねしておきます。

○総務部長（坂崎博憲君）　議員の御質問にお答えをいたします。

防災サイレン吹鳴装置は、災害時の避難警戒情報等を市民の皆様へ伝達する目的で、昭和63年から平成７年度にかけて市内８カ所に吹鳴装置、屋外のスピーカーを設置をいたしております。現在、これらの機器の作動確認をするために正午と午後６時にメロディーを放送しております。曲目は正午が旅愁、午後６時が夕やけ小やけでございます。設置箇所は下林町の人吉下球磨消防組合消防本部、願成寺町の願成寺墓地、蟹作町東間コミュニティセンター、瓦屋町の村山公園、下原田町八王子神社、大畑町の第三中学校付近の国道沿い、蓑野町では消防団第六分団第二部の詰所、西間下町蓬莱山の配水池の８カ所でございます。

議員の御質問は、願成寺墓地公園に設置してある吹鳴装置の音声が悪いとの御指摘で、故障しているのではないかとの御質問でございますが、この件に関しましては市民の方からも直接お尋ね等もあっており、確認を行いまして、調子が悪い、音程が一定しない、雑音が入るということは把握をしているところでございます。これらの機器は市民の皆様へ重要な情報を伝達する機器でございますので、既に業者へ故障の原因や修繕内容、見積もり等を依頼をしておりますので、早急に対応してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　早急に対応していただくそうですので、よろしくお願いいたします。

次の市民の声から、市営住宅の給水についてをお尋ねいたします。市営住宅は建築後約30年が経過した建物が多くあります。これらの建物には傷んだ箇所も多くあるそうですが、壁の亀裂は補修されております。また、階段には今、手すりがつけられ、階段の上り下りもし

やすくなったと高齢者の方は喜んでおられます。先月、市営住宅の最上階に住む人が、風呂や湯沸かし器に使う水の出が悪いということで事例が報告がされました。この水の出が悪いということについて、改善される考えがあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市営住宅の最上階におられる入居者の方々には御不便をおかけいたしております。市営住宅の給水方式は、屋上に設置してあります高架水槽に上水道本管からポンプアップをして、そこから各住戸へ水槽と蛇口との高低差による水圧、いわゆる落差水圧によって給水しているものでございます。したがいまして、最上階において水圧が低い原因は高架水槽の高さが低いことによるものでございます。水圧の改善についてでございますが、橋梁などと同じように市営住宅におきましても長寿命化計画を策定して改修改善を行ってまいりたいと考えておりますので、最上階部分の水圧のことを含め、老朽化している給水施設全体の改修を初めとした住戸改善を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら市営住宅も多数ございますので、特に水圧の低い団地につきましては早急に対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）　早急にされるそうですので、よろしくお願いしたいと思います。

今の質問で私の質問はすべて終わりましたが、今回、私が質問したのは人吉市の鳥獣被害防止計画、また総合計画、また住宅の長寿命化計画ですか、いろんな計画はすべて市民に密着した重要なことでございますので、いずれもしっかりとした計画に従って進めていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたしまして私の質問は以上で終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分　休憩

午前11時07分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

坂崎総務部長のほうから発言の訂正の申し出があっておりますので、それを許可いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　先ほど仲村議員の防災サイレンの設置箇所の御質問に対する答弁の中で、「蓑野町消防団六分団二部の詰所」ということで申し上げましたけれども、正確には「古仏頂町の消防団五分団二部の詰所」でございました。したがいまして、訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（大王英二君）　では、そのように取り計らいをいたしたいと思いますのでお願い申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。今回は２点ほど通告しております。１点目は水道事業の諸問題ということで、２点目は県道人吉水俣線についてでございます。それぞれ一般質問の通告書の要旨に沿って質問したいと思います。

では、通告に従いまして質問いたします。１点目の水道事業の諸問題についての質問でございます。その１回目は、水道水源の保護についてでございます。多武水道局長初め水道局職員の皆さん方には、常に市民に低廉で清浄な水道水の安定的供給のために、先頭に立って努力していただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

ところで、人吉市の上水道の水源地は３カ所の茂ヶ野水源、古仏頂水源、井ノ口水源と３カ所ありますが、茂ヶ野水源については以前、水源の上流地区にワイナリーを中心とした観光施設の開発が発表され、水源に影響が心配されるということで、地下水の流下状況、水脈の調査が市の委託業者によってなされたところでございます。調査結果の成果表まで作成されたことは記憶に新しいところでございます。その後、開発行為は頓挫し消滅したわけでございますが、記憶をたどりますとそれ以前には九州縦貫道の加久藤トンネル工事による地下水の噴出事故、もう少しさかのぼればバブル期の平成の初めのころは大規模なリゾート開発や観光農園施設等の開発行為も計画されたことも思い出します。また、井ノ口水源では、山江村の農業集落排水事業の処理施設の処理水が水源近くの河川に放流されるということで、市の負担で処理水を原田台地に上げて、迂回させて下流に放流している現実がございます。古仏頂水源は、周りが善意のといいますか理解のある山林所有者によって守られているというのが現実ではないでしょうか。

そこで、最初に３カ所の水源の水脈というものは水理地質学上わかっているのでしょうか。それと、水道水源に影響を及ぼすと水道局で検討された事例、事故等はあるのでしょうか。また、今まで水道の水源を保護するためにどういう施策を行ってこられたのか質問をいたします。

○水道局長（多武芳美君）　こんにちは。１回目の御質問にお答えいたします。

３カ所の水源の地下水脈は水理地質学上わかっているのかという御質問でございます。まず、茂ヶ野水源及び古仏頂水源の地下水脈でございますが、昭和53年及び平成15年に地下水調査報告、涵養域の報告がされておりまして、その報告書によりますと、本市とえびの市との県境、加久藤山地の広大な面積を占める肥薩火山岩類を覆う森林地帯に降った雨水が節理などの割れ目を通って地下に浸透し、下位の人吉層や四万十層からなる不透水層で支えられ、その水脈は古仏頂と出水との中間付近で二つの水脈に分かれ、それぞれ茂ヶ野、古仏頂水源に達し、湧水しております。地下水の涵養域は南端、南の端はえびの市との分水界付近まで及ぶものと考えられております。

井ノ口水源につきましては、平成３年に調査報告されておりまして、それによりますと万江川の旧河川敷地帯の砂れき層に滞水しております不圧地下水と考えられております。

次に、水道水源に影響を及ぼすと検討された事例、事故はあるかとの御質問でありますが、今、議員が申された事例がほとんどのようでございます。

次に、水道の水源を保護するためにどのような施策を行ってきたかとの御質問でございますが、茂ヶ野水源地におきましては、茂ヶ野水源地周辺の隣接地を保護地として平成19年度から用地取得いたしておりまして、平成21年度までの保護地取得合計面積は21筆４万8,564平方メートルとなっておるところでございます。古仏頂水源地におきましては、水源保護地として平成14年度に１筆1,709平方メートルを取得いたしております。井ノ口水源地におきましては、水源地周辺が住宅地、農業用地となっているため保護地購入等の対応は行っていないところでございます。

以上、１回目の御質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　２回目でございますが、昨今のこの不確実な世の中にあって、またいろいろな情報が瞬時に行き交う時代には、今まで思いもつかないような事件、事故等も発生するわけでございます。よもやと思いますが、故意に、また過失に限らず水源に影響を及ぼす行為、それに水源を狙ったいたずらとか明快な目的を持ったテロルの問題も心配でございますが、それらを防止するために監視カメラとか動体感知装置も必要に思われますが、どう考えておられるのかお尋ねします。

また、最近よくマスコミで報道されます水源水脈を狙った土地の買い占め等の問題も心配でございます。そこで、そういった事例がよそにあるのかどうか、また、その対応策はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　２回目の御質問にお答えいたします。

本市では水源を狙ったいたずら行為等はございません。また、水源地進入対策といたしましては、水源への立ち入り防護柵の設置及び補強、また施錠等を行っております。また、各水源地、各配水池を職員によるパトロールを行っておりまして、今後も水源に影響を及ぼす行為等を防ぐための整備、パトロールを引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、監視カメラ、人感センサーの設置につきましては今後検討を行ってまいりたいと存じております。

水道水脈を狙った土地の買い占め等の事例につきましては、全国レベルでは新聞やテレビ等で特集を組んでの報道がなされておりますが、熊本県農林水産部森林整備課にお尋ねしましたところ、県内市町村、森林組合等に調査を行ったが、現段階県内での買い占め等の事例はないとの御回答でございました。外国資本等による水源地を狙った森林の買収に対する対策等でございますが、熊本県など関係機関からの情報収集に努めるとともに、水源地周辺の

必要な土地につきましては水源地保護地として取得も必要ではないかというふうに考えております。

以上、２回目の質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　３回目でございますが、ことしの４月に宮崎県で発生した口蹄疫の問題では人吉に飛び火しないように厳戒態勢が敷かれ、牛や豚の移動制限、市場出荷停止と、畜産農家の皆さんにとっては大変心配されたことと思いますが、この口蹄疫が人間には感染しないのは広く知られているところでございます。

しかし、今回の宮崎県の口蹄疫問題で水道の水で口蹄疫ウイルスが感染を起こした事例とか、また水を介しての感染事例はなかったことから、水の中では生存できないとか、また強い酸性の水やアルカリ性の水には弱いものの普通の水の中では生存するといった情報が錯綜しています。

そこで、この口蹄疫のウイルスは水道水の消毒液次亜塩素酸ナトリウムで死滅するのでしょうか。また、ほかの人体に悪影響を及ぼす病原体の細菌等は、現在の消毒体制で安全なのかお尋ねいたします。それに、化学性の物質またはダイオキシンや農薬等の混合にはどう対処されているのかもお尋ねいたします。また、水質検査はどこの場所の水を抽出し、どのくらいの頻度で、どういう人が抽出され、検査はどこの機関が行っておられるのかもお尋ねします。また、水道局の安全管理上の体制はどうなっているのかもお尋ねします。

○水道局長（多武芳美君）　それでは３回目の御質問にお答えいたします。

まず、口蹄疫のウイルスは水道水の消毒液次亜塩素酸ナトリウムで死滅するのかという御質問でございます。なお、ウイルスの場合は専門的には死滅という言葉は言わないようでありまして、ウイルスの不活化というようでありますので、死滅と同意義で不活化と表現させていただきます。熊本県城南地区家畜保健衛生所にお尋ねしましたところ、口蹄疫ウイルスを不活化させるためには次亜塩素酸ナトリウム濃度３％で不活化するということでございました。本市の次亜塩素酸ナトリウム濃度は0.1から0.3㎎／１（ミリグラムパーリットル）でございますので、本市の濃度では不活化しませんが、城南地区家畜保健衛生所のお話では水道の水では口蹄疫ウイルスが感染を起こした事例、または水を介しての感染事例は現在のところ報告がないという御回答でございました。

次に、人体に悪影響を及ぼす病原体の細菌等については、現在本市が水道法基準で行っております次亜塩素酸ナトリウムにおける消毒で、水道法の水質基準を十分にクリアいたしておるところでございます。しかしながら、塩素系に強い原虫等も近年発生している自治体も報告されておりますので、厚生労働省の指針に基づき毎月１回塩素系に強い原虫等の指標菌検査を行い、水質のチェックを行っております。

次に、ダイオキシンや農薬の混入にはどう対処されているかとの御質問でございますが、

ダイオキシンの濃度につきましては、人吉球磨広域行政組合で毎年１回茂ヶ野水源地、赤池配水池で計測されておりまして、異常値があれば通報いただく体制をとっております。農薬の混入につきましては、50項目の農薬濃度検査を年に１回行っており、また農薬等の混入等がないよう各水源地、各配水池を職員により見回りを行っておるところでございます。

次に、水質検査は検査項目、検査頻度、検査箇所等を定めた水質検査計画を策定いたしまして、その計画に基づき検査を行っております。その内容でございますが、まず原水、滅菌する前の水でございます原水につきましては、各水源地におきまして水源地の水を水道局の担当職員が採水いたしまして、水道法で義務づけられている39項目と本市独自の３項目、これは電気伝導率、大腸菌、嫌気性芽胞菌の水質検査を年に１回、そして大腸菌と嫌気性芽胞菌におきましては、毎月、厚生労働大臣登録機関であります社団法人熊本県薬剤師会医薬品検査センターに委託し検査を行っております。一方、浄水、浄水というのは滅菌後の水でございます浄水につきましては茂ヶ野水源の水は蟹作町の給水栓で、古仏頂水源の水は相良町の給水栓で、井ノ口水源の水は井ノ口町の給水栓で、それぞれ水道局の担当職員が採水し、原水と同じ社団法人熊本県薬剤師会医薬品検査センターに委託をし、検査を行っております。その検査項目と検査頻度は、９項目については毎月、27項目については３カ月ごと、50項目を年に１回検査いたしております。また、水道水に異常がないこと及び消毒の効果を確認するため、毎日の検査を実施いたしております。各水源系統ごとに１カ所ずつ、計３カ所の給水栓において、色、濁度、残留塩素、水温について、毎日検査を行っております。

次に、水道局の安全管理体制はどうなっているかとの御質問でございますが、水道施設の管理につきましてはテレメーターシステムで24時間監視体制を敷いております。その監視の内容といたしましては、まず水質監視については各水源地の濁度とｐｈ、各配水池の残留塩素を監視いたしております。施設の状況監視については、各水源地、各配水池の推移、流量等を監視対象とし、ポンプ施設におきましては電圧、電流はもとよりポンプ運転状況、受水槽水位等も監視いたしております。15カ所のそれぞれの監視データを中央管理室で一括管理しており、異常が発生した場合、通報システムにより速やかな対応ができる体制となっております。

以上、３回目の質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　４回目でございますが、ただいまの口蹄疫ウイルスについての答弁がございまして、今までに水道の水で口蹄疫ウイルスが感染を起こした事例とか、また水を介しての感染事例はないとの答弁でございました。この問題は直接水道局の担当部署ではないだろうと思いますが、しかし答弁では水道水で口蹄疫ウイルスを死滅させるためには、現在、人吉市の上水道の次亜塩素酸ナトリウムの濃度つまり0.1から0.3㎎／１（ミリグラムパーリットル）の濃度を３％にしなければいけないということでございます。これは、つまり濃度

を１万倍に上げなければ死滅しないということになります。ただ、言葉のひとり歩き、数字のひとり歩きには厳に慎まなければいけませんが、これは大変重要な答弁であろうと思います。普通の水で生存し、現在の水道水では口蹄疫ウルスが死滅しないということは、これは防疫上、畜産農家のみならず市民みんなが認識しなければならない大変な重要な答弁だろうと私は思っております。また、局長の答弁では水質の検査項目や水質サンプルの抽出箇所等答弁いただき、それらの細菌等物質ほとんどが、水道局が水道法基準で行っている消毒液次亜塩素酸ナトリウムで水道法基準の水質がクリアできるとの説明でございました。

そこで次に、化学的物質が故意・過失を問わず混入されたとき、その異常値を知らせる装置があるのかどうか。また緊急給水停止は可能なのかどうか、お尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　それでは４回目の御質問にお答えいたします。

化学的物質が故意・過失を問わず混入されたとき、その異常値を知らせる装置があるかとの御質問でございます。まず、人吉市の水道局テレメーターシステムでは、水質におきましては先ほども申し上げましたが、濁度、ｐｈ、残留塩素の以上を見知した場合、24時間体制で通報するシステムになっております。また末端の水におきましては毎日の検査を行っておりますので、水質に以上ある場合は検査先から通報が来る体制になっております。

また故意・過失を問わず混入される行為を未然に防ぐためにも、水源地への立ち入り防護柵、施錠等、また職員による監視パトロールの防護対策を今後も続けてまいりたいと思っております。

また、緊急給水停止は可能なのかということでございますが、各水源地、各配水池のバルブを閉めて給水停止を行うことは可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　５回目でございますが、ただいま説明いただきましたが、厚生委員会は、11月に行いました厚生委員会の行政視察先の福井県の敦賀市においては、水源保護条例を策定しているという説明を受けたところでございますが、このような水源保護条例は全国の水道事業体のうち、どのくらいの水道事業体が制定しているのか、また制定されている理由はなぜなのか。それから水源保護条例が制定された場合、どういう問題が想定されるのか。また、水源保護条例を制定して条例の規制対象になった事例はどういうものがあるのかどうか。それに、現在の水道法では水道施設に対して損害等を与えた場合、どういう罰則規定があるのかなどをお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　それでは５回目の御質問にお答えいたします。

まず、水源保護条例は全国の水道事業体のうち、どのくらいの水道事業体が制定しているのかとの御質問でございますが、厚生労働省水道課の資料におきましては、ちょっと古い資料でございますが平成19年３月現在におきまして、全国で1,330の水道事業体のうち160市町

村が水源保護条例を制定いたしております。なお、熊本県下14市では水俣市、菊池市が条例を制定しておりまして、熊本市につきましては地下水保全条例という形で制定されております。

次に、制定している理由でございますが、水源の枯渇防止、水質保持の観点から制定されているようでございます。

次に、制定された場合どういう問題が想定されるのかという御質問でございますが、水源保護区域、規制対象事業の指定など、またそのほかの法律等との調整が考えられるところでございます。

次に、制定して条例の規制対象になった事例はあるのかとの御質問でございますが、他の事業体におきましては産業廃棄物処理施設が規制対象となっている事例がございます。

次に、水道法ではどういう罰則規定があるのかとの御質問でございますけれども、水道法第51条で水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者、またみだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者に対しましては、懲役または罰金の罰則規定がございます。

以上、５回目の御質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　６回目でございますが、人吉市でこの水源保護条例を制定しようとするとどういうことが課題となると思われるのか。また水道局として、よその自治体の水源保護条例をどのように評価されておるのか。そして、人吉市での必要性についてはどのように思われておるのかをお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　６回目の御質問にお答えいたします。

まず、水道保護条例を制定しようとする場合の課題でございます。水源保護区域の規制内容、水源保護区域の範囲指定、規制対象事業の指定等が課題となるようでございます。このため、地元住民の御理解はもとより人吉市全体の問題として十分に検討する必要があろうかと考えております。

続きまして、他市の水源保護条例をどのように評価されているのかという御質問でございますが、水道保護条例を制定されている各自治体におきましては、それぞれの水源の特性、目的にあった水源保護条例を制定されていると思っているところでございます。

本市での水源保護条例の必要性についてでございますが、本市の水道水も自然の恩恵にあずかっているところでございます。安心・安全な水を安定的に供給するためにも、水のありがたさというものを痛切に感じておるところでございます。また、最近の外国資本による日本の森林の買収事例については、マスコミ等にも取り上げられておる状況でございますので、他市の状況、社会情勢を見ながら今後十分に検討してまいりたいと存じております。

以上、６回目の御質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　７回目でございますが、ただいま市の考え等を答弁いただきました。財産権とか私権との絡み等の難しい問題も考えられますが、水源を守るためには人吉市独自の保護条例も考えられると思います。水源の枯渇、汚染等から守るために、また市民の上水道の水源保護に対する啓発向上のシンボリックな意味合いにおきましても、水源保護条例の検討をお願いしておきたいと、このように思っております。

次に、上水道の給水区域内で既設の配水管から離れた土地で数件分の宅地造成をされている方から、造成地までの給水装置工事の申込みをしたら、給水装置工事申請者で既設の配水管まで迎えに来てくれと、つまり申請地までの工事は申込者費用で行ってくださいと言われたということでございます。私も現場を見てみますと、既設の配水管からそんなに離れてもいないし、将来数戸の分譲住宅ができたら水道収入も見込めると思うわけでございます。何より給水地区でございますので、水道事業者としては市民に給水義務があると思いますが、申請地までの工事は申込者費用で行ってくれと言った理由はどこにあるのでしょうか、お尋ねいたします。また、その根拠法はどうなっているのかもお尋ねします。今までにもこういう事例があったと思いますが、どういうふうに対処されてきたのかもお尋ねします。それに、同じような事例は近隣の自治体でも想定されることと思いますが、近隣自治体の対応はどうなっているのかもお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　それでは７回目の御質問にお答えいたします。

私たち水道事業者は、水道法第15条で給水区域内の需用者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとなっております。しかし、給水区域内であっても配水管が未布設である地区からの給水の申し込みがあった場合、配水管が布設されるまでの期間、給水契約の締結を拒否することは正当な理由となっております。なお、申込者が自己の費用で給水管を設置し、給水を申し込む場合については給水拒否をすることができないとなっております。議員が指摘されておられますこのようなケースにつきましては、配水管が未布設地区であり、給水契約の締結をするためには、既設の配水管まで申請者の負担で給水管の布設をお願いしているところでございます。

これまでもこのような配水管未布設地区からの給水の申し込みがあった場合、申請者負担で給水管の布設をお願いしておりますし、県下のほとんどの事業体におきましても本市と同様に申請者の自己負担となっております。なお、宅地造成等で複数の戸数が見込める場合には事前に協議をお願いし、水道局施工基準により工事をしていただき、工事完了後施設を引き取り、維持管理を水道局で行うという形を採っております。また、都市計画法に基づく開発行為、宅地開発、造成工事におきましても同様に申請者の御負担により工事を行っていただいておるところでございます。

熊本県での自治体の状況でございますが、熊本県14市におきましては本市と同様に、基本

的には給水装置工事申請者の自己負担となっております。

以上、７回目の御質問にお答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　８回目でございますが、ただいま申込者負担の根拠法を水道法第15条をあげて答弁いただきましたが、では、今後新しく配水管を布設する場合の費用を水道事業者で持つのか、申込者で持つのか等の合理的解釈が、この水道法の第15条でも判断が難しいところだろうと私は思っております。また水道事業の公営企業の原則、すなわち経済性と公共の福祉増進の解釈に照らしても、私が指摘した事例では経済性に重きを置くのか、公共の福祉増進に重きを置くのか、これもなかなか難しいところであろうと思います。しかしながら、こういう問題はこれからも必ず想定できると思います。水道水の必要性は今さら述べるまでもありませんが、同じ飲料水としては簡易飲料水において特段の配慮を行ったという事例もございます。例えば、費用の折半とか材料の支給等も考えられます。水道局の規則・規定等でこの辺ははっきりうたうことが必要と思いますが、この事例を含めて今後どのように対処していかれるのかもお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　今後の対処法との御質問でございます。

議員が言われますように、私たち水道事業体は地方公営企業法第３条によりまして、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならないとなっております。今回、議員が問題提起された事例のように、配水管未布設地区における配水管布設に要する費用の負担について、県下の事業体の事例を参考にいたしまして配水管布設工事に関する規定を整備していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　ただいま多武局長より、今後の検討課題とするとの答弁でございました。私が指摘した事例は給水区内でもございますし、市民の福祉増進のために、また近い将来は水道収益も見込める事例でございますので、早急に検討していただくことを要望しておきます。

次に、２点目の県道人吉水俣線の改良問題でございます。この改良問題は平成20年９月議会でも一般質問を行っております。ことし９月には小柿町内会長と大柿町内会長の連名で田中市長に対し、県道人吉水俣線の未改良区間の着工促進に関する要望書が提出され、11月２日には大王英二議長にも要望書が提出されております。要望書の内容は未改良区間の着工を要望するものでございまして、県道人吉水俣線の中神町字大柿と球磨村字八久保間の数百メートルが現在未改良となっておる。国道219号の災害時の命を守る生活迂回路として、また、人吉と球磨村の農林業の振興と人的交流を図るために必要不可欠とあります。

この要望書は、11月４日には球磨村の柳詰球磨村長と柳詰球磨村議会議長にも提出されて

おります。近々球磨村の住民の方からも人吉市に働きかけがあるというふうに聞いております。この県道人吉水俣線は、大柿町より数キロ下流の球磨村鵜口観音あたりまでは未開通部分でございまして、地域住民から要望されている部分改良区間は、大柿町より数百メートル下流に球磨川にかかっております沖鶴橋というのがございますが、この球磨村字八久保間を要望されているわけでございます。そこまで改良できますと、そこから先は県営で竣工しました農免農道につながり、球磨村での要望が強い三ヶ浦地区での大牟田、松谷、毎床につながっております。また、この大牟田から今度は鹿目町の丸岩地区にも道がつながっておりまして、市道鹿目丸岩線が不通になった場合の迂回路にもなっております。また一昔までは林業が盛んだったころは、鹿目町の丸岩地区上流の国有林の木材搬出は球磨村三ヶ浦地区への搬出も多く行われており、この地区は経済的なつながりも頻繁に行われた地区でもございます。要望書にあるように、沿線の農林業の発展、人的交流に大いに役に立つ道路であろうと思っております。

先の平成20年９月の一般質問においては、建設部長の答弁では、県の考えとしては新規事業として取り組むのは難しく、現在のところ具体的な計画はないとの答弁でございました。しかし、今回また小柿町内会と大柿町内会長から強く要望も出ております。この県道の改良問題は９月には球磨村議会でも取り上げられたと聞いております。

そこで１回目に、平成20年９月以降、熊本県にどのように働きかけてこられたのか、また、県の考えはどうなのかをお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

平成20年９月の一般質問以降、どのように熊本県に働きかけたのか、また、県の考えはどうなのかという御質問でございますが、御要望区間につきましては現地確認を行いまして、毎年行われます単県事業要望管内市町村ヒアリングで道路改良事業として取り組んでいただくよう県に要望をしたところでございます。県の考えはどうかということについてでございますが、平成20年９月の議員の一般質問に御答弁させていただきましたように、現在も厳しい財政状況の中、新規事業としての取り組みについては難しいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　２回目でございますが、当時の答弁の中で、どのように球磨村と連携を取ってきたのかと質問に対しまして、答弁で平成13年８月に人吉と球磨村で協議し、早期着工に向け、人吉市長及び球磨村長名で県道人吉水俣線道路整備事業促進に関する要望書を県に提出したと、建設部長の答弁があっております。その当時の要望書の内容はどういったものだったのでしょうか、お尋ねします。つまり、今回の要望書では未改良区間が数百メートルと限定しての改良の要望でございます。当時の要望書が同じような内容であったのかどうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

平成13年８月、人吉市長及び球磨村長名で県道人吉水俣線道路整備事業の促進に関する要望書が提出されておりますが、内容につきましては、人吉市と球磨村を結ぶ路線は国道219号のみであり、道路改良工事、交通事故等の発生によりたびたび交通渋滞が発生し、一般車両、路線バスの運行に支障が生じている。また、球磨村の八久保地区は平成４年に大牟田地区農免農道が開通し、三ヶ浦地区、大牟田、松谷、毎床の主要幹線道路として利用されており、沖鶴橋から渡地区を結び、産業振興の一翼を担っている。これらのことから、県道人吉水俣線の中神町大柿・球磨村八久保間の約１キロメートルの未開通区間の施工により、人吉市と球磨村間相互の地域間交流及び産業経済の振興に大きく寄与するものであるといった内容でございます。当時、人吉市及び球磨村合同で協議及び現地踏査が行われ、要望書の提出に至ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　ただいまの２回目の建設部長の答弁で、毎年県に要望しているが、県レベルでの進展はほとんどないという答弁と、以前からの道路改良に寄せる地域住民の要望を説明いただきましたが、まだ道のりは険しいようでございます。

そこで、今度は田中市長にお尋ねいたします。１回目の質問でございますが、平成20年９月議会でもこの県道人吉水俣線の未改良区間について、ぜひ一度現地を確認いただきたいと要望しておきましたが確認いただいたでしょうか。また、球磨村の農免農道は御存じでしょうか、お尋ねします。また、この県道人吉水俣線についてどのような考えを持っておられるのかもお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

現地確認はしたのかという御質問でございますが、担当部局より現場状況等の説明は受けているところでございます。また、これまで何度も現地に足を運んでいるところでございます、御安心をいただきたいと思います。しかしながら、今回の御要望をいただきました以降はまだ現場確認はいたしておりません。機会をつくってもう一度確認をしておきたいというふうに思っているところでございます。球磨村の農免農道について知っているかという御質問でございますが、詳細なところまでは把握はいたしておりません。ぜひ当地区のルートも確認しておきたいと、御質問をいただいて思ったところでございます。

県道人吉水俣線についてどのように考えているのかという御質問でございますが、当路線につきましては人吉市と球磨村を結ぶ重要な路線として認識はいたしております。平成13年８月の要望書の提出、また今回、大柿町内及び小柿町内から再度要望が提出されたことに対し、地区の重要な路線として認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　この地域に一番詳しいのは建設部長でございますので案内いただいて、要望箇所の現地確認をぜひお願いしたいと思います。私がここで言うより現地を見てもらったら、数百メートル下流に立派な農免農道が通っているのがわかると思います。

今回、球磨村長の柳詰村長も地区住民の要望が強いので、田中市長ともぜひ連携して行動したいと言われているようでございます。地元の小柿町内会も大柿町内会も着工促進に向け、できることは応援したいとも言われておりますし、また隣接する下戸越町内会でもぜひ応援したいと言っておられます。私も議会人として着工促進に向け、できることは大いに応援したいと思っています。やはり物事を動かすためにはトップの決断が重要であろうと私は思っております。

そこで２回目でございますが、今後田中市長は今回の要望書を受けて、どういう方向性でアプローチしていかれるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今後どのようなアプローチをしていくのかという御質問でございますが、先ほど述べさせていただきましたように、非常に重要な課題であるというふうなことは認識をいたしているところでございます。球磨村の村長ともどもしっかりとした協議をしながらトップの決断ということでございましたので、県知事の決断を仰いでいきたいというふうに思っているところでございます。要は粘り強く県に要望をしていきたいというふうに決意をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）　ここはぜひ田中市長には強いリーダーシップを取っていただきまして、着工促進に向け、県に強く働きかけていただきますようにお願いしておきたいと思います。

以上で一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時03分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回、通告しました項目は１点目に、学校教育から学校におけるフッ化物洗口について。

２点目に、学校給食から、給食調理業務の委託について。３点目に、農業振興から、９月議会以降の畜産振興に対する取り組みについて。４点目に、市民の声から、農免道路の横断歩道設置についての４項目であります。

初めに、学校におけるフッ化物洗口についてであります。熊本県議会９月定例会におきまして、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が自由民主党、民主県民クラブ、公明党、無所属改革クラブの共同提案により議員提案として上程をされ、賛成多数で可決をされ、11月１日より施行されております。まず、この熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例について、条例の制定に至るまでの経過及びこの条例の基本理念等について説明をお願いをしたいと思います。

以上で１回目を終わります。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、お答えいたします。

健康づくりの基礎であるバランスの取れた食生活を維持するために、歯や口の機能を固持することは極めて重要であり、近年歯周病により糖尿病、動脈硬化、心臓病、早産、肥満などのリスクを伴い、歯や口腔の健康が全身の健康状態に関係していることが明らかになってきております。また、本県における幼児期・学童期の虫歯は全国平均より多い状況にあり、平成21年度文部科学省学校保健統計調査によりますと、12歳児の虫歯数が2.6本で全国ワースト２位になっております。このようなことから、熊本県議会におきまして歯及び口腔の健康づくりに関して、平成16年９月定例会、平成19年12月定例会で質問が出され、平成22年２月定例会においては条例の制定の必要性についても質問が出されております。その後、各会派７人で構成される熊本県歯・口腔の健康づくり推進条例（仮称）策定検討委員会が６月定例会で設置され、その後協議が重ねられました。また、広く県民に意見を聞くために、８月16日から30日まで条例素案に関する意見募集が実施され、209件の意見が寄せられております。これらを踏まえて９月定例県議会において条例が制定されまして、11月１日から施行されております。

この条例は県民の歯及び口腔の健康づくりを進めていくことが大変重要であることから、歯及び口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、県及び歯科医師等関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めることで、施策を総合的かつ効果的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的としております。基本理念につきましては、第３条で歯及び口腔の健康づくりはすべての県民が、その年齢または心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として行なわれなければならないとなっております。これは、すべての県民がライフステージに応じた良質な歯科保健、治療等のサービスを受けることができるようにすることを基本理念として、そのための歯及び口腔の健康づくりであることを明確にしているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今、制定された条例の目的とか基本理念、説明をいただきました。確かに県民の歯及び口腔の健康づくりを進めていく、これは本当に大変重要なことであると思っております。また、県民等の役割とか施策の基本となる事柄等を定めて、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進をし、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とすると、そういったことで県民をあげて取り組もうとするというようなことであります。この目的を初めとして、それぞれの基本理念とかこの条例の中の県の責務、また、市町村等の責務等々の事項については私もおおむね賛同をするものではあります。ただ、この条例を見てみますと、第12条の施策の支援と第13条の学校等への支援、そういった条例項目があります。その中で、フッ化物応用もしくはフッ化物洗口の普及と、そういったフッ化物の使用が明確に明記をされているというようなところがあります。そのところに関して若干懸念を抱いていているところでもあります。

今回、第13条の学校等の支援について、フッ化物の応用とかフッ化物洗口の普及等を明記してありますので、そのところについては今回具体的に質問をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。まず、この第13条の学校等の支援についてどのように解釈をされているのでしょうか。また、県からもこういった、この条例等に対する説明はあっているのでしょうか。この点について、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　こんにちは。お答えいたします。

県からの説明でございますけれども、11月30日に球磨地域振興局におきまして、学齢期歯科保健指導者講習会が開催されております。その中で、学校等への支援につきましての説明があっております。本条例第13条第１項に、県は幼児、児童及び生徒の虫歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取り組みに関し必要な措置を講じるものとするとございます。これは、保育所、幼稚園、小中学校及び特別支援学校におきまして、子供の虫歯及び歯周病予防を実施する場合、県が歯磨き、フッ化物洗口などの予防効果の高い取り組みにつきまして必要な支援を行うというふうなことでございます。また、第２項では、県は学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法第５条の規定による学校保健計画またはこれに準じた計画に位置づけること、その他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとございます。これは第１項を受けて、学校等がフッ化物洗口を実施する場合において市町村が学校保健安全法第５条による学校保健計画または準じる計画に位置づけをする時に、円滑に計画に位置づけられるよう県が助言するとともに、その的確な実施に当たっての必要な助言、つまりフッ化物洗口の円滑な実施に関し事前準備、実施体制、実施手順、評価方法等につきまして県が助言を行うということであるという説明があっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　基本的にはこの条例を見てみますと、実施主体は市町村になるというように私は理解しております。その市町村の実施を、県のほうがこういった事前準備とか実施体制とかいろんな手順等について助言を行って進めていくと、そういったことになるのではないかなと思いますので、基本的にはその市町村がどういった形で取り組んでいくのかと、それが非常に気になるところなんですね。県は市町村が実施をすればそれに伴って何らかのそういった助言、もしくは財政的な支援とかそういったところをするという形になりますので、そういったところから考えれば非常に懸念をしているところでありますが、まずは県内でそういったフッ化物洗口等を実施している自治体等があるのかどうか、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

11月30日の講習会でいただきました資料によりますと、フッ化物洗口を保育園から中学校まで継続実施しておりますのは県内では玉東町と阿蘇市波野地区だけとのことでございます。このうち玉東町では1995年から保育園２カ所、2007年から小学校２校、中学校１校のすべての学校におきましてフッ化物洗口を取り入れております。歯磨きなどの指導とあわせ、１年を通して保育園では毎日１回、小中学校では週に１回の洗口を実施しておりますが、1995年度は１人当たりの永久歯の虫歯本数が小学校６年生で4.2本、中学３年で5.04本だったのに対しまして、2009年度は小学校６年で0.4本、中学３年で1.03本と大きな効果があらわれているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　大きな効果があらわれているというようなことで説明があったということでありますが、果たして、そのフッ化物の洗口だけでそれだけの効果があらわれるのかということについては、非常に私は疑問を持つところであります。おそらくこれについてはフッ化物洗口だけではなく、やっぱりそれにあわせて歯磨きの指導とか、後は食べ物のやっぱりいろんな部分での糖分を抑えたりとか、そういった食料によっても虫歯が減少する原因にもなってくると思っています。ですので、フッ化物洗口だけでこれだけの、先ほど部長答弁されましたような効果があらわれているとは私は考えにくいんじゃないかなというふうに考えるわけなんですね。いろんな要因があって、そういった効果が全体的な効果があらわれてくると思っているんですけれども、例えばそういったフッ化物洗口を、まだ説明を聞かれているだけということですので、どこまで執行部のほうで検討されていらっしゃるかわかりませんが、もしフッ化物洗口を実施すると、そういった場合にはどのような問題が考えられるのか、その辺の問題点について、どのように今考えていらっしゃるのか、考えがあればお知らせいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　今おっしゃいましたように、11月30日に講習会があったというばかりですので、まだ十分な検討をしているというふうなところではございませんのでお答え不十分だとは思いますけれども、現在の時点で考えております問題点等について３点ほど上げてみたいというふうに思います。

１点目は薬剤の管理についてでございます。洗口用の水溶液に関しましては市販の風邪薬などと同じ普通薬となりますが、水溶液をつくる薬剤、フッ化ナトリウム粉末が薬事法で劇薬指定を受けております。そこで、学校でフッ化物洗口を実施する場合、その薬剤の管理が問題となってまいります。薬剤の管理につきましては幾つか方法が考えられますが、学校でかぎをかけて管理をする、あるいは薬剤を市で管理して、水に溶かした水溶液を各学校へ配付する、または学校薬剤師を活用して薬剤管理から水溶液配付までをお願いするなど、より安全かつ厳重に管理する必要があると考えております。

２点目は、フッ化物洗口の安全性についてでございます。フッ素後、カリを摂取しますと中毒症状を起こす場合がございます。しかし、フッ化物洗口はフッ化物水溶液を５ccほど口に含み、約30秒洗口する内容でございます。したがいまして、飲用するのではなく、たとえ誤って飲み込んだとしても濃度が薄く微量でありますので、中毒症状などの健康被害は発生しないというふうな説明を受けております。また、適切に洗口が行われる限り、体の弱い人や障害を持っている人、及び全身疾患を持っている人が特に影響を受けやすいということはなく、アレルギーの原因になることもないというふうに説明を受けているところでございます。

３点目ですけれども、学校で実施する場合の先生方の負担についてでございます。先ほど申しましたように、取り扱いについて厳重に注意する必要があるというふうなことでございます。洗口時間は30秒と短時間ではありますが、学級単位で行い、準備から後片づけまで効果と安全性を確保した上で行っていただくことになりますので、先生方に時間と労力の負担がかかってしまうということになると考えているところでございます。

以上、３点を考えているところでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、これを実施するというふうになった場合には、またそれとは別に学校等の協議や児童・生徒、そして保護者の方の同意の問題というようなことも出てくるというふうなことを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　確かに、今、基本的な３点、今の時点で考えられる問題点等を説明いただいたところであります。確かに薬剤の管理については非常に薬事法の関係もあって、なかなか厳しい状況があるんじゃないかなと思っています。ましてや学校でやっぱりかぎをかけなければいけないと、そういった部分もありますし、そういったところでどういった形で

管理をしていくのか、学校で管理をするのか、教育委員会で管理をするのか、違うところで、薬剤師のほうで管理をするのか、そういったいろんな問題があるわけなんですね。それはやっぱりいろんな部分で負担がかかってきますので、そういった部分は十分に考えていく必要があろうかと思っています。また、フッ化物の安全性についても、安全だと言われても、やっぱり先ほど答弁されましたように、中毒症状が起きる要因というのは確かにかなりあると思っています。ましてや、それが長年そういった形で使用することによって蓄積をしていくと、そういったときにどういった方向になるのかわからない、その中で本人は大丈夫かもしれないけれども、例えば子供が産まれたときに子供にそういった影響が出てくるのかどうか、その辺についてもいろんな資料を読んでみますと、やっぱり危険であると書いてある部分もありますし、完全に安全ですよというふうには言われないというふうにも言われているところです。ましてや学校での先生方の負担についても、基本的なところは時間と労力の負担ということになりますけれども、ただ、これ以上にかなりの今、問題点が私はあると思っています。

実は、先ほど答弁されましたように11月30日に説明会があったということで話をされましたが、私も学校の先生と話をする機会がありました。実際、説明会に行かれた先生方が、やっぱり非常に不安を持って話をされた状況があります。非常に心配であるというふうに話をされたんですけれども、そういったところで先生方とも話をしましたが、今考えられる問題点、これはかなり問題点があるんですが、ここでそういった問題点について執行部の見解を求めるというふうなことをしても、まだなかなか理解できていない部分があろうかと思いますので、私のほうからこういった考えられる問題点について指摘をしておきたいと思っております。

まずは、一つは学校が教育の場であると、そういったことを考えていただきたいと思います。子供たちの歯と口の健康も給食後の歯磨きの実施とか歯磨き指導、またおやつを初めとする食生活の見直しなど健康教育を行いながら、子供たちの意識や行動の変異を促して歯と口の健康をみずから守る態度とか習慣を身につけて、健康な生活を送ることができるように学校保健で取り組んでいると、そういった学校の主体性を尊重をしなければいけないんじゃないかということが１点あると思います。

２点目に、歯と口の健康の問題は、健康の課題、問題は虫歯だけでないということであります。歯周病の低年齢化、それから噛む力の低下、歯列不整と歯並びの不整とか口の中の健康全体を見ていく必要があるんじゃないかということであります。歯周病の予防はフッ素ではできないと言われておりますし、十分な歯周病の予防には十分な歯磨き指導が必要であると、そういうふうに言われているところでもあります。

３点目に、フッ素に関しては歯科医師の間でも賛成・反対の意見があるということであります。両方の意見がどうなのかということを十分に検討しながら取り組む必要があると思っ

ておりますが、これはそれ以前に意見が一致しない、賛成・反対両論かなり拮抗している、そういった部分については学校には取り入れてほしくないというようなことであります。やはり両論がある場合には学校は中立を守ってしていく必要があるんじゃないかなと、そういったことが大事ではないかと思っております。

４点目に、薬物を使った虫歯予防、これは本来なすべき教育活動の時間を削ってまで行わなければいけない緊急性があるのかという問題であります。いろんな調査等によりますと、年々虫歯の保有率というのは減少してきている状況があるようであります。例えば、ひとりで何本も持っている子供も確かにいるかもしれませんが、集団で実施をするよりも個別にその子供たちの状況にあわせて、状態にあわせて保健指導をするのが効果的ではないかということであります。虫歯や歯周病を含みまして生活習慣全体を見直す必要性が大きな課題となっておりまして、食育との連携も必要であると。また、もっと緊急的な心の健康教育、これについても重要なんじゃないでしょうかと、そちらのほうがより重要性があるんじゃないかなということであります。

５点目に、フッ素洗口を希望する家庭においては、保護者の責任で家庭とか歯科医院で実施をすればいいんではないでしょうかということであります。学校で行う、学校で集団で行うことのメリットがどこにあるのかということを考えていただきたいと思っております。

６点目に、学校にはいろんな子供がいるということであります。いろいろなアレルギーを持った子供とか支援が必要な子供たちとかそういった人たちが、子供たちがたくさんいる中で、果たしてそういった集団で洗口することが学校で安全に実施をできるのかどうか、そういったことも問題にあると思っています。

７点目に、家庭の格差が影響する問題点ということで、それを補うため何でもかんでも学校で実施するのが果たしていいのかどうかということであります。基本的にはやはり家庭の教育力の低下につながっていくんじゃないかという問題があると思っています。

８点目に、学校の多忙化の見直しとか予防接種の個別化の動きと逆行するんじゃないですかと。予防接種についても集団接種から、今は個別個別の希望で実施をしていくと、そういった状況になっている中であえて集団でする必要があるんでしょうかというようなことをやっぱり考えていただきたいと思っています。

９点目に、学校の集団の場でインフォームド・コンセント、この問題があると思っています。保護者にきちっとした説明をした上で承諾を取る、これが非常に難しいんじゃないかなと思います。十分に説明された上で承諾を取らなければいけないということですけれども、やはり事前の説明が、期待される効果とか安全性とかは十分に説明されると思いますけれども、逆に危険性とか副作用がどういうふうにあるのかと、そういったことも十分に説明をしていく必要があると思っております。ただ、いろんな、今までにこういったフッ化物洗口が行われている自治体においてみてみますと、効果とか安全性は十分に説明されますけれども、

なかなかその危険性とか副作用はほとんど説明がなく説明されている、そういった実態があるようであります。ですから、これはやっぱりきちっと効果なり安全性を説明するんであれば、そういった危険性、副作用も十分に説明をきちっとする必要があるんじゃないかと思っています。そうした上できちっとした承諾を取っていく必要があると、そういうふうに私は思っております。

10点目に、こういった集団心理ですよね、集団心理に基づく強制力。これもひとつ問題があるんじゃないかなと思っています。例えば集団の場でみんなが洗口する、うがいをするということが求められるわけですけれども、例えばそれについては子供たちがやはりみんながすればどうしてもみんなと一緒に同じようなことをやりたいと。ただ、例えば保護者が、いや、私は承諾しないということで承諾書を出さない場合にはされないと。そうした場合に、うがいをしている子供たちとしていない子供たちを見た場合に、うがいをしている子供たちがもし多かった場合には、やっぱりうがいをしていない子供たちは何か仲間はずれになっているような感じを受けるんじゃないかなと思っています。そうした場合に、やっぱり誰々ちゃんがやっているから自分もやりたいと、何で自分はできないのというふうに話を親に相談してくると思うんですよね。そうした場合に、親の心理とすればやっぱり子供の状況を見たときに、子供が仲間はずれになるんじゃないかなとか、いじめにあうんじゃないかなとか、そういったいろんなことを心理的に考えて、本来は承諾したくないんだけれども、やっぱり子供のことを考えれば承諾せんとしょんなかかなと、そういうふうな気持ちになって承諾をしてしまうと。基本的には半強制的に承諾をさせられるような状況が生まれるんじゃないかなと、そういうふうに思っているわけなんですね。そういったことが非常に懸念される部分ですので心配をしているところであります。

また、11点目に、学校等での環境教育を考えたときにどうなのかということであります。本来、基本的にはフッ化物洗口に使われる場合は紙コップが使われるということでありますけれども、毎回使用する児童・生徒分の紙コップが基本的にはごみになってしまうと。ましてや今の地球温暖化防止を考えた場合に燃えるごみがふえてしまうと。そういった部分で環境教育の面から考えたときにどうなのかというふうなことも考えられると思っています。

まだ若干ほかにいろいろ問題はあると思っていますが、そういったいろいろフッ化物洗口を考える上では非常に大きな問題があると思っているわけです。そのような中で、教育長としては今回のフッ化物洗口と、これを実施するかどうかは抜きにして、フッ化物洗口についてどのような考えをお持ちになられたのかお尋ねをしたいと思いますし、同じく市長としてもこのフッ化物洗口についてどのようにお考えなのか、それについてもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　こんにちは。フッ化物洗口に関しての小中学校での取り組みについての私の考えでございますが、先ほど部長がお答えいたしましたとおり、県条例施行後、つ

い先日説明会があったところでございまして、まだ県も緒に就いたばかりというふうにとらえているところでございます。したがいまして、議員御指摘のような幾つかの問題、11点上げられました。それから部長も３点ほど上げております。そうした問題点もかなりあるようでございますので、効果等をもちろん含めまして総合的に研究する必要があると、今考えているところでございます。その際、福祉部としての取り組みを十分勘案しながら、また一方では学校現場やＰＴＡ、保護者の声にも十分傾けながら検討してまいりたいと存じているところでございます。

以上でございます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

突然の御指名でございますのでどのようにお答えしていいかわかりませんけれども、今、部長や教育長がお話をさせていただきましたとおり、または笹山議員が御指摘になられましたとおり、功罪さまざまにあるようでございます。私も初めて今、笹山議員の説明を聞かせていただいたところで、初めて知ったわけでございますけれども、いわゆるこのように両面、または多方面にわたる効果、それと危険というものが隣り合わせているということは、これは当然のことながらよほど慎重に協議をしてまいらなきゃならない。しかも、それを実施するかしないかというのは、その協議の結果であるというふうにも思いますし、先ほどから保護者の理解というものも求められるようでございますので、これはなかなか難しい問題ではないかなというふうに聞いていたところでございます。

ただ、国・県やはりこの目的というのは健康な歯をいかにつくり、維持していくかという観点にあろうかと思います。そのうちの一つの手段がフッ素化合物によるうがいということではなかろうかと思っております。それがどれだけ健康な歯を維持できるかが長寿にもつながってくるということでございますので、さまざまな観点から協議し、私も注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　この問題については本当にさまざまな問題がありますので、これについては慎重に取り組んでいただきたいというふうに思っているところであります。学校でできること、また家庭でできること、そういったことをやっぱり十分に考えていく必要があると思いますし、学校現場の混乱これがどういうふうに起こるものなのか、それも非常に十分に考えていただきたいと思っております。ましてや最終的にはやっぱり保護者の同意がどう必要なのか、そこは十分に説明した上で保護者の同意を取っていく必要があるんじゃないかなと思います。ですので、これについては十分な説明が必要になろうかと思いますし、ぜひ双方それぞれに、例えば教育委員会とか学校の歯科医の先生もしくは学校薬剤師、それから教職員の先生方、そして保護者の関係、こういった関係する人たちが共通な理解を深めた上

で、その共通な理解の上できちっとした取り組みをしていく必要があると思っていますので、この問題については今後十分、慎重にお願いをしたいというふうに思っておりますので、ぜひそういった方向でお願いをしておきたいと思います。

もし、実施をされるという段階になれば、またこれもさまざまに、一つ一つ解決していく問題があろうかと思いますので、そのときにおいてまた細かく質問をしながらきちっとした執行部の答弁を求めていきたいとそういうふうに思いますので、この項目については以上で終わっていきたいと思います。

次に、給食センターの給食調理業務の委託についてということであります。このことにつきましては、９月議会におきましても委託の検証と今後の方針ということで質問をしたところであります。検討委員会によって検証中というようなことで、検証結果がまとまり次第今後の方針等も含めた報告書を作成をして議会にも報告する予定でもあるというようなことで答弁をいただいたところでありますが、その中で、その後９月22日の全員協議会におきまして委託の検証及び今後の方向性について報告をいただいたところであります。報告書を見てみますと、それぞれの項目の検証とまとめがしてございまして、その項目をそれぞれ読んでみましても、基本的には私の考えとほとんど相違するものはなかったんじゃないかなと思っております。私も予想しておったような報告書になっていたんじゃないかなと思っています。また、それぞれの項目で整理もされておりますし、きちんと報告されていると感じたところであります。

今回の選定方法の提案についても、その提案に基づいて選定を進めていくというようなことで私は考えておりましたので、おそらく今回は公平・公正に、いつも市長言ってらっしゃいますけれども公平・公正に進めていけるものだろうというふうに思っておりました。そこで、今回もこの給食センターの問題には質問はしなくてもいいのかなというふうなことで考えておりましたが、ただ今回、議長に対して11月18日付で申入書が提出されたという状況がございます。そこで、この申入書を読んでみまして、これは本当にそうなのかなと、こういった申入書がなぜ出てきたのかよくわからないところもありますが、これについてはやっぱりこういった申入書が提出をされた以上は、その事実の確認をする必要があるというふうに私もちょっと感じましたので、あえて今回通告をしたところであります。

そこで、この申入書で尋ねてある件について執行部の見解をお聞きをしておきたいと思っています。１点目に、申入書を読むような形になりますが、１点目に、学校給食調理業務選定委員会の委員の構成についてであります。委員会12名のうち行政職員４名、ＰＴＡ関係３名、幼稚園・保育園など組織代表５名となっているようですが、なぜ現在学校給食を食べている先生方や児童・生徒の代表よりも、幼稚園、保育園その他の代表が多いのかということです。もちろん今後小学校へ入学し、学校給食の恩恵を受ける子供たちも本当に大切ですし、さまざまな観点からの見方も重要ですが、そのほとんどが直接学校給食には携わったこ

とのない組織の代表者が多いことは大変不思議に思います。責任ある今の保護者代表が数多くいたとしてもおかしくないのではないでしょうか。この点についてどのように執行部としてお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

また２点目に、既に第１回学校給食調理業務委託業者選定委員会が開催されたとお聞きしましたが、小中学校保護者代表である市ＰＴＡ連絡協議会会長と市Ｐ母親部長の２名が欠席の中、学校給食調理業務委託選定基準の検討を含めた重要な内容が審議されたと聞きました。選定委員会開催日時については会議の二日前に通知があり、どうしても調整がつかず出席できませんでした。ちょっと中略しますが、学校給食調理業務委託業者選定に関する現在の保護者代表ともいえる立場の人間が不在の中での選定委員会の審議があってもよいのでしょうか。この点についてであります。この２点について、執行部の考えをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

まず、メンバーの件でございますけれども、人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会の構成メンバーは、委員長は副市長、副委員長が教育長、その他の委員が総務部長、教育部長、保健センター管理栄養士、以上５名が市の職員でございます。それから、市内校長会会長、学校給食担当教諭代表、市ＰＴＡ連絡協議会会長、市ＰＴＡ連絡協議会母親部長、以上４名が学校教育関係者でございます。学識経験者として、市保育園連盟会長、市幼稚園連盟会長、市男女共同参画推進審議会会長３名でございまして、合計12名で構成をされております。

この選定委員会委員の構成につきましては、９月22日に行いました全員協議会で御説明申し上げました学校給食調理業務委託の検証及び今後の方向性についてをもとに、教育委員会におきまして選定委員会要項の一部改正をして選任をしたというふうなところでございます。

それからもう一つ、選定委員が欠席のまま開催されたのかと、なぜ開催されたのかというふうな御質問でございます。これは、第１回の選定委員会は10月20日に開催いたしましたが、委員の予定者には口頭ではございますが、10月５日にお会いできなかった方には８日に選定委員会委員への就任のお願いと、第１回選定委員会の開催日のお知らせをいたしております。事前に都合が悪いというふうな方が２名いらっしゃいましたが、スケジュール等の都合上、日程を変更するのが難しゅうございました。当日はまた残念ながら３名の委員が欠席されましたけれども、選定委員会要項に従いまして開催をいたしたというふうなことでございます。欠席された３名の方々には後日事務局のほうから職員が出向きまして、当日の委員会での御説明申し上げたとおりの事項や質疑応答など漏れのないよう十分注意を払いまして御説明を申し上げまして、御理解を得られたというふうな考えを持っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　私は選定委員会の構成については、先ほどの方向性等について答申をされた、それに基づいて選任をしてあるということで、基本的に私はメンバーについてはこういった形で私は妥当なのかなとは思っているところであります。ただ、第１回の選定委員会を10月20日に開催をされたと、そのときに、それを部長は口頭で事前にという話をされましたが、申入書で書いてありますように通知をされたのは二日前なのかどうか、これは確認をしておきたいと思っています。正式な通知はいつだったのかということですね。それから、選任はいつされたのか。それから申入書にありますように、市ＰＴＡ会長と市ＰＴＡ母親部長はその時点で都合がつかないということであったのかどうか。これを確認をしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　文書による通知、正式な通知につきましては今、議員のほうからおっしゃいましたように二日前の18日というふうなことでございます。

それから、選定は10月19日、前日であったと思います。それから欠席ですかね、の連絡がわかったというふうなのは、母親部長の方がその正式な通知を持っていったときに都合がつかないというふうなことで欠席をされるというふうなことがわかったというふうなこと、それからＰＴＡの会長さんのほうは口頭でお願いをしに行ったときに都合が悪いというふうなことであったというふうなことでございます。その後の連絡はいただいていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時17分　休憩

午後２時43分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お時間をいただきまして申しわけございません。

先ほどの答弁、訂正をさせていただきます。10月５日と８日に口頭でお願いに回ったというふうなことでございます。その際に、委員への就任のお願いと10月20日開催のお願いをして回ったというふうなことでございます。その際に、委員への就任につきましては皆さん御承諾をいただいたというふうなことでございます。それを受けまして、10月18日に委員の選任と10月20日の開催の決裁を取りまして、18日に委員さん方のところに正式な文書の通知を持って回ったというふうなことでございます。そして、欠席の件ですけれども、ＰＴＡ会長さんは10月５日、口頭でお願いに回った時に都合が悪いというふうなことでございました。そして、母親部長さんのほうは正式な通知文書を持って回ったときに、都合が悪くなったというふうなことで欠席というふうなことがわかったというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　過程については今、大体理解できましたが、５日と８日に口頭でお願いに回ったということですよね、それから18日に決裁を取ったと。10日間ありますよね。なぜその10日間の間に早めにそういった正式な文書の通知ができなかったのかと疑問に思うわけなんですね。やっぱり20日開催が決まっていても、事前に都合が悪いとか連絡があっておってもやはり20日に開催をするということであれば、少なくとも１週間もしくは10日前には正式な文書を通知するのが当たり前じゃないでしょうか。やはり二日前に正式な文書が来るということ自体、私はこれは問題があると思っています。もしくはそれだけ簡単なことと言いますか、そのくらいのものなのかなと考えるわけですよね。非常に軽く考えていらっしゃるのじゃないかなというふうに私は考えます。これについては、やはり、ましてや申し入れの中で読みませんでしたけれども、前回の選定委員会については、市Ｐの会長については事前に開催できる日を相談をしてきちっとすべての会に出席できるような配慮をして進めていったと、そういったものが書いてあったわけなんですよね。やはり一番給食を食べている子供たちにかかわる保護者、それの代表ですよ、母親部長であってもＰＴＡ会長、市Ｐの会長であってもそれを代表する代表者が選定委員会にかかわることができない、それが果たして選定委員会を進めていいのかどうか、私は疑問に思います。その辺はどうお考えですか。

○教育部長（赤池和則君）　正式文書の通知が二日前になったというふうなことに関しましては議員がおっしゃるとおり、私も遅すぎるというふうに思っているところでございます。とにかく９月議会のときにも議員のほうから遅いんじゃないかと、進みぐあいが、そういうふうな御指摘をいただいておりました。確かにスケジュールからいきましてずっと押してきていたというふうなところがあります。そして10月20日の選定委員会の開催に向けて、それから11月１日の告示をして、募集に向けての給食センターの事務のほうが詰まっていたと、押していたというふうなことで、決してぞんざいに扱ったというふうなことではありませんけれども、おくれてしまったというふうなことであったというふうに思います。そのことに関しましては、本当に申しわけないと思っているところでございます。以上、お答えします。

失礼しました。それから、選定委員さんの中で一番かかわっていらっしゃる方がいないままの選定委員会の開催についてというふうなことでございますけれども、口頭でお願いに回ったというふうなときにはＰＴＡの会長さんは、ほかに会議が入っているけれども間に合ったら行きますと、遅れて行きますというふうなことでございました。それから、母親部長さんのほうは、８日のときには出席しますというふうな回答であったわけでございます。それで、そういうふうに20日の開催については御理解いただいているというふうなところで、20日に開催しようというふうなことで進めたというふうなことでございます。それで、結果的に20日に３名様の欠席がありましたけれども、選定委員会の要項に従いまして開催をしたというふうなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今の部長の答弁については非常に理解しがたいと私は思っています。そういった予定が入っている部分で、おくれても参加できるとかそういったものじゃなくて、やっぱりきちっと参加できる状況をつくり出すことが必要であるし、一番重要なメンバーというのはどうなのかと、やっぱりそこを踏まえて会議の開催日の日程の設定については十分に事前に、前もってきちっとした日程を選定する必要があると思っています。それで、今後やっぱりそういった部分については、ぜひ今後こういったことがないように日程の設定については十分な協議をしていただきながらきちっと参加できる、出席できて意見が発言できるようなそういった形でやっぱり選定委員会は進めていくべきじゃないかと私は思っています。ぜひ、今回の場合にはこういった状況であっていますが、ただ、この申入書についてはこういった形で議会に出して、議長に対して申入書という形で上がってきておりますので、これ以上、私が申入書の部分を取り扱って質問するのはまたいかがなものかと私も判断しますので、この件についてはやっぱり私は委員会のほうで調査をする必要があると私は思っています。ですので、こういった今回のこの申入書の件についてはさまざまな後の問題については、議長のお取り計らいをいただいて総務文教委員会のほうで十分な調査をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、実は調理業務の現場説明会が終了したというようなことであります。ホームページを見てみましても終了しましたというふうなことで載っておりました。11月25日をもって現場説明会を終了したと、募集を締め切りましたというようなことで載っておったと思っております。具体的には今後いろんな書類の提出等があろうかと思っていますが、その現場説明会で何社の応募があったのか確認をしておきたいと思いますし、今後23年４月実施に向けてのスケジュールについて改めて今後どういったスケジュールで進んでいかれるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

去る11月25日に、給食センターにおいて調理業務委託の現場説明会を開催いたしております。現場説明会に出席されました事業者は６社でございました。

それから、今後のスケジュールでございますが、プロポーザルの提案書の提出期限が12月24日となります。委託事業者の応募資格は現場説明会に出席した者となっておりますので、現場説明会に出席されました６社以外の事業者は参加資格がないというふうなことでございます。来年になりまして１月12日に第一次審査を行います。事業者から提出された書類の審査をいたしまして、第一次通過者を選定いたします。１月26日が第２回の選定委員会の開催となります。この日には第一次通過者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの第二次審査を行います。第一次審査及び第二次審査の採点結果を合計し、最も高い点数を取得した事

業者を調理業務委託候補者といたす予定でございます。来年度からの調理業務委託契約の締結は２月初旬となる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今後のスケジュールを今、確認をしましたが、先ほどの答弁で１月26日が第２回目の選定委員会の開催というようなことであります。この日に二次審査をされるのかなと思いますけれども、一次審査については選定委員会はかかわらないということでしょうか。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

一次審査につきましては、第１回の選定委員会で一次審査の選定基準、選考基準というものを作成していただきました。そして、それは数値による基準でございまして、個人の評価というものではないというようなものでございまして、書類審査、数値による審査で事務局のほうで集計するというふうなことで第１回の選定委員会のところで御承認をいただいたというふうなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　一次審査が書類の審査によるもので、その点数の評価でするので事務局でやると。基本的にはそれも選定委員会できちっとするべきものではないでしょうか。選定委員会が承認したというふうなことで答弁ありましたけれども、やはり一次審査、二次審査というのであれば、やはり選定委員会が一次審査にもかかわっていく、二次審査にもかかわっていくと、そういったことで審査をしていかないと選定委員会の果たす役目というのにならないんじゃないでしょうかね、私はそう思います。

一次審査についても、ここからきちっと選定委員会がかかわる必要があると思いますけれども、やっぱりそれについては事務局だけでされるということですか。

○教育部長（赤池和則君）　一次審査につきましては、今申し上げましたとおり自動的に点数が入るというふうなことでつくっております。基準に基づきまして、その集計は事務局のほうでさせていただくというふうなことでございます。

そして第二次審査で選定委員による持分一人60点ございますけれども、その評価をしていただく。それと合わせまして合計で最終的な選定をしていくというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　その一次審査が自動的にその点数が入るという意味がちょっと私、理解できません。確かにその項目によって５点であったり10点であったりというようなことで項目の配点をされていますけれども、それが私は自動的に入るとはちょっと理解できないと

ころがあります。なぜ自動的に入ることができるんでしょうか。例えば、本社の所在地５点、事業者の実績10点、見積額10点、調理従事者10点、マニュアル及び研修が５点、事業者の実績とか見積額とか調理従事者、この点数も10点内で何点というのがどうやって自動的に入るんですか。説明してください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

例えば事業者の実績等で、学校給食の実績等が何年以上、何年以下というふうなところで段階をつけまして点数の配分をしております。そういうふうなところで事業者から出てきました資料に基づきまして、何年の調理実績があれば何点というふうなところが自動的に入っていくというふうなものを第一次審査でするというふうなことでございます。そういうふうなつけ方を第一次審査でしまして、先ほど申しましたように第二次審査で選定委員さん方の評価をいただくというふうな審査方法を今回取ったというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　審査については人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会、以下選定委員会でありますけれども、選定委員会において人吉市学校給食調理業務委託業者選定基準に基づき審査を行うということですから、選定委員会が審査を行わなくてはいけないということでしょう。だから、一次審査も審査でしょう。ということは一次審査もきちっと選定委員会が審査をしなければいけないというふうに読まれますよね。事務局がするわけじゃないでしょう、事務局は事務的なことをするだけでしょう。それは選定については選定委員会がきちっと一次審査からするというようなことに、この要項を見れば私は読み取れると思っています。ですので、一次審査からきちっと選定委員会が入っていかなければいけないんじゃないですかということを聞いているんですよ。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

その第一次審査において選定委員さん方は、その審査基準表の策定というふうなところでかかわっていただいているというふうなことでございます。そして、先ほど申しましたようにその基準をつくっていただきましたものが、その基準に基づいて自動的に点数が入ってくるというふうなことで、その集計を事務局のほうに任せるというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　事務局に任せるのは任せていいと私は思います。だから、その結果を、一次審査もその結果の選定については選定委員会にかけて、一次審査の合格者はこれというふうな形での審査をしなければいけないんじゃないですかと聞いているんです。

○教育部長（赤池和則君）　最終的にその一次審査と選定委員の評価をいただきました点数を合計いたしまして、そして最終的な選定委員会の中で選定をしていただくというふうなこと

になります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　非常に理解がしにくい部分があります。選定委員会で最終審査をされると、それはわかるんですよ。ところが選定基準を選定委員会できちっと認めたから、だから一次審査は事務局で任せてやって、二次審査だけを選定委員会だけで審査すればいいんだということが私は理解できないと言っているんです。だから、一次審査で合格者を出す場合にも最終的にはそういった一次審査の合格者も選定委員会にかけて決めないとできないんじゃないんですかということなんです。そして、二次審査でそういったきちっとした選定委員が入って、ヒアリング等をやりながら最終的な審査を行うと、そういったことをしなければいけないんじゃないですかと私は聞いているんですけれども、どうもそれには答弁をまったくいただけないわけなんですが、私はそういうふうに選定委員会のあり方というのは考えます。最後に選定委員会が入ればいいと、そういう問題じゃないと私は思っています。そうしないと一次審査、二次審査の意味はありませんよ。これはおそらく平行線だと思いますので、これでやめます。しかし、そういった部分については、私は審査のあり方についてはきちっと選定委員会を機能させて運営をさせて、公平・公正な選定を行うためには一次審査もきちっと選定委員会が自動的な点数配分になるかもしれませんけれども、それでこういった結果になりましたということで、選定委員会に諮って決めなければおかしいんじゃないかなというふうなことを私は思いますので、その辺についてはそういった問題があるんじゃないかなということを申し添えてこの件については終わりたいと思います。ちょっと時間がだんだんなくなってまいりましたので。

もう一つ気になるのがあります。もう一つは人吉新聞の記事、給食センターの記事が掲載されていましたけれども、一つは10月８日付、もう一つは11月16日付の人吉新聞の記事であります。給食センターが第５回全国学校給食甲子園に熊本県代表として選ばれたと、また県代表として参加をして三次審査を通過をして、全国1,817施設の上位12校には残りませんでしたけれども、上位24校に残って特選に輝いたと、入賞したというような記事が載っておりました。これについては書類審査のみで実際調理をすることはなかったということでありますけれども、1,817の施設の応募の中で見てみますと、中国・四国もしくは九州・沖縄ブロック、この２ブロックには800を超える施設からの応募があっていると、そのような中から両ブロックの代表が４校決まったと、代表がですね。ただ、その４校の代表には選ばれなかったけれども、両ブロックのその代表までは残ったというようなことですよね。その1,817校の施設のうちの全国で24施設のうちに入ってしまったというような、入ったというふうな状況なんですよね。そういった特選というふうな入賞を果たしたんだというふうな、そういった記事があったものですから、非常にいいことだなと、よく頑張っているなというふうな

ことで思っておったんですけれども、施政方針についてはこのことについては何も触れていなかったということであります。私はこういった、給食センターがこういった形で頑張っているものであれば、特選という輝かしい入賞も果たしたということであれば、施政方針の中でもやっぱり市民に知らしめてもいいんではないかなというふうにちょっと感じたものですから、これについてもちょっとお尋ねをしておきたいと思っています。なぜ施政方針では触れられなかったんでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えをいたします。

まず、全国学校給食甲子園というのはどんなものであるかということから御説明をさせていただきたいと存じます。というのは、その主催はＮＰＯ法人21世紀構想研究会でございまして、文部科学省や農林水産省などが後援をしておるところでございます。この大会の趣旨は、全国の学校給食で提供されている郷土を代表する料理を競う大会を通じ食育を啓発することと、地産地消の奨励を目的とされているようでございます。選考は議員御説明のとおり、第一次予選から第三次予選まであるようでございまして、いずれも書類審査のみで調理技術や味つけ等の実技審査は含まれておらないところでございます。最終的に全国の決勝大会に残った12施設だけが実際に現地で調理をし、審査を受けるということになっております。

この書類審査は学校給食として提供可能なものを条件にしておりまして、教科との関連性や栄養量、分量の正確さ、また地場産の材料などを使用した行事食や伝統食の献立を記載した応募用紙で審査をするようになっております。給食センターの場合は第一次予選と第二次予選を通過いたしまして、九州・沖縄ブロックの４施設には選出されたところでございますけれども、残念ながら第三次書類審査で九州・沖縄ブロック代表には選出されておりませんでした。

今回の受賞のことがなぜ施政方針に入っていなかったかということでございますが、今回の受賞は本当に喜ばしいことでございますけれども、教育委員会といたしましては全国学校給食甲子園というイベントが開催されるようになってまだ日が浅く社会的な認知度や評価が定まっていないということ、また今回の受賞が創作献立についての書類審査によるものであり、実際に調理したものを審査されるまでには至らなかったということ、そしてこの大会が日常の調理現場を審査したものではないということ、そういうことを考慮して施政方針にはしなかったものでございますが、今、議員御指摘のように喜ばしいことはともに共有するという姿勢は確かに必要でございまして、そういう点でもっと配慮するべきだったのかなと感じているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　あえて施政方針にそういった理由で入れられなかったということはそれはそれで構わないんですけれども、今の教育長の答弁で学校給食甲子園というのが日が浅

い、それはどういうことですか。ちょっと理解できないです。今年で第５回を迎えて、４回は給食センター出品していると私は聞いています。ましてや社会的認知度とか評価が定まっていないと、どういった基準でそういったことを判断されているのかをちょっとお伺いしたいと思っています。ましてや、これは先ほど答弁されましたように文部科学省とか農林水産省がＮＰＯ法人であっても後援をしていると、そしてその中でそういった、今言われている食育の問題、地産地消の問題そういった部分を十分に書類審査であってもそういった部分を十分に評価をして書類審査をしていると、そういった部分があるわけでしょう。それを、そういった日が浅いからとか社会的な認知度とか評価が定まっていないと、どこからそういった判断がなされるのか、私はちょっと理解ができないところです。その根拠をちょっともう少し教えてください。

○教育長（堀　秀行君）　実は橋本栄養士がその結果を受けて私のところに結果報告にまいりました。そのときにＮＰＯ法人のそうしたイベントがあるということを不勉強で私は初めて知りました。ただ、第５回というようなそれなりの実績はございますから、やはり先ほど申し上げましたように、そうしたことに対する配慮がやはり十分じゃなかったのかなというふうにとらえているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　いや、教育長。配慮が足らなかったとかそういったことを私は求めているんじゃないんです。だから、こういった先ほど答弁されたことの根拠を私は聞いているんですよ。

それと、もう一つはこの学校給食甲子園には給食センターとして参加されたのかどうか、これも一つ確認しておきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　献立表等の書類提出については、人吉市学校給食センターという名称が使われております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今の答弁の学校給食センターという名称が使われておると、その名称が使われておるという意味はどういう意味なんでしょうか。

○教育長（堀　秀行君）　その書類を提出する際に、私教育長としての決裁を受けた形での提出ではなかったということで、私は承知しております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　だんだんちょっとおかしな方向に行っているんですが、教育長が決裁しなかったからというふうなことで今、話されましたけれども、ただ人吉市学校給食セン

ターとして応募されたというのは間違いないわけなんでしょう、違うんですか。

○教育長（堀　秀行君）　間違いございません。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　学校給食センターとして応募されたということであれば、当然行政のほうもそれにかかわっているということですよね。それはそのように理解してよろしいですか。

○教育長（堀　秀行君）　そういうふうにとらえていただいて結構だと思います。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時11分　休憩

―――――――――――――

午後３時45分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。ここで時間の延長をいたします。

○教育長（堀　秀行君）　大変貴重な時間を費やすことになりました。御迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫びを申し上げたいと存じます。

それでは先ほどの議員の御質問に対する答えについては、さらに明確にお答えをいたしたと存じます。学校給食センター所長並びに教育委員会へ原議を回して決裁を得た上で給食甲子園に献立を提出し応募したものではございませんでした。独自にされたものでございまして、教育委員会として参加したということではございません。よって、私教育長自身もこの件に関し知りえないところではございました。事実を知ったのは先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、第二次審査までまいりましたという報告を受けたときでございました。したがいまして、明確にこの件は私の知り得ないところでありますので施政方針にも上げなかったところでございます。しかしながら、このようなことについては問題があるところでございますので、今後十分実態を検証し、対応してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今、教育長のほうから明確な答弁をいただいたところですけれども、そういった状況であればやっぱりそれなりの問題はある部分あると思っています。ただ、先ほどの選定基準の選定委員会の問題、ましてや今回のそういった問題についてはやはり教育委員会の中で本当にそういった管理体制がどういうふうになっているのかなというふうに、ちょっと理解できないところもあるように今回感じたところでもあります。ですので、やはりそういった、例えばこういった給食センターの問題については公平・公正に進められる、

これが一番、当然私はそういうふうに進められるものだというふうに思っておりますので、そういった部分についてはなぜこういった問題が上がってくるのかということは、やはり何らかのそこにいろんな問題が絡んでくるからこういった状況になってきているんじゃないかなと感じます。そういった部分についてはそういったことがないように、やっぱりきちっと執行部として取り組む必要があると思いますのでぜひ、先ほど私は選定委員会のそういったあり方についてはなかなか理解できないということで終わっておりましたけれども、そういった部分についてはやはり議会は議会としてきちっとした調査をする必要もある、そういった部分もあると思いますので、そういった部分については委員会のほうで調査等ができる部分については委員会のほうで調査をしていただきたいというふうに思いますので、そういった形でよろしくお願い申し上げたいと思います。そういったことでもう時間がありませんのでこの件についてはもう終わっていきたいと思います。

次に、農業振興から畜産振興に対する取り組みということでまた質問しております。９月議会において口蹄疫に関連する取り組みについて質問したところですけれども、農家の方からまたいろんな意見をいただきましたのでまた通告した次第なんです。９月議会において答弁いただきました口蹄疫見舞金、これについて交付されたようでありますが、この見舞金の交付について、まず農家の反応がどのように聞こえてきたのか、それについて教えていただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

去る10月27日に全畜産農家を対象とした一律２万円の口蹄疫支援対策見舞金の交付式を行ったところでございます。142戸の対象農家のうち当日は110戸の方が受け取りに見えられまして、その後28日から29日にかけまして残り全員の方々へ交付が終了したところでございます。反応といたしまして、農家の方々からは感謝の言葉をいただいておりますので喜んでいただいたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　それぞれに農家の方から感謝の言葉をいただいたということで喜んでいただいているというようなことであったかと思います。大方、私もそういうふうに反応がそうではないかなと思っているところでありますけれども、ただやっぱりちょっと違った意見もあるようであります。

といいますのは、一律に見舞金の交付というのはやっぱりどうなのかなと、また口蹄疫のそういった制限を受けて競り市の出荷ができなかった分、そういった部分もあるのでかなりの損失もしているので、そういったところの対応もきちんとしてもらわんといけんとじゃなかかなと、そういったような声もその後に私もちょっと意見をもらったところであります。

そこで、まずは基本的に、９月議会で競り市出荷遅延に伴う助成の陳情書、これについて

も採択をされたというようなことでありますけれども、陳情書の採択もされたので、ならば陳情書の対応についてもきちんとやっぱり対応してもらわんといかんとじゃなかろかなというように意見を聞いたところなんです。ですので、陳情書を採択した後の対応についてどのように取り組まれてきたのか、この点について教えていただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉市畜産会からの陳情書の採択後の対応としまして、御要望の口蹄疫による家畜の出荷遅延に伴うえさ代などの経費助成につきましては、国や県の具体的な支援措置の状況を踏まえた上で対応を行うということにしておるところでございます。国の状況でございますが、事業主体の県畜産協会にお尋ねしましたところ、本地域におきましては球磨畜産農協が窓口となって手続を進められておりまして、現在交付額の確認作業中ということで関係農家への実際の助成金の交付は年明けになるようでございます。また県の支援措置につきましてもお尋ねしましたところ、現在基金造成後に交付されるということで、関係農家への具体的な交付額も現時点ではまだ算出されていないというような状況のようでございます。したがいまして、本市としましては引き続き、国・県の支援措置が決定次第、その後対応させていただきたいというふうに存じております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　国・県がそういった支援措置をやっているので、国・県の支援措置が決定してから対応していくと。ただ、町村においてはそういった国・県のこういった取り組みについてはほかの町村も同じような形でなろうかと思っています。そういった同じような取り組みをする中で、町村は競り市出荷遅延に伴う助成は単独の町村の助成としてやってきたと、そういったことを踏まえて陳情書が上がってきたというふうな状況があると思っているんですけれども、それについては人吉の場合には見舞金交付というふうな形でなされたということで、ただ見舞金交付と陳情書の趣旨というにはやはり異なるんじゃないかというふうな意見があります。見舞金は見舞金としていいんだけれども、やっぱり陳情書を採択された部分については別の問題があるんじゃないかと。ですから、そういった部分をきちんと対応していただきたいと、そういった意見があるわけです。

ですので、それについてはまだ陳情書が採択されていますので今後の対応としてまだなかなかはっきりわからない部分があると思いますけれども、国・県の状況等がはっきりした中でぜひ陳情に沿う部分が出てくる部分については、陳情の採択もされていますのでその重みを十分に理解をしていただきながら取り組みをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思っています。

ところで、畜産講演会が開催された折に人吉畜産会が自主的に月１回の畜舎の一斉消毒と、そういったことを提案をされて満場一致でそれが採択されたと、そういったことから今、実

施をされているようであります。そういった一斉消毒を自主的に決められた、それに対する支援を何か考えていらっしゃるのか、また支援策があるのか、それについてお尋ねしたいと思いますし、また一斉消毒については、やはり前々から言っていますが煙霧器が非常に有効に活用できるところじゃないかなと、そういうふうに思っているところであります。煙霧器の導入についても９月議会でもお尋ねしているところですけれども、どう考えて対応されるのか、この２点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

口蹄疫見舞金の交付式の際に、人吉畜産会長から毎月第一日曜日を畜舎の一斉消毒日と定め、自主的に防疫対策を行うことを御提案いただき、先月から早速実施していただいているところでございます。それらの取り組みに対しまして支援についての御質問ですが、このことにつきましては私たちの見解としまして、あくまでも畜産農家の自発的な取り組みで、自己防衛として実施されているものということで、現時点におきましては特段の支援は考えていないところでございます。

なお、畜舎の消毒に必要な煙霧器につきましては９月議会でもお答えしましたとおり、追加導入を前向きに検討してきたところでございます。具体的には畜産会の役員会などにおいて、その導入について協議を行いましたが、機械の管理方法などが若干課題も残っておりますので継続的に検討しているところでございます。また、煙霧器の導入につきましては、人吉市農業活性化対策事業を御活用いただきまして、畜産農家３戸以上で共同利用または規模の大きい畜産農家では、本事業の中の認定農業者支援事業による導入などを検討していただくよう周知に努めていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　煙霧器の導入については、９月議会での答弁と同じように前向きに検討はしていただいているようであります。ただ管理方法の課題等がいろいろあって、それの問題を解決してからというんじゃなくて、やはり緊急的に事態が発生した場合、そういった場合にどういうふうに対応していくかと、そういったことを十分に考えていかなければいけないんじゃないかと私は思っています。ですので、まずはそういった緊急的な事態に対応するためにもやはり早急に、本当に１台で十分なのかどうかと、そういったことを考えながら導入については考えていただきたいと私は思っています。そして、その後にやっぱりそういった管理の部分についてはその後にいろんな関係団体と協議をしながらお願いをしていくと、そういったことでも十分に対応できるんじゃないかなと思っています。そういったことを踏まえれば、やはり、いざ緊急に対応する場合には本当に１台で十分なのかどうか、私はそういった緊急的な事態に対応するためにはやはり四、五台を備えておいて、そしてその後にそれぞれの団体との管理運営方法等についてはそれぞれの団体で協議をしながら取り組んでい

けばいいのではないかと、そういうふうに私は思っていますけれども、そういった考えについていかがお考えなのか。例えば四、五台の導入が私は不可欠だと、そういうふうに思いますがいかがお考えでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

煙霧器につきましては農家の皆様が基本的に自分たちで備えていただくというのが基本ではございますが、議員御指摘のとおり、いつ緊急事態が発生するかわかりませんので、いつ何どきでも対応できるように市でも備えておくということも必要だろうというふうに思っています。また、台数につきましては畜産農家の意向や現状を把握した上で市としても前向きに導入を進めたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。また、実は韓国においても最近口蹄疫が発生したというような報道があっております。隣国でありますし、またその口蹄疫がいつ日本のほうに入ってくるかわからない、そういった緊張も覚えているところであります。

９月議会において、発生した場合のシミュレーションあるいはその対策におけるマニュアル、そういったものについてはお尋ねをしておりますけれども、その後の、例えば畜産農家への啓発とか防疫の対応こういったものについては、それ以降どのように取り組んでこられたのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

畜産農家への啓発や防疫対応の状況についてでございますが、去る10月27日の先ほど言いましたように見舞金交付式終了後におきまして人吉市畜産講演会を実施し、県城南家畜保健衛生所から講師をお招きしまして口蹄疫の基礎知識を初め、発生時の防疫措置などについて本市の畜産農家に対し詳細な説明をいただいたところでございます。今後とも毎月配布しております畜産だよりを活用して、畜舎消毒の徹底を初め防疫体制についての啓発活動を継続して行っていきたいというふうに存じております。また、来る12月10日には人吉球磨管内の畜産係者を初め防疫関係者を一同に会し、本年口蹄疫の防疫対応に実際に携われましたえびの市の担当者をお迎えしまして口蹄疫防疫演習が計画されておりますので、本市におきましてもできる限り多くの、例えば経済部や関係各課の職員もこの演習に参加させまして口蹄疫発生時に的確な対応ができるように努めてまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　もう一つ重要なことが埋却地の問題であります。埋却地については候補地を事前に把握をしながら速やかに実施できるように畜産農家台帳の整備の取り組みを行

っていると、そういったことで答弁をいただいているところであります。ただ、いろいろな事情を考えますとなかなか個人の埋却候補地は厳しいと、そういった状況にあるんではないかなと思っているところであります。個人の埋却地の場合にはその土地の隣接者の同意が必要となると考えておりますし、そういったことを考えますと緊急的には公共用地の確保をしておく必要があると思っております。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

９月議会でもお答えしましたとおり、発生後の家畜の速やかな埋却作業は最も重要なことであり、その対応といたしまして埋却候補地を明記した畜産農家台帳の整備を行ってきたところでございます。しかしながら議員御指摘のとおり、現時点では畜舎の立地上あるいは埋却候補地が困難な畜産農家も多くありまして、それらの対応策としまして公用地やＪＡなど農業団体が保有している土地などの確保が必要なことから、現在それらの団体などと協議を行いながら候補地リストをさらに充実、作成しているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ早急に候補地リストを作成していただきたいと思っているところでありますが、埋却についてはやはり隣接地の同意が必要となりますので、そのことを考えますと同意が得られなかった場合にどうするのかということなんですね。個人からの埋却候補地については同意は簡単に取れるところ、ちょっと厳しいところ、またまったく同意が取れないところ、そういった部分をきちんと把握しておく必要があるんじゃないかなと思っております。

畜産農家台帳を整備されるのであれば、そのような区分けをして早急に対応できる必要があると思いますし、公共用地の確保についても例えば校区毎に数箇所の候補地を確保してきちんと台帳の中で整理をしていく、そういったことが私は必要であると思いますので、この点についてまたお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

議員御指摘のとおり今後埋却地の候補地リストを充実していく上で、埋却地の区分けを行うということは非常に有効な手段だと思われますので参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

あと１点、市民の声から通告しておりましたけれども、時間が来ましたので今回は割愛をさせていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　こんにちは。10番議員の福屋です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問は、スポーツ振興策から、多目的運動広場について。市民の声から、ごみ袋について、それと駅前広場について、もう１点が給食センターについての３点です。

まず初めに、スポーツ振興策から、多目的運動広場について質問をいたします。多目的運動広場についての質問ですが、今回を含めて残りあと１回、３月議会を残すのみとなりました。本日トップの田中議員が、トップの決断が重要であり粘り強く要望する必要があるという話を聞いておりますので、今後も粘り強く質問をしていきたいなと思っております。

これまで田中市長、掘教育長、部長の答弁を何度もお聞きしてきました。これまでの答弁といたしまして、スポーツ交流都市づくり構想を推進するためにも重要課題であり、早期に実現を図りたい。具体的に調査検討を進めるために他の自治体などこれまで建設されている陸上競技場などの事業費や事業概要などの状況把握を行っている。また、今後関係部署との協議を行うなどとの答弁がなされてきましたが、一向に進んでいるようには私には感じられません。確実に実現へ向かっていた計画だと思いますが、現在なくなってきているように感じております。そこで教育委員会として、堀教育長を初めこれまでの教育長も多目的運動広場早期実現は必要であり、重要であると答弁を繰り返しされております。そこで教育長としての現在のお考えをお聞きしたいと思います。

１回目を終わります。

○教育長（堀　秀行君）　多目的運動広場については、これまで福屋議員から幾度となく御質問を受けているところでございますが、進行しないというお言葉をいただきました。じくじたる思いがあるところでございます。

このことにつきましては、議員おっしゃいますように、これまでの教育長初め私も就任以来、教育委員会としてその必要性を十分認識する中で、早期の実現を図りたいということで御答弁を申し上げたところでございます。近年、私たちを取り巻く社会状況がさまざまに変化する中にありまして、今後さらに心身ともに健康で豊かな生活を送るためにスポーツの果たす役割は大きいものがあると存じます。常日ごろ福屋議員もこれは強調されているところでございます。現在、スポーツへの関心の高まり、そのニーズも多様化する中にありまして、市民の誰もが気軽にできるスポーツの充実が求められております。

また競技力の向上を図り、あわせて各種大会の開催及び誘致を通じてスポーツ交流などによる地域振興を進めることも本市の重要な施策であります。スポーツ振興や交流の場として、多目的運動広場建設は重要課題と認識しているところでございます。

しかしながら、このような大規模事業につきましては御承知のとおりさまざまな課題も多いわけでありまして、とりわけ厳しい財政状況において財源の確保は大きな課題でございま

す。今後市民ニーズや適正な事業規模などの把握を進めながら、早期実現に向け具体的な計画の位置づけについて関係部署と協議検討を進めてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　これまでも関係部署と協議をするという答弁は何度もいただいております。そこでなんですけど、６月の定例会の質問に対しまして、田中市長のほうから、建設候補地を梢山工業団地内サッカー場を含む区域を位置づけるとの答弁をいただいております。田中市長は梢山に多目的運動広場をつくるんだと、だから教育長たちがいつも言われる部署と協議をしますということですから、市長はそのときに協議を始めなさいと言われたんじゃないかなと私は考えたわけです。何度も何度も言われて、実際に市長のほうから梢山という名前が出たんですから、それは実施計画なりつくるべきではないかなと考えているんですけれど、そのことについてどのように教育長は考えておられるのか答弁をいただきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えをいたします。

本年６月定例会における市長答弁をどのようにとらえたかということでございますが、教育委員会といたしまして今後他の重要施策との整合性を図りながら事業規模、内容などなどさまざまな面から検討し実施計画等への位置づけを行っていきたい。また、そのためには大きな課題である財源の確保、さらには本市の財政運営などを勘案しながら進めていくことが重要であるという市長の御答弁もあっているところでございますが、そうした市長の思いと認識を十分受け取っているところでございまして、そのようなことから候補地である梢山工業団地内を念頭に、基礎的な調査や適正な事業規模などを進め、計画の位置づけについて機会あるごとに企画サイドとも協議を重ねているところでございますが、努力していかなければならないという思いは非常に強うございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　教育長にいろんなことを言っても決定権をお持ちではありませんので、進めるんだという結果しか返ってこないんだろうなというふうに思います。つらいお立場だと思うんですけど、やはり子供たちの安全とか安心とか、それこそ市民の健康を考えられたら教育委員会から市長にやはり一言助言する必要もあるんじゃないかなと。これ以上言っても答弁は返ってこないと思いますので、その辺は今度は市長にお聞きして、市長の答弁によって変わるのかなと思いますので、市長に質問していきたいと思うんです。まず田中市長は市長みずから解決に向けた挑戦をしていきたいという答弁もされております。ぜひ、これは挑戦していただきたいなと私は思います。

12月は新年度予算編成もありますし、今がその解決に一番適している時期じゃないかなと私は思うんですけれども、また今現地を見ますと、あそこは埋立も必要になってくると思いますから、今現在漆田のほうに西回りの廃土も運び込まれております。この廃土といいますか、これを有効に使えるんではないかなということを考えております。市長が今、本当にどのように考えておられるかというのをお尋ねしておきます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、３月議会の予算編成方針でございますが、骨格予算でございますのでその点を御承知置きいただきたいというふうに思います。

現在、南九州西回り自動車道の建設に伴いまして発生しました土砂につきまして、漆田の中核工業用地の造成のため搬入いただいているところでございます。この西回り自動車道につきましては、今後も相当の期間工事に伴う土砂も発生するものと考えております。これを多目的運動広場の造成にも有効活用できないかということでございますが、多目的運動広場建設につきましてはこれまでも申し上げておりますとおり、計画については今後さまざまに検討を重ねながら、私自身としてもしっかりと考えてまいりたいというところでございます。

今後建設計画が進む中で土砂が必要ということであれば、それはそれで検討されるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　検討いただきたいと思うんですけれども、検討というのが何度も聞いておりますので、実際にもう行うんだという答弁をいただきたいなと思うんですけれども。それで来年統一地方選挙がございます。市長も私たち議員も在任期間が残り５カ月となりましたので、やはり市長が言われる、人吉市民に対して重要課題であり早期に実現を図りたいと考えておられるのであれば、例えば市長選に挑戦されるのであれば多目的運動広場計画について、今後やはり市民に対してもどうするんだというような言葉をこの場でいただきたいなと私は考えているんですけれども、市長どうでしょうか。

○市長（田中信孝君）　統一地方選で市民の皆様方の負託を得たならばということであろうかと思いますけれども、これまで多目的運動広場に関しまして議員も再三おっしゃっておりますように、子供たちのため、高齢者の健康増進のため、そしてひいてはスポーツ観光のためにも非常に大切な施設であるというふうに思っているところでございまして、市民の皆様方が元気で、笑顔で暮らせるということに関しましても大きなテーマでございます。

このためスポーツの持つ力は欠かせないものでございまして、スポーツ交流都市づくりを推進していくためにも多目的運動広場の建設は重要課題であるということは十分認識しているところでございます。候補地としまして梢山工業団地内のサッカー場を含む位置づけというところを行っているところでございまして、本市としましても政策面また土地利用面、財

政面あらゆる検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。これまでも幾度も申し上げましたように、多目的運動広場の建設につきましては、まずは用地の問題もさることながら多額の建設費を要するということでございますので、財源確保が大きな課題であるというふうに思っております。

今後もさまざまに財源が必要な課題が目白押しでございますので、しっかり優先順位をつけていかなければならないというふうに思っているところでございますが、財政規立の確保というものも大切にしていかなければなりませんので、他の重要施策との整合性を勘案しながら事業規模、内容などを多方面から、さまざまな方面から検討を行い、できるだけ早い時期に市民の皆様の御要望にお応えできるよう進めてまいりたいというふうに思っております。そのためにも策定を予定しております第５次総合計画におきましても、まちづくりの重要施策として基本計画にしっかりと位置づける必要があるというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今、市長は負託を受けたならと言われましたので、市長選に出られるという発言と私はとらえて、それだったらやはり第５次をつくられるんだったらその中に、やはりこのスポーツ交流都市づくりというのは第３次からずっとうたわれてきているし、人吉市の市長が進めておられる観光開発にも非常に重要な施策と思うんですよね。やはり陸上記録会を人吉市でするのも大切だし、前回グラウンドゴルフ協会から九州大会を人吉市で開催したいというような話も出ております。これはやはり人吉市に、非常に経済効果としてお金を落としてくれます、お土産も買う、泊まりもするということで。

やはり市民の要望に応えていくためにはしっかり、今後負託を受けたならということは出られるということですので、このあたりも次回のマニフェストにしっかりうたっていただきたいなということで要望しておきます。よろしくお願いします。

次に、市民の声から、ごみ袋についてお尋ねをしていきます。ごみ袋についてなんですけれども、昨年度指定ごみ卸業者が新規業者になりましたが、これまでの流れについて確認の意味で説明をいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　こんにちは。お答えいたします。

まず、前卸売業者倒産後の流れにつきまして、年月日ごとの経過で答弁をさせていただきます。なお、このことにつきましては平成21年12月11日に開催されました全員協議会でも説明をさせていただいておりますので、主なところを答弁させていただきたいと存じます。

平成21年11月30日、市契約管財課から人吉市指定ごみ袋取扱業者が倒産したとの連絡を受けまして、破産申立人代理人弁護士に破産を確認をいたしました。その後、ごみ袋製造工場及び特約店に連絡と確認をしております。

平成21年12月１日、ごみ袋製造工場特約店と人吉市衛生委員連合会との協議によりまして、

今後のごみ袋は人吉市衛生委員連合会と直接取引をすることを了承されております。

平成21年12月２日、平成22年度から採用する人吉市指定ごみ袋の入札を行っております。

平成21年12月３日、ごみ袋卸売業者が倒産するという大変憂慮すべき事態が発生いたしましたが、平成22年度から指定ごみ袋を取り扱う新規業者がタイミングよく決定しておりましたので、新規業者と平成22年３月末までの旧ごみ袋の販売等について協議を行いまして、倒産した前卸売業者にかわりまして事業の引継を了承していただいたところでございます。市民の皆様に迷惑がかからないように、また緊急を要することから随意契約とされております。以上が、前卸売業者倒産後の流れでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　これまでの経過というのがよくわかりました。６年ぐらい前に入札の問題を取り上げていましたので、その後の緊急な対応に執行部として対応していただいたものと考えております。

そこで、前に６月議会だったですかね質問したときに、ごみの分別、これを市長のほうにお尋ねしたんですけれども、人吉市のほうはごみの分別ができていないので改善が必要であると市長の答弁がなされております。担当課ではその後ごみの分別について調査をされたのか、また、分別についてどのような啓発活動をされてきたのか、お尋ねをしておきます。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ごみ分別について、その後調査及び啓発活動をされたのかというお尋ねでございますが、本市と人吉球磨クリーンプラザにおきまして、町内会を初めとする団体を対象としたごみ分別体験研修を行いまして、その結果をデータとして使用しております。また、啓発活動につきましては、ただいま申し上げましたごみ分別体験研修において燃えないごみの袋の中に、平成21年度におきまして資源ごみが34％、燃えるごみが12％含まれており、分別体験を通して資源ごみがいかに多く含まれているかを実感していただいたところでございます。その研修後におきましてもさらなる分別をお願いするなど、改善につなげていただくことを目指した啓発も行っておるところでございます。

出前講座におきましても、町内会の各種団体から要請を受けまして町内公民館などでごみ分別学習会を行っているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今、答弁をいただいた中で、町内公民館などでごみ分別学習会を行っているという答弁をいただいたんですが、今度は新規にまたごみの分別が始まりますね、リサイクルということで広報の最後に、一昨日でしたか、それを読んでいるときに最後に載っていたものですから。やはり、ああいうのを新しくなった、新規になるときにどういうこと

をされていくのかなと、町内公民館などでの分別学習会、これはどういうものかというのがおわかりでしたらちょっと答弁をいただきたいんですけれど。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

平成21年度環境学習実施ということでございますけれども、21年度におきましては４月５日に嵯峨里町内町内会女性部につきまして、ごみの分別について説明会を行っております。このときには参加人数50名でございました。その次ですけれども、４月12日、荒毛町内会、同じようにごみ出し等について環境課関係等々について80名の参加をみまして実施をしております。そのほか21年度におきましては９件実施しておりますけれども、この２件の御紹介でよろしいでしょうか。それとも全部、２件でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上のようなことで、平成21年度におきましては学習会を開催をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　非常にいいことをしていただいているなということなんですけれど、そこで質問なんですけれど、その町内会公民館などでされるということは、対象者は町内の方を対象にされると思うんですけど、これの申し込み、例えば町内でこういうごみ分別に関する学習会をしたいんだというような、そういうのはどこに聞いていいのか、そういう活動をどこに掲載されているのか。市民にわかるように、そういう広報とかそういうのもされているのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、市の環境課への連絡体制でございますけれども、町内会長さんが衛生委員連合会の役員も兼ねておられますので１点はそちらの窓口になっております。それから、市のホームページにおきましてそういった出前講座の御紹介もさせていただいておりますので、そちらのほうからも連絡を環境課のほうにしていただければ、そういうふうな学習会をすることができるという周知を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　ありがとうございました。早速町内のほうにも帰って、そういう勉強会に町内としても参加したいなということで、いいことだなということで今後ともまたよろしくお願いしておきます。

そこで、次に、現在使われているごみ袋についての質問なんですが、市民の方から前回のごみ袋からすると小さくなったとよく言われます。それが本当ならなぜ小さくなったのか、小さくなったのなら単価も安くしていいんじゃないかなというような話をお伺いします。これまでの大きさはどうだったのか、また現在の大きさはどういうふうになっているのか具体

的にお教えいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ごみ袋が小さくなった理由及び値段がかわらないのはなぜかということでございますが、平成21年10月16日に開催されました人吉市衛生委員連合会第２回ごみ袋検討委員会の中でごみ袋のサイズについて協議をされておりますので、その内容で御説明をさせていただきます。

検討委員会は、衛生委員連合会から各校区支部長、衛生委員連合会執行部２名、支部長は５名でございます、事務局２名でございました。委員会では、まず、「ひとよし“かがやき”づくりトーク」の中で、ごみ袋が破れやすい、裂けやすいと市民の皆様の御意見がございまして、これらの意見を反映した形で袋を厚くし耐久性を持たせ、価格は据え置くことが決定されております。検討会における協議の中で、袋の厚みを厚くしたいということで製造業者へお尋ねしたところ、価格を据え置くためには使用材料の量、価格の面から、袋を小さくする方法しかないということでございまして、現在に至っております。

これまでの大きさと現在の大きさでございますが、平成20年４月１日から平成22年３月31日までの袋の大きさでございますが、大きい袋で申し上げますと、縦90センチメートル、横65センチメートル、厚さ0.025ミリメートルでございます。平成22年４月１日に採用しました新しい袋で、縦80センチ、横65センチ、厚さ0.03ミリメートルとなっておりまして、縦が10センチメートル短くなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　破れやすいということで、それの強度を持たせるために0.01厚くなったということなんですけど、現在のごみ袋になる前には大きいごみ袋、これは５年間使用してきたわけなんですけれども、そのごみ袋が大きいのが小さいのになったということならば、前のごみ袋に何か問題があったのかなということでお聞きしたいと思います。

また、前のごみ袋が現在になるためには、なぜそうなるのかというのを市民に対しても説明することが必要ではないかなということなんですけれど、そのあたりはどうなんですかね、その辺を答弁いただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

５年間使用して、そのごみ袋にいろいろと問題の指摘あるいは説明がなかったのかということでございますけれども、平成20年当初におきましては原油価格の高騰などによりごみ袋の製造価格も上昇しておりまして、この時点でごみ袋の販売価格を上昇させないための方策として、ただいま申し上げましたように平成20年４月１日からごみ袋の厚さを0.03ミリから0.025ミリメートルへ変更をしております。このことにつきましては、平成20年３月15日号の広報ひとよし及び市ホームページにおきまして市民の皆様にお知らせしておるところでございます。その後、破れやすい、裂けやすいとの御意見をいただいておりまして、その意見

を反映する形で、平成22年４月１日からごみ袋の改定に当たりまして、先ほど申し上げましたとおり厚みを当初の0.03ミリに戻すということにつながったものと理解しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　いろんな状況、現在の価格状況とかいろんなことがあってこうなったんだろうと思うんですけれども、価格が安定するというか悪いから0.03から0.025に変えて、そして単価はそのままであって、今度はまた元に戻すのに、またそこで今度は戻すためには今の現在の状況を踏まえて小さくしないと単価が折り合わなかったということで考えてよろしいんかなと思うんですけれども、そういう考えでよろしいんですかね。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

はい、そのようにお考えいただいて結構でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今お答えいただきましたこのごみ袋のサイズ、人吉市というのが90×65×0.025から、現在は80×65×0.03ということなんですけど、近隣の町村、全部10市町村は必要としませんので近くで結構だと思いますが、もしわかれば御答弁をいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

近隣の町村の状況はどうなっているのかについてでございますが、錦町と相良村の現況を調査しておりますので御報告させていただきます。

まず、相良村でございますが、大のサイズで申し上げますと、価格が105円、縦80センチメートル、横65センチメートル、厚さ0.03ミリメートルで、材質は不明でございますがスーパーで魚なんかを手づかみで入れる薄いビニール袋がございますけれども、ああいった形状のものでございます。

次に錦町でございますが、価格が240円、縦96センチメートル、横65センチメートル、厚さ0.025ミリメートルで、材質が高密度ポリエチレンでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今の答弁で、人吉市は現在80×65×0.03で200円ですよね、相良は近くで、今の答弁でいくと80×65、厚さが0.03、で同等で105円、非常に安いですよね。この差は何なのか。錦は少し大きい、90以上ありますから240円、人吉よりも16センチ容量も高いし。ただ0.025で、ここは薄いんですよね。同じクリーンプラザに入れるのに片方は同じ縦・横・厚みが一緒で値段が違うというのと、それがどうしても納得できない。業者なのかなと思うんですけれども、市民としたら安いほうがいいんですけど、そのあたり、もし、これは材質の違いかもしれませんが、もしわかれば、わからなかったら結構ですけれど、その

あたりちょっとお教えいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

相良村のごみ袋でございますけれども、先ほど申し上げましたように材質が、言葉が悪いんですけれども、人吉の材質よりも少し、少しといいますか劣る材質でございます。それから人吉市のごみ袋につきましては両サイドに持つところとそれから縛るところがございますけれども、相良村のごみ袋は何もない、普通のごみ袋でございます。ですから両方から縛りますと結構容量が少なくなる状況になっております。

錦町のほうも材質は人吉と同じでございますけども、値段が人吉市よりも高いようでございます。縛るための耳がないということでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　人吉市のごみ袋が一番いいんだということですね、近隣では。これは私も一般質問でお願いした経緯があって、そのように採用していただきまして、一番いいんだということで人吉市におるということでも嬉しい限りなんですけれども。持ち手とかいろんなことがあるんですけれど、これは人吉市が入っておるわけじゃなくて衛生委員連合会のほうにお願いしているんですけど、入札をされる場合には入札説明会というのをされると思うんですよ。そのときに市民のことを一番に考えたら、やっぱり行政として前と同じような厚さで、そして同じような単価で今の形状でどうにかできないだろうかなということを、指導はできないかもしれませんけれどお願いはできなかったのかなということです。私たちとしてもなるべく安く、たくさん入ったほうが嬉しいわけですので、そういうことをされたのかどうか、お尋ねをします。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ただいま議員が申されましたように、衛生委員連合会のほうで入札は実施をされていただいているところでございます。その際には仕様書に基づきまして入札をされているところでございます。

行政からの指導があったのかどうかということでございますが、「ひとよし“かがやき”づくりトーク」の中で市民の方から、破れやすいとの御意見があっていることを人吉衛生委員連合会にお伝えし、改善をお願いしているところでございます。価格とごみ袋の容量につきましては当時の社会情勢といいますか、原油価格の高騰等もありましてなかなか要望どおりにはいかなかったというところではあろうかと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　できる限り、衛生委員連合会の会議に出られたときにも市民のために、もしできるんであればその方向性というのをお話をしていただければ助かるかなということ

です。お願いをしておきたいと思います。

そこでもう１点、今のごみ袋になってからのクレームを何人の方からか私、聞いたんですけれど、その方が私に見せられたというか持ってこられたのは中サイズなんですけれど、実はこれを買ったら、結んだ後持ち手が裂けやすいというお話をされたんですね。私のところ、ほとんど中というのを使わないものですからわからないんですけど、その中サイズがそういうふうに裂けやすいというお話をお聞きしましたので、担当課としてこのことを知っておられるのか、また新しくこういうごみ袋に変わったときに、その説明とかそういうのも市民のほうにお知らせする必要もあるだろうし、新しくなったときにこのごみ袋はどうなのかなという調査も、これは衛生委員連合会がするのか市がするのかちょっとわかりませんけれど、クレームというのは多分市のほうに来ると思いますので、そういう調査をされたのかお尋ねをしておきます。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

市民の声として、持ち手のところが破れやすいとの御指摘でございますが、所管部署としましては事実の把握ができておりませんでした。早急に状況を把握いたしまして検討してまいりたいと考えているところでございます。なお、今後新規に変わった時点での市民調査につきましては人吉市衛生委員連合会とも協議して対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　ごみ袋については、そういう話もあったということをお聞きおいていただいて調査をしていただきたいなと思います。それと、先ほどありました町内公民館活動、こういう中でごみ分別学習会とかせっかく行われておりますので、その中で、意見はないですかとか、こういう問題点はないんですかという提起もしながらやはり調査をしていただいたらいいのかなと思いますのでよろしくお願いしておきます。ごみ袋については終わります。

次に、駅前広場について質問をいたします。駅前広場については委員会のほうでも現地視察を行っております。現地にて説明を受けているときに、現地の方に後からいろいろと指摘をされた経験があります。それで、開発をされる前に実施計画策定をされたり、また工事中にいろんな問題、こういう点が発生しなかったのかなということ。また、工事完成後に駅前についての調査、こういうのは行われたのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

基本計画、基本設計作成時、実施設計を行っておりますが、実施設計段階では設計する範囲が大変広く、地形的な制約もございましたので、段差解消や歩行の安全性の確保などユニバーサルデザインをいかに実現するかといった縦横断設計上の課題とか、やまぐち駅弁などロータリー沿いにあります事業所のための事業者スペースの位置、ロータリーを利用する自

動車の停車位置の決定など検討する事項がございました。また、地元説明会やワークショップの説明会におきまして、シンボル緑地のライトアップをしたらどうかとか、ロータリーが少し狭くなったなどの御意見もございました。

工事中の問題といたしましては、一番の問題は当初３月末に完成する予定でございましたが７月中旬まで大幅に完成が遅れ、駅を利用される市民の皆様や観光客の皆様、そして周辺住民の皆様に大変御迷惑をおかけいたしたことであると考えております。この場をお借りいたしまして改めてお詫びを申し上げます。

その他といたしましては、工事中とはいえ駅の利用を停止することはできませんでしたので、駅利用者や路線バス、タクシー等の出入口の確保、やまぐち駅弁などロータリー沿いの事業所を利用される方の駐車場の確保、工事中の駅利用者の安全確保、それから一度に十数社の業者がふくそうして工事を行いましたので、全体的な工事手順の調整や工程管理、安全施工の徹底等が工事中大変注意した点であったと存じます。

また、工事完成後の調査といたしましては、ロータリー内の自動車の停車状況、駐車場の利用状況、からくり時計広場の利用状況、雨天時の路面排水状況――水溜まりなどがないかとかいった状況でございます、植栽の生育状況などの確認調査を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　いろんなことにお聞き取りしながら進めてこられた経緯というのはわかります。また、所管の委員会にもおりますので、詳しいものはそちらのほうで聞きますけれど、きょうは市民の声ということで通告していますので、それについてお尋ねしますが、北側駐車場、北側になりますかね向こうの駐車場、新しくできました。この出入口に行ったときに両サイドに歩道があるわけなんですよね。歩道があるんですけど、駐車場に入るところに横断歩道がないものですから危ないなということで、何でここはないのかと。ほかは全部あるのにというような話をされておりましたので、もし事故が起きたときにどちらが優先といいますか、横断歩道もありませんので責任が発生したときにどうなるのかなと、なぜあそこに横断歩道がないのかなというのをお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

議員おっしゃいます駐車場は、駐輪場の西側の駐車場でございますか、新しくできました駐車場の整備でございますが、駅前広場整備工事を行うに当たりまして横断歩道や交通標識等の協議を公安委員会と行っておりますが、その中で駐車場の出入口は一般的な民間の出入口と同じであり、一般の交通の用に供する道路とは認められないので横断歩道を設置することは好ましくないというようなお話でございましたので、西側駐車場の出入口前には横断歩道は設置いたしておりません。

なお、市内を見てみましたところ大きいところでは国道219号沿いで下林町のニシムタの

出入口や西間下町の人吉警察署の出入口など、同じように横断歩道は設置されていないようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今、説明をいただきましたが、公安委員会の指導ということで、市としては、前、設計段階でもらったときには何かそれらしきものが書いてあったと思うんですけれど、そういうのも見て変更されたのかなという感覚での話なんですけど、公安委員会の指導ということでそのように皆さんにはお話をしたいと思います。

駅前にはタクシー乗り入れをされている会社が二つあるんですけど、二つの会社が乗り入れられているんですけれど、あそこに乗り場というのが一個しかない、１台分のスペースしか。話を聞いたら、降りてきて、人は自分の乗るタクシー会社を決めているんだって、だから乗るタクシーがそこにいないときに向こうにおったらそこまで行くんだというような話をされておられました。その開発の段階で、あそこに２台ぐらい置くような協議はできなかったのかなということで、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の駅前整備に伴いまして現在のタクシー乗り場は以前の乗り場より25メートルほど遠くなっておりますし、また乗り場の台数も１台分しかございません。今回の駅前広場の整備は、平成23年３月の九州新幹線鹿児島ルートの全線開業や平成21年４月のＳＬ人吉号の運行開始など、肥薩線や人吉駅を取り巻く状況の変化に対応し、相良七百年の歴史を誇る九州の小京都人吉の玄関口にふさわしい駅前とするために整備を行ったものであり、ロータリーの形状や乗降バース等の設置もそういった点も勘案し、駅利用者の動きを総合的に検討し計画実施したものでございます。

ＪＲ九州やくま川鉄道御利用の市民の方にはタクシー乗り場が幾分遠くなり、御不便を感じられる点もあるかもしれませんが、今回の駅前広場整備事業の趣旨を御理解いただき、御協力、御理解をいただきたいと存じます。

また、タクシー乗り場が１台しかないというようなことでございますけれども、以前はタクシーや一般車、身障者用の乗降表示がございませんで、車両の軌跡等もあまり考慮されておりませんでしたので、今回のロータリー整備では大型車、普通車の軌跡、どういうふうに車が回るかというふうなことでございますが、そういうふうな軌跡等も検討し、ロータリー内を安全に利用できるように路線バスや普通車、タクシー等の乗降バースを設けております。その結果、タクシー乗り場１台、タクシー降り場１台、合計２台のタクシーバースとなった次第でございます。そのようなことで乗り場が１台になったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　今、部長から、駅利用者の動きを総合的に検討して計画を作成したということと、球磨川下りの市民の方にタクシー乗り場が25メートルほど遠くなったということで、このことも質問を受けているわけなんですよね。私たちは毎日利用しているんだと、くま川鉄道を利用して人吉に来ているんだと、そしてタクシーを利用して病院とかいろんな買い物とか行っているんだという話をされております。私もそう思います。あそこは観光客のためのタクシー乗り場ではないと思うんですよ。実際、今、部長の説明のとおり、向こうのほうから障がい者の方の、身障者と書いてありますかね乗り降り場があります。またその次に一般車があります。その次にタクシーの降り場・乗り場、それから定期バス、そしてこちらのほうに観光バスというのが実際にあります。

でも、実際に行くとあのカーブのところにいっぱい車は停まっているんですよね。そして、くま川鉄道をせっかく利用してこられた高齢者の方が遠くなったという、これは非常に検討されていないと私は考えるんです。やはり一番利用されるのは、観光客もそうだと思うんですけれど、毎日利用されるお年寄りの方、言ったら失礼ですけど高齢者の方じゃないかなと思うんです。これはタクシー会社のほうからもそういう話をして、困っているんだ、近くに迎えに来てくれよと電話であるそうです、知り合いの方になると。だから、やはりそういうことを、担当課というのは完成してからどのように考えてこられているのか、そして現在どのように思っておられるのか、その辺をお尋ねしておきます。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

先ほどのタクシー１台分の説明の中でも申し上げましたように、今回の駅の整備といいますのが、以前のロータリーの状況、交通の流れとか、あるいは駐停車の状況そういった状況をいろいろ調査した中で、より安全に、また乗降所のそういったバースの設置というようなこともいろいろ検討した中で配置を決めたというようなことでございます。

それから、これはからくり時計の配置にも関係するわけでございますけれども、東側のほうにそういった広場を設けたと、どこからでも安心して、あるいは以前はこのロータリーの中は、改札口を出まして、そのまま車道を横切って、からくり時計の側を通って人吉橋のほうに歩いておりましたけれども、そういった駅構内においても車道を渡るような状況でございましたので、そしてからくり時計を見るというような状況がございました。そういったことで、今回は改札口を出て、前がからくり広場になっております、そこを眺めながら周辺の、あるいはシンボル緑地等も眺めながら通過していただくと、あるいはそこで待ち合わせをしていただくというようなスペースを設けたわけでございます。そういったことで、若干ロータリー等につきましても車の流れ、駐停車等についてもいろいろ検討を重ねた結果、ああいった配置を行ったわけでございます。その辺のところは多少御不便を感じられる部分と、それから安心・安全が確保できた部分といろいろございます。そういった点をいろいろ御理解いただきまして、今回の車の乗降バース等については御理解をいただければというふうに考

えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　タクシーの乗降とかそれについてはやはりいろんな問題が今、出てきているんじゃないかなと考えます。あそこに私も二、三日行って、座りながらいろんな人とお話をしながらきたんですけれど、やはり車を停めて列車に乗られる方も、速く着けばいいんですけれど、昔の感覚がそのまま残っていて駅前で停めたらいいんだという感覚で来て、停めに行った、遅かった、間に合わなかったという方もおられるそうです。今後の課題もあるんですけれど、せっかくつくったものをまた壊して新しくせろとも言われませんので、そのあたりを市民にいろいろ啓発していくべきかなと、そう思います。

ただ、前回といいますか、もう大分前になるんですけれど一度質問をいたしたことがあるんですけれど、待合室、ここに先日も行って座っておりまして、観光客の方が来られましたのでいろんな話をしながらいたんですけれど、からくり時計これが待合室の中からは見えないんです。見えるという話を全部がされますけど、見えません。これは子供たちにすれば特に見えません。大人はすき間から見たらある程度見えますけど、外に出ればいいじゃないかという話なんですけれど、寒い時期に外にわざわざ出るよりも中から見えたらいいんじゃないかな。だから、あそこの格子、なぜ見えにくい格子を採用されたのか。また、人吉らしいということでつけられたかどうか知りませんけど、格子をつけられた経緯というのを今一度お尋ねしておきます。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。この件につきましては、平成21年６月の議員の一般質問に対する市長答弁の中でもお答えされておるところでございますが、待合室の前にあります格子は連子格子と申しまして、京都など古い町並みではよく見受けられるものでございます。議員御承知のとおり、人吉市は相良七百年の歴史を誇る九州の小京都と呼ばれておりますので、そういった人吉のイメージに沿って和風の雰囲気を醸し出すようＪＲ九州様のほうで考慮いただき、駅舎に格子を設けられたもののようでございます。

また、からくり時計が待合所から見えないというような御指摘でございますけれども、今回の駅前整備におきましては、駅前広場の東側に新しく広場をつくり、そこにからくり時計を移設するというようなことで、安全かつ安心してからくり時計を見ていただくというようなことも整備の大きな目的の一つとしておりました。御指摘のとおり待合所から見えにくい点もおありかとは存じますが、待合所からではなく新しくできました広場で、ベンチも設けてございますのでお座りいただいてゆっくりとごらんいただければというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　天気のいい日は外に出てゆっくり眺めていただければいいのかなと思います。でも、今後寒いときとか雨の日とか外に出て見るということもできませんので、もしできるようだったらＪＲとも話していただいて、１カ所でもいいですから中から見えるようにしていただくのも私は必要じゃないかな。せっかく人吉市に、九州の中でもこのすばらしい人吉市を売りたいなと考えてＳＬ人吉号も走るようになった、じゃあ日本全国から人吉においでになるのに、やはり駅前の目玉ですよね、からくり時計というのは。やはりこれ、着いた瞬間ぱんと見えてほしいなという感覚もあります。

それと、この間12月２日だったですか夕方のテレビに、ＳＬが人吉に着いたときのお話を鉄道案内人の方と話をされておりました。そこで観光客の方が、人吉にようこそ観光に来ていただきましたという話をされたんですけれど、いや、私はＳＬに乗りにきたんです、観光に来てません。今からどうされるんですか、今からいさぶろうで鹿児島に行きますと、テレビで堂々と言われたものですけん、人吉市民として何てばかなことを言ってくれるんだと思いながら見ていたんですけれど、やはりそういうのもあって、やはり着いた瞬間にからくり時計がぱんと目に入るだけで、ああ、外に出てみようかという意識がないと、時間的なもので駅に着いて、ＳＬの写真撮影をされて、その後すぐ時間的なもので吉松のほうに、出らずに出ていかれるということも言われておりましたので、できたらそこで撮影をして、外に一回出て、またからくり時計で写真を撮ろうかとか、記念写真を撮ろうかとかいうそういうのも必要じゃないかなと思いますので、そのような話をしているんですけど。

それと、やはり今後の公共工事における場合に、多分公共工事をされるとき、その事前説明会というのを市民の方、またはその関係者とされると思うんですよ。駅前についても関係の方とされたと思うんですけれども、現実にそこに行って、仕事をされる方、例えばタクシーの運転手の方、こういうドライバーの方の意見も聞く必要があるんじゃないか、会社で説明あるかもしれませんけど、実際そこで仕事をされている人からすると非常に不便だという話を聞きます。今後、もうどうしようもありませんので、今後そのあたりをしっかりと協議をしながら進めていければなと思います。人吉の市民の安心・安全な生活、また利用に対しても市民のためにいろんなことを計画をしていってほしいなと思っております。この件は終わります。

最後に、学校給食センター、これについては笹山議員のほうがされておりました。また、その話を聞きながら私は質問していかないかんのかなということでおりました。笹山議員が話をされたことと、私が考えたこと、同じようなことなんですけれど、聞きたいというのが二、三点あるんですけど。決算の話もしていただきましたけど、人吉市学校給食として参加されて、その表彰状はどこがもらったのか、賞状のあて先なんです。これは調理業務をされている人吉フーズあてに来たのか、人吉市学校給食センターとして来たのか、どちらなのか。そちらを先に１点お聞きします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

表彰状については、人吉市学校給食センターあてでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　人吉市学校給食センターということで表彰状を受けたということは、やはり行政がそれに携わっていないとおかしいと思うんですよ。例えば、その中の業者の大会じゃないわけですよ。私も書き出してみたんですけれど、全国学校給食甲子園に熊本県代表として参加されていると、学校給食という言葉をうたってあります。それと、堀教育長の先ほどの答弁の中で、喜ばしいが認知度が浅いという、そのように話をされておりますが、先ほども同僚議員が言っていましたが、もう５回なんですよね。１回目ならまだ認知度とかそういうのは浅いと思いますが、５回もあっていて参加もされているという先ほどのお話で、堀教育長が御存じなかったというのも何で知らなかったのか、そこが不思議なんですよ。

それは、本当に堀教育長は御存じなかったんですか、橋本さんから報告があるまでは。お尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

私が教育委員会の次長、次長から福祉部長になりましたけれども、その間ずいぶんたって、５年以上たっております。したがいまして、イベントの名称を聞いたのは今度が初めてでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　この件についていろいろ言っても、先ほどと一緒になるのかないうことで私なりに考えたんですけど、ここで表彰受けられて、その後給食センターで働いておられる方といいますか、どなたかはわかりませんけど、二度ほど祝賀パーティがあったという話を聞いています。議会のほうにはその参加要請は来ておりませんのでわかりませんけど、二回ということですので、第１回目、第２回目どのような形で開催されたのか。もし、御存じだったら御答弁いただきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

実は、その２回の祝賀会についても私に御招待があったというわけではございません。したがいまして、内容については詳細には知らないところでございまして、知っているのは新聞の掲載の内容でしか知っておりません。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　中身をどうのこうのじゃなくて、せっかく人吉市学校給食センターとして表彰を受けたんだし、子供たちの安心・安全な食、これを提供していただく場所ですか

ら、何があったとしてもこれはお祝いしてもいいのかなと私はそう思ったんですよね。だから、お祝いしようかということで教育長あたりが音頭をとって、市長あたりと、ああよかったですなというような、ちょっとしたお祝いでもよかったのかな。ただ、聞いたところによると、うわさですけど、学校長にも話がなかったとか職員の方も行っておられないとか、議会の方が参加されているかどうかわかりませんけど、そういう話だったものですから、せっかく人吉の学校給食をおつくりになっている方が熊本県、テレビでも出ていましたので、やはりその人たちが一所懸命つくってくれるんだと、子供たちに与えたんだということを考えれば、人吉市全体じゃなくてもいいから、やはりみんなでお祝いしてもよかったんじゃないかなと思うんですよね。どなたが発起人になっておられるかわかりませんけど、教育委員会の管轄ですので、またこちらの市の執行部も行っておりますから、そういうときに教育長にはお話はなかったんですか。

○教育長（堀　秀行君）　私はそういったことについて話を聞いておらないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）　聞いておられないということであればそれでいいんだなということです。今後こういうときがあったときにやはりいろんなことがあると思いますけど、子供たちのために一所懸命したんだという結果があったら、みんなで、ああよかったねということでお祝いでもするのが一番いいんじゃないかなと思います。例えば、向こうのほうから話がなかったら、心の広い田中市長ですので市長のほうから、どぎゃんや、祝いどませんやというような話を持っていって、一言市長が言われたら、全員、ああしましょうかとなります。議会のほうもやると思うんですよ。せっかく人吉市学校給食センターということで表彰も受けておられるし、その名前も出ましたので今後こういうことがあったらその方向でお祝いでもしていただければなとお願いをして質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時23分　休憩

午後５時37分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんばんは。２番議員の井上光浩でございます。早いもので師走議会を迎え１年の過ぎるのがあっという間でございました。外を見てみますともう真っ暗でございます。が、慌てず急いで質問をしていきたいと思います。

ことしは記録的な猛暑また口蹄疫等々で大変な、甚大な被害を受けられました畜産農家の皆さん方には改めてお見舞いを申し上げるところでございます。また、不安定な経済不況が日本全体を包み、暗いニュースに包まれております。この時期になりますと、来年こそはすばらしい年になるようにと願い、また人吉市民が安心に暮らせるように、私自身も、また議員の皆さん方と一緒に頑張ってまいりたいと思っているところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。本定例議会に通告をしましたのは３点であります。１点目、施政方針より、人吉市中核工業用地推進策について。２点目、教育施策より、連絡メールシステムの導入について。３点目、スポーツ振興策より、ジャイアンツアカデミー・ベースボールスクールについてであります。

１点目の人吉市中核工業用地の整備に対する熊本県の支援策についてお尋ねをいたします。この項目につきましては平成20年12月議会でも質問をしておりますけれども、その際、熊本県は人吉市への支援策といたしまして、県南地域の中で人吉市は優先順位１位であるというような答弁がございました。地下水の調査を実施されておりますが、その後の熊本県の支援、そして経過、そして来年度につながります今後の支援策についてお尋ねをいたします。

１回目を終わります。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

平成20年度に熊本県が実施した県南地域における工業団地施設整備促進事業に関する地区に選定されまして、人吉市中核工業用地の地下水調査、約2,000万ほどで実施していただいております。この結果、１日に660立米から750立米が適正な揚水量であり、また水質検査でも水道法の水質基準に適合する良好な結果ということで報告していただいております。

また、本年度平成22年度の県の工業団地施設整備促進事業におきましても、やはり県南地区の優先順位第１位として選定を受けまして、つい先日の11月29日付で計画区域内の地質調査を実施するという通知をいただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　答弁をいただきました。11月22日付では計画区域内の地質調査を実施したいということで計画が上がっているようでございます。大変県のほうも力を入れていただいているというのが、聞いてわかってきたところであります。

次に、中核工業用地の造成事業、また整備の今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。まず、国土交通省が実施しております南九州西回り自動車道建設の発生土の今後の搬入計画はどうなっているのでしょうか。平成23年度予定も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

平成21年11月から国交省によりまして南九州西回り自動車道からの建設発生土を、公共工

事間で有効活用を図るという観点から中核工業用地に受け入れておりまして、現在約20万立米の土砂が搬入されております。今後の搬入計画については、今年度につきましては３月末までに約９万立米の土砂が持ち込まれる予定でございます。なお、平成23年度以降の搬入計画につきましては今後の土地の取得等を含めました中核工業用地の整備状況によりまして、国交省と協議を図ってまいりたいということでございます。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　今後国交省と相談をしながら検討をしていきたいという答弁でございました。大変住民の方も、大変な発生土の搬入がありましてびっくりをされている状況でありますので、私としましては事故がないように搬入をしていただければなと思うところであります。

次に、現在農振除外のために熊本県と調整を行っているということでございました。このことも踏まえて、今後の用地取得の取得計画、またスケジュール等々がわかればお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回の整備計画区域内に約４ヘクタールを超える農振地域が含まれております。その除外後の農地の転用に農林水産大臣の許可を必要とすることから、早急に農振の除外を行うため現在も熊本県と調整を行っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、農振除外の許可がおりましたなら現在発注しております基本設計の計画区域の選定を考慮し、土地所有者へ説明会を開催したいというふうに考えております。その後、土地所有者の同意が得られましたならば平成23年度には用地買収に取りかかる予定にいたしております。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　経済部長のほうから３回ほど答弁をいただきました。住民説明会はスケジュールに沿って順調に私は進んでいるように感じられます。

次に、用地取得計画区域の範囲、地権者数、筆数はどれくらいあるのでしょうか。この点につきましては非常に難しい部分もあると思いますけれども、また土地所有者との交渉方法はいかに進めていかれるのか。この２点をお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

用地取得の計画区域の範囲につきましては、現在基本設計の中で土地利用計画、造成計画、配置計画などを作成しておりまして、具体的な拡張計画区域の確定後に取得する財源なども考慮しまして区域を選定決定するということとしております。

次に、土地所有者との交渉方法についてお尋ねでございますが、相当数の地権者の方がお

られますので、土地所有者の中から地区の代表者を選出していただきまして、その方を相手に交渉を進めていくのも一つの方法ではないかというふうに考えております。具体的な交渉方法につきましては、今後関係部署と協議を行って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　用地取得については財源なども考慮しながらと、今から選定という形になるという答弁でございました。また、交渉事でございますので地元の方々の意見も、用地買収の場合は地権者の方々がいらっしゃいますので慎重にといいますよりか、説明を進めながら詰めていただければと思っております。

この中核工業用地の整備の中で、住民説明会でも少し話が出たところがございました。心配な点がありましたので１点確認をしておきたいと思います。計画区域内に埋蔵文化財が存在するという説明がございました。その埋蔵文化財の試掘状況、また、このことが工業用地造成への影響はないのか、この点をお尋ねいたします。これは教育部のほうになると思いますので、よろしくお願いします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

人吉市中核工業用地の造成計画範囲内に、人吉遺跡地図によりますと頭無遺跡、向原遺跡の２遺跡がかかっており、去る９月１日から10月14日にかけ試掘調査を実施いたしております。調査は二つの遺跡内で、地権者から試掘調査の承諾を得ました畑地８筆を対象に、18本のトレンチを設定し、調査面積約354平方メートルの試掘を行っております。調査の結果、向原遺跡の１筆の畑地845平方メートルにおきまして設定した３本のトレンチから薄片石器が10点検出されております。遺跡は、石器の出土した層が姶良丹沢火山灰、いわゆるシラス層の直上に当たることから、今から約１万2,000年前の旧石器時代に属し、小規模なキャンプが営まれた場所と推察されるというふうな試掘調査の所見でございます。

今回の調査で石器が検出されました部分は、造成計画範囲内の東南部の台地の縁に近い部分でございまして、現在のところ直接造成には影響を及ぼさない場所であると考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　現在のところ直接影響はないだろうということでありました。この点につきましては少し安心をしたところであります。

次に、こういうふうに造成計画、また整備計画が進む中でやはりよく話題に出ますのが、やっぱり本当に企業誘致が成功するんだろうかというところでありますけれども、12月４日の熊日新聞には、大学生の早まる就活という、そういう記事が載っておりました。地元志向

が根強く残る、大学４年生でなくて大学３年生から就活が早々と始まるという記事が載っておりました。地元志向の根強さが浮かんだ結果であろうということでありますけれども、やはり今後、熊本県からの情報など踏まえ、現在の企業誘致の活動状況についてお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

熊本県からの情報についてでございますが、企業誘致につきましては企業の設備拡大等については非常に機密性が高いために具体的な企業名の紹介はあっておりませんが、以前から熊本県として独自に企業を訪問していただいたり、県南地域の内陸部に整備した工業用地として人吉中核工業用地を積極的に紹介していただいているという状況でございます。本市といたしましては、その際の企業への説明用の資料を数回にわたり提出しております。このように、熊本県企業立地課や熊本県東京事務所と綿密に連携を図るとともに、10月に東京で開催されました半導体関連企業トップセミナーへの参加や、関係機関を訪問して情報収集を行っております。また、本市といたしましても独自に東京地区や中京地区への企業訪問等を実施し、南九州の交通の拠点性を生かした工業用地のＰＲ活動を行っております。

さらに、食品産業への企業へのアプローチも展開しており、10月に東京ビッグサイトで開催されました食品開発展に本市の出展ブースを設けてＰＲを行い、現在もブースへの訪問企業と情報収集や企業訪問を行うなど誘致活動を積極的に行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　工業用地の整備、それと並んで企業誘致のほうも進めておられるという答弁がありましたけれども、日本全体がこういうふうに経済状況が悪い状況の中で、なかなか難しいとは思います。しかし、仕事の場、雇用の場を待っている若い世代、また中高年もいらっしゃいますので、今後も粘り強く進めていただければと思います。23年度、24年度と粘り強くやっていただきますと、いつかは実が結ぶのではないかと思っております。この点につきましては、質問を終わります。

次に、通告をしておりました連絡メールシステム導入についてであります。実は、先日自宅のほうに帰りましたところ、こういうものを子供が持ってまいりました。人吉教育委員会では保護者の皆様に緊急時等の連絡を迅速に行うことを目的に、保護者向け連絡メールシステムを運用することとしました。つきましては別紙マニュアルを御参照の上、メールアドレスを登録していただき御活用いただきますようお願いします。このことにつきましては、私が平成20年３月定例議会で提案申し上げておったところであります。その当時は教育部長が違う、今の教育部長ではなくて前任の方でございましたけれども、その際には防犯システム導入には経費がかかることもございまして、現在のところ人吉市ではこのような防犯システム導入については検討はいたしておりませんという答弁でございました。しかしながら、今

回大変喜ばしいことで導入ということになったわけでありますが、この導入された経緯、まず１点お聞きしておきます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

連絡メールシステムにつきましては、県内では学校単位でインターネットのウェブメール等を使って既に取り組んでいるところがございます。熊本市内の連絡メール登録率が95％のある小学校におきましては、隣接したところで殺傷事件が発生し、このシステムを活用しまして迅速に保護者に周知が図られ、下校時における児童の安全を確保できたとの事例もございます。

本市におきましては、連絡メールシステムの導入につきまして、昨年度から本年度にかけて２カ年で取り組んでおりますユビキタスタウン構想推進事業の中の一つとして取り組んでおりまして、市内全小中学校において導入しますのは人吉市が県内では初めてでございます。これまでは学校から各家庭に緊急連絡を要する場合、例えば不審者情報、学校単位の行事開催の変更、大雨や台風災害時における緊急下校の連絡等の場合には電話等で行っておりましたが、その連絡の方法にこの連絡メールシステムを加えるものでございます。

連絡メールは携帯電話やパソコン等を活用して保護者が任意にアドレスの登録を行い、その登録した保護者に教育委員会及び学校から一斉にメールを送信するものでございます。この送信を活用しますと瞬時に確実に一斉に情報が伝達できますので、非常に便利で有効なツールと考えております。なお、登録解除につきましても保護者が行うことになっておりまして、また単年度ごとに登録の更針をかけていく予定でございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　県内でも先駆けて11校全体でやっていただくということで大変、私はすばらしい施策ではないかなと思っております。

それで、またこの通知文には続きがありまして、登録後のメール受信には受信料が発生しますので御了承くださいというところであります。これは保護者の費用負担が発生するのでしょうか。発生するのであればいかほどぐらいになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

この連絡メールシステムを受信します端末機器が携帯電話の場合は、パケット使用料が必要となってくるものでございます。御存じのとおり受信の使用料はわずかな金額でございますけれども、保護者の了解が必要というふうなことでお知らせの中にその旨を明記しているというふうなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　では、この連絡メールシステムに登録をされない世帯も出てまいりま

すけれども、その世帯に対する対応は以前と同じようにされるのでしょうか。また、新しい対応を考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、この連絡メールシステムを従来のシステムの中に加えるというふうなことで考えております。それで、携帯電話等の端末が必要ですけれども、お持ちでない保護者や登録を希望されない保護者がいらっしゃる場合は、従来の電話連絡等の連絡で対応を併用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　導入にあたって細部まで考えていらっしゃるということですけれども、やはりこの場合情報管理という点が一つ注意しなくてはならないところであると思います。この個人情報等々に特に注意をされていただき、有効活用をしていただくことを望みます。この点につきましては、質問を終わります。

３点目の質問は、スポーツ振興策よりであります。通告に、ジャイアンツアカデミー・ベースボールスクールについてということで通告をしておりました。これはことしの８月、新聞報道がございました。また、皆さんのお手元のほうに資料を差し上げておりますけれども、新聞のほうにこういうふうに、もう字のとおりでございますけれども、野球スクール来春開校ということで載っておりました。これが８月の紙面に出ておりました。これを見まして、市の教育委員会のスポーツ振興係のほうに問い合わせましたところ、もう情報を把握されておりましたので質問をするところであります。

まず、このジャイアンツアカデミー・ベースボールスクールの事業概要はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

ジャイアンツアカデミー・ベースボールスクールの事業概要というようなことでございますけれども、本スクールは野球を通じた子供健全育成と野球界のすそ野拡大を目指した教育事業として、2006年に読売巨人軍が創設した少年野球スクールでございまして、現在東京都内に12カ所にスクールがあり、九州にはフランチャイズ校として昨年開校した宮崎校がございます。

内容としましては、子供の成長過程に応じたプログラムに基づく基本技術やマナーの向上、またメンタルトレーニングや食育指導などが行われております。来春開校予定の熊本校はそのノウハウを生かしたフランチャイズ校として、都内以外では先ほど申し上げました宮崎校に次いで２校目でございまして、県内の小学生などを対象に５歳から小学６年生まで、年齢別の４コースを設け、定員は各24人で、藤崎台県営野球場、県営八代野球場など県内５カ所を毎週月曜日から金曜日に巡回し、各地の受講者を指導するようになっているようでござい

ます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　熊本に先駆けて、昨年の４月に宮崎県のほうでは開校されているというところでございます。後に質問はしますけれども、ここの野球スクールの名誉校長は私ども人吉市の出身でございます末次氏であります。

それで、この教室を開校される場合にどのような方々が指導をされるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

コーチングスタッフにつきましては、読売ジャイアンツのＯＢと硬式・軟式野球経験者、女子ソフトボールの経験者で、全スタッフが日本体育教会指導者資格を取得しておりまして、アマチュア出身者はジャイアンツアカデミーでの研修を受けて指導を行うということでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　これからが本当の本題でありまして、皆さん方のお手元にあると思いますけれども、熊本校が開校されますと、月曜日が熊本県民総合運動公園、火曜日が浜線健康パーク、水曜日が益城町町民グラウンド、木曜日が藤崎台県営野球場、金曜日が県営八代運動公園で開校されるわけでございますけれども、実はここに人吉市まちづくり親善大使一覧ということがございまして、平成22年４月24日には末次利光氏がスポーツ分野で親善大使におなりになっております。この点を踏まえて、名誉校長をされております、どうにかベースボールアカデミースクールを人吉市で開催ができないのかと思うところであります。せっかくまちづくり親善大使になっていただいております方を活用するならば、お力添えをいただけるならいい機会ではないかなと思っているところでございますが、この点は田中市長にお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御承知のとおり４月24日に、元読売巨人軍史上最強の五番打者末次利光氏をお招きし、御講演をいただき、13人目の人吉市まちづくり親善大使として委嘱をさせていただいたところでございます。その際に、一流選手のプレーが見られる機会をつくってもらい、人吉球磨の子供たちに夢を与えてほしい、そして末次さんには野球教室を開いていただきたいというふうに申し述べさせていただいております。

末次さんが名誉校長でもありますこのスクールは、子供たちにとっても必要なスキルを修得するためのポイントが的確に盛り込まれているようでございます。この宮崎校というその経営のトップにおられる方もよくよく存じ上げているところでございます。熊本市内を中心

に八代市でも開催されるということでございますので、人吉地区におきましてはぜひ月に２回程度は川上哲治記念球場を使っていただき、スクールを開催していただきたいというふうに考えているところでございます。今後、人吉から川上哲治氏や末次利光氏のような選手が出てくることを期待いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　ぜひとも川上氏、末次氏と、読売巨人軍の代表的な選手でいらっしゃるし、川上氏におかれてはＶ９の監督ということで、非常に人吉市出身の方で頑張っておられる方ですので、どうかお力添えをいただきまして、月に２回ほど開校していただければと切にお願いしたいと思います。

また、その誘致がうまくいきました場合、現在活動しているクラブ員の方がいらっしゃいます、子供たちも。例えば人吉少年野球クラブの皆さん方、ほかにもベースボールスクールがありますので、その会員の方たちも参加することができるのか、また誘致ができた場合、予算などはどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

現在、総合型地域スポーツクラブのベースボールキッズや市軟式野球連盟に登録している学童の野球クラブが活動を行っておりますけれども、クラブ員もこのスクールに参加することができます。予算につきましては、宮崎校を管理する九州コミュニティカレッジが運営いたしますので、市としての負担はございません。なお、クラブの受講者は年会費と月間授業料、教材費が必要となってくるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）　なにとぞ、野球だけでなくスポーツ全般、同僚議員の福屋議員もサッカーの育成に力を入れておられましたのでおわかりになると思いますけれども、子供たちのスポーツを通しての健全育成を願う観点から質問をしたところでございます。どうか誘致が成功しますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後６時12分　休憩

午後６時28分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）（登壇）　皆さん、こんばんは。８番議員の松田でございます。一年が

たつのは本当に早いもので、あっという間に師走議会の12月になってしまいました。ことしもいろいろありましたが、自分的にはこの国が今最も憂いなければならない問題の一つとして外交の問題を挙げています。この国はいったいどのように近隣の国々とお付き合いをしなければならないのか、またこの国が本来あるべき姿とはどのようなものなのか大いに考えさせられる年でありました。足元に目を転じれば、議会人が議会の本質を議論する礎の年だったと、私は思っております。今後も議論を深めて、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。それでは通告に従いまして、質問をしてまいります。

今議会では三つの点について質問をいたします。１問目、施政方針より、平成23年度予算編成に向けての方針と方向性について。２問目、観光振興より、くま川下り株式会社の現状と今後の課題と展開（新規事業について）。３問目、観光のお客様の声から、球磨川の景観について。以上、三つの項目について質問をしてまいりたいと思います。

それでは、１問目の質問に入ります。平成23年度の予算編成についてですが、施政方針の中でも指摘をしてあります。一昨年の世界同時不況からの景気低迷は依然大きく影を落としていますし、また経済収支比率は99.8％と前年より改善はしているものの、財政の硬直化を否めないものは本当は事実でございます。

そこで、今回の質問でありますが、幾つかのキーワードがこの施政方針の中に盛り込まれております、選択と集中、経営戦術、財源の有効配分、スリムで効率的な予算。そこで質問ですけれども、これはいったいどういう意味でお使いになっているんでしょうか。１回目の質問であります。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、松田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

23年度の予算編成方針におきまして、選択と集中を最大の経営戦術と位置づけ、所要財源の確保に最大限の努力を傾注することはもちろん、既存の事務事業についても引き続きその必要性、優先度の観点から評価見直しを行い、財源の有効的な配分に努め、スリムで効率的な予算に編成する方針と定めたところでございます。その予算編成の方針におけるキーワードとして議員が上げておられます選択と集中、経営戦術、財源の有効配分、スリムで効率的な予算がどのような意味を持つのかについて御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、選択・集中でございますが、市の目指す将来の展望に基づき、効果の高い事業を優先して行っていくというようなことでございます。次に、経営戦術とは、事業の選択や進行において取り組みの方向性を定めるということにしております。また、財源の有効配分とは、これからますます高齢化が進み、税収と歳入の増加が見込めない今の財政状況において、事業効果を見定めて予算編成を行うことでございます。最後に、スリムで効率的な予算とは、最小の経費で最大の効果を上げるように予算配分を行うことでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　今、その意味というものについて御説明をしていただきました。なかなかわかりやすいようでわかりにくい、またわかりにくいようでわかりやすいのかなという思いがするんですが、来年度は骨格予算で始まってまいりますので数字的なものは上げられませんし、また上げようとも思いません。

そこで、２回目の質問に入りますが、１回目の質問ではこの予算編成のキーワードの意味についてお尋ねをいたしました。それでは、選択と集中、経営戦術、財源の有効配分、スリムで効率的な予算、この言葉を使っておられる本来の本当の意味とはいったいどういうものか、理由とはどういうものなんでしょうか。理由をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　議員の御質問にお答えをいたします。

23年度の予算編成の方針を申し上げるに際し、ただいま先ほど御説明申し上げました選択と集中、経営戦術、財源の有効配分、スリムで効率的な予算という言葉を用いたところでございますが、現在の本市の財政状況が非常に厳しい状況にあることが上げられます。税収、普通交付税など一般財源の見込みが大変厳しい状況でございまして、いろんな事業ができるわけではございませんので、実施する事業を絞り込んだ選択と集中の必要があると考えているところでございます。

また、これまで市長が一貫して述べておられますように、観光で食べられるまち、農業で食べられるまちを目指すこと、さらに企業を誘致し就業人口をふやすことが、市民の皆様が10年後、20年後と笑顔で暮らせるまちであり続けるための戦術であるというふうに考えているところでございます。

さらに、財政指標の面から申し上げますと、本市の経常収支比率は他の都市と比較いたしましても非常に高い状況でございまして、財政運営において弾力性が失われておるような状態でございます。このような状況でございますので、限られた財源を有効に配分することでスリムで効率的な財政運営が可能となり、いわゆる引き締まった筋肉質の財政構造に転換しなければならないと考えているところでございます。

平成23年度の当初予算は骨格予算ということで、政策的な事業や新規事業の予算計上は行いませんが、予算編成につきましてはこのような考え方に基づき四つのキーワードを用いてその方針としたところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　今、部長答弁の中にもありました限られた財源を有効に配分すること、筋肉質財政構造に転換を考えていること、非常にやはり今後の本市にとりましての財政状況は今、部長がさまざまな観点から述べられましたように、大変厳しい状況が待ち受けていると、そういうことは本当に否めない状況であると思いますし、ましていわんや、今、国が予算を編成する中で非常に見えづらい予算編成の部分もたくさんございます。その中からどう

しても、これとこれとこれはやっていくんだというふうに、先ほど福屋議員もおっしゃいましたように、これはやるんだよ、あれはできないけれどもこれをやっていくんだというものを、やはり23年度骨格予算からその後の本予算に変わっていきましたときに十二分に協議をしていただきたい。協議をすることによって、本来本市が取り組まなければならないいろんな事業が、それはさまざまにあるかと思いますけれども、その一片一片を上手に引き出していただきながら有効かつ、そして本当に筋肉質な予算で各種事業を行っていっていただきたいと、そういうふうに思っているわけであります。

そこで３回目の質問に入りますが、それでは、これは来年度というよりも今年度までに本市が目指しております農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、この目標に向かって重点的に行われた事業が幾つかあると思います。その事業とはどのようなものがありましたでしょうか、お尋ねを申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）　松田議員の御質問にお答えをいたします。

農業で食べられるまちを目指す事業といたしましては、地産他商推進室の設置や医食同源ひとよし米の販売拡大、キクラゲ、トウガラシなど農産物のブランド化事業などでございます。

次に、観光で食べられるまちを目指す事業といたしましては、人吉駅前広場整備事業、中川原公園整備事業、じゅぐりっと博覧会、人吉お城まつりなどの開催経費などがございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　今おっしゃっていただきました農業で食べられるまち、それから観光で食べられるまちの中に各種の事業を上げていただきました。この中では、今回限りで終わるという事業はないと思うんですね。おそらく次に進んでいくべき事業、またはこれを一層拡大していかなければいけない事業というものがここに列記をしてあると思っております。ここで23年度の予算編成に向けての議論はいたしませんけれども、今からのおそらく継続的にやっていかなければいけない事業が次の２問目の質問につながっていく質問になっていくかと思います。

それでは１問目の質問を終わりまして２問目の質問に入らせていただきたいと思います。２問目の質問、この１回目は観光振興の観点から、２年間４回の開催を終えましたじゅぐりっと博覧会についてお尋ねをしてまいります。私も第１回の実行委員会から参加をさせていただいておりますし、市民の皆様と一緒に企画立案のところから参加できましたのは今までにない取り組みだと思っております。ただ、どうしても毎回毎回マンネリ化しているのではないかなという事業もありますし、そういうところを危惧するところでもありますが、この点の反省点と今後の方向性についてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

じゅぐりっと博覧会につきましては、私も最初から事務局長として携わってまいりました。昨年から春と秋の２年間で、計４回開催してまいりました。スタートしましたときはお集まりいただきました実行委員会の皆様も初めて取り組むイベント等に若干戸惑っていらっしゃいましたが、回を重ねるごとにスムーズな運営が行われてきたところでございます。

第１回目のじゅぐりっと博覧会事業では関連事業を含めまして、人吉城跡でのコンサートなどイベント項目が15行事、人吉歴史文化廻廊まちかど資料館としての展示関係が７カ所でございましたが、ことしの秋ではイベント関連で28行事、展示関係が12カ所とふえてきております。さらに、日野熊蔵初飛行100周年記念イベントも重なりまして、ことしの秋の事業としては充実してきたのではないかというふうに評価しているところでございます。

回を重ねるごとに実行委員の方々も少しずつふえてきておりますが、さまざまな分野の方々に幅広く参加いただくよう今後も声をかけまして、より多くの魅力あるジャンルのイベントを構築していきたいというふうに思っております。

また、市民の皆様や観光客の方々への周知がまだまだ不足しておりますので、広報宣伝等につきましては今後は本市のホームページにじゅぐりっと博覧会の項目を設けたり、インターネットを活用した情報発信、ＪＲ人吉駅の観光案内所での情報提供などに力を入れてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　今、部長答弁がありましたけれども、このじゅぐりっと博覧会、回を重ねるごとに幅広い市民の皆様方、またさまざまなジャンルの方々が御参加をなさったと、そういうふうな答弁をいただいたわけです。そこで、市長にお尋ねを申し上げます。部長の答弁にありましたが、市民の皆様や観光客の方々への周知不足があったと考えられるということを答弁されております。

実は西間下町、私が住んでいる町内の方がこのようなことをおっしゃいました。企画、イベント、じゅぐりっと博覧会についてですけれども、自分も西間に約10年ぐらい前に引っ越しをしてきましたと、その方は市の中心部でお仕事をなさっていたんですが、そのときにはいろんな情報が非常にわかりやすくつながって、そして入ってきたと。ところが川を一本隔てまして西間に引っ越しをして、そして今、青井西間線の沿線上で商売をなさっているんですけれどもなかなかわからないと、私もそういうふうなものに興味があるのでじゃんじゃんじゃんじゃん参加をしていきたいんだと、いきたいんであるが、そこでどういうふうにしたら参加できるのかというのがよくわからないと。そしてまた、そこに参加をすることがたとえのぼりを一本立てることがあるにしても、そののぼりは自分で買いたいんだと、そうすることによって西間であろうと東間であろうと、この川南の皆さん方もじゅぐりっと博覧会に一つは参加をしている、そういう意識づけができると。だから、どうかそういうふうなもの

をもっともっと広く周知もしてほしいし、もちろん観光客の方々に対してもそういうことをやるようにしていかなければいけないということをおっしゃったんですね。そういうことを踏まえまして、やはりじゅぐりっと博覧会、一番最初の発案者でございます市長、そしてこれはますます今後ともに大きく発展させていきたいと、そういうふうな観点から、今後の周知方法とか、もっともっとこういう内容のものをやっていきたいんだ、もっともっとこういうふうにして広げていきたいんだと、そういうお考えがあったらばお聞かせを願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

じゅぐりっと博覧会、回を重ねるごとに、行政それと民間の皆様方と一体となって観光客の皆様を心からおもてなしをしたいという私たちの素地は十分にできたということだと思っております。ただ、回を重ねて４回を迎えますけれども、御指摘のとおり民間の方々、行政、我々市関係者は毎回毎回各部から入れかわり立ちかわりお願いしているところでございますけれども、民間の方々は固定化しているということでございます。多少、１団体２団体は新しく入ってきていただいているところもございますけれども、一挙にこれが大きく広がっているということには、いまだなっていないというふうに思っております。

そこで、さまざまな開業イベント等を見ましたら、例えば最近でいいますと東北新幹線、新青森駅等々の取り組み等々も見ておりまして、今後いわゆる協力店体制というものを築き上げながら、どういう協力店体制を取るのかというのはまた後日お話をしたいと思っておりますけれども、その協力店の輪を広げていくということがさまざまな参加または参画の一つの方法になるのかなと、輪が広がるということになってくるのではないかなというふうに思っております。

また、近くを見ますと、指宿の菜の花マラソンというのは市関係者だけではなく実はあれは観光協会の方々が中心になっておやりになっていると、そのまた中心というのはホテル、旅館業者の方々であるということを聞いて実にうらやましいと、人吉の環境とはずいぶん違うんだなと。しかし、向こうは最初は300人からのお客様からおもてなしをして始まったということでございました。これまでの長年の努力によってやっとここまでたどりついたんだというのを指宿のホテルの支配人さんが、実行委員長がおっしゃっておりました。ですから、実行委員会というのは、すべての観光に携わる皆さん方に輪が広がっていっているということでございます。年々歳々そういう輪を広げていかなければならないというのは御指摘のとおりでございまして、今後、出演者も東京から吉川さん、そして石塚さんという方々にもお越しいただいて城跡でのコンサートもしていただいておるわけですが、この間ある方がたまたま御下門跡のコンサートのビデオをごらんになって、こんなすばらしいシチュエーションの中でコンサートができたということは、これはこんなに美しくすばらしいことはないと、ぜひユーチューブ（You Tube）に流して全世界にこれは見てもらうべきであるというふうに

大変なお褒めをいただきましたけれども、じゃあその事業自体もどれだけ知らしめられているのかということも、まだまだ十分でないというところは実感をしているわけでございますが、お越しになってこられる方々お一人お一人からは絶賛の声をいただいているところではございますけれども、やはりこれを、出演者の輪も広げていかなきゃいけない、市民の輪も広げていかなきゃいけない、また御協力いただく団体の輪も人吉市から球磨へ、または熊本県、九州じゅうからそういう団体の御協力の輪も広げていかなきゃいけないというふうに今考えているところでございます。

これは１回、２回、なかなか２年やりまして、次はやはり新しい基軸でおっしゃるとおり輪を広げていかなきゃいかんというふうに思っているところでございます。さまざまな成功しているイベントを参考、勉強にさせていただきまして、今後なお一層皆様方から喜ばれる、そして市民みんなで参加できる、そういうじゅぐりっと博覧会またはさまざまなイベントに仕立て上げていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　非常に前向きに答弁いただいたんですが、実はうちの兄が人吉青年会議所にいましたときに、青森から人吉まで高速道路が開通しましたときに自動車を使いまして青森から下ってきたというのがあれなのか上ってきたというのがあれなのかわかりませんけれども、たまたまそういう話をする機会がありました。その機会をとらえましたときに、実は二、三日前にある方々が、新幹線、来年３月12日開業すると、人吉から一本の新幹線だけで青森まで行けることができないのかな、それをまた一つのじゅぐりっと博覧会という大きな枠組みの中で話をしていいのか、まったく別物として話をしていいのかわかりませんけれども、そういうふうな大きな、要するに日本という一つのものを巻き込むというか、そういうアイデアがどうにかして具現化できないものかなと、そういうお話を実は観光協会の方々がなさってたのをお聞きをいたしました。これは非常におもしろいなと思いまして、過去に兄たちが自動車で青森から来ましたとき、感激のあまり兄も非常に涙ぐんでいるようなところも見たんですけれども、あのときには非常に人吉も勢いがあって、高速道路が来るよというものすごい勢いのもとで若い人たちが頑張られたんですが、まさしくそういうものがじゅぐりっと博覧会という一つの枠を飛び越してでも、もしもやるということになりましたときに、市長この１点についてどういうふうにお考えか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　実はそういう盛り上がりを待っているわけでございまして、きのうは指宿の旅館組合のおかみさん方が人吉市へやってまいりました。そして、人吉のおかみさん会の皆さん方と指宿のおかみさんの皆様方と海の温泉、山の温泉でスクラムを組んでやりましょうという、そういうお言葉が相互にあったわけでございます。じゃあ何をやるかという、そのツールとしてのアイデアも指宿市のおかみさんの皆様方からもいただいたところでござ

いまして、ぜひ応援させていただきたいのでおやりいただきたいというふうにお願いをしたところでございます。

ですから、そういう観光に携わっていない方々もそれぞれの団体の中で、また個人としていろんな発案をしていただき、それにみんなで協力をしていく、つまりこの指とまれというのは大いに結構なことであるというふうに思っております。私自身も青森から人吉市までの自動車で走ってみると、弘前の相良清兵衛さんの供養塔にもお参りしたというふうなこともありましたし、または、なぜお兄さんが涙ぐまれたかというと、さまざまなドラマがその中にありまして、そういう中で本当に達成感を味わったと。ただ、人吉から青森まで行く、高速道路を伝っていくだけの事業ではございましたけれども、本当にその道中というのは、大笑いすることやら本当に困ったことやら、または意見の食い違いやらさまざまに、まさにその小さい箱の中でさまざまな人間模様を体験し、心が一つになって帰ってきていただいたと、そういう思いが私は涙になって表現されたのではないかというふうに思っております。ですから、何がいいとか悪いとかはございませんので、ぜひこの指とまれで、これをやりたい、あれをやりたいという大いなる発信を応援してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　やはり、観光で食べられるまち、23年度骨格にも明確にあらわれて来るであろうキーワードだと思いますので、ぜひ今の情熱をお持ちになりまして23年度の予算は編成していただく、そういうふうにしてお願いを申し上げたいと思います。

次に、観光振興の中からもう１点質問をしてまいります。それでは観光振興より２問目の質問に入ります。くま川下り株式会社の現状と、今後の課題と展開ということで通告をしております。その中でまず、現状と今後の展開についてお尋ねをいたします。過去の議会でも質問をしておりますが、やはり球磨川下りは本市観光におきまして金看板であることには間違いがありません。しかしながら、今現在の観光客の入り数などを見てみますと、その金看板にやはりいささかの陰りが見えるのかなという気持ちがあるのもしかりであります。現状と人吉市行政経営検討委員会の検討内容なども踏まえまして、今どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

くま川下り株式会社の現状でございますが、平成20年度、21年度と２年連続して黒字に転じておりますが、平成22年度におきましては口蹄疫の影響と、六、七月の土日に限ってすごく雨が降ったということなどや、その後一転して渇水により急流コースができなくなるなど乗船客の減少によりまして売上高が上半期で比較しまして15.2％の減少となっております。

このような状況でございますが、本年度は急流コースのシャトルバスの運行や女性ガイド

を復活いたしまして、お客様のニーズに答えるべく努力をいたしておるところでございます。また、春と秋に行っております梅花の渡しは好調でございまして、来年の１月から２月にかけまして、大分交通さんから1,600人の本市へのツアーを企画されているということで、会社といたしましても営業活動を強化しているところでございます。

現在、行財政経営検討委員会におきまして、平成24年度までの目標管理指標を立てながら経営改善計画を進めているところでございます。その中で、パソコンなどの情報機器の整備を行いまして、自社ホームページの充実による新規顧客開拓を目指しております。また、団体客につきましては、単価をニーズに沿った単価に見直し、売上高の増を目標としております。来年はいよいよ九州新幹線が全線開通いたしますので、関西、中国地方からの誘客のために営業施策を強化してまいりますし、売店におきましても地元の産品を多く取り扱い、特色ある品揃えと、船内でも食べられる食料品を扱うことにより、売上を３％から５％ぐらい伸ばしていきたいというふうに考えて計画しているところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　球磨川下りにつきましては、過去にもさまざまな同僚議員、先輩議員の皆さん方が御質問をされております。口蹄疫の影響があったというのは否めない現実でありますが、毎回毎回お客さんの減少とか水がなくなっちゃったから船が下りませんよというフレーズが、毎回毎回どうしても耳に残っているわけですね。そこで、２回目の質問に入りますが、部長答弁にもありましたように、改善策に一所懸命に取り組んでいらっしゃることはある程度理解はいたします。

そこで、最近の新聞報道で知ったわけでございますけれども、新たな事業展開、事業に取り組みを始めると、そういうふうな記事を目にいたしました。それはいかなる事業か、そしてこれが今後の展開になる新規の事業なのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

新たな事業ということでございますが、新聞でごらんいただきましたように菌類の栽培でございます。現在、くま川下りとして試験的に取り組んでいただいておりますが、以前のペット温泉を利用、それを改築いたしました建物を利用しましてシイタケ栽培を行っているものでございます。球磨川下りにつきましては、どうしても先ほど言われましたように天候に左右されますし、冬場の船頭の雇用確保のためにも、安定経営のためには新規事業の開拓も必要であるとのそういう考え方から新たな収入源を計画しているものでございまして、冬場はシイタケを栽培し、４月から10月にかけましてはキクラゲを栽培していくという予定で、今試験的な事業展開をやっているところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　答弁をしていただきました。ある意味、これは行政経営検討委員会の検討内容を受けて新規事業の開発に乗り出す、そういうふうに理解はするんですけれども、やはり川下り株式会社というものは本質的には観光業でありまして、これはまったくの新規の事業に手をお出しになる、そういうふうなものだと考えております。やはり新規の事業に手を出すということはやはりそれなりにリスクが多いというふうに考えるわけであります。そこで、やはりいろんな観点から考えてみますと、新規の事業をおやりになることは、ぼくはある意味大いに結構な部分があると思います。しかしながら、今までの土俵とはまるっきり違う部分にお手をお出しになる。そこにはやはり並々ならぬ覚悟があってしかるべき事業なのかなというふうに思います。

ちなみに、この新規事業にあたりまして一番最初にお使いになった予算額と申しますか、それは大体いかほどお使いになったんでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　今、人吉市で農業の新たな農作物の振興策といたしまして、全体的にキクラゲあるいはシイタケ等の菌類栽培に今、力を入れているという状況でございまして、くま川下りにおきましてもその一環ということもありまして、ちょうどあそこにペット温泉が、もう温泉も枯渇してあそこも利用されていないという建物がございましたので、それを有効活用すると同時に、冬場の船頭さん方の仕事としてちょうど新たな収入確保のためにいい事業じゃないかということで、その発想から取り組まれているものでございます。

先ほど言いましたように、ペット温泉を改造したということでございますので、本来新たにビニールハウスから何からつくりますと約300万円くらいかかるんですが、今回は原材料費だけで約80万円程度で済んでいると。なお、工事につきましては船頭さんやそこの職人さんが自分たちでやられたということでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　お答えをしていただいたんですが、済みません、ちょっとこれ通告になかったのでちょっと部長にお尋ねしますけれども、この栽培ノウハウ、これはやはり本市の農政の方々が一所懸命張りついてある部分まではおやりになると思うんですけれども、その付近の計画的なものを、若干でよろしいんですけれどもお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

ノウハウにつきましては当然、菌床を提供していただく共栄精密さん、そこの社員さんがもう既に詳しい、ほとんどの知識を吸収されております。それと、うちの農業振興課の職員もある程度指導できるレベルまで来ているということで、それと共栄精密さんに協力していただいている本来菌類の元の会社であります森産業等の協力も得まして、その栽培指導については十分な計画といいますか、提供ができるというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　なにとぞ、やはり新しい事業をここにお取り組みをなさるわけですから、やはりきちっとした計画のもとにおやりいただく、これは十二分に、皆様のことですからおわかりいただいていると思うんですが、そこでこの後の質問なんですけども、市長に対して御質問いたしますけども、菌類栽培、市長は一生懸命全国に向けて発信をしようというふうにお考えのもとに事業を進めていかれるようなことを聞いております。

そこで、入り口と出口という問題になるんですが、その付近についての市長としての御見解をお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、くま川下りが今、試験的な栽培ではありますけれども、なぜ菌床を使ったきのこ類に挑戦するかということでございます。それをお答えしておきたい。

御承知のとおり、冬場は運行が休止されるわけであります。そうなると当然、船頭さんを初めとした職員の雇用の保障というものが生まれてくるわけでございます。天竜川下りだったと思いますけれども、あそこは春・夏・秋は天竜下りということが可能でございまして、じゃあ冬場対策で何をやっているかといいますと、スキー場の管理であります。つまり、通年働く環境というものをやはり提供しなければならないということが一つ。２点目は、先ほどから部長も答弁しましたとおり、今年は口蹄疫それから増水、渇水という実に自然環境に振り回されたと、これは球磨川下りだけでなくあらゆる観光産業にも影響したものというふうに言えると思いますけれども、そういう中でやはり安定的な収入を得るための別のエンジンがいるということは前々から思っておりまして、例えば天竜下りのスキー場みたいなものは人吉市で何かないのかということをずっと探してきたわけであります。そういう中で、それでは実験的にまずは菌床栽培に挑戦してみたらというところでございまして、しかし、小屋が狭うございまして1,500床ぐらいしか入っておりませんけれども、これを今度は二次加工し、そしてお土産品として売るという、一次から三次まですべてくま川下り株式会社でやるというところにまた一つ大きなポイントがあると、収益性においてですね、いうふうに思っております。

そうすると、実はまた出口というものも見えてくるわけでございまして、そういう可能性も含んでいるわけでございます。今度は別に、今後キクラゲなどの菌床、いわゆる栽培によりますきのこ類の出口というのは前々から申し上げておりますとおり確保をいたしておるところでございますけれども、入り口と出口が今固まっているというところでございますけれども、その入り口というのは菌床製造でございます。しかし、きのこ生産組合にお入りいただいた方々が32個人・団体だったと思いますけれども、その方々に提供できる菌床自体の製造がどれぐらい可能なのかということは今、共栄精密さんと経済部と一生懸命やっていると

ころだろうと思います。入り口も今後広げて、つまり成長させていかなきゃいけませんし、出口ももちろん成長させていかなければいけないわけでございます。そういう中で、今度はしっかりとした栽培技術、栽培ノウハウというものも共栄精密、森産業そして我々行政、そして民間と四者一体となって、そのノウハウをこれも積み上げていかなければいけないと。今端緒につこうとしているというところでございます。私も鋭意、入り口と出口の確保の拡大には今後も努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。いわゆるくま川下りにつきましては安定的な職員、船頭の収入源を確保するために別のエンジンを設けるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　今、お答えをいただきましたように、ぜひとも、これは観光産業が農業産業に参入するという新たな試みだと思うんです。ぜひとも成功していただきたい。成功していただいて、そこに新たな雇用が生まれるんであれば、これはまさしく一石で二鳥も三鳥にもなると、そういうふうな産業になっていくと思うんです。そのためには中途半端じゃなくて、ぼくは大いに進めるべきところは進めていただく、そして検証する部分はしっかりと検証しながら、一大産業になるように、そういう可能性があると思いますので、ぜひとも成功するように御尽力を賜りたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。これは最後の質問ですけれども、これは観光でお見えになりましたお客様の声からの質問になります。球磨川の景観についてであります。大橋の上を、このお客様は北九州からお見えになったお客様なんですが、人力車を引いておりました。ぼくらはいつも大橋の上から見るときには、写真を撮ったりするのはこの人吉城のほうなんですね。意外と川下のほうには目を転じておりませんでした。そうしたところが、お客さんが、川の下流域の、こっちに川が流れていますよね、ここに中川原があって河原があるでしょう、そこにテトラポットが埋まっておるわけですよ。ぼくたちは常日ごろからそういう情景であるものだと思って見ておったもんですけん意外と気にはしておりませんでした。ところが、そのお客さんが何とおっしゃったかというと、何でわざわざああいうところにぽつんと人工物が河川の中に転がっているんですかということをおっしゃったものですから、初めて気にして見たわけですね。そうして見ましたところ、要するに本来テトラポットが持つべき役目とは別にいろんなところに、多分洪水か大雨のときに流されてきたであろうテトラポットが約８カ所ほど点在をしているわけですよ。そうすると、後で見てわかったんですけれども、よくよく見てみると何でこぎゃんところに人工物が転がっておるとやろかというものを気づかせていただいたわけです。やはり観光で飯を食うんだよというもので、もしもあるんであれば、やはりそういう不自然なものは川の中ほどにはないほうがいいに決まっておりますし、やはり観光でお見えになりました北九州のお客様にも、ぜひともそれは言って

おきますと言った手前、質問をしております。

これは所管が国土交通省の所管になるかもしれませんが、やはりそういう人工物、ないものはないほうがいいと私も思いますので、その付近、撤去が可能であるのかどうであるのか、市としてどういうふうにお考えになるかをお尋ねをいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

球磨川に散乱しているテトラポッドについて、自然の中に人工物があることに違和感を感じるといった観光客の方の御意見に市はどのような対応をするのかといった御質問でございますが、確かに議員がおっしゃいますように、水の手橋から人吉橋にかけまして、私どもの確認では８個ほどテトラポッドがあるようでございます。これは河川の中、水が流れている箇所にもございますし、それから先ほど議員がおっしゃいましたように河原のところにもございます。これは本来、堤防などの護岸保護のため設置されたものが出水等により流されたものもあるようでございます。観光客の方の御指摘のように、自然景観の中にこういったテトラポッドという、いわゆるコンクリートの人工物が点在するという景色というものは私どもも確かに違和感を感じるというのは確かなようでございます。

ただ、私ども普通に、さっき議員がおっしゃいましたように眺めているという状況の中で、確かに河川の中までそういった見方をしていないというのも実態でございまして、確かに河原については大きな違和感を覚えた次第でございます。

人吉市民にとりまして、この球磨川といいますのはふるさと人吉を代表する景観でございますし、原風景の一つであるというふうに考えておりますし、未来にわたり私たちが保全していかなければならない重要な自然景観であるというふうに考えております。こういった観点から見ましても、御指摘がございましたテトラポッドのうち護岸保護など所期の目的を果たしていないものにつきましては、球磨川を管理されております国土交通省に撤去していただくよう要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）　なにとぞ要望も強く、強く要望してください。そしてやはりないものはないほうが、ぼくはいいと思います。建設部長に強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時28分　散会

平成22年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成22年12月８日　水曜日

１．議事日程第３号

平成22年12月８日　午前10時　開議

日程第１　議第 88号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）
日程第２　議第 90号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）
日程第３　議第 92号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４　議第 94号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５　議第 96号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）
日程第６　議第 98号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第７　議第100号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第８　議第105号　人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議第106号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議第107号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
日程第11　議第108号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について
日程第12　議第109号　損害の賠償について
日程第13　議第110号　損害の賠償について
日程第14　一般質問

１．立　山　勝　徳　君
２．下田代　　勝　君
３．本　村　令　斗　君
４．西　　信八郎　君
５．簑　毛　正　勝　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

３．出席議員（20名）

１番　　松　岡　隼　人　君
２番　　井　上　光　浩　君
３番　　豊　永　貞　夫　君

4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西　信八郎君
8番	松田　茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中　哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代　勝君
19番	簑毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠崎國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君

経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育総務課長	松岡誠也君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　おはようございます。14番の立山です。

きょうは12月８日、あの太平洋戦争が真珠湾攻撃によって始まった日であります。あれから約70年、世界の平和を願い、ふたたび戦争をしないと誓った日本の国是とは裏腹に、世界のあちこちで悲惨な戦争がいまだに繰り返されているという現実があります。それを見ますとやはり日本が立国の基本に据えてきた、この戦争をしないということの正しさを再認識をする日じゃないかと、そういうふうにも考えます。そういう思いを込めながら、通告どおりの質問をいたしたいと思います。

今回の私の一般質問は、１点目が、緊急経済雇用対策の総括と新年度予算方針について。２点目は、田中市政の自己評価と今後の抱負について。３点目は、指定管理者に関する検証報告についての３点でありますが、２点目と３点目は通告書とは順番を変えまして質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それではまず、緊急経済雇用対策についてでありますが、アメリカのリーマンショックに端を発した世界不況はいまだに消えることなく、近年では円高不況まで追い打ちをかける中、景気低迷の打開策として、国も県も市町村もともに経済対策、景気対策、雇用対策を必死になって進めてまいりました。本市も懸命の努力を続けてきたと思っています。かなりの対策事業を進めてきましたが、各事業の歳入歳出決算を年度ごとにくくるため、各事業の起承転結や全体像が見えにくい面があります。そこで、平成20年度から22年度にかけて人吉市はどのような経済、景気、雇用対策事業を進めてきたのか、その全体像を把握するために質問をいたします。各事業名、事業費、財源の内約、事業期間、また雇用対策についても事業名、事業費、雇用人数と期間などについて説明をいただきたいと思います。

なお、この質問に関しては事前に資料請求をいたしまして、担当課のほうではそれなりに努力をしていただきましてまとめて一覧表をつくっていただいたんですが、非常に事業名が多うございますので、Ａ判の６枚にも及ぶという資料になりましたので、残念ながら議会運

営委員会の申し合わせによりまして、その資料を皆様方に配付することができません。したがいまして、口頭で執行部のほうから説明をしていただくということになりますので、もし資料が御入用の方は後で事務局からもらうようにしていただきたいと思います。

以上、１回目を終わります。

○総務部長（坂崎博憲君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、ただいまの立山議員からの御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、平成20年度に予算化した事業が定額給付金支給事業や生活対策臨時交付金を活用した事業、これは市営住宅改修、道路新設改良、道路維持補修、公衆トイレの設置や改修など、あわせて16事業がございまして、総額で７億7,157万2,000円の事業を行っております。その財源の内訳でございますが、国の補正予算で措置された補助金が６億370万7,000円、生活対策臨時交付金が１億6,302万3,000円、一般財源が484万2,000円となっております。事業完了は平成21年度でございます。

次に、21年度に予算化した事業でございますが、これは国が大型の補正予算を組んだことから、学校の耐震化や空調機設置事業、太陽光パネル設置などの補助事業や経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金を活用した66の事業に取り組んだところでございます。66の事業のうち34事業を今年度22年度へ繰り越しをいたしております。繰越事業でまだ完了していない事業もございますので見込みでございますが、総額で20億6,194万4,000円の事業規模でございまして、その財源の内訳は国・県補助金が８億9,414万6,000円、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金が合わせて８億8,100万3,000円、市債が２億3,950万円、一般財源が4,729万5,000円となっております。

次に、平成22年度に予算化した事業でございますが、これは緊急雇用ふるさと雇用事業や、今回御提案をさせていただいております国の予備費事業の３事業でございまして、総額で６億432万4,000円となっております。財源の内訳は、国・県補助金が４億8,948万7,000円、市債が１億250万円、一般財源が1,233万7,000円となっております。

この３年間の合計でございますが、85の事業で事業費が34億3,784万円でございます。財源の内訳は、国・県補助金が19億8,734万円、生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金が合わせて10億4,402万6,000円、市債が３億4,200万円、一般財源が6,447万4,000円となっております。この中には、これまで懸案事項の認識はございましたが、財源の関係からなかなか実施できなかった事業もございます。34億円を超える事業を6,400万円程度の一般財源で事業が実施できたということにつきましては、財政運営の見地からも大変大きな効果があったと思いますし、またそのほとんどを地元の業者に発注をさせていただいておりますので、地元経済の景気の下支え等になったものと考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。私のほうからは雇用対策事業につきましてお答えさせていただきます。

雇用対策につきましては、平成21年度から具体的な取り組みを行っておりますので、21年度、22年度の２カ年分を説明させていただきます。

事業としましては、熊本県の基金事業を活用しましたふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業、それに加え市単独の緊急雇用事業という形態になっております。ふるさと雇用特別基金事業は受託事業所において継続して雇用し、基金事業終了後は受託事業所において正規雇用がされることが期待される事業ということになっております。主な事業といたしましては、くま川鉄道事業活性化支援事業、農産物直売促進事業、人吉温泉観光協会活性化事業などの９事業に取り組んでおりまして、21名を雇用し、現在でも16名の方が継続して雇用されている状況でございます。事業費といたしまして、平成21年度が3,097万7,000円、22年度が3,107万2,000円、合わせまして6,205万円というふうになっております。この100％を県の基金から受け入れしておりまして、その経済効果は大きいものがあったというふうに思います。

次に、緊急雇用対策事業につきましては、県の基金事業分と市単独分をあわせまして説明させていただきます。緊急雇用は、失業者が正規雇用の場を見つけるまでの緊急的、一時的な雇用の場を創出することを目的とした事業でございます。したがいまして、雇用期間につきましてはばらつきがございますので、雇用人数については延べ人数とさせていただきます。緊急雇用対策事業は委託事業が16事業、直接雇用が15事業、合わせて31事業に取り組んでおります。委託事業としましては、保育所保育活動支援事業、耕作放棄地を活用した農業生産技術習得支援事業、私立幼稚園預かり保育充実事業などを初めとする16事業でございます。直接雇用としましては、公共施設等管理事業、道路・河川・公園総合管理事業、臨時職員の雇用などを初めとする15事業でございます。雇用期間につきましては事業の性格やまたは労働者の都合もございましてばらつきがございますものの、平成21年度延べ264名、平成22年度延べ147名、２カ年で411名の雇用が見込まれております。

事業費といたしましては、平成21年度１億1,133万5,000円、平成22年度１億1,951万5,000円の見込みで、２年間で２億3,085万円が見込まれておりまして、その約92％が県の基金を活用しております。雇用対策事業の効果でございますが、民間事業所において雇用することができない厳しい経済状況の中、それを補てんする雇用対策事業は失業者救済の面からいたしましても非常に効果が上がっているものというふうに思っております。またすべての雇用対策事業費を合わせますと２億9,290万1,000円を投じておりまして、少なからずとも人吉市あるいは球磨郡を含めたこの地域での消費を含めた貨幣の流通といった面で大きな経済効果が上がったものというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいま、両部長から報告をされましたように、この３年間でハード面では85事業、34億3,784万。さらには雇用事業でも全部で、私が今計算したところでは人数は432名で、使った総額は約２億9,000万程度、そういうようになっているわけですからかなりこの３年間における景気対策・雇用対策事業は、人吉市にとって非常に大きな恩恵を及ぼしたというふうに考えております。

そこで、特徴的にちょっとお尋ねをしたいんですが、ハード事業のほうからということになりますけれども、ただいま答弁をいただいた中から小学校、中学校の太陽光発電事業。これをトータルとしてどのくらい事業を起こしたのか、それから発電量はどれくらいになったのか、それから基本的にはこの太陽光発電の電気は自校で使うということだというふうに思っていますが、校内消費量はどうだったのか、それから売電関係があれば売電の状況はどうなったのかということを、まずお尋ねしたい。

続きまして、耐震化事業についてもトータルとしての全体像についてまとめて、耐震化事業としてはこれだけですということでまとめていただきたいと思います。それから、同じく小中学校の空調設備整備事業でございますが、これも一応終わりまして、９月の残暑の時期には非常に大きな効果があったというふうに私は思っているんですが、この全体像を報告をしていただくと同時に、事業に対してどのような効果があったであろうかということでお尋ねをしておきたいと思います。

以上、３事業について詳しく説明を求めたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。お答えいたします。

まず、太陽光発電設備の設置につきましては、平成21年度に予算化し、平成22年度に施工しております。総事業費は、市内小中学校全10校で約２億5,700万となっております。発電量関係でございますけれども、本来発電量を決めるには学校全体の電気使用料と需給バランスにより決定すべきところではありますけれども、学校全体の使用料はその年々、季節等により変動が大きいため、太陽光で発電した電力の供給割合を計算することが非常に困難で、設計当初の設定といたしましては同時期に設置を予定しておりました使用電力量が推測しやすいエアコンの年間使用料の約45％を補えるような設定で設備をしたところでございます。この条件によって設定しました年間発電量は、人吉球磨特有の冬場の霧などの影響がありますのでかなりの誤差は生じると思われますけれども、小学校で5,000キロワットから３万5,000キロワット、中学校で１万5,000キロワットから４万キロワットを想定して設置いたしたところでございます。

それから、売電量でございますけれども、売電につきましては太陽光発電設備で発電された電力は通常、学校で使用する使用電力を補いますので、学校で電力を使用しない休日の土

日や祝日に発電された電力を売買することとなります。この余剰電力の推測は現在、太陽光発電設備が設置されている給食センターの例を見ましても、年間ではなく限られた日数での推測となりますので、天候や、先ほど述べました霧の影響など諸条件が大きく影響し、発電電力量がかなり大きく変動することから推測することが困難でありまして、九州電力やメーカー等にもお伺いしましたが、推測は難しいとの回答を得ているところでございます。

次に、九州電力に売電することによる収入については、設備容量が10キロワット未満で低圧供給であります田野小学校が１キロワット／時当たり48円、高圧供給であるその他の学校につきましては１キロワット／時当たり24円となっております。なお、太陽光発電設備を設置しております給食センターの例で申し上げますと、平成20年、21年の平均で約3,500キロワットの売電実績で、現在の売電単価24円を掛けますと、本年におきましては約年間８万4,000円程度の収入が見込まれるというふうなことでございます。給食センターの年間発電量は約５万キロワットで、学校全体の年間発電量は約26万5,000キロワットというふうなことで約５倍程度の発電量になりますけれども、学校と給食センターの電力の使用形態が違いますので単純には比較できないというふうに考えているところでございます。

それから、小中学校の耐震事業でございますけれども、他の改修事業とあわせて文部科学省の交付金であります安全・安心な学校づくり交付金を活用しまして各学校の耐震の診断を実施し、計画的に施行しているところでございます。総事業費でございますけれども、人吉東小学校屋内運動場が約5,800万、人吉西小学校屋内運動場が約2,600万、西瀬小学校教室棟が約１億1,000万、第二中学校管理棟、教室棟が約5,800万、さらに今議会で計上しております人吉東小学校管理棟及び教室棟２棟が約２億円と、合わせまして全体で約４億5,000万円となっております。耐震化は進めておりますけれども、その未達成校等の件でございますけれども、耐震診断を行い、耐震補強が必要と診断された学校のうち、現在耐震補強が行われていない学校は、今議会で予算を計上させていただいております人吉東小学校と中原小学校、人吉西小学校の３校となっております。これら３校の推定の予算額の見通しにつきましては、今回予算計上しております人吉東小学校が工事費等約１億9,000万で平成23年度の施工、中原小学校は工事費等約１億3,000万と予定しておりまして、先日国会を通過しました補正予算におきまして、予算が増額されました安全・安心な学校づくり交付金を活用して計画を前倒して本年度中に予算化、来年度施工できるような交付金の申請を行ってまいりたいというふうに考えております。人吉西小学校につきましては現在、実施設計中ですので事業費につきましては未定でございます。今後の見通しとしましては、本年度中に事業費を確定し、経済景気対策関連の交付金やその他の交付金などを活用しまして早期の事業完了を目指したいと考えているところでございます。

それから３番目の市内中学校の空調施設でございますけれども、設置しました総数が343台で、総事業費は約４億2,700万となっております。市内小中学校10校で２学期から供用開

始いたしましたけれども、空調設備は児童・生徒初め教職員及び保護者の方からも快適な学習環境が整ったと大変喜ばれているところでございます。学校の先生からは、例えば体育の授業の後など以前はなかなか集中して授業に入れなかったけれども、エアコンが効いている部屋ですぐに集中して授業に入れるようになったというふうなお話も聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今、教育部長のほうからそれぞれの事業について内容の説明をいただいたわけでありますが、まず、耐震化事業についてはあと残されたのが東小学校と中原小学校と西小学校、そして東小学校は今年中に着工するんですかね、いや、今年度中に着工ですかね。残された中原小学校は来年度はできるだろうと、西小学校については実施設計中ということでございますから、できるだけ自前でなかなかできないわけですから、国の補助金があるのをできるだけ早く活用しながら、全校が早く耐震化事業が終わるというように努力をしていただきたいというふうに思っています。

それから空調の関係でございますが、今報告がありましたように今までは、例えば９月あたりは昼からは子供たちがぐにゃっとなりよったとが、今はしゃきっとして授業をすることができるということで大変喜んでいるというような声をたくさん聞くわけでありますが、ただ、一つだけ気になっておるのは、実は空調を使うか使わないかということで、担任の先生によって暑がり屋の人は早く冷やすとか寒がり屋の人は遅いとか、生徒からするならば先生によってその空調を使う使い方に差があるということを聞きましたので、どうなんでしょうね、ここのところは。何度に温度が上がれば空調を使います、何度に下がれば今度は空調を抜きますとかそういった形で統一してはどうかなと。もちろん地域によっても大畑校区あたり、あるいは田野校区あたり、人吉市内とか随分違うわけですからそこらあたりの一定の基準はあるのでしょうか。ないとするならば、基準をつくられたほうがいいんじゃないかなという気がしておるんですが、その点についてお尋ねをしておきます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

現在の段階では、教育委員会のほうから各学校に指針というふうな形で通知を出しております。冷房のほうは市役所等と同じ28℃を原則として入れるというふうなこと、それから暖房のほうにつきましては10℃を切ったときというふうなことで、一応の原則としてそういうふうな指針を示めさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは、先がありますのでこの質問については、これで終わりたいというふうに思います。

次に、中期的な事業と財政計画ということでお尋ねをします。長い間の景気の低迷や失業や雇用の減少、あるいは税収や地方交付税などの見通しが立てにくい中で、中期的な事業計画や財政計画が立てにくいという面は重々わかっているわけですけれども、だからこそ経済運営の指針となる一定の事業計画やその裏づけとなる財政計画は立てておかなければならないだろうというふうに考えております。予算の裏づけをする場合には、まずはやはり継続事業が先行かなというふうに思いますし、少し余裕が出れば新規事業にかかるというのが普通の手だてだというふうに思っていますが、そういう面から継続事業や新規事業について大体どのような計画指針を立てておられるのであろうかというふうに思いますし、その点について現時点で説明ができることについては説明をいただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、立山議員の中期的事業計画と財政計画についてお答えをさせていただきます。

継続的な事業といたしましては、道路、団地、学校など通常の維持補修のほかに考えられる事業といたしましては、橋梁長寿命化事業、住宅におきましても老朽化した住宅の長寿命化を図る公営住宅ストック総合改善事業や、先ほども出てまいりましたけど学校の耐震化などがございます。

今後見込まれる新規事業でございますが、人吉球磨広域行政組合から委譲される予定でございますカルチャーパレスの改修事業、旧山江ごみ処理場の解体の負担金、くま川鉄道の赤字補てんと車両ハード整備に対する負担金、また紺屋町水俣線外１線が終了いたしますので、その後の街路事業などが見込まれるのではないかというふうに考えているところでございます。

今後の財政計画の展望でございますけれども、一括交付金や地方交付税の動向、さらには新聞報道もございますけれども、子ども手当の地方負担が今後どのようになるのか。国の方針がいまだ明らかになっていないところでございますけれども、この明らかになっていない部分が私たち地方自治体の財政運営にとっては重要というふうに思われるところがございますので、特に歳入につきましてはより確実な見込みを行い、事業の選択につきましては歳入が見込める範囲内で慎重に行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今、中期的な事業と財政計画についてという質問に対しまして、継続事業の予定されるもの、あるいは新規事業として想定をされるもの、そういったものについて事業名を具体的に上げてもらったんですが、私はまったく通告してから打ち合わせをしておりませんので、もう少し打ち合わせをしておるならば、この点についての財政計画をきちっとしてくださいよと言うつもりでおったんですが、そういった事前の打ち合わせが不十分

でありましたので、改めてここでそこまで言うのはちょっと酷かなという感じがしますので、事業名を羅列されたということだけで、ここのところはもう突っ込んだ質問はしないと思います。少なくともやはり中期的な財政計画というならば、この計画が加わりまして大体予測される予算はどのくらいですとか、そういったものをきっちと出すのが事業計画であり、財政計画ではないのかというふうに私は思っておりますので、その点、もし今の段階で説明できると言われるのであれば説明してほしいし、できないということであれば新年度予算を見てからということにしたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君）　ただいまの新規事業等につきまして立山議員から事業費等ということでございますけれども、今のところはまだ正確にはじいているものでもございませんし、この場では控えさせていただきたいというふうに考えております。御理解いただければありがたいと思います。

以上です。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは中期的な事業計画、財政計画については、今答弁を受けまして事前の打ち合わせがちょっと不備であったということも含めて先送りをしたいと思います。

次に、新年度の予算方針ということでお尋ねをしたいと思いますが、新年度予算方針については、きのう松田議員から予算方針の中にあります語句の解釈から始まりましてかなり質問をされましたので、私は少し散発的になりますけれども項目別にお尋ねをしておきたいと思います。

まず、予算の中で当然、収入いわゆる歳入というものが問題になるわけですが、予算方針の文書には、所要財源の確保云々とあります。この所要財源の確保については何か例年と違った、いうならば打ち出の小づちのような隠し所得源というものがあるかどうか、お尋ねをしたいと、それが１点です。

それから、先ほどちょっと部長も言われましたけれども、法人税率の引き下げというのが今５％程度ぐらいかなというふうに思いますが、これが実施をされた場合に人吉市の歳入にどれくらい影響があるのか。それから市税の、今の法人税を含めたら市税の減収見込みは全体としてどう見込んでおられるのか。それから、国の地方財政計画がまだ定かでないということでありますからなかなか答えにくいとは思いますが、地方交付税の出口絞りあたりがどれくらいになるのか、ここらあたりについての、見込みで結構でございますから推計をされておればお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう一つは既存事業、事務事業の評価と見直しということがうたわれておるわけですが、これはどのように進んでおるのでしょうか。それから、もう一つは補助金制度検討委員会からの答申が出されました。これに基づく現実的な対応といいますか、この答申を受けて現実的にどのように対応されていくのか。

以上、３点についてお尋ねをします。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、新年度予算方針についての３項目につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。若干長くなるかもしれません。御容赦いただきたいと思います。

まず、所要財源の確保でございますけれども、長引く不況の影響で、また少子高齢化による就業人口の減少に伴いまして、個人住民税を初め税収の確保が非常に厳しい状況になるものというふうに考えております。また、地方交付税につきましても雇用創出推進費など特例的に今年度、国におかれましては１兆5,000億円が増額をされておりますけれども、新聞報道等によりますと財務省では来年度その削減も考えられているというようなことでございます。このような状況でございますので、来年度財源の確保につきましては決して楽観視はできないと、大変厳しい状況にあると考えているところでございます。

法人税の引き下げについては新聞等で法人税を５％減額するという報道がなされておりますが、現在政府の税制調査会で議論されているところでございまして、減税の方法や地方に対する補てん策など詳細につきましては明らかになっていないところでございます。減税の影響額を新聞等で報道をされておりますが、仮に市民税、法人税割の現計予算の５％として試算をいたしましたところ、約760万円が影響額となるのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、既存事業の事務事業の評価と見直しがどのように進んでいるかというような御質問でございます。本市の事務事業の評価につきましては、平成19年度から２年間の試行を実施し制度設計を行ってきたところでございます。21年度から本格実施を行い、本年が２年目でございます。本年度の取り組みといたしましては、人吉市行政改革懇談会委員による外部評価を実施したところでございます。一次評価の111事業の中から12事業を選んでいただきまして、評価を行っていただいたところでございます。評価結果については近日中に公表させていただきたいというふうに考えているところでございます。本年度につきましても事務事業の評価結果に基づき、事務事業の改善を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、補助金見直し答申に対する対応はというようなお尋ねでございます。11月25日に、人吉市補助金審査委員会から任意の補助金の審査についての御提言をいただいたところでございます。審査結果でございますが、それぞれの補助金を４段階にランクをしております。まず、75点以上をランク１、これは適正であるというふうに判断されたものとし、３年後に補助金審査委員会で見直すことになります。これが５件でございました。次に、50点から74点をランク２といたしまして、これはおおむね適正であると判断できるが、補助に当たっては審査結果を踏まえた見直しが必要なものとし、これも３年後に補助金審査委員会で見直すことになります。これが32件でございます。次に31点から49点までがランク３でございまし

て、これは改善すべき点が見られるもので、１年後に見直しが必要なものとし、１年後に補助金審査委員会で見直すことになります。これが26件でございます。30点以下がランク４、原則交付すべきでないものとされておりまして、８件ございました。この８件につきましては、それぞれ指摘があっております。指摘の内容には、補助金交付という形ではなく市の事業として行うべきだ。また、補助団体の活動が時代の変化に対応できていないのではないかや、別に財源があり十分に自立が可能などの指摘があったところでございます。今後、事務局において審査結果、指摘事項の精査を行い、12月中には補助団体及び担当課へ通知を行い、その後議会に御報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、３点につきましてお答えをさせていただきます。以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは、今３点について答弁をいただいたわけですが、歳入の関係では法人税率の引き下げ５％がされても760万円程度ということですが、思ったより小さかったかなという印象ではありましたけども、それだけ法人税がたくさんなかったということでもありますから、そこのところは非常に悩ましいという感じがいたします。

それから、市税全体の減収見込みとか地方交付税の出口絞りあたりについては、はっきりした明言がございましたけれども、まだ地方財政計画が明らかでないということの中ではやむを得ないかなというふうに受けとめておきたいと思います。

補助金の見直しの関係については、今その仕分けの方法について説明をいただいたんですが、これをもとにして選別をして実施をしていく、12月中には報告できるということでありますけれども、要はやはり削られたほうといいますか、そういった申請者に対してどのようにやっぱり対応していくのか。これは気持ちの問題も含めて非常に難しいところもございますが、やはり削ったら削ったできちっと納得いただくような方向で十分な説明をしたうえでその方針は徹底していただきたいというふうに思っていますから、その点については十分配慮していただくようにお願いをいたしまして、新年度予算方針についてはあと３点ございますからお尋ねをします。

まず、今回成立した国の補正予算４兆8,513億円ということになるわけですが、これに対してどのような期待感といいますか、受け皿を準備されるのでしょうか。今回の補正予算は円高デフレ対策のための緊急総合経済対策予算ということになるわけですけれども、これを活用してどのようにやっぱりいち早く手を上げて利用することができるか。この点についてどういう考えかお尋ねをします。

それから一括交付金、先ほどちょっと触れられましたけれども、これは地方都市にとって一括交付金というのはいいのか、悪いのか、私も今のところはあまり判断できないわけですけれども、これに対してはどのように考えておられるか、ざっくばらんなところ財政担当と

してどう思われるか。その点について考え方を示してほしいと思います。

それから、今度のいわゆる23年度の当初予算というのは、４月の統一選挙の関係があって骨格予算ということで繰り返されているわけですけれども、私は来年度の予算というのは今の政権が責任を持って決めるべき予算措置だというふうに考えています。そういうことであれば当然、現政権の権利責任として明確に、単なる骨格予算ではなくてやはり肉づけ予算として出すべきじゃないか、それが次に対するやっぱりその政権の政策実施の裏づけを予算で表明をするという決意じゃないかというふうに思うんですが、この問題については、これは市長に振らざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、そこあたりについて考え方として、今回は骨格予算ということで出されるということでありますから、しかし、本当に次期を考えるならば、責任を持ってこの政策を進めるためにはこれだけの裏づけ予算を計上します、これが本来のその時々の執行部の姿勢じゃないのかなという思いがしますので、その点について少し市長の考えもお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、今回の国の補正予算を受けての受け皿と、また一括交付金に対する考え方はということで２点についてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、国の補正予算４兆8,000億円の受け皿についてでございます。先日、成立いたしました国の補正予算は22年10月８日に閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急対策に基づき計上されたものでございまして、地方自治体に対する措置といたしましては地域活性化交付金として3,500億円、地方交付税の増額として3,000億円が計上をされております。地域活性化交付金はきめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金、この二つの交付金が新たに創設をされ、本市にも約6,900万円が交付限度額として交付される予定でございます。地方交付税の追加交付決定につきましては、地域雇用創出経費などで約5,600万円の増額となる予定でございます。地域活性化交付金につきましては、現段階において国からの実施要綱がまだ届いていないという状況でございまして、どのような事業が対象になるのか詳細な御説明が現段階ではできないところでございますが、国の予算が成立後、直ちに各部署に対して今週末を期限として予算要求の通知を行ったところでございます。このほか、各省庁におきましては予算措置をされております予算で本市に関係あるものといたしましては、学校耐震補強や予防接種などがございます。これらの事業につきましてはしかるべき時期に予算案として御提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、一括交付金に対する考えはということでございます。一括交付金につきましては、制度設計そのものが定まっているものではございませんけれども、現在政府は地域の自主性を確立するための戦略的交付金、仮称地域自主戦略交付金（案）において、その制度設計の方向性を示しているところでございます。第一段階として、投資補助金を所管するすべての省が平成23年度から投資補助金の一括交付金化に取り組むとされているところでござ

います。規模につきましては、投資関係補助金は都道府県市町村合わせて１兆円とされているところでございまして、初年度の平成23年度においては都道府県に対し半分程度の5,000億円を一括交付金とするとの方針が出されているものでございます。また、制度の概要といたしましては、各府省の枠にとらわれずに使えるようにする。箇所づけ等の国の事前関与を廃止し事後チェックを重視する。客観的使用に基づく恣意性のない配分の導入、条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける。一括交付金化の対象となる事業の範囲で自由に事業を選択できる。ただし、事業規模等の必要な要件は設ける。このようなことで示されているところでございます。現時点で一括交付金をどのように考えるか、見解はということでございますけれども、私たち地方自治体にとっては使いやすい制度になることはもちろんでございますけれども、財政当局といたしましては、特に国が財源を圧縮する手段として使うことがないようにしていただきたいというふうな考えを持っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。お答えをいたしたいと思います。

御承知のとおり骨格予算につきましては、法令上の定めがあるというものではございません。首長の改選を目前に控えている場合等において１年間の行政活動すべてにわたって予算計上することが困難、あるいは適当でないと判断した場合において新規の施策等を見送り、また政策的経費を極力押さえて、義務的経費を中心に編成された予算を行うことが地方自治におけるこれまでの通例というふうに言われてきたのではないかと思います。

平成23年度予算編成につきましては、４月に市長、市議会議員選挙ともに任期満了に伴う選挙が予定されているわけでございますが、首長の改選を目前に控えている場合に該当するということではなかろうかというふうに思っているところでございます。したがいまして、今回予算計上する事業といたしましては、経常的な事業、継続事業、債務負担行為等の設定がある事業、法令上定めのある事業などでございまして、新規の投資的な事業、新規の政策的事業は補正予算で計上されることになると考えているところでございます。

首長が任期満了を控えまして辞職をするという場合には、やはり特に骨格予算でなければ、次の新たな首長は独自の政策をやはり打ち出しにくいということでございます。よって、改選時には骨格予算とすべきものが次なるものへの配慮ということではなかろうかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　補正予算関係については一応予定をされているといいますか受け皿はちゃんとつくってありますよという答弁であったかなというふうに思いますから多としておきたいと思います。

一括交付金については財政当局の本音が出たといいますか、一方では使いやすい、しかし

全体像として絞ってもらえば困る、これはまさにそのとおりだというふうに思いますし、できるならば一括交付金という形で予算総枠は広げますよと、そっちのほうがいいかなというふうに思いますし、そういう立場で頑張らなきゃならないなというふうに思っています。

骨格予算のことについての考え方は、市長のほうから次期政権に対する配慮というのがあるんだということで答弁をされました。それが今、日本の場合には常識的な線かなというふうに思ったんですが、ただ一方ではこれは議員同士の笑い話として聞いてもらっても結構なんですが、自由に使える予算をできるだけたくさん残しておいて、その次の選挙のときの応援者のほうにそれを振り向けるというようなことになりはしないかという心配も一方では出てこないわけではないんですね。そういうこともございますから、そこのところは十分配慮されまして、ゆめゆめそういうことにならないようによろしく予算運用についてはお願いをしておきたいと思います。

では、１番目の質問については、これで終了いたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは質問を続けたいと思いますが、田中市政の自己評価と今後の抱負について質問をいたします。

人吉新聞の記事によりますと、市長は11月22日に行われたマスコミに対する議案説明の場で、12月中には記者会見を開いて所信を述べたい、その中で過去４年間の実績の評価と今後さらにこんなまちにしたい、生活ビジョンを整えたいなどを明確にした上で意向を表明したいと話されたとのことであります。また、11月25日には人吉青年会議所主催による市長のローカルマニフェスト検証会も開催されてきました。来年４月に予定される統一自治体選挙も、あと４カ月後に迫ってまいりました。本議会に対しましても市長の思いと決意を表明されるべきであろうというふうに考えます。以下、質問をいたします。

田中市長は、平成19年４月に人吉市長に初当選され、５月から現在まで約３年７カ月にわたって、選挙戦を通じて市民に訴えてこられたマニフェスト実現に向けて全力を傾注して努力されてきたと認識をしています。そこで、ローカルマニフェストが達成できたもの、達成できなかったもの、そして関連する課題などについて総括的に市長自身のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

思い起こしますと３年10カ月前に初めてマニフェスト、ローカルマニフェストというものに直面をしたわけであります。新人候補としてこのローカルマニフェストの作成に挑戦をしてまいりました。当時を振り返ってみますと、大変な時間と労力を要したことを思い起こしております。当時、新人としましてローカルマニフェスト作成をするということは、まずマニフェストそのものは何ぞやというところから問いかけていかなければなりませんでしたし、掲げるマニフェスト、これが果たして市民の意向に添うものかどうかも含めまして調査、分析そして可能性を探るという作業を行うわけでございますけれども、この調査、分析というのが新人にとりましては大変難しゅうございます。さらに実現可能かどうかということになりますと、さらに困難を極めたことを思い出すわけでございます。新人の私にとりまして、まちづくりのビジョンという側面から、こうしたらおもしろい、独自性もあると考えたことは、今振り返ってみますと勢い余った感もなきにしもあらずと反省をしている部分もございます。その実現に向けて、可能性は財政状況とともに実行のための必要十分な時間的問題とが重なり、現在大変難しい課題を掲げたというふうに思っておるところでございます。

項目別という前に、分野別にマニフェストを分析し、反省をしてみたいと思いますが、市政刷新並びに行政面では、入札制度の改革、同じく監視委員会の立ち上げ、補助金審査委員会、第三セクター経営検討委員会、朝礼の刷新など実績として上げられると思いますけれども、いまだ契約監査委員会は審議中であり道半ばであるということが言えると思いますし、これからさまざまにまだまだ行政面の課題というのも山積しているということでございます。

財政面におきましては、経常収支比率以外の財政指数は14市の中で高位安定しておるものの、硬直化した中での財政運営はこの３年の間なかなか難しいものがございました。まず、就任当初が経常収支比率、御承知のとおり102.2％、翌年が前年度の数値でございますが、平成19年度分に関しましては102.4％というふうに仮分数状態が続いておりました。このような中、職員の皆様方はよくこの経常収支比率のいわゆる抑制に努めていただいたというふうに感謝をいたしているところでございます。しかし、この経常収支比率はいまだ県下最低でありまして、しっかりと財政運営を行っていかなければ予断を許さないというふうに思っているところでございます。

観光面では、国宝青井阿蘇神社とＳＬ人吉という天の恵みをいただきました。大変この二つはこの２年間健闘はしていただいているものの、今後このまま何の施策も打たずにおきますと、やはり昨年で25万人ふえた観光客数は下落傾向にあるというふうに思っております。よって、次の施策、次の施策と打っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

農業面では、農家を初め企業や個人の参入を促し、収入の補完をと考えてまいりましたキクラゲを初めとしての新農産物事業は、今まさにまだ端緒についたという状況であり、しっ

かりと地歩を固めつつ、さらなる入り口の拡充、出口の拡充、または営農指導等に努力をしていかなければ成功はままならないと存じております。

福祉面では、これからますます需要が予測され、財政的にも大きな負担がかかる分野でございますが、財政改革を行いながら、さらなる民生費の負担増それに伴う財源確保となりますと、自主財源が乏しくなる一方の財政環境の中で、二律背反的なジレンマに陥るのではないかとも考えているところでございます。しかし、選択と集中を初めとして、我々は財政規律を保ちながら市民の負託に応える行政運営を行っていかなければならないと考えているところでございます。

まちづくりの面でございますが、二つの課題を白紙撤回させていただきましたが、中心市街地に関しましては代替案を探るべく、中心市街地の皆様方と５回にわたり町なか散策も含めて協議を重ね、城下町の風情というキーワードを決定していただきました。これを中心に据えて立案していかなければならないわけでございますが、いまだこれという具体的な案を打ち出せないままとなっております。いずれにいたしましても、何をもってこの人吉を全国に知らしめるための一転突破とするか、私自身あれかこれかといまだ迷いがあるところでございます。

利水事業面におきましては、これから少しずつ動き出すという実感も持っておりますが、これも予断を許さないところであります。一日も早い人吉地区でありますと上原田地区に水をお届けしたいと、43年もお待たせしているという経緯もございますので、何とか解決をしたいというふうな意気込みは持っているところでございます。

観光面で見ますと、お城まつりやじゅぐりっと博覧会、既存のイベントを含めまして充実してきているのではないかと存じております。

文化面では、国際音楽祭が未完了となるなど不完全燃焼は否めませんが、じゅぐりっと博覧会などまだまだ充実の可能性を秘めた分野ではあると考えております。

このように、私なりに完了・未完了・代替と評価をいたしましたが、人吉青年会議所の皆さん方の達成・未達成とは異なる部分も多く、マニフェストの進捗状況に対する自己評価は一元集約して言えば、志半ばであると言わざるを得ないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今、市長のほうから課題別にといいますか、そういった面から自己評価と思いを話していただきました。これは今、３年７カ月にわたって市政の最高責任者として旗を振ってこられた市長自身の考えでございますから、私のほうからあえて反論をすると、そういうものではございませんで、市長の現段階におけるお考えだということで真摯に受け止めておきたいというふうに思います。

そこで、そういった課題ごとの問題については今御披瀝をいただいたとおりだというふう

に思いますが、もう１点、市長が約束されてきたマニフェストが達成されたときの到達点、それは市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち、これがまちづくりのビジョンであろうと思っています。この到達点としての、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりという視点から見た場合に、現在の人吉市民の状況、表情はどういうふうに市長の目から見えておるだろうかという気がするんですが、その点についてのお考えを披露していただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

ことあるたびに、市民の皆様方には御説明をしてまいったところでありますけれども、マニフェストというのは単なる手段でしかない、これを達成してどういうまちをつくるのかというビジョンが必要なのであると。つまり、私がよく例えさせていただきますのは、いわゆる北極星だと、それが私はビジョンだというふうに思っております。そのビジョンを達成するための手段として、戦略または戦術としてマニフェストがあるというふうに認識をしているところでございます。よって、マニフェストとは別に就任以来、まちづくりのビジョンとして、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりを掲げさせていただきました。これがビジョンのゴールであります。

マニフェスト達成やその他の施策も交えながら３年７カ月の間、努力をしてまいりましたけれども、到底このゴールには到達することはできておりませんし、北極星、最高峰は見えていても、山登りの準備は完了しつつあるが、いよいよこれからその北極星や最高峰へ向かってスタートという状況下ではないかというふうに思っております。

この３年７カ月、市民の皆様方がどれだけ健康で、笑顔になられたかというのは大変はなはだ疑問符がつくわけでございますけれども、また一方、その笑顔つまり幸せというものの定義というのはなんぞやということを明確にもしておかなければいけないというふうに思っているところでございます。何が幸せかということは人それぞれでございますので、その幸せ感、その実感というのはなかなかとらえがたいと存じますが、ことしの８月のスマイルフェスタで、元気百歳と銘打ち、お二人の百歳の方とお話をさせていただきました。そのうちのお一人、前田ハナさんがこうおっしゃっていたことが印象に残っております。それは、足るを知るということでございます。六畳一間と台所、共同トイレ、二日に一回の銭湯、そのくらしを支えているのは二月に一度支給される年金とわずかな蓄えの取り崩し。でもこれで十分ですとおっしゃっておられました。足るを知ればおのずと笑顔が生まれるのではないかと存じた次第でございます。

このビジョンへ向けての到達度というのは、いわゆる今スタートラインにやっと立ったというところではなかろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今お答えをいただいたのは、私もそのときには傍聴に行っておりましたので、その場面は十分わかるんですけれども、なるほどなというふうに聞いておったわけですが。そこで、笑い、笑顔という面について、私の考えを少し披瀝をしてみたいというふうに思います。

今、市長がおっしゃったのは、つまりその人その人の気持ちの持ち方、その気持ちが十分だということになれば、幸せ、笑顔につながっていくだろうというふうに思いますが。では、行政という立場から何をしたら、その笑顔が行政の立場から市民の人々の笑顔をどうつくれるのかということについて考えてみますと、笑いというのにはいろんな笑いがあります。苦笑い、作り笑い、愛想笑い、あるいは心から楽しい爆笑などもあるわけですが、爆笑を除いて苦笑い、作り笑い、愛想笑いというのは、自分の心と顔の表情が違った状態だと私は考えておるんです。しかし、笑顔は心と顔の表情ががっちり組まれた状態、心の満足度がそのまま顔に出た状態が笑顔だというふうに考えております。

心と顔の表情が一致した、そういう状態というのは必ずしも金とか地位とか名誉とか、あるいは物をたくさん持っているとか、それだけでは心の満足度というのは満たしきれない、金は持っておるほどケチになるとかいろんな現象もあるわけでございまして、満足しきれない。逆に、ですから安心感という一つの心の安定がなければ笑顔は出てこないというふうに思います。究極的には、安心であるための何よりのシステムは何かということも考えてみますと、それはやはり支え合いの構築、私が病気になったときには誰かが支えてくれる、私がけがしたときには誰かが支えてくれる、あの人がけがしたときには私が支えてやる、病気になったときには支えてやる。そういった支え合いの構築というのが一番基本になるんじゃないかというふうに思います。そういった支え合いの安全システムをどう作り出していくのか、これが最終的には笑顔に対する行政としての施策じゃないのかなと、そういう思いに至っておりますので、市長が感じられました前田ハナさんの、みずから足ることを知るという考えと、じゃあ行政として何をつくることが一番安心につながり、笑顔につながるかと、そういう立場で取り組んでいただきますようにお願いをしたいと思います。

そこで、市長のマニフェストについての検証と自己評価、さらにはみんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりというビジョンに対して、市長が今後どのような抱負を持っておられるのであろうかというふうに考えます。あちこちで市長は再出馬というううわさも聞くわけでありますが、この議場ではまだ一回もそのことについて市長自身触れられておりませんので、今後の市政に対する抱負とともに、この次、自分自身はどうするんだという決意を込めて、その抱負について語っていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

この市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりは、ある意味世界共通のどこの国、どこの地域でも当てはまるテーマではなかろうかというふうにも思っております。このビジョ

ン達成のためには無限の施策があると思いますが、さらなる充実したマニフェストを再びたずさえてまいりたいというふうに思っております。ただ、マニフェストだけではなく、御承知のとおり、先ほど申し上げましたとおり、ビジョンは揺るがないものでございますし、そのビジョンに基づいて総合計画等々も策定をしていかなければならない。ただし、人吉市独自の総合計画を策定していかなければならない。人吉市という名前を消したならばどこのまちに持っていっても通用するという総合計画であってはならないというふうに思っているところでございます。

この３年７カ月の間、歩かせていただく中で、すこぶる世界に比類なきものが三つあるというふうに私は発見することができました。この世界に比類なきこの三つをいかに我々が手段として、いわゆる総合計画の中に、マニフェストの中に、あるいはビジョンの中に取り入れて果敢に挑戦し、それを実現することということが一つのまちの活性化につながるというふうに考えております。

今、議員御指摘のとおり、社会福祉面ではそれは御承知のとおり社会福祉協議会並びに健康福祉部を中心として小地域ネットワーク、つまり向こう三軒両隣の運動を展開していかなければならないというふうに思っておりますが、市民の皆様が健康で笑顔で暮らせるために達成の道のりは大変険しく、時間も膨大にかかるというふうに考えてもおりますが、ぜひ人吉市民の皆様方に健康になっていただきたい、心から笑顔で暮らしていただきたい、人吉に住んでよかった、生まれてよかったという環境を整えて、一人でも多くの方々の笑顔を作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。いまだビジョンの端緒に就いたというところではありますが、このビジョンを実現することに全力を傾注していかなければならないと思っております。

10期40年、100歳現役を標榜して、ちょうど私が100歳まで頑張るぞという意気込みは持っておりますけれども、後援会を初めとして市民の皆様方の御支持と、私自身の健康が許しますならば、１期種まき、２期水やり、３期収穫と位置づけまして、今期、来期、再来期も含めまして３期12年は責任を持って市長職に当たらせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今、３年７カ月間の市政の責任者としての立場から総括をし、決意を表明していただきましたので、それを多として受けとめておきたいと思いますが、ただ一つ、世界に比類なきものが三つあるという表現をされましたので、それは何なのかということで、そこの点についてだけはお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

一つは、この人吉球磨の球磨川を初めとした自然であります。この自然の情景というのは

それはもう世界各地どこも同じでございますけれども比類なきものでございます。その地域、地域の独自性を持ったものというふうに認識しております。先般、草千里千年委員会というのが立ち上げられました。この球磨川も、清流球磨川千年委員会を立ち上げるべく、そういう価値のある自然体系ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

もう一つは、何と申しましても相良七百年の歴史・伝統・文化、そこから生み出されたさまざまな産業、そして文化財であります。これは、世界中見渡してもこの人吉、または球磨にしかないものでございます。この歴史的な我々のこの遺産をどのように活用させていただくかがこの人吉の未来を占っていくものというふうに考えております。例えば国宝青井阿蘇神社もそうでございますし、他の国指定の文化財もそうでございます、人吉球磨一帯となったこの文化財をさらに後世にもしっかりと伝えていかなければならないという責務があると同時に、この独自の文化をやはり世界に情報発信していかなければならないというふうに思っているところでございます。

もう一つ、最後の世界に比類なきものというのは肥薩線であります。これは私もことしの５月ぐらいまでは気づきませんでしたけれども、たまたま鉄道遺産の中で三つの世界遺産の紹介がテレビであっておりました。それをたまたま観る機会がございまして、ただ漠然と観ておりましたところ、ひょっとしたら肥薩線はこの三つの鉄道世界遺産に匹敵するのではないかという思いがわき起こってまいりまして調査・分析をいたしました。まず、この肥薩線は日本国中どこにもない最も古い鉄道施設であるということがわかりましたし、嘉例川駅、大隅横川駅を初めとして、これは国指定の文化財にもなっているところでございます。当然この人吉市にございます機関車庫を初めとして当時ニューヨークから骨材を取り寄せて組み立てられたトラスト式の鉄橋であるとか、さまざまな鉄道遺産がこの沿線上にあるわけでございます。さらに裏づけといたしまして、ユネスコの事務局長として昨年11月まで10年間お勤めいただきました松浦晃一郎氏とも接触をさせていただきまして、その可能性を探ったところでございます。今後、松浦氏にはさまざまな御指導をいただいていかなければならないと思っておりますが、この世界に比類なき三つをもって人吉市を活性化していくということが、このまちづくりの中で大切な観点ではないかというふうに思ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいま、今期３年７カ月の市政を踏まえて市長の思いを聞かせていただきましたし、次回選挙に対する決意も聞かせていただきました。同時にまた来年の４月というのは市長だけの挑戦の場、戦いの場ではなくて、ここにおられるほとんどの同僚議員の戦いの場でもございます。ともに全力で４月の挑戦の場に頑張っていただくことを祈念をいたしまして私のこの件に関する一般質問は終わります。

指定管理者に関する検証報告についてお尋ねをいたします。去る11月１日の全員協議会に

おいて、指定管理者に関する検証報告の内容について資料が提出され、中村課長から説明と報告がありました。その資料によりますと、指定された業務の実施状況について、適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかなどについて検証することによって指定管理者の意欲を高め、業務の充実発展と市民サービスの向上を目指すための検証報告であるとのことであります。検証の方法としては24個の評価項目があり、その一つ一つの評価科目について、優秀・良好・普通・不十分・不備の５段階で評価するものでありますが、まず指定管理者自身がみずから行う自己評価とその施設を所管する担当者が行う所管課評価があります。さらに、所管課が行った一次評価をもとに当該所管課の説明を受けて、指定管理候補者選定委員会が行う総合評価の３通りの評価がされています。

そこで、この３通りのそれぞれの評価は、その組織の中の誰がどのような形で行ったのか、まずお尋ねをします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

まず、老人福祉センターについてでございます。自己評価については、センター長が過去の事業実績、収支及び利用者からの直接の声や利用者アンケート等を参考にされまして所定のモニタリングチェックシートを作成され、指定管理者の代表者と協議をされた後、提出をいただいております。

次に、所管課におきましては、提出されましたシートをもとに担当課長、係長が指定管理者に対しヒアリングを実施いたしまして、項目ごとに詳細にわたり自己評価の判断理由等について質問、確認をさせていただきました。また、これまでに所管課が把握しております実態、例えば総会資料でありますとか各報告書の内容、運営委員会の審議内容等でございます、そういったもの、それから所見、これらをもとに総合的に評価をいたしまして所管課評価及びモニタリング状況報告書の案を作成し、部長決裁で提出した次第でございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　私のほうからは国民宿舎くまがわ荘につきまして答えさせていただきます。

指定管理者モニタリングチェックシートの自己評価に関しましては、事前に指定管理者に関する検証及び報告の目的や実施方法、評価基準、モニタリング結果に基づく措置等について、評価対象であるくま川下り株式会社の代表取締役及び総務部長へ説明を行い、国民宿舎くまがわ荘支配人の意見を含めて評価されました。また、所管課評価につきましては、くま川下り株式会社の代表取締役及び総務部長からの全般的な聞き取りの後、国民宿舎くまがわ荘支配人を含む直接従事者からのチェックシート、それぞれの項目ごとの詳細事項について聞き取りを行った上、詳細に整理し、担当所管部署である観光振興課内において課長、課長補佐、担当者の内部協議の上、評価したものでございます。また、観光振興課内での所管課評価がまとまったところで部次長への報告があり、指定管理者候補者選定委員会へ提出した

ものでございます。

以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

私のほうからは人吉市体育施設の自己評価につきましてお答えいたします。自己評価につきましては、指定管理者、ＮＰＯ法人人吉市体育協会施設管理事務局館長が過去の実績、収支及び利用者アンケート等を参考として作成し、その内容を会長及び副会長と協議をして提出されております。また、所管課評価につきましては、提出されました自己評価をもとに協定書、実績報告書、現場でのモニタリング、それから聞き取りを参考にいたしまして担当所管部署であります社会教育課スポーツ振興係で案を作成し、教育長、部長、次長、課長、課長補佐、担当者で協議を行いまして指定管理候補者選定委員会へ提出したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいま、自己評価と、そして一次評価についての選考評価過程を報告していただいたんですが、一次評価と自己評価の対比をしてみますと三者三様の特徴が実はございます。

まず、老人福祉センターでは指定管理者である人吉市老人クラブ連合会が行った自己評価、所管課であります高齢者支援課が行った一次評価を対比してみますと、24項目中４項目で老人クラブ連合会の自己評価が高くなっております。それに、所管課が行った一次評価よりも低く評価した科目はゼロでありました。しかし、全体としては三つの中で自己評価と一次評価が一番類似した評価になっているというのが一つ。

国民宿舎くまがわ荘でありますが、指定管理者でありますくま川下り株式会社が行った自己評価と所管課であります観光振興課が行った一次評価では、自己評価のほうが一次評価よりも６項目で低く評価されています。高く評価した項目は全くありません。

また一方、市の体育施設では指定管理者であります人吉市体育協会が行った自己評価と所管課であります社会教育課が行った一次評価を比較してみますと、24項目中14項目で自己評価が高く評価されております。所管課で評価した一次評価より低く評価された科目はゼロであります。

国民宿舎くまがわ荘の自己評価と一次評価、そして体育施設の自己評価とそれから所管課評価、比べてみますとまる反対の評価結果が出ている。そういうことでございますので、このことについてそれぞれの所管課、並びに総合評価をされました指定管理者候補者選定委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君）　老人福祉センターについてお答えいたします。

老人福祉センターについての利用者の評価につきましては結果的にほとんど相違はございませんでしたが、主に次の項目について所管課の評価が多少低くなっております。まず、事

業計画書どおり事業が実施されているか、これにつきましては事業計画書に掲げてある創意工夫等による独自事業の企画、立案、実施、この実績が乏しいこと。それから備品等に過不足がなく適正に管理されているか、これにつきましては仕様書の第11条で物品の管理等に関し明確に規定してありますが、指定管理者が購入した物品も含め備品台帳が整備されていなかったことでございます。以上が指定管理者の評価に対しまして所管課の評価が低位であった主な内容及び理由でございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　国民宿舎につきまして、お答えいたします。

自己評価についてはあくまでくま川下り株式会社内部での評価でございますので、その評価根拠を正確に把握することは困難でございますが、事前調書で作成されました管理業務の実施状況、利用状況、収支状況など事業報告書に基づいて今回のモニタリング評価基準の優秀・良好・普通・不十分・不備の五つの評価に当てはめられたものと解釈しております。また、所管課評価につきましては、11月の全員協議会でも御報告したところでございますが、先ほども述べましたとおりくま川下り本社及び国民宿舎への聞き取りと普段の管理運営状況の中から組織、職員配置などの実施体制を初めとする七つの評価項目について、現在の実施体制や取り組み状況、利用実績や経理状況を把握し、課題や問題点を明確にしながら評価内容を整理した上、事業報告書の内容に照らし合わせ、くま川下り株式会社の自己評価と大きな乖離がないことにも気を配りながら評価を進めたところでございます。

所管課評価が自己評価をわずかに上回った項目が24項目中６項目ありますが、いずれも評価すべき内容を十分加味した上で、景気低迷の社会情勢や建物老朽化などの環境の中、十分に経営努力を続けてこられ、本部経費を除く単年度収支でもほとんどが黒字であることも評価し、自己評価よりも上位に来るものと判断したところでありまして、このことが自己評価、所管課評価の若干の差になってあらわれたものというふうに解釈しております。

以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

人吉市体育施設についての両者の評価につきましては、結果的に相当の相異がございました。組織的に安定しているか、仕様書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているかなど７項目について自己評価における優秀が、所管課評価で良好となっております。これらは問題なく適正に行われているものであり、直営での運営と比較した場合、その実態が特に優れているものではなかったものとして所管課では評価したものでございます。

また、次の２項目については自己評価における普通が、所管課評価で不十分となっております。業務遂行に必要な資格を有する者の配置がなされているか。施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか。以上の２項目でございますけれども、この２項目は施設管理そのものではなく、自主事業等に関するものでございます。施設管理に必要な資格を有する者の

配置については防火管理者、危険物取扱者等の資格を持った職員の配置がなされておりますが、トレーニングや自主事業開催のための専門の資格を持つ職員がおらず、健康運動指導士等の資格を持つ職員の配置が必要であると評価したため、さらなる改善が必要としたものでございます。また自主事業につきましては県のスポーツ振興事業団等に依頼しまして、筋コン教室や脱メタボ教室を開催されておりますが、開催実績について参加者数が事業計画を下回っている点など事業の効果という面からも課題があるということから、今後市民への周知方法及び事業内容の再検討を要すると評価したため、さらなる改善が必要としたものでございます。

以上、お答えいたします。

○副市長（林　健善君）　人吉市指定管理候補者選定委員会の会長の立場として答弁をさせていただきます。

今回のモニタリングを行った結果、自己評価と所管課評価で違いが生じており、そのことに対する指定管理候補者選定委員会の見解はという御質問でございますが、指定管理候補者選定委員会におきましても、今、所管の部長から答弁がございましたように、モニタリングチェックシートに基づき、それぞれの指定管理者における自己評価と所管課評価の違いについて説明を受けております。

特に、自己評価と所管課評価の差が大きい指定管理者につきましては、チェックシートのそれぞれの項目に対する意識、求めるサービスの内容につきまして指定管理者と所管課との間で隔たりが生じているものであり、所管課におきましては今後の改善に対する期待も込めて厳しい評価をしたと認識をしております。

指定管理者選定委員会における総合評価につきましては、一次評価の各評価項目を優秀５点、良好４点、普通３点、不十分２点、不備１点として総得点を算出しまして、その総得点のおおむね90％以上を獲得した場合に優秀、おおむね80％以上を良好、おおむね70％以上を普通、おおむね70％未満を不十分、おおむね60％未満を不備という基準に基づき評価をしたところでございます。その結果、くま川下り株式会社につきましては良好、そのほか人吉市老人福祉センター、人吉市体育協会につきましては普通という評価を下したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいま、それぞれの所管課並びに副市長のほうから評価の経緯、あるいは見解について述べていただいたわけでありますが、私が特に注目をしたのは、市の体育施設の指定管理者であります体育協会の自己評価であります。この中身は先ほど申し上げましたように、24項目中７項目が最上位、優秀という自己評価がされているわけですね。指定管理者みずからが満点の評価をいたしました場合、体育協会が行うスポーツ施設の運営は

これで十分だ、これ以上の業務の充実発展やサービスの向上は必要ないんだと、そういう自己満足の姿が見え隠れするというのが私の見解です。このことについて、所管課並びに指定管理候補者選定委員会としてはどのように考えられるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

私どもがこの評価シートを見まして、やはり評価の基準がまずどのようにとらえていいのかというふうなことが、最初でありましたので十分に認識されてなかったのではないかというふうなところが１点あったのではないかというふうに思います。そして、体育施設の場合は２年目というふうなことがあって、私どもとしましてはもっともっと改善の余地があると、改善しなければいけないところが多々あるというふうなことで、所管課評価では７項目にわたって優秀とつけられたものを下げたというふうなところでございます。

以上、お答えいたします。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

モニタリングにつきましては指定管理者と所管課評価に差がないほうが確かに理想ではございますが、それぞれの評価に隔たりが生じる場合というのも当然あるかと思います。

今回のモニタリングの結果、自己評価が高く、所管課評価が低くなった指定管理者につきましては結果を真摯に受けとめていただくとともに、指定管理者と所管課との間で隔たりが生じた部分にどのような意識の差があったのか、その差を埋めるために指定管理者も改めて業務を点検し、振り返りながらサービス内容の改善や向上に努めていただく必要があると考えております。指定管理者のモニタリングにつきましては今後も継続的に実施し、結果、隔たりが生じた場合には指定管理者と十分協議を行いながら適切な指導及び改善の指示を行い、市と指定管理者と共同の視点で取り組み、指定管理者制度の適切な運用とサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　今まで質問を繰り返してきましたように、国民宿舎の場合には所管課評価よりも厳しく指定管理者自身が評価をすると、そういう姿勢が見えていますね。体育協会の場合には逆で、自己満足の最上位というのが７項目もあると、このことについては私もしょっちゅうスポーツパレスには電話をしたり、あるいは嘱託員の人たちと話をするんですが、非常に対応もいいんですよ。しかしこの評価を見てみますと、なんだこりゃという気がするわけです。館長が評価をされて、体育協会長と副会長と話し合った結果だというふうに思っていますけれども、であれば、これは館長と体育協会長と副会長が、こういう考えでおられたということの証左ではないのか。ということであれば、少しここらあたりの人たちの指定管理者とうちの意識改革が必要じゃないかというふうに私は思います。それほど満足した運営をやっていると思われているのかという意味では、そこのところはやはり今後、所管

課としても十分対応されまして、私は悪いと言っているんではないんです、これでもう十分だという満点の評価の方向に、その姿勢について問題があるのではないですかということを指摘しているんですから、その点については御理解の上、対応していただきたいと思います。

議長、時間を過ぎていますが、あと簡単ですけれどもよろしいですか。じゃあ途中を割愛しまして資料の中のモニタリング状況報告に関して質問をいたします。

その中で、老人福祉センターの場合、９番で温泉の適正温度の確保について効率的かつランニングコストを考慮した検討・調査を実施されたいというふうになっているんですが、これは指定管理者に求めるべき課題なのか、あるいは所有者である市がやるべき課題なのか、よくわかりません、どちらなんでしょうか。それから、同じく老人福祉センターでは、ＡＥＤ、自動血圧計等の設置が必要であると指摘がされております。これも施設の管理者がやるのか、あるいは所有者がやるのかわかりません。その点の市の見解を求めておきたいと思います。

それから、国民宿舎くまがわ荘に関して９番の業務改善の中で、指定管理制度による職員の不安感の解消とモチベーションの保持ということがうたわれているんですね。これは、指定管理制度というのは契約年数が切れれば自動的に切りかえが出てくるわけですから、この指定管理制度という制度に起因する不安感なんですね。これは一体、そういった制度そのものに対する不安感がある場合にどこが解決するのかという問題が出てくるんですが、その点の見解をお尋ねします。同時に施設内テレビの地上デジタル化と管理用パソコンの充実というのがあります。この施設用テレビというのはお客さんの部屋のテレビだというふうに思いますが、これは市がやるべきなのではないかというふうに私は思っているんですが、そこのところを見解を述べていただきたいと思います。

次に、体育施設に関してですが、消費税がかかるようになるということでございますが、どの程度の消費税がかかってくるのであろうか、そしてその消費税で取られる部分については、この次の委託契約料の中に上積みをするつもりなのか、その部分は自助努力でやってくださいという形になるのか、その点をお尋ねしておきます。それから、福川より西側の駐車場、スポーツパレスの専用駐車場なのか共用駐車場なのかというのが１点。それからグラウンドゴルフに今、駐車場の一部が使われています。駐車場の満杯状態のときにグラウンドゴルフを優先するのか、駐車を優先するのか。そこのところはきちっとやっぱりしておいてもらわないと、現場の管理者そのものが困るということでありますから、この点について明確にしておいていただきたいと思います。それから、調整池の解放、これは水がたまっているときは当然使えないわけですが、駐車場が満杯になった時には調整池の解放というのはあり得るのか、ないのか。そこのところもきちっとしておいていただきたいと思います。

以上について、それぞれ具体的に質問いたしましたので御回答よろしくお願いします。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、老人福祉センターについてお答えをいたします。

適正温度の確保に当たりましては、指定管理者におきましてこれまでにも十分検討・議論を重ねていただいておりますが、現在のところ根本的な改善につながっていない状況でございます。今後は指定管理者と市で、経費等も勘案しながら協議・調整を図りつつ最良の方法を模索し、抜本的な対策を早急に講じてまいりたいと考えております。

次に、ＡＥＤの備えつけについてでございますが、ＡＥＤの救命効果及び有効性については年々評価が高まっておりまして、それによる救命実績等のデータ等でそのことが立証されてきております。不特定多数の高齢者が利用される当センターにおきましては、一刻も早い設置と指定管理者の職員並びに関係者の方々にＡＥＤの使用方法を含む救命講習を定期的に実施いただきまして、万が一の場合、迅速かつ的確な処置をいただくことが必須であると判断をいたしております。このことによりまして利用者の方々の安全・安心の確保と、市及び指定管理者の責務を履行するものと考えております。また、ＡＥＤの購入者についてでございますが、これまでの経緯及び指定管理者の収支予算書に備品購入費もそれぞれ相応の予算を計上してありますことから、指定管理者に指定管理料の中から御負担いただくことになっております。したがいまして、モニタリングを終えた後、指摘事項を申し上げ、その中におきまして早急なＡＥＤと自動血圧計の購入を指示いたしまして、現在購入の準備を鋭意進めておられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　国民宿舎についての質問にお答えいたします。

指定管理者制度で施設の管理運営を行う場合、３年あるいは５年など一定の期間を区切った上での協定を結び、その後は見直しということで継続して指定を受けることができるという保証はございません。このことは、指定管理者制度そのもののシステムからやむを得ないことでありまして、そこで働く職員の不安を解消するということは非常に難しいものというふうに考えております。しかしながら、万一指定が外れたといたしましても、指定を受けた会社そのものに体力があり、職員を他の部署に異動させるという形で残せる体制があれば、そこに働く職員の不安もある程度は解消できるものというふうに考えております。したがいまして、私たち行政側でできることとしましては、第三セクターであるくま川下り株式会社の今後さらなる経営強化と組織体制づくりに対しまして支援をしていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、施設内テレビの地デジ化と管理用パソコンの充実についてでございますが、人吉市と国民宿舎くまがわ荘が平成18年３月に締結しました協定書によりますと、仕様書の中の責任分担の基本的な考え方としまして、軽微な施設整備の修繕につきましては指定管理者であるくまがわ荘が、大規模な施設改修・修繕については市が行うということになっております。また、仕様書に定めのない事項につきましては、お互い協議して実施するということになっているところでございます。したがいまして、まず施設内テレビの地上デジタル化に対応す

るための買いかえにつきましては、平成23年７月までには実施しなければならないことや、現在設置しているテレビはほとんど老朽化していること、それはもともと市の備品であり、台数も数十台ということであることから、基本的には市で設置することを前提にくま川下りと協議してまいりたいというふうに思っております。また、事務所で設置しております事務管理用のパソコンにつきましては、くまがわ荘の会計経理を行うためのものでありまして、軽微な設備ということで理解しており、くま川下りのほうで更新をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

消費税でございますけれども、消費税の想定額としては平成21年度の実績を参考にいたしますと160万円程度が課税される見込みでございます。なお、ＮＰＯ法人人吉市体育協会に対する指定管理料については、人吉市体育施設の管理運営に関する協定書第47条により消費税を含むものでございますので、納付については現在の指定管理料の中で対応していただくものでございます。

それから、駐車場の件でございますけれども、通常の利用につきましてはスポーツパレスの西側駐車場はスポーツパレスの駐車場の管理で御利用をいただいております。それから、グラウンドゴルフ場は駐車場優先かグラウンドゴルフを優先かというふうなことでございますが、普段は土の部分でございますのでロープをかけて車両が進入できないような状態でございます。主に、西瀬校区や中原校区の方々にグラウンドゴルフ場の場として利用されております。イベントによっては必要がある場合は体育協会からグラウンドゴルフ利用者に連絡を入れまして駐車場優先として使わさせていただいているものでございます。また、調整池の駐車場につきましては、普段は施錠をしておりますが、イベント等で駐車場が足りない場合は解放しまして利用していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それぞれに今、明確に答弁をいただきましたので、それをそのまま受けとめておきたいというふうに思います。

駐車場の件についてはスポーツパレスも、それからカルチャーパレスも両側の行事、イベントが重なった場合に、非常にお互いにやりくりに苦しんでいるようでありますから、どちらかがきちっとした管理体制をしいて、どちらかはその管理体制のもとで駐車範囲を決めるということを明確にしていただきたいなというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わりますが、昼を大幅に過ぎてしまいまして大変申しわけなかったんですが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時22分　休憩

―――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　18番の下田代でございます。

昨今の気になってきましたテレビ・新聞・ニュース等の報道、また解説でやっぱり一番気になりましたのは延坪島砲撃事件、そして尖閣諸島問題。これはやっぱりこの事件は我が国の農業にも大きな影響を及ぼしてきますし、そういう影響を及ぼすＴＰＰそれからＦＴＡ問題、そして大学就職内定率が51％これは九州ですが、全国で最低だそうでございます。そういうような内定率の低迷と領土問題の緊迫した、そしてまた厳しい問題もあったわけであります。しかしながら、そういう中でも12月４日の報道では、鉄道技術の粋を集めました東北新幹線の全面開通、来年は九州新幹線が開通、大阪大学大学院の研究グループによる失明患者に人工視覚の研究の成果という明るいニュースもありました。まさしく教育科学立国日本、技術立国日本の面目躍如というところでしょうか、そういうふうに思います

通告は３点いたしております。一つに、地域のエネルギー開発、これはマイクロ水力発電を中心にお尋ねをしていきたいと思います。二つには教育の振興、これはＩＣＴ教育と、あえてＩＣＴ教育と書きました。三つに、市民のまちづくりについて、これは夜の風物、イルミネーションということであります。こういうことでお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、地域エネルギー開発としてマイクロ水力発電、いわゆるバイオエタノール等についてでありますが、申し上げましたようにマイクロ水力発電ということでお尋ねをしていきます。世界では御承知のように、食料、エネルギーについて自給率をいかに高めていくかと、これは環境問題も含めまして大きな課題となっております。環境に優しいエネルギー源として太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等がありますが、人吉市に最も適しているのはやはり水力、この活用であろうと思います。エネルギー、とりわけ電力供給の地域体制が整っていることは、産業基盤の確立ということで農業、工業等の地域における産業全体の、これを支える大きな要因であると思います。

このようなことから、先進としてマイクロ水力発電に取り組んでいる山梨県都留市これを調査いたしてまいりました。都留市は人口が約３万2,000人でございます。御承知のように都留文化大学があります。発電の状況といたしましては、都留市役所前の小さな川、これは家中川というそうですがこれを利用しまして発電所を２カ所設置をして発電を行っております。加えて現在、三つ目を建設中であります。その一つとして、この名称は「元気くん１号」というそうでございますが、これは18年４月に運転を開始をいたしております。発電

の方法は水路式でございまして、バイパスを通して水路を建設し、それによって発電をするということでございます。使用している水量は最大が２トン、常時が0.77トンでございます。有効落差は最大が２メートル。出力の最大は20キロワット、常時が8.8キロワット。機械としましてはこれは水車等でございますが、この機械についてはドイツのハイドロワットということでございまして、そこからの輸入のようでございます。発電機は東洋電機といいまして国産の製造のようでございました。土木、いうなら設備等は水路ゲート等があるようでございます。送配電につきましては市役所高圧変電設備に連携をして、庁内電源として利用をしていると。夜間・休日の余剰電力は売電をしているということのようでございます。附帯施設としまして、小水力発電１号・２号を活用しましてエコハウスをつくっておりまして、これは植物栽培施設があっております。建物は木造２階建てでございまして191.48㎡でございますが、この発電所の建設費ですが、4,337万4,000円かかっているようでございます。補助金がＮＥＤＯの1,516万6,000円、一般財源が1,120万8,450円、市民公募債をここはやっておりまして、これは都留に引っ掛けて「つるのおんがえし」というようなことで市民から募りまして、1,700万程度募集をして応募してもらったようでございます。大体この公募債は10万以上50万までということの募集のようでございます。

この３基、いわゆる元気くん１号から３号まで発電をいたしますと、これは３基とも完成をして稼働しますと市庁舎の電力需要量の70％をまかなうそうでございます。そこでお尋ねをしていきたいと思います。

エネルギー開発についてマイクロ水力発電についてでございますが、バイオエタノールにつきましては実は20年６月に質問をいたしておりますのでこれは省きます。マイクロ水力発電の適地となります小河川、これは人吉市における小河川または渓谷、用水路、この位置及び水量等について状況把握または調査がなされていれば、それについてまずお尋ねをしたいと思います。

まず、１回目の質問といたします。

○市長公室長（深水雄二君）　こんにちは。私のほうからは、今回のエネルギー全般については経済部なんですけれども、水資源という観点でございますので私のほうからお答えをさせていただきます。

どういう河川等が市内を流れているかと、その状況を把握しているかというような御質問でございまして、主要河川といっております球磨川、山田川、胸川、万江川、それに続きます鳩胸川、鹿目川、永野川、草津川、馬氷川、それと上中流部が市内を流れます河川としましては小さで川、鵜の川、那良川、高仁田川、桑木津留川、大坂間川、大川間川、柳田川、それに10本ほどの準用河川があります。それについてはこういう川が流れていると把握しておりますけれども、ほかの一般河川、小さいものは溝のようなものまでございまして無数に存在しているため把握はできておりません。

現在はダムのような大がかりな貯水施設による水力発電の時代から、もっと小規模の河川施設の水力発電が主流になっているようでございまして、議員御指摘のとおり可能性という点では市を取り巻く水資源といったものには恵まれた状況にあるのではないかと感じておるところでございます。ただ、発電にとって必要になる水量や河川の状況など水力発電の適地がどの河川のどの辺かといったような詳細な情報についてはつかんでいないというのが実態でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　ただいま公室長のほうからお答えいただきましたが、その前に実はバイオ関係を省くと言いましたのは詳細な質問を省きたいということでございまして、実はエネルギーの一環として質問をしておりまして、これまでエネルギー開発について、そうすればバイオも入るわけですが、これについてはどう取り組んできているのか、これもできればお聞きしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

新エネルギーへの取り組み状況でございますが、平成16年から稼働しております球磨焼酎リサイクリーン株式会社の施設は、焼酎かすの中から有効成分を飼料や肥料の原料など資源リサイクル商品として精製させておりまして、また焼酎かすの中の残留アルコールはすべて回収し、施設内の熱源として利用する設備といたしております。また、平成17年にはＮＥＤＯ、新エネルギー・産業技術総合開発機構でございますけれども、の補助を受けまして人吉地域新エネルギービジョンの策定を行ったところでございます。本市内のエネルギーの需要量、バイオマスの賦存量等を推計し、木質バイオマスなど再生可能な新エネルギー施策への提言がなされております。

しかしながら、国の補助支援対策や生産コストの面から本市といたしましては具体的な事業にはまだ取り組んでいないのが実情でございます。そのような中、企業への支援事業といたしまして、人吉球磨の企業等で組織しております人吉球磨地域産業振興協議会におきまして平成20年度に廃食、食用油の廃油でございますが、を利用したバイオディーゼル燃料の精製を試験的に行ってまいりました。また、現在も研修会やセミナーに参加して企業と連携したエネルギー開発の研究に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　経済部長には順序をかえて、戸惑わせて大変失礼しました。

まずバイオエタノールですが、お答えがありましたようにいろんなことをやっておられると思いますけれども、お考えになっていると思いますけれども、これはやっぱり米、前も申し上げましたように多収米、これがやっぱり一番精製効率がいいということになっているわ

けでございまして、やはり中山間地農地とか、それから休耕地等の活用、あわせて他業種等の参入または大学とか専門機関等との連携、これらも必要でございますし、こういうのを行っていただいて、さらに研究・開発というのを進めておいていただきたいと、このように思います。20年６月にやっておりますのでそれ以上申しませんけれども、これについてはよろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、公室長のほうからいろんなことで河川の現状等についてお答えをいただきました。渓谷、小河川等の流形状態と、とりわけ地形・流量はマイクロ水力発電には不可欠なものでありますが、やっぱり地元工業高校といいましょうか、それからそこらも非常にいろんな関心と取り組みをやっているようでございますし、大学、国・県、十分今後も連携・協議をしていただいて、そういうような調査を、流量等も含めて調査をしていただきたいなと思います。それがやっぱりマイクロ水力発電への取りかかりの肝要なことではないかと思いますので、ぜひその点は進めておいていただきたいなと思います。

それから、こういうことを活用いたしますと、都留市の例ではございませんが、その一つとしてはやっぱり市街地での活用ということになりますとやはり公共施設等があって、そこらを賄っていくということも考えあわせますと、やっぱり御溝これもやっぱり活用の一つの河川になろうと思いますし、これを十分考慮しますとやっぱり公共施設としては東西コミセンもございますし、くま川鉄道等もございます。そして流量から考えますと、１基２基というよりも４基５基ぐらいは設置できるんじゃないかと、そして発電機そのものがただ、水車、落差の大きいということでなくて螺旋式のそういうこともあるようでございますから、いろんなことで設置可能ではないかなと。そこらがうまくいきますと御溝の防災にも、もしかすると役立つのではないかという考えもいたします。そして福川もあります。これも流量としては相当ございますし、私の素人考えでは毎秒２トン以上の水が常時流れているんじゃないかと思います、川幅と水深からしますと。そうしますと、ここにはカルチャーパレスとかスポーツパレスとかいろんな公共施設もございますし、そこらにも十分役立っていくんじゃないかというような気がいたします。そういうことからしまして、やはりいろんな他業種のことも考えながら中山間地また農業とか、それにかかわらずいろんな産業のことも考えながら、やはりこれはぜひ取り組んでいくべき仕事ではないかな、事業ではないかなと思うわけでございます。

そこで絞っていきたいと思いますが、ただいまお答えされたことをベースにしまして、では環境に優しい資源開発、とりわけマイクロ水力発電について執行部で把握しておられる国及び県の施策等はどのようなものがありますか。お調べになっておればお聞かせをいただきたいと思います。そして、あわせて水を使うということは河川法のかかわりもあるわけでございます。河川法について多分に河川法の改正ということもあろうかと思われますので、そこらについて把握をしておられればお聞かせいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　御質問にお答えいたします。

詳しくはまだ把握はしておりませんけれども、わかっている範囲でお答えをさせていただきたいと思います。エネルギーにつきましては本当に今、議員が説明をされましたように、国においては環境省、農林水産省、経済産業省というようなところで、それぞれの所管でそれぞれの観点で取り組んでおられまして、個別の事業名はつかんでおりませんけれども、例えば環境省においては地球規模の課題であります温室効果ガスの削減、抑制に係るエネルギー源としての取り組みがなされているように聞いております。それから農林水産省におきましては、今、先ほどおっしゃいました農業の活性といいますか、そういう観点から農林水産の低炭素社会の構築に資する農林水産業の実現、あるいは農業、農山村の活性化のために農業用水施設の持つ水力エネルギーを活用するという視点でございまして、全国で幾つか取り上げられているようでございます。完全にまだ把握はしておりません。

それから、エネルギーの所管庁であります経済産業省でも石油代替エネルギーとしての水力開発をされておるようでございまして、地方公共団体による自家消費型の水力発電などの施策を講じておられるようでございます。詳しくはもっと勉強したいと思っております。

それから、河川法にも関係するんじゃないかということでございまして、まさしく御指摘のとおりでございます。我々市町村が管理しますのは準用河川とか普通河川でございますが、当然河川は１級、２級いわゆる大きいところから中、小という形で全部つながっておりますので、当然河川法には全部規制がかかってくるということで調べましたときに、農業用水に完全に返す場合でも、支配下にあってもやっぱりすべて特定水利使用というふうになるようでございまして、河川法の手続が必要ということで、こういうふうな大事なエネルギーの開発であってもすべて河川法の規制に関連してくるということで、これを進めるにはやっぱり河川法のクリアといいますか、あまりそういふうなエネルギーも使うことも出てくるのかなと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　ただいま公室長のほうからお調べになっている、把握していることについてお答えをいただきました。そうであろうと思います。これは国も水力発電といいましょうか、環境に優しいエネルギー開発については大きな力を入れておりまして、とりわけミニマイクロでしょうか、またミニ水力、マイクロ水力でしょうか、これは非常に力を入れているようでございます。

そういうことで、国の動きとしましては小水力発電の可能性調査ということを、これは県を通じてでしょうか市町村にも実施を依頼してくるのではなかろかと思います。そういうことで、やはり今後そういうことが急ピッチで運ばれてくると思いますので、そこらのスタンスというのを十分考えておいていただきたいなと思います。

それから、今、公室長のほうがお話になりましたが、具体的に農業用水路等を使う場合、ここらについてもいわゆる水力等農業水利施設利活用支援事業そういうのもあります。それからもう一つは小水力等農業水利施設利活用実証支援事業に分かれております、いろんな支援事業あるわけですが、どちらも２分の１、先に申し上げました小水力等農業水利施設利活用支援事業、これは事業主体は地方公共団体も入ります。そして農業者の組織する団体もいいわけであります。補助率は定額の２分の１ということになっているようでございます。それから、小水力等農業水利施設利活用実証支援事業、これは規模の小さいことについても支援しようということでございますが、事業主体は地域の協議会とか民間団体等にも及ぼすようでございます。これも定額の２分の１と、そういう支援事業があるようでございますから、そこらも十分精査をされて準備をしていただければなというふうに思います。

それから河川法でございますが、今お答えがありましたように、やっぱり特定水力、これは特定水利使用の問題がございますが、このことは今度の河川法施行令の改正でこれまでの、いわゆる県管轄の河川、１級河川でも県管轄がありますよね県の管理、そこらについては許可権あたりを県知事に持ってくるという改正がなされるようでございます。そうしますと、非常に河川の利用というのが大きく規制が緩和されまして非常にやりやすいのかなと、後は水利権の問題等がありますけれどもそこらの整理をしていただいておくと、先ほど申し上げましたように国・県がいわゆる調査を依頼してきたときにすぐ取っかかりができるのかなと、このエネルギー開発についてはこれからの問題でございますので、そこらについて十分な心構えをしておいていただければいいのかなと思います。やはり、これは市の事業としても非常に大事な事業であろうと思いますし、そこらについては申し上げたいと思います。

それで、これは今やっている事業のいろんなことではございませんで、これからの問題でございます。先ほどの立山議員の質問にも、市長は次期もしっかりいろんなことで地域づくりを頑張りたいというようなお話もされました。今期もまだ５カ月残っておりますから、そこらでもしっかり、まず手前からということもあるようでございます。そこで、市長にお尋ねをしたいと思います。

このエネルギー開発等について、今後どのように、特にマイクロ水力発電これについて市長はどうお考えなのか、人吉市の事業としてやはり十分そこらを考えいただくのかどうか。それについてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

日常生活はもちろん企業誘致、農業で食べられるまちづくりなど産業興しという観点からも電力は不可欠な要素でございます。特に水力発電は明治21年創設の仙台の三居沢発電所や３年後の京都の蹴上発電所など我が国でも110年以上の歴史を誇り、これらの発電所は今も電気を作り続けているということから、本当に自然の原理を利用したクリーンで安定した電力源であると言えると存じます。

少し視点を転じましても、資源エネルギー庁の2004年の発表によりますと日本におけるエネルギー輸入依存度は90％以上でございます。最大のエネルギー資源である化石燃料の石油が可採年数で40年以下という試算がございます。この消極的試算をもとに申し上げさせていただきますと、このままではあと35年ぐらいでこの化石燃料は使い尽くされるであろうという予測でございます。天然ガスやウランも１世紀はもたないという状況のようでございます。こういったことを踏まえますと、再生可能な水力発電には無限の可能性を秘めているということが言えるとわかります。私も実はこのマイクロ発電には興味がございまして、一度京都をお訪ねしたときに嵐山の堰に５基取りつけてあるマイクロ発電を見学させていただいたことがございます。先ほど河川法のお話もございましたけれども、国土交通省も環境というテーマの中で許可をしたというふうにお伺いしたところでございます。

それでは、本市でどういった取り組みができるかといったことでございますが、下田代議員が御提案のとおり、農業の利水事業の協議でもポンプアップやスプリンクラーの電気代、ランニングコストといったものが問題になっておりますし、今話題の野菜工場やビニールハウス等の温度や湿度の管理には常時電力が必要でございます。商工業におきましても電気を使わない工場、あるいは事業所といったものは皆無でございます。クリーンで安定した安価な電力を供給できるのであれば、各種産業を支えるインフラ整備として興味深い取り組みになると思っております。大きな施設であると河川管理上の問題や環境影響調査などが必要になりますが、マイクロ水力発電等の小規模なものであれば影響は少ないと思いますし、技術も日進月歩で進んでいるところでございますので、市が独自に進めるのか、産業振興、環境の面から民間の皆様の取り組みに支援するような形で進めるのかも含めまして、研究の価値があるというふうに考えているところでございます。

また、自然を保全・活用するという観点は本市のまちづくりの基幹的なものであるといった政策的な視点からも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　市長のほうから検討に値するというふうなお話でございまして、いうならば人吉市がそういうエネルギー面でもエネルギー都市人吉というようなことでしっかりとお取り組みいただければいいかなと思います。

マイクロですから、そんなに大きな容量はいらないわけでございまして、さっきの元気くん１号でも大体8.8キロワットぐらいでしょうから常時80アンペアぐらいというのでしょうか、１キロが10アンペアだそうですから100ボルトの。そうしますと家庭でもちょっとしたところは50アンペアぐらいのリミッターをつけて、そのくらいの電力をお使いになっているのかなと思うわけでございますので、そういう規模の発電装置あたりをあっちこっちおつくりいただければ、例えばいろんな、キクラゲ製造にしても、そしてまたいろんな農業生産に

しても十分お使いいただけるんじゃないかと。だから、市長のお答えを期待をして、そういうふうに進んでいただきたいと思います。

この項はこれで終わりまして、次は教育問題をお尋ねをいたしてまいりたいと思います。通告は教育の充実、いわゆるＩＴを使った教育、いわゆるＩＣＴ教育ということでいたしておりますが、これについてであります。教育は御承知のとおりその成果を見るには非常に長い年月を要してまいります。先進国家としての日本、これは特に明治維新後の教育の力によるそれによってきたものであろうと、それは否めないものであると思います。今日、ＩＴを活用した教育、あえてＩＣＴ教育と申し上げましたが、これは時代の趨勢となっているわけでございます。またデジタル教育についてもいろんな考え方もあっております。去る10月26日に、私も中原小学校においてＩＣＴ活用の公開授業を参観をし、シンポジウムに参加をさせていただきました。新しい時代の学校づくりということに期待を寄せながら公開授業を参観をし、それを踏まえての質問をいたしてまいりたいと思います。

まず、教育の本旨ということで、これは教育長にお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○教育長（堀　秀行君）　こんにちは。お答えをいたします。

教育基本法には御存じのとおり、教育の目的として人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとされておるところでございます。この目的に沿って子供たちの確かな成長を支え、未来に向かって夢と希望を抱きながら自信を持って生きていく子供を育てていくことが教育の使命でございます。すなわち、教育の本旨は人格の形成であり、未来に生きる人をはぐくむことにあると考えているところでございます。

本県のくまもと「夢への架け橋」教育プランの中にも、教育の目的は人づくりであり、みずからの夢とよりよい社会の実現に向け努力する人をはぐくむことが、豊かで活力ある熊本の未来を創造することにつながると考えて、この計画の基本理念を「未来を拓く「くまもとの人」づくり」としております。そこで子供たちの未来を考えるためには現在子供たちを取り巻く環境は社会の高度情報化、価値観の多様化、少子高齢化など大きく変化している中、時代を超えて変えてはならないもの、つまり不易と、時代とともに変えなければならいもの、つまり流行との見極めがとても重要であると考えておるところでございます。そのうちの後者の部分で、本市も昨年度から政府のスクール・ニューディール政策や経済対策の一環として学校施設のエコ化やＩＣＴ化が進められました。今後は整備の進んだＩＣＴ環境を学習指導や学校運営にどのように生かしていくかが問われることになるだろうと考えております。すなわち、時代とともに変化していくものをしっかり受けとめ、これに柔軟に対応し、創造していくことが求められておりますし、時代を超えて変わらないものをしっかりと見つめ、これをよき伝統として次の世代に受け継いでいかなければならないとも考えております。

こうした両面を大切にしていくことこそ、今の教育、これからの教育、そして未来を担う子供たちにおいてとても重要ではないかと考えております。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　教育長からお答えをいただきました。端的に言いますと優れた資質を備えて、豊かな心を持った人の育成と、それが今度の本旨だということでございますし、また私もそのとおりだろうと思います。そういう理念、これはさらにさらに深めて広げていっていただきたいなと思います。

そこで、次の質問をいたします。ＩＣＴ教育、いわゆるこの活用の県下及び球磨地域の取り組み状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

熊本県のＩＣＴ機器の整備状況等につきまして把握できませんでしたので、球磨管内10市町村の状況につきまして御説明を申し上げます。

教員用の校務用パソコンにつきましては教員一人に１台以上を有する市町村は８市町村でして、児童・生徒用パソコン3.6人あたり１台の国の基準をクリアしている市町村は３村でございます。また、電子黒板を１学校に１台以上有する市町村は５市町村でございました。教職員のグループウェア等の公務支援システムを導入していますのは人吉市とそのほか１町でございます。これらのＩＣＴ機器の利活用につきましてはそれぞれの市町村におきまして、先ほども議員から御紹介ありましたように人吉市におきましてはユビキタスタウン公開授業等をしたところでございます。同じように公開授業や研究授業など行われまして、ＩＣＴの利活用について取り組んでいらっしゃるというような状況のようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきましたが、球磨地域におきましてはＩＣＴ活用この整備についてはこれからのものになってくるのかなと、そういうふうな思いもいたします。これはしっかりとそこらの状況も見極めていきたいなと思っております。要するに人吉市の状況といいますのは、タブレットパソコンあたりを各校に３学年を対象にしながら2.3人に１台というようなことで配置がされていると、今回の予算にも計上がなされてきているわけでございます。

中原小学校の参観のときも、私も授業参観をさせていただきまして操作の速い児童、そしてまたたどだどしく、私のようにしながらも一所懸命に取り組んでいる児童、そういうのも見受けられまして、やはりそこらには操作に差が出ているなという気がいたしました。やはり家庭でパソコンを利用されているところ、そしてまた利用をされていないところ、そうい

うことによる格差も出てくるのかなと思いますが、これについてはどうお考えなのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから機器は使用の度合いにもよると思います。人吉市も2.3人に１台タブレットパソコンを配置をされておるわけでございますが、耐久度は私の経験からすると５年ぐらいかな、それは利用の度合いにもよると思いますが、そのくらいなのかなという気がいたします。そしてまた、ソフトこれは日進そしてまた月歩であろうと思いますが、これらの問題について、またランニングコスト、この対応はどう考えておられるのかお尋ねします。もう一つは、せっかくですから2.3人に１台ということではなくて、やはり教育の日本一これではおそらく国の基準を上回っていくわけでございますから日本でも有数な設置校になっていくんじゃないかと思われます。そうしますと、せっかくですからいっそのこと日本一、全校生徒に配置できないのかなとそういうふうに思いますが、それらについてはどうお考えなのか、この三つについて細かく申し上げておりませんでしたのでちょっと戸惑いがあったかもしれませんがお答えをいただきたいと思います。それはお答えできる範囲内で結構ですからお聞かせください。

○教育部長（赤池和則君）　授業で子供によって差が出てくるというふうなことがあるというようなことですけれども、確かにそういうふうなところが出てくるというふうに思います。それも指導者の力量といいますか、指導者によってもそういうふうな差が出てくるというふうなところも出てくると思います。そういうこともございまして、今回の取り組みではＩＣＴの支援員ですか、こういうふうなことの人たちを入れて学校そのものをサポートするというふうな事業にも手をつけようというふうなことでございます。

それから、パソコンの耐久度につきましてですけれども、パソコンの耐久度もですけれども、やはりそれが持ち運びするような、子供の扱いというふうなことになってくると余計に短くなってくるというふうな可能性はあるというふうに考えております。そこで、そういうふうなリプレースの問題とか、さっきおっしゃいましたランニングコストの問題、そういうものについては市役所自体もやはりそういう同じような問題を抱えておりますので、今後よく財政のほうとはやっぱり協議を進めていかないといけないのではないかというふうに考えております。

それから、一人に１台というふうなことですけれどもいろいろなところ、本とか情報等では世界は将来に向かって一人１台に向かっていくんじゃないかというふうなことでございます。今回の事業仕分け等でも、こういう事業を総務省がなぜやるんだと、文部科学省がやるべきではないかというふうな意見も上がってきております。文部科学省がこういうふうな問題に正面から取り組みまして、そういうふうなものを推進していこうというふうなことになりましたら、やはり将来は一人１台に向かって進んでいくのではないかなというふうな気がしております。そういうふうになりますと、今度は使いやすい文部科学省の補助事業という

ふうなものが始まってくるのではないかというふうに期待をしております。そういうふうなものができれば、そういう補助事業を使って整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。私が申し上げました、今答えていただきました３点、これはやっぱりＩＣＴ教育これをやっぱり成功させる大きな課題であろうと思います。ですから、そこらについては教育委員会としましてもきっちりした長期計画、基本計画これを立てていただいて、そしてやっぱり対応しておいていただきたいなと思います。そうしませんと、今後どういうふうに国が助成事業といいますか、国の事業がかわっていくかわかりませんけれども、ただ、それ待ちではなかなか難しい、踏み込んだ以上はやり遂げないといかんわけでございますから、そこらについては計画の策定あたりもしっかりとやっておいていただきたいと思います。いわゆる見極めをしっかりしておいていただきたいと思います。

次に、実は私も公開授業を参観いたしまして、私の知り合いの先生等にも聞いてきたわけでございますが、散発的な質問になるかと思いますけれども、いろんなことで今度電子黒板とかいろんなのが入ってきます。そうしますと現場の先生方の声としましては、電子黒板それと似たように実物投影機ですか、そこらについてもいろんな考えがあります。だから、それの違い、いうならば機能も含めてといいましょうか、その効果も含めてといいましようか、そこらについてどうなのか。そこらをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

実物投影機は書類や立体物を電子黒板やプロジェクターを介してそのまま画像でリアルタイムに映し出す映像入力機で、拡大・縮小が自由にできるものでございます。授業では児童・生徒のノートや理科・技術等の実験や操作を拡大して投影し、教師が解説を加えることにより児童・生徒が自席からはっきりと確認し、理解できることが大きなメリットとなっております。

電子黒板は、大画面薄型テレビ形式のディスプレイを使用して、実物投影機やパソコン、ＤＶＤ等の映像を表示するだけでなくタッチパネルとして教師や児童・生徒が画面上に書き込みを行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映し出すこともでき従来の黒板とパソコン、映像機器が一体化したものでございます。現在、50インチサイズの電子黒板を市内小中学校に配備し、教科に関係なくこの機能を生かした授業を展開されているところでございます。

このように実物投影機と電子黒板につきましては、便利でわかりやすい授業にとても必要なツールであり、また機能とニーズが異なっており、それぞれ数をふやしてほしいとの学校からの強い要望を受けて、今回のＩＣＴプロジェクト授業により数の整備を行いたいと考え

ているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきましたが、実物投影機と電子黒板それぞれ特徴があると思います。この機器の操作に現場が追われることのないよう、いうならば先生方が追われることがないように、また機器がベストであるということがないようにやっぱりきちんとした教育指導そういうことが次の成果を上げるということになるんじゃないかと思いますので、そこらについても御留意をいただきたいと。

それから、申し上げましたように電子黒板を利用するために、やっぱり現場の声としましてはきちんとしたプランの確立といいますか、要するに作成が必要であると言われております。その計画でしょうか、ソフトを作るんじゃないでしょうか、そうした場合に現場の先生方により以上の作業とか事務とかそこらが課されないように、そこらについてもしっかりとした指導といいましょうか、そこらもお願いをしておきたいなと思いますし、そこらについてはどうお考えでしょうか。さっき言われましたように、いろんなことで考えていくとおっしゃいますが、そういう現場の先生方の声もありますので、それについてもう一回お聞かせください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

現場の声として私は直接聞いてはおりませんけれども、そういうふうなところをやはり一定の水準に先生方の指導力というものを上げていく必要があるというふうに考えております。そのために人吉市の教育研究所でつくっております情報研究会とかそういうふうなところの先生、あるいは今回上げております事業でのＩＣＴ支援員そういうふうなものを活用しながら全般的なレベルアップを図っていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　教育委員会でお示しいただきました、全協でも説明がありました。子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクト、この計画の中に、資料の中にＩＣＴコーディネーター、支援員も入っております。これについてまずお聞きをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

ＩＣＴコーディネーターとＩＣＴ支援員につきましては、子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクト事業により新規に雇用する予定でございまして、雇用期間はともに１月から３月までの３カ月間でございます。ＩＣＴ支援員は市内七つの小学校に１名ずつの計７名を配属し、ＩＣＴ機器の利活用につきまして教師の支援を行うことを役割としております。ＩＣＴコーディネーターは１名を教育委員会に配属し、各学校のＩＣＴ利活用の状況を把握してＩＣＴ支援員の指導や統括を行っていくことを役割としております。

これまでにＩＣＴ機器を各学校に配備してまいりましたので、ＩＣＴ支援員の配属により教師の機器の操作技術取得に伴う負担軽減とスキルアップが図られるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　ＩＣＴコーディネーター、ＩＣＴ支援員、これは教師を補佐をしていくということのようでございますが、この方たちはどんな方なのか。例えば教諭経験者なのか、または教員免許、そういうものをお持ちの方なのか、そこらの採用の方法、採用基準とはどうなのかということが一つ。それから３カ月間の雇用、今おっしゃったように今年度いっぱいだと思います。その雇用の形態というのはどうなのか、個人個人雇用なのか、または他の方法なのか。それもありましょうし、そして今年度はそれでいいと思いますが、新年度これはどう対応されていくのか。例えば３カ月間で今教育部長がお答えいただきましたように、しっかりと習熟度を高めていくということもその一つの方法と思いますが、３カ月間でどう対応するのかなと、習熟が可能なのかなという気もいたします。そういうことについて、ここらについてどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　ＩＣＴ支援員の雇用の形態でございますけれども、現在のところはこの方たち、教員資格を持っているとかそういうふうな方たちではございませんで、こういうふうなＩＣＴ関係のほうの専門家の方をお願いしたいというふうに考えております。

そういうことでなかなかそういうふうな人材が少ないと、いらっしゃらないのではないかというふうなところもありまして、この形態につきましては委託でやろうというふうなところで今は進めているところでございます。

それから３カ月間という短期間でございますけれども、この補助事業を活用してこの３カ月間でできるだけそういうふうなスキルアップをしていただきまして、そして教育研究所のそういうふうな情報担当の方たちがまたそれにかわって、後をつないでいくというふうな形で持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　今のお答えで、ＩＣ関係そういう技術的なほうの雇用形態になるのかなと。例えば教員免許はお持ちでないということで、もちろん教育現場には教員・教諭がおられるわけですが、やっぱり機械操作だけということじゃなくて、でき得れば本当はやっぱり教員免許等をお持ちで、さらに教育現場に携わっておられた方ならばなおいいのかなと思うわけでして、ただ機械操作だけと、教育専門家そこらのところの、何といいますか連携といいますか、そこらについて私もちょっと危惧をするわけです。そこらについてそういうことがないように委員会のほうでしっかりとやっていただきたいなと思います。ましてや委託

となりますと、これはやっぱり物事が、ただ機械操作だけの事務的なこと、技術的なこと、そういうことだけに走りますと、やはり本来の目的というのが達成できない嫌いもありますので、そこらについて十分御配慮をお願いしておきたいと思います。

それから、実は松岡議員のほうも後でいろんな、また詳細にお尋ねになると思いますが、これは一つの考え方として、私たちがいただいた資料の中では、これは総務省の資料でしょうけど、地域雇用創造という言葉があるわけですね。これは何を意味しているのかなと。

例えば今のように委託をされる、短期間雇用だけと単純に考えますと、そういうところの雇用というのは生じないのかなと。ではこの目的、ここに打ち込んできたこの狙いというのは何だったのかなという気もするわけでございます。わかっておられれば結構ですし、それが今ちょっとお答えなければ次のときに、次の議員にきちんとお答えいただければありがたいなと思います。

そういうことで申し上げましたように、やはり、ただ機械操作とかそういうことのみでなくて、やはり教育の心を持ったＩＣＴ活用、いわゆるコーディネーター、支援員ということになっていただきたい。だから、でき得れば事前に教育的側面から教育というものの考え方の御理解をいただくような手だても取っていただければどうかなと思います。これについてはお答えはいりません。

次にまいりますが、ＩＣＴ。これ今よくＩＣＴですか、これと学力向上の相関関係、一応文字にはいろんなことが文書にはあります。しかし実際にはどうなのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

教科指導におけるＩＣＴ活用による効果につきましては、文部科学省が平成17年度および18年度に実施しましたＩＣＴを活用した指導の効果の調査において明らかになっております。この全国で実施された752件の検証事業を分析・評価した調査結果では、ＩＣＴを活用して事業を行った教員の98％が関心、意欲、態度の観点において効果を認めております。それ以外の観点、知識、理解、思考、判断、表現、技能、処理やＩＣＴ活用によって児童・生徒が集中して取り組めるようになることや、児童・生徒が正しく学習できることなどにつきましても多くの教員が認めておるところでございます。

また、児童・生徒に対する調査によりますと、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などすべての項目につきまして、ＩＣＴを活用した事業の場合のほうが評価が高い結果となっております。さらに児童・生徒に対する客観テストの結果によりますと、算数、理科、社会の得点が平均して５点ほど高いことや、知識、理解や技能、表現の観点で高い効果が得られているといういうふうなことでございます。このようにＩＣＴを活用した事業は児童・生徒に対して学力向上に高い効果があり、それを教員も認めているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　部長から今、述べていただきました。ＩＣＴ活用いわゆる相関関係といいましょうか、その効果について述べていただきました。やはり私、素人といいましょうか門外漢が教育の基本を申し上げるのは失礼ですが、その目的、やはり先ほど申し上げましたように優れた資質を備えて豊かな心を持った人を育成するということであろうと思います。これを達成するために昔から、読み・書き・そろばんと言われてきたことがあります。また、教育のあり方としてフェイス・トゥ・フェイスいわゆる顔と顔を合わせて、そこにコミュニケーションをとっていく、それが言われてまいりました。

単に機器に向かい合うことのみにより、疑問を持つ、または考える、創造する、そして心を忘れる、そういうことのないように人吉の教育そういうものを願うものでありまして、そこらについてはしっかりとおとどめいただきたいと思います。

そこで次にまいります。教育の充実、ＩＣＴ活用これからの方向について、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えをいたします。

これからの方向といいますか、課題といいますか、私は今、議員と部長のやり取りの中で十分その中で含まれている部分があるんじゃないかなというふうなことを感じながら聞いていたわけでございます。例えば、やはり本市としての独自の計画が必要だと、あるいは継続的にやれる指導者が必要なのだと、しかもそのためにはやっぱり学力と結びついたＩＴ機器の利活用というのが大事なんだというようなことでいろいろ御示唆をいただきました。そうして課題を示していただきました。そういうことを十分考えながら今後取り組んでいきたいと思いますが、教科指導におけるＩＣＴ活用による効果につきましては、文部科学省が平成17年度及び18年度に実施しましたＩＣＴを活用した指導の効果の調査において明らかになっているところでございます。そういう効果を踏まえながら進めていくということが大事ではないかというふうに考えているところでございますが、今るる議論の中で出てきました学校ＩＣＴ環境整備事業及び総務省のユビキタスタウン構想推進事業といった事業を、十分に予算的な配慮もしていただきながら整備をしてきたところでございますが、やはり今回もあわせて総務省の子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクト事業というのも計画の一つとして位置づけて進めているところでございます。

そういうふうに計画的に本市のＩＣＴ教育といいますか、それを推進していくということで強力に進めていきたいというふうに思っておるところでございますし、まだまだ足りないんじゃないかという御意見もございますので、部長が答えましたように補助事業等も勘案しながら一人一台というような理想的な形にも持っていければなというふうに思います。したがいまして、今後の整備につきましては国や県の動向も見ながら、そしてやはり大事なのは

学校現場と十分協議した上でと、やはり子供の実態を一番直接つかんでいるのは学校でございますのでそういう協議が大事かなということで、そういう協議を踏まえて判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、ＩＣＴ機器を有効に活用するための教職員の問題でございます。やはりそれなりの深い、あるいは高い知識とそして技能というものを必要とした教職員というのが本市で活動してもらうということも大事だろうと思います。そして部長が答弁しましたように、コーディネーターとか支援員は一定の限られた期間の雇用ではございますので、幸い人吉市では教育研究所の中に情報教育部会というの設けております。非常に高い、そして能力的にも高い、技術的にも高い先生方が集まっていただいております。そういう方々の資質を一層高めていくと、研修をしていただきながら一層高めていくということが必要ではないかなというふうに思っていますし、その中でも役割の一つは、今、教職員人事異動が始まりつつありますけれども、やはりそうしたＩＴ機器に対しての見識、指導能力を持った先生方をやはり人吉に集めると、配置するということも、私、教育長として大事な役割ではないかなというふうに思っております。

そういう中で、子供たちの情報活用能力の向上、あるいはわかりやすい授業の実現、教職員の負担軽減ということを実現してまいりたいというふうに思っております。そしてまた、これが大事なことではないかなと思いますが、将来的には今以上に国際化とＩＣＴ化の潮流が進んでいくと思います。その中で、人吉市で生まれ育った子供たちが郷土を愛する地域人としてはもとよりでございますけれども、国際人としてもＩＣＴのスキルを生かして地域や全国そして世界に自信と誇りを持って力強く羽ばたいて活躍すると、そういうことを願いながら子供を育成していくということも大事でございますし、そういうことと関連させたＩＣＴ教育を強力に進めてまいる所存でございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　教育長からしっかりとしたお答えをいただきました。私も申してきましたように、21世紀に向けてのＩＣＴ機器の有効活用による成果、これは大いに期待をしている一人であります。

そこで、ある書物を読んだ中に、一つのくだりがありました。かつての国鉄の技師長であった島秀雄さんという方がおられたそうですが、その人はD51の設計にも貢献をした人であるそうでして、新幹線の開発に取りかかるときに、技師長ですから全国から集めた優秀な技術者達に言った言葉があるそうでございます。それは新幹線は実証されている技術だけでつくる、つまり新しい技術の開発はいらない、そういう言葉があったそうでございます。こういうことを申し添えましたが、その含蓄について、その解析につきましては明晰な教育長にゆだねておきたいと思います。以上で、この教育問題を終わります。

次、あともうわずかでございますが、市民のまちづくり、これでございます。これは夜の風物イルミネーションということで出しておきました。これは市民の声でもあったわけでもございますが、クリスマスイブ、この飾りといいましょうか、これは宗教というよりもまちづくり、一つのイベントだと思います。夜のまちに事務所やまた民家にイルミネーションによる鮮やかな彩りが演出をされております。市民の中にはイルミネーションツアーといいましょうか、言葉が大げさかもしれませんが、そういうこともあるということを聞いております。市民の中からも、中川原公園にも人吉城跡にもそういうことをやってもらえればどうだろうかということもあります。観光都市人吉市を標榜するためにも、市民の方々の夜のライトアップと、これは大きな意味があると言えます。そこでお尋ねです。市民の夜の風物、イルミネーションまちづくり、この取り組み等について市としても何らかの形で支援を行う考えはございませんか、お聞かせください。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

観光の面が強うございますが、一応私のほうからお答えできる範囲でお答えさせていただきます。今お話をされましたように、この時期になれば本当それぞれの事業所とか施設、あるいは一般の御家庭でも色鮮やかな光のページェントといいますか、日ごろは暗い場所でも明るく照らしていただいており、さまざまな面でプラスに働いているものだと思いますし、温かい心にもなる人も多いだろうと思います。

私自身たまに夜、ウォーキングといいますか、夜のまちチェックじゃありませんけども、一応ウォーキングをしておりまして、その都度目を楽しませてもらっているのも事実でございます。特に最近年々バージョンアップをして競演といったような形にもなっているのかなと思っております。

本市は御存じのように観光立市でもありますし、商業地でもありますし、城下町でございますので、中心市街地、幹線沿いの通りとか、今おっしゃいましたお城それから周辺の山々、球磨川いろいろ光と影のコントラストというものがさらに演出できればと思うところでございます。特に球磨川とかお城といったところはかなり規制もありまして難しいとは思いますけれども、費用の面からもしても難しいと思いますけれども、旧中津留美術館の対岸の木山の渕から水ノ手橋の間なんかにイルミネーションがわっとできれば本当にすごく観光客が集まるのかなというふうにも個人的には思うところでもございます。

昔から人間にとって火とか光とか幻想的な面もありますし、根源的な意味を持つものでもあり、現代の我々にもいやしやヒーリング効果などを与えてくれております。年２回実施しておりますじゅぐりっと博覧会においても、毎回街明かりを生かしたイベントにも取り組んでおりますし、また一方で市民の皆様からも各地各所のライトアップなどの御意見・御要望等も入っているようなところでございますので、夜の景観といいますか、そのあり方、やり方についても今後いろんなお知恵、アイデアを賜りながら充実していければいいなと考えて

おります。御指摘のようにイルミネーションを通して市民の皆様お一人お一人が、１件１件がおもてなしの主体であるような運動につながれば本当にすばらしいことだと思います。そういった民間の取り組みの支援ということでございますが、電気代など費用の面についてはかなり難しいものがございますが、例えば観光マップをつくって、その中にこの時期こういうところが見応えありますよとかそういうふうな面でも観光マップに掲載をするとか、そのほかにもいろんな取り組みができればいいかと思っています。今後関係者、いろんな関係の方、いろんな方が集まっていろんな面から知恵を出して、こういうこともできればいいなと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　今、公室長からお答えをいただきました。小さなまちづくり、市民の力であろうかと思いますが、やはり何らかの形でいろんな後押しをしますと大きくなっていくのではなかろうかと思います。いろんなことにリンクをして、それが広く広く広がっていくのかなと、そうすると市民の方々もさらにさらに力を出していただくんじゃないかと思いますから、今お答えがあったとおりしっかりと支えてやっていただきたいと思います。

いろんなことで質問をさせていただきました。そしてお答えをいただきました。地域エネルギー開発、これは地域の産業活動を軸としまして地域の振興、住民の生活を支える基礎部分であります。そしてまた教育の充実は申すまでもなく百年の大計、優れた精神と豊かな心を持った人、この育成の基礎でもあります。市民のまちづくり、夜の風物イルミネーション、これは市民の方々が身の回りのできるところからのまちづくり、このもとになる理念でもあると思われます。今後いろんな形で申し上げましたように、いろんな方向にリンクをして大きな広がりを見せていくと思われます。いずれも基礎という言葉が当てはまると思います。このことをしっかりとらえていただきたいと思います。

このように申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時44分　休憩

午後２時58分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。内容としましては、まず１点目にＴＰＰ問題。それから２点目に適正な部活動の推進。３点目に国民健康保険税。４点目に企業・個人献金。５点目にカ

ルチャーパレス前の道路、の順に従って行っていきたいと思います。なお、市長には予想以外の質問がくるかもしれませんが、御答弁のほうよろしくお願いします。

まず、ＴＰＰ問題です。全国町村会は１日の全国町村長大会で、政府が協議入りを決めた環太平洋連携協定すなわちＴＰＰへの参加に反対する特別決議を採択しました。ＴＰＰに参加すれば農山漁村に深刻な影響を及ぼすとしています。また農業委員会の全国会長代表者集会が２日に開かれ、ＴＰＰへの参加に反対する決議を満場一致で採択しました。先月においても10日、東京では全国的規模の決起集会が行われ、そして12日には札幌市でＴＰＰ参加反対の北海道民総決起集会が開かれました。このようにＴＰＰへの参加に反対する声が日本各地で上げられています。政府は10月27日、ＴＰＰに日本が参加した場合の影響について農水省試算を発表しましたが、農産物の生産額や食糧自給率、雇用に大打撃を受けると試算しています。

そこで、農水省の試算がどのようなものか、人吉市もつかんでおられるかお尋ねします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

農林水産省から出ております国境措置撤廃による農産物生産への影響試算によりますと、ＴＰＰへの参加で米、麦あるいは牛肉、豚肉など主要な農産品19品目の関税撤廃での農産物の生産額は約４兆1,000億円減少し、カロリーベースの食糧自給率は40％から14％に低下、実質国内総生産いわゆるＧＤＰは７兆9,000億円減少、環境面の損失も3.7兆円生じるため、計11.6兆円の影響が出るという試算が出ております。ただ、農林水産省は、この試算は安い輸入品と競合する国際品は必ず安い輸入品に置き換わるということを前提にしているため、影響額が大きく出ている可能性が高いという見方もあるようでございます。

また、農林水産省以外に内閣府と経済産業省の試算も公表されておりますので、参考までに答えさせていただきます。内閣府は、ＴＰＰに参加した場合ＧＤＰが最大3.2兆円押し上げられるとしており、経済産業省はＴＰＰに参加しない場合は自動車産業、機械産業、電気電子産業の主要３業種の年間生産額が10.5兆円減少し、約81万人の雇用が失われるということで発表されております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　農林水産業を中心に非常に大きな打撃が来るのが明らかと思います。ちなみに政府は、農林水産省は雇用も350万9,000人失われると試算しているようですので、そのことも申しておきたいと思います。

それから、次に人吉市においてもどれくらいの影響が出るか、つかんでおくことが大切なことだと思います。人吉市は影響をどのように試算されているかお伺いしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

熊本県では試算可能なものを国と同じ条件で米、小麦、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、

鶏卵の７品目について試算されております。農業生産額の37.6％に当たる最大1,147億円が減少するという数字を県では出されております。そこで、本市における影響試算でございますが、19年度以降の各品目の生産額の正確なデータを把握しておりませんので今のところ試算できないというところでございまして、正確な資料がそろい次第、試算したいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　まだ試算していないということで、その点についてちょっと市長に質問していきたいと思うんですけれども。ＴＰＰは今や日本各地で反対集会が行われるほどの大問題になっているわけです。人吉に対する影響も私は計り知れないと思います。湯前町の議員に聞いたところ、湯前町の鶴田町長は10月中旬に、ＴＰＰによって町がどれだけ影響を受けるのかを職員に試算させ、先週あった全国町村会でもＴＰＰ反対決議に参加してきたそうです。

田中市長はマニフェストの中で、人吉市はどこの町にも負けない数々の観光資源や球磨焼酎、アユ、農産物といった産業資源が豊富な町です。おもてなしに磨きをかけ、地元の食材を活用し、世界に誇れる人吉市をつくりましょうと述べています。人吉市の農業に対する影響が心配されるＴＰＰ参加については、早めに職員に指示をして試算を出し、自分がどういう行動を取るべきか考えるべきだと思います。なぜ試算するように指示を出さなかったのかをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ＴＰＰいわゆるトランス・パシフィック・パートナーシップ、ＴＰＰのこの参加または被害額というものがいわゆるどのような積算根拠によって計算されるべきかということは今、さまざまな意見があるところであります。そういうところを見極めながら試算をしていかなければ、ただ単に数字を積み上げるということでははっきりとした明確な数字は出ないと思っているからであります。

以上です。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　試算には当然正確に出せるものと出せないものとかありますし、その点についてはわかるんですけど、この間11月18日にＪＡ球磨本所に伺って、代表理事と専務の方とＴＰＰについて話を伺ってきたんですけど、人吉球磨でも青年部を中心に集会をしたいとか言っておられましたし、そういうところに市長が呼ばれることも考えられます。やっぱり市長として、その考えはある程度持っておかれたほうがいいと思うんです。そういう面では一つの指標として、自分がどうするかについてやっぱり試算は出しておかれたほうがいいのではないかと私は思っていることは申しておきたいと思います。

それから、今申しましたＪＡ球磨本所に伺ったとき、このような話をされました。東京の全国集会には熊本県からも40名の農家の者が参加してきた。今オーストラリアでは日本のコシヒカリや黒牛が生産されている。ＴＰＰに加入すれば、これから一気に入りこんでくる。人吉球磨で深刻なのは畜産で、これが打撃を受ければ飼料米をつくっている稲作農家も打撃を受ける。生き残った高級ブランド米も値下げ競争に走らなければならず、農業離れがさらに進み野菜をつくる人もいなくなるのではないか。農産物の流通業者や乳製品の業者、農機具の業者まで幅広く打撃を受け、地域がなくなるのではないか。ＴＰＰ参加をやめさせるため協力してほしいと述べられました。

市長は、ＴＰＰ参加によって日本の農業は壊滅し、地方の声も失われることを認識されていますか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ＴＰＰといえばイコール農業問題ということでございますが、日本の基幹産業というのは農業だけで成り立っているわけではない、さまざまな産業がそこに成立しているわけであります。ＴＰＰでは関税の話ばかりが注目されがちでございまして、関税撤廃になれば安い、例えば米でいいますと安い米が日本に流入し、日本の米農家は大打撃を受け食も経済も破壊されるという考え方があるということは私も当然承知をしているところでございます。しかし、既に先進国同志の場合は関税は既に低く、関税撤廃だけではさほど大きな経済効果はないという考え方もございます。また、今後ＴＰＰ参加国の動静もしっかり見極めていかなければならないということも重要な観点であろうというふうに思っております。

ＴＰＰ以前に我々が今注目をしておかなければならないということがあると私自身は思っているところでございます。今、アメリカと韓国が難航していたＦＴＡ、フリー・トレード・アグリメントですけれども、この交渉を決着したとの昨日の新聞報道は御承知のとおりだと思います。永年の懸案でありながら、いまだ日本はアメリカとＦＴＡの交渉のテーブルにもついておりません。このことは何を意味するのか、このままでは多くの対米輸出品が競合する韓国におくれを取ってしまうということは火を見るより明らかであります。米韓のＦＴＡが日本企業にとって脅威なのは、両国間の95％以上の関税が段階的に撤廃されるということであります。日本のＦＴＡが立ちおくれると、韓国の自動車は関税なしにアメリカに輸出できるのに対し、日本車には2.5％の関税がかかったままだということでございます。この不利益のままでは日本の自動車産業は国外に逃げ出さざるを得ないことになり、産業の空洞化だけではない、すべての産業の消滅につながりかねないということが言えると思います。

なぜ、今ＦＴＡなのかをここからは雑誌「選択」の11月号に掲載された慶應義塾大学経済学部教授の木村福成先生の記事の引用も含めながらお答えしてまいりたいというふうに思います。

ＴＰＰ参加の是非の前に、私たちは世界情勢をよく見極めた上で的確な判断をしていかな

ければならないと思っております。むしろここで重要なのは、新しい貿易体制の中でこれまではものだけを扱っていたＦＴＡから、サービスや投資、知財などに関する貿易ルールの制定はすべてＦＴＡというチャンネルが今後事実上ここで協議決定されるということであります。そこで、そうした国際ルールづくりに参加できないとすれば、この先日本の輸出産業競争力は一気に消滅するのではないかというおそれが生じてまいることは、冒頭で述べたとおりでございます。この自由貿易圏から締め出されるとどのような輸出物も日本は他の国の関税障壁に悩まされ、大きなハンデがこの日本につき、輸出立国こそが立国の根幹である我が国にとってそれこそ経済が破壊され、日本は没落の道を歩まざるを得ないと考える次第でございます。

このことがどれだけ深刻で危険なことか、改めて我々はしっかりと認識しなければならないというふうに考えております。今、日本が置かれている状況をよく見極めることが今は大切ではないかと存じます。このような国際環境の中にあって農業分野においてもＴＰＰに参加する、しないにかかわらず、その前にやるべきことをきちんとやっておくというのが肝心であるというふうに私は考えております。

そこで、農業に関して言いますと、今ここが農業改革のチャンスのときではないかと私は考えているところでございます。これまでの国の農業政策は農家の所得向上のためのコストダウンではなく、米価を上げる道を選んできた経緯がございます。結果的には消費者がその負担を負い、米の消費は減る一方にもかかわらず、これは食生活の変化ですね、生産はふえ、30年以上も生産調整をしているのが現状でございます。本来ならば、消費の減少する米の生産は抑制し、消費が増加している麦の生産を上げるべきではなかったのか、逆に米の生産を増加させ、麦の生産を減少させる価格政策をとってきたのであります。また、食管法廃止後も生産調整によって米価は維持されております。その結果、消費の変化に対応できなくなり、その穴埋めに食料の輸入が拡大し、食料自給率を著しく損なうことになったということができるのではないかと思っております。

よって、今こそ日本農業の改革を進めるチャンスのときではないでしょうか。消費者が望むものを、需用あるものを生産目標としていかなければいけないのではないかと思います。つまり、需要なきところにいくら生産を向上をさせても、売れないものは売れないわけであります。農林水産省は、農業自由化によるいわゆる被害額をさまざまな数字が私の手元にもありますが、11.6兆円とか８兆円とかございますが、根拠は私は極めて薄いと思っております。なぜなら、１円でも安い米を初めとしてあらゆる安い農業生産品が輸入されれば、日本の米作などが直ちに消滅するという前提で意図的に膨らませたと思われるいわゆる被害額で、こうした数字のトリックに目を奪われてはいけないのではないかと思っております。確かに、自由化で米価は内外価格差分程度は下落するでしょうが、その下落分を全額国が補償したとしても、米分野でいいますと6,000億円程度で済むと木村教授は試算しておられます。また

農業政策に詳しい元農林水産省官僚で現シンクタンク研究員である山下一仁氏の推計でも2007年から2009年の米の内外価格差、これは日本米と中国米の価格差であります、は46.9％まで縮小しております。2008年の日本の米の生産額は１兆9,000億円であります。したがって、中国以外の国々との価格差も考慮に入れて試算してみると、もし、米の価格が国際価格まで下落したとして、その分を丸ごと国が補償するとなると「6,000円」という計算になるとしておられるところでございます。このことから、日本の農業が壊滅するというような話には直接進まないのではないかと言及されてもおります。

もともと米農家保護の原資は消費者が負担してきたものであり、ここが私は一つの論点にもなっていくと思います。そもそも今の時代は国境を越えて生産ネットワークを構築する時代で、国境を越えた経済環境づくりが必要だと考えております。その議論とルールづくりの場としてＦＴＡは重要な役割を果たすと思いますし、また、果たさなければならないと思っております。今、日本は産業の海外流出をとめられない世界経済環境下にあり、ＦＴＡに参加しなければ主な日本の国内産業はこの日本から脱出してしまい、壊滅どころか日本の産業はこの国から消滅してしまうことになるのではないかと大変心配をしているところでございます。

このような中、せめて一部の産業を、農業も含めまして日本に残すために、こうしたＦＴＡ参加の環境づくりを急がねば本来残せるものも残せなく、失ってしまう状況がすぐそこにやってきているのではないでしょうか。国を開いて少しでも国内産業の世界的競争力を維持するか、再び鎖国をして国が滅ぶか、二つに一つであると思っております。世界を見渡せば答えは明らかではないかと思います。よって、ＴＰＰ参加の是非を問う前にＦＴＡの参加協議を急がなければならないという考え方でございます。いずれにしても食料安保という考え方にも立脚し、食糧自給率向上のための農業政策をこの機会に早急に確立しながら米農家を初めとする農業生産者意欲を損なうことがないように、ひいては生産力の低下または就農者人口のさらなる減少に歯どめをかけるためにも、我々は今、最善の策を早急に確立しなければならないと存じております。

その救済策として私なりに一つの提案があります。これは米に関してでございますが、それは価格下落分を政府が補うとしても6,000億円程度で済むと木村教授が申されておりますが、国内消費に回らなかった余剰米を政府が買い上げ、それをすべて米粉に加工するというやり方を提案したいと思います。今やナノグラム単位での米粉化のための技術は、熊本大学や名古屋大学を初めとする各地の研究機関において実証済であります。これらの米粉を主力穀物加工食品として国内市場に提供するという考え方が一つであります。米粉からパンをつくるGOPAN（ゴパン）という電化製品は、その人気の高さから生産が間に合わず予約中止の状態であります。要はアイデアや工夫一つで危機は打開できるものではないかと考えているところでございます。また、2009年の日本の純ＯＤＡは実質で95億ドル、レート83円とした

場合、円に換算すると約7,900億円であります。日本のさまざまな外国政府援助の分野や方法はその国の実情に合わせたものとなっていると思いますが、これらの米粉を食料難にあえぐ途上国への食料援助として回すことも可能である、農業や農家救済の道は知恵を出しあえばいくらでもあるというふうに考えているところでございます。この余剰米を米粉化するという政策がもし採用されるとするならば、九州全域の米を米粉化するための工場施設をこの人吉で担ってもよいというふうに考えているところでもございます。

以上、お答えいたします。

失礼しました。最初のほうで「6,000億円」と言わなきゃいけないのを「6,000円」と言ったそうでございます。訂正させていただきます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　市長が今言われた、要するにＴＰＰによる関税撤廃と食料自給率の向上は国内農業、農村の振興も両立できるということだと思うんですけど、政府もそのようにいっているわけですけど、しかし外国農産物の大量輸入を放置して両立は不可能だと思います。関税を撤廃した場合の影響を試算した農水省の資料も、巨費を投じて所得補償しても外国産農産物の輸入増加をとめられず、国内農業等の縮小は避けられないとしています。農林水産省の資料によると、農産物輸入自由化に伴い、日本の農産物輸入額が1966年の１兆2,000億円から2008年の６兆円へ急増する一方、食料自給率は65年度の73％から2009年度の40％へ急落しました。農業所得は90年度の６兆1,000億円から2006年度の３兆2,000億円とほぼ半減しました。

農業経営規模が問題なのではありません。規模が欧州並みに発達している北海道でもＴＰＰによって壊滅的打撃を受けることは、北海道農政部の資料が示しています。また、大規模な株式会社なら農業経営が成り立つとも言えません。農水省の調査によると、2008年31法人が一たん農業に参入しながら、後に撤退してしまいました。全国農業会議所のアンケート調査によると、黒字の法人は11％にすぎず63％は赤字となっています。

これらのことから考えて、ＴＰＰによる関税撤廃と食料自給率の向上や国内農業農村の振興と両立させることは不可能ではないでしょうか、お伺いします。

○市長（田中信孝君）　両立するための知恵を絞っていかなければならない、いわゆるＦＴＡの参加はこれは避けて通れない道だということであります。ということは、農業だけに今焦点を当ててお話をされておられますが、農業も守らなければならないけれども、日本が輸出立国としている他の産業も守っていかなければならないわけであります。

ですから、農業だけではなく他の主要産業も含めてすべてこのＦＴＡのルールづくりの中でどうしたら生き残れるかという知恵を絞っていかなければならないということを言っているわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　確かにほかの産業では伸びるところはあるんですね。トヨタ、日産、マツダ、ホンダ、日本の名だたる自動車メーカーなどがＴＰＰでもっとも恩恵を受けます。しかし、ＴＰＰに参加し100％の自由化をした場合、農産物は大被害を受けます。農水省の試算では食料自給率は13％にまで下がります。これらの増減によって得られる実質ＧＤＰの増加は、内閣府の試算でもわずか0.48から0.65％となっています。そしてまた、今、農業の力を落とすことは非常に問題だと思います。

国連食料農業機関は17日、食料自給見通しの最新版を発表し、11年に主要食料作物が顕著に増加しない限り国際社会はより厳しい状況に対応しなければならなくなると警告しています。世界はもはや、食料は金さえ出せばいつでも輸入できる時代ではありません。生産条件のある国が自給体制を整え、他国に依存しないことこそ国際的な貢献になると思います。こういった面でも、日本はＴＰＰに私は参加をするべきではないとそういうことを申し上げて、平行線になりますので次の質問にいきたいと思います。

次、適正な部活動の推進について質問していきたいと思います。小中学校の先生から、学校現場の多忙化については過剰な部活動もその要因になっているという声が寄せられました。過剰な部活動は教職員の多忙化を増すだけじゃなく、児童生徒の健全な育成を妨げるものでもあります。そこでこの質問を行います。熊本県教育庁教育政策課は教職員の負担軽減に関するアンケート結果についての速報を発表しました。教育委員会のホームページにも掲載されており、（６）部活動指導の適正・効率化のところを見てみますと、小学校の教職員の49.4％、中学校の教職員の49.1％が部活動指導を負担に感じていることがわかります。また、その下には部活動指導の日数が１週間当たりどれくらいになっているかという結果が載っており、中学校においては週６日が54.3％、週７日も8.0％になっていることがわかります。これに基づき、教育政策課は９月10日に県教育庁における負担感軽減に向けた取り組みについて打ち出しました。そこには適正な部活動の推進の項目もあります。そこにどのように書いているかお伺いします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

県教育委員会から教職員等の負担感軽減に関するアンケート結果が公表され、それを受けて県教育庁から教職員の負担感軽減に向けた取り組みについて示されました。その中に適切な部活動の推進が示されております。

その内容は、ア、運動部活動の指針の徹底。児童・生徒の発達に応じた適切な活動量や学校、家庭、地域生活のバランスを考慮し、運動部活動の指針を徹底する。特に小中学校は児童・生徒の心身の健全育成を図る上で重要な時期であるので、各市町村教育委員会に強く働きかけ、指針の遵守を徹底する。また、競技団体等の大会主催者に対し、県教育委員会が行っている指針の遵守の取り組みについて周知する。

イ、週休日における部活動対応日の週休振替の繰り延べ。小・中・高体連、高文連等主催の指定大会への出場のため、週休日において部活動対応した場合の週休振替を繰り延べし、直後の長期休暇中にまとめて取得できるよう制度を改正する。

ウ、外部指導者の導入促進。運動部活動における指導者不足や教職員の負担感、特に専門外、得意種目以外への対応に伴う負担感の軽減を図るため、体育保健課所管の小学校運動部活動サポート事業、中学校、高等学校における部活動への外部指導者派遣事業を充実し、運動部活指導者の指導力向上を図るとともに地域住民や退職教員等の人材活用を進める。

以上が、適正な部活動の推進に関する内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　今、答弁があった部分で、特にアの部分の運動部活動の指針のところについて論議を深めていきたいんですけど、今、答弁でもありましたように教育政策課は、児童・生徒の心身の健全育成を図る上でも平成19年２月に出された運動部活動の指針を遵守するように述べています。小中学校の先生方は指針の中で、特に１週間当たりの練習日の日数を守ることは大切だと述べておられました。この指針には小学校、中学校、高等学校とそれについて出されているようですが、アンケートの結果を見ればとりわけ中学校の部活動について考える必要があると思います。

そこで、中学校における運動部活動の指針の「７練習」にはどのように書かれているかお答えください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと部活動の顧問が作成した計画に基づいて行うことと示されております。

以下、指針に示されている内容を具体的に申し上げます。１、練習日。ア、１週間の練習日は５日以内を原則とする。イ、土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスの取れた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保する。ウ、長期休業中はその意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け生徒に十分な休養を与える。

２、練習時間。ア、平日の練習時間は２時間以内を原則とする。イ、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は３時間以内を原則とする。ウ、冬期は日没が早いため生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

３、練習試合。ア、練習試合の範囲については原則として県域内とする。イ、練習試合は、生徒の発育・発達からみて月３回以内とする。ウ、実施に当たっては顧問が練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

以上が指針に示された練習についての内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　今、答弁いただきましたように、練習は週当たり５日を原則するということなんですけど、それによって中学校における部活動、運動部活動の指針が守られているかどうかを調べるために、担当課で教職員勤務実態調査より中学校の先生がどれくらい休業日も部活動を行っているのかがわかる表をつくってもらいました。ここにあるやつです。

毎週月曜日はノー部活デーを行っているということなので、指針を守るためには土曜日、日曜日のいずれかを休まなければなりません。また、10月11日の月曜日は体育の日ですが、翌日の火曜日をノー部活デーにしたとします。このようにして指針を守るためには10月に部活ができる休業日は11日のうち６日しかないはずです。ところが、８名の先生方が11日部活を行っていることを皮切りに、66名の先生方のうち40名の先生方が７日以上部活を行っています。また、11月についてはまだ一つの学校がデータがまとまっていないということでしたが、部活ができる日は７日しかないのに37名のうち６名の先生が８日以上部活を行っています。指針がなかなか守れていない実態が浮かび上がってきていると思います。

堀教育長にお伺いしたいんですが、児童・生徒の健全育成と教職員の多忙化解消のために、県の指針に基づく適正な部活動がなされるよう指導すべきではありませんか。

○教育長（堀　秀行君）　今、アンケート調査等の結果に基づき課題があるということも十分認識した上でお答えをしてまいりたいと存じます。

まず、生徒の健全育成面では、第一に生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく生徒の主体性や個性を尊重した運営に努めているところでございます。

第二に、競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向など生徒の多様なスポーツニーズに応え、一人一人が自己実現できるような指導に努めているところでもあります。

第三に、バランスの取れた生活やスポーツ障害を予防する観点から、練習日数や一日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行っているところでございます。また、生徒の健康状態について常に把握等を行い、健全な学校生活が送れるよう部活動指導を行っているところでもございます。

次に、教職員の多忙化解消の面から申し上げます。市教育委員会がことし10月から実施しております教職員勤務実態調査によりますと、各学校のほとんどの教職員が部活動の顧問として授業日の放課後、そして土曜・日曜日に部活動の練習指導や各種大会等の引率にかかわっている実態がわかるところでございます。そこで各学校においては可能な限り部活動担当者を２名配置をしたり、週に１回部活動を実施しないノー部活動デーの設定、定期テストの実施に伴う部活動中止期間における定時退勤の促進などを実施し、負担感や多忙感の解消に

努めているところでございます。また、学校支援地域本部事業に見られますように、部活動における地域人材の活用も始まり、今後教職員の負担感の軽減につながっていくのではないかと期待をしているところでございます。

教育委員会といたしましても、部活動は生徒の個性の伸長や豊かな人間関係づくり、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり、体力向上と健康の増進につながる大変重要な教育活動であると考えております。議員も教職の御経験があるわけでございますので十分御理解だろうと思いますけれども、やはり部活動の生徒指導に果たす役割というのは非常に大きいものがございます。これもやっぱり忘れてはならないことではないかなというふうに思います。

御指摘のとおり、現在部活動の練習や教職員の多忙化という点では課題もございます。これは冒頭言ったとおりでございますが、今後適正かつ健全な部活動の運営がなされますよう運動部活動の指針の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。また、加えて大事なことは部活動についての考えや指針については教職員には示されておりますけれども、これについての保護者の的確な理解が得られることも必要でございます、不可欠でございます。そのためのお願いもしてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　いろいろさっき申しましたけど、いろんな調査も行っているし、県の指針に周知を徹底して行かれるということで、それは本当にお願いしたいと思います。こうやって私みたいに出してみると、当然教育委員会が調べたものですけど、表にしてみると実際どうなっているのか、どんな状況にあるかわかってくると思いますので、その辺もぜひ出されながら取り組んでいただきたいということを申しておきたいと思います。

それから次に、国民健康保険税のことを質問していきたいと思います。人吉市の一人当たりの国民健康保険税は熊本県下で一番高いこと、保険税の収納率が県下で47番目、すなわち滞納率が２番目だということをこれまで明らかにしました。それでは人吉市の国民健康保険に加入している世帯の実態がどのような状況にあるかを明らかにしながら、さらに質問を行っていきたいと思います。

ここでちょっと資料を今回準備させていただきました。最初に、市長にこれに対する認識をお伺いしたいんですけど。この資料は保険年金課にお願いして、人吉市国民健康保険において100万円ごとの各所得階層において該当世帯数、滞納世帯数、各階層に占める滞納率がどのようになっているのかの資料をつくってもらいました。私はこの資料を見て国民健康保険の状況に改めて驚かされました。

まず一つ目に、低所得者で占めている保険ということがはっきりと見えたことです。所得がゼロから199万円までの世帯を計算すると、これは二つ足したやつなんですけど、上の二

つをですね、5,283世帯となりますが、これは国保加入世帯の83.46％となっています。また二つ目に低所得者ほど負担感が大きい保険であることが推測できることです。各所得階層に占める滞納率は一番多いのが100万から199万円までの24.34％、２番目が200万から299万円までの21.7％、３番目がゼロから99万円までの18.13％となっています。このように滞納率が高いのは低所得者の階層です。市長はこの資料を見られてどのように感じられるか、お伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

一覧してみますと、おっしゃるとおり低所得の階層の方々がこの負担感を覚えておられるということと、国保に回すべきお金が生活費に回ってしまって国保に納税できないというそういう滞納率、階層に占める滞納率、全体に占める滞納率、また滞納世帯数を見れば、これはおっしゃるとおり一目瞭然であるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　低所得者に対する負担感が一致できたところだと思いました。これが一体どれくらいのものかを明らかにする必要が私もあると思います。滞納率が高いと思われる所得200万円で40代の両親と10代の子供二人という標準世帯では、国保税は一体いくらになりますか、お伺いします。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、国民健康保険税の仕組みについて御説明をさせていただきます。国民健康保険税は医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の三つで構成されております。それぞれにつきまして、１、所得に応じた所得割、２、被保険者の人数に応じた均等割、３、世帯ごとに負担する平等割の三つの合計で計算しております。また、国民健康保険税は年齢ごとに課税基準が異なっておりまして、まず40歳未満の方は医療給付費分と後期高齢者支援金分、次に40歳から64歳までの方は医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、それから「65歳から75歳」までの方には医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護保険料を別途納めていただくことになっております。

次に、御質問の所得200万円の標準世帯４人家族、介護分お二人でございますが、収入で見てみますと、収入が給与等だけの場合には約310万円となります。次に、この世帯につきまして税額を計算してみますと、まず医療給付費分につきまして申し上げますと、所得割は15万6,980円、均等割が一人当たり２万8,800円でございますので４人で11万5,200円、平等割は１世帯当たり２万4,000円でございます。合計いたしますと医療給付費分は100円以下切り捨てでございますけれども29万6,100円となります。

次に、後期高齢者支援金分でございますが、所得割は４万8,430円、均等割が一人当たり

8,400円、４人でございますので３万3,600円、平等割が１世帯当たり7,200円でございます。合計いたしますと後期高齢者支援金分が８万9,200円になります。

３番目に、介護納付金分について御説明いたします。所得割は３万3,400円、均等割は一人当たり8,400円でございますので２名で１万6,800円、平等割が１世帯当たり5,000円でございます。合計いたしますと５万5,200円となります。この三つの合計44万500円が御質問の標準世帯の税額となります。

以上、お答えいたします。

先ほど説明いたしました年齢のところで「65歳から74歳」を「65歳から75歳」と申し上げたそうです。訂正をお願いいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　今御答弁願いましたが、この額は200万円の方の保険税の負担感なんですけど、市長の所得に照らし合わせたときに一体どれくらい大きいのかを考えていきたいと思います。

人吉市から出る市長の給与より所得を計算するとどれくらいになりますか。

○市民部長（荒巻　通君）　僭越ではございますけど、総務課にお尋ねいたしましたのでその結果でお答えをさせていただきます。

平成21年度の市長給与収入は1,007万2,855円でございます。所得を計算いたしますと、786万9,212円となります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　今、あわせて計算したんですけど、所得200万円の方の保険税の負担感がどれくらい大きいのか、市長の所得にあわせて計算すれば、市長は毎年国保に約173万3,000円払っているようなものです。市長は実業家でもありますので、そちらからの所得も加えることができればさらに大きな額となります。低所得者側に立って国保税の負担感は本当に大きなものだと思われないか、市長にお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

実際に私が総額で1,007万円、所得といたしまして786万円いただいているという実感はないところでございます。他の会社から私が収入を得ているということはございません。市長給与のみでございます。民間におりましたころ、私自身さほど大病もいたしませんでしたので、かかるとすれば１年に１度か２度の風邪ぐらいでございました。そこで社会保険を支払うわけでございますけれども、やはり病院にもかからないのにこれだけの社会保険料を支払うというのはというふうに、やはり若いころはよく思ったものでございます。

課税限度額の設定がないとしますと非常に高い税額になるわけでございます。御承知のとおり単純比較をしますと173万3,000円程度だそうでございまして、それはもう約二割三分、

四分ぐらいの割合を所得からしますと占めるわけでございまして、それは負担感は多いということになろうかと思います。

先月開催されました政府税制調査会におきまして、平成23年度税制改正要望に関し、国民健康保険税関係では平成23年度課税限度額４万円の引き上げが認められておりますので、今後本市の国民健康保険事業におきましてもこの保険税を含めた財源のあり方につきまして検討を進めてまいりたいというふうに思っております。この件に関しては指示を出しておりまして、他市の状況も今調査をしているところでございます。

それから、収入が多い者が少ない者の負担の一部を補うということは均一的な医療を提供するということで本来あるべき姿ではあると思っておりますが、単純比較しての負担感ということになるとおっしゃるとおりだろうというふうに思っておりまして、ただいま研究をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　負担感が大きいというのを述べられました。低所得者にしてみれば殊さら市長も同じようなことを述べられましたけど、もっと生活費で、どうしても必要なものというのはかわらない部分もありますので、そんなものがあればさらに厳しいようなものと思います。

いろいろ研究もされるということでしたので、ぜひとも低所得者の負担感を減らして国民健康保険税下げられるようにしていただきたいというのを再度要望いたしまして、国保税については終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時58分　休憩

午後４時12分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　それでは、次の企業・個人献金について質問してまいりたいと思います。

田中市長が市長に就任された直後の平成19年６月議会の議事録を見てみますと、施政方針の中でこのように述べられています、「私は私利私欲から生まれる利己主義や利権主義、保身主義を嫌い、拝金拝物主義を改めながら、企業献金、個人献金を一切受け取ることなく、みずからの政治的透明性を高めつつ、市民第一主義、利他主義を大切にしてまいります」というものです。ところが田中市長がことしの２月20日に政治資金パーティを行ったらしい、

公約違反ではないかという話が市民の間でささやかれています。そこでこの質問を行います。私はこの問題に関し、知っていることはないかと何人かの人に話を聞いてまいりました。ある町内会の役員に話を聞くと、自分の小遣いのノートを見ながら4,000円払ったことをメモしているし、そのパーティに自分も行ったことを覚えている。案内は後援会長からだったと思うと言われました。また、ある団体の会長がパーティに参加し、その領収書を持っているということでしたので、電話で聞くとこのように述べられました、領収書は１万円となっていて、ただし書きのところには「会費、後援会費として」となっているというものです。政治資金パーティを開いたことは間違いがないかということと、どこで開いたかをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　明確にお答えいたします。

政治資金パーティは一切開いておりません。まったく事実無根のうわさ話であります。4,000円はパーティ会費であります。これはいわゆる酒食の会費としてちょうだいをしたものでございます。先ほど議員もおっしゃいましたとおり、6,000円は後援会費として一部御協力いただく方々に徴収をさせていただいたものでありまして、個人献金、企業献金では一切ございません。御承知のとおり、政治献金と後援会費は政治資金規制法の中でも性質を異にするものとして明記してあります。先ほど申し上げられましたとおり、平成19年６月議会で、企業献金、個人献金は一切受け取らないという政治姿勢、政治信条は厳に守り通してまいりました。また、これからも貫徹してまいります。後援会費はいただきましたけれども、献金は一切いただいておりません。また、そのときの領収書も後援会費としてのただし書きがついていると思います。

今後そういううわさ話やデマ、怪文書による質問は一切お答えをしないというふうに決めたところでございます。私の政治生命にかかわる問題でもありますので、うわさ話を市議会の質問として取り上げられるのは本村議員らしくないというふうに思ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　企業献金の賄賂性が大きいのは公共事業の発注者が公共事業の受注者からお金を受け取ることにあります。人吉市の公共事業を受注する企業の会員などに後援会費をもらっていれば、同様に賄賂性が大きいと思います。人吉市の公共事業を受注する企業のの役員などには後援会費をもらっていないという確証はあるのですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

確かにそういう公共事業を受注する会社の方も後援会費として6,000円、年間6,000円、つき500円×12カ月でちょうだいはいたしております。しかし、先ほど申し上げましたように、政治資金規制法上は党費とか会費とかというものと企業献金というものは分けているわけで

ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　一応前年の市長の政治資金規制法に基づく収支報告書を見てきましたが、確かにいろいろ、そこの中に平成20年度あたりもそういうふうなことを取り組まれていることを感じるような文献が、記述があったところです。この件、市長が政治資金パーティではないと明言されましたが、まだ見れませんので、この２月の政治資金報告書あたりは、そのあたりも今後つかみながら、また質問を行っていきたいというのは申し入れておきます。

次に、カルチャーパレスの前の道路について質問してまいります。

○議長（大王英二君）　本村議員。一応市長のほうから、その件について誤解があればいけないということで発言の申し出が出ておりますので、それを受けたいと思います。

○市長（田中信孝君）　12カ月500円の後援会費が賄賂性があるとは、一般的にどなたも思われないのではないかというふうに私は思います。いわゆる企業献金といえば５万円以下は無記名ということでございます。50万、100万と受け取った場合には、やはりそれが恒常的につながっていけば確かにそういう恩義があるということで心も動くこともあろうかと思って企業献金や個人献金はいただかないということを明言しているわけであります。

よって、先ほど議員もおっしゃいましたとおり後援会費として年間6,000円いただいているわけでございますので、そこら辺をいわゆる献金であると、または賄賂性があるとかそういう言葉は慎んでいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　先ほどこれは政治資金パーティではないと言われましたけど、本当はチケットとか券とかあるいは案内書とかにはここに明記しなければなりませんので、そのあたりもやるなら、その辺手に入ればよかったのですけれども、今のところそれはありませんので残念ながらですね。今後またこの件については私も質問行っていきたいということは申しておきたいと思います。

続きまして、カルチャーパレス前の道路について質問していきたいと思います。日本共産党人吉市郡委員会は市内の各戸にポスティングを行い、市民アンケートのお願いを配布してきましたが、その結果多くの回答が寄せられました。質問の中には、身近な御要望をお寄せくださいという項目を設け、道路や側溝、歩道、外灯、カーブミラー、公園、公共施設など、あなたの周りの生活環境で不便に感じていること、危険に感じていること、改善してほしいことがありましたら何でもお書きくださいという文書をつけておきました。この項目に寄せられた回答は市内各所のさまざまな要望が書いてありましたが、特にまとまった要望の一つにカルチャーパレス前の国道445号の問題がありました。この道路は確かに道幅も狭いのに

交通量も多く、私も自転車でよくこの道路を通行しますが、安全上大変気を使う道路です。要望としては、道路の拡張と歩道の設置、信号の設置など幾つかありましたが、国道445号と市道宝来村山線が交差する交差点は近くに大型店ができて交通量も多く、早急な対策が必要だと思います。アンケートの回答にこのようなものがありました、国道445号のアンジェリーク平安の交差点、交通量の割に歩道がなく、車道も狭い、マルショクに近いため歩行者も多いと思うが、いつか巻き込み事故とか大きな事故が起きるのではないかというものです。横に書かれた地図には交差点の村山公園側の２カ所の角にマルがつけてあり、歩行者が信号を待つスペースなしと書かれていました。この箇所の改善ができないかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

議員御指摘の交差点は議員が言われましたように国道445号と市道宝来村山線が交差するところ、近くにマルショクあるいはアンジェリーク平安があるところの交差点でございます。国道、市道とも未改良の交差点でございます。現在の交差点につきましては前後の道路幅員は国道で６メートルないし6.2メートル、また市道が5.6メートルないし6.5メートルとなっております。民有地や御溝川が近接しておりますし、また変則的な形状の交差点でもございますことから、車両や歩行者は狭い道路空間の通行を余儀なくされている現状にございまして、歩行者にとりましては大変歩きづらく、また危険を感じておられるのではないかというふうに存じます。

この交差点は先ほど申し上げましたとおり国道と市道が交差しておりますし、また１級河川御溝川も近接しておりますことから、道路管理者及び河川管理者である球磨地域振興局や人吉警察署並びに本市との関連性が出てまいります。交差点の整備を行う場合、それぞれの道路管理者が同時に統一した対策を行うことや、交通上の協議を行っていく必要がございますので、今後球磨地域振興局に要望を行いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　要望していくそうで、ぜひお願いしておきたいと思います。非常にやはり、私も歩いて通りますけど本当怖いなという思いがする地点ですのでよろしくお願いします。

それからもう一つ、アンケートの回答にはこのようなものもありました、アンジェリーク平安側のブロックが出過ぎていて、よけながら直進すると対向車とぶつかりそうになることが何度もありますというものです。横に書かれた地図には南側から村山公園側に矢印がつけられており、交差点のところが出っ張って書かれています。現地を見に行ってその理由がよくわかりました。ブロックが出ているわけではないのですが、交差点より村山公園側の市道は左斜め方向に向いており、そちらを見ると出っ張っているように見えることです。対向車

も少し右に曲がるわけですので、その時の少し内側を回ろうとすればさらにぶつかりそうになります。この出っ張って見える交差点の改善ができないか、お伺いします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市道宝来村山線のアンジェリーク平安側に設置をされております歩道の形状いたしておる部分でございますが、これは民有地内にアンジェリーク平安様のほうで設置をされたものでございます。この歩道につきましては平成18年度におきまして所有者から御了解をいただき、道路と民有地との境界に夜間の交通対策として歩道への車両等の乗り上げ防止のための反射板を設置をさせていただいておりました。しかしながら現在、反射板が破損をしておるようでございますので、その施設復旧につきましては道路状況を踏まえ、今後所有者の御了解をいただきながら何らかの対策、例えばラバーポールでありますとか反射板とかの設置ができないか検討してまいりたいというふうに考えております。

この交差点につきましては、先ほど申し上げましたとおり国道、市道、河川との関連や道路スペースの制約もございますので、交差点の部分的な整備は難しいところもございますが、今後関係機関と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）　この地点につきましては、今御答弁いただきました、大変難しい状況というのはわかったところです。打てるような対策は打たれているようですので、今後ともそのような対策を打たれるようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）（登壇）　こんにちは。７番議員の西でございます。通告に従いまして一般質問を行います。通告内容は、１、農林業関係として、戸別所得補償モデル対策について、次に平成23年産米生産目標数量について、次が森林経営計画制度についてでありますが、この制度は内容において明確でない部分がありますので、森林林業再生プランにおける林業経営計画制度についてと改めさせていただきます。２、教育関係として、まず、学校支援地域本部事業についてと上げておりましたが、先にコミュニティ・スクールについて、次に学校支援地域本部事業について、類似事業でありますのでまとめて質問したいと思います。訂正のほうをよろしくお願いいたします。そして、教職員定数改善計画について、児童虐待について、学校給食調理業務選定委員会についての順番で質問いたします。

まず、１、農業関係における戸別補償モデル事業についてであります。本年から実施されているこの事業の本市の加入状況と加入面積はどうなっているのでしょうか。また当初予定した加入者数と比較するとどうだったでしょうか、質問をいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、戸別所得補償モデル対策事業の本市の加入状況でございますが、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用持久力向上事業を合わせまして加入者数は341経営体となっておりまして、うち２経営体が集落営農組織となっております。戸数にいたしますと397戸というふうになっております。

次に加入面積でございますが、主なものを申し上げますと、主食用米で214.4ヘクタール、飼料稲65.7ヘクタール、飼料稲を除く飼料作物の表作64.9ヘクタール、裏作67.3ヘクタール、加工用米9.5ヘクタール、野菜20.6ヘクタール、たばこ18.5ヘクタールとなっておりまして、その他の作物も含めまして総計483.3ヘクタールとなっております。

次に、当初予定した加入者数と比較するとどうであったかということでございますが、本制度加入資格者は販売農家か水稲共済加入者ということになっておりますので、2005年農林業センサスにおける本市の販売農家936戸のうち水稲作付者がすべて水稲共済に加入しているものというふうに仮定しまして、加入率は42.41％となりますので予想より少なかったのではないかというふうに感じているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　今の答弁の中に、どちらかというと加入者が少なかったということでございますが、周知あるいは啓発はちゃんとできていたんでしょうか。また、戸別所得補償対策は来年度から本格実施となりますが、現在わかるところで要綱等変更点はないでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

１点目の制度の周知はできていたのかということでございますが、まず説明会としまして本年１月23日から５地区での農業委員会委員と認定農業者の意見交換会を皮切りに、各地区畜産品評会、農家振興組合長連絡協議会、市内全農家対象説明会、全町内を対象としたＪＡ営農座談会、人吉共栄水稲農家大会、要請のあった農家振興組合総会や生産部会での説明など計58カ所で説明をしております。また、５月24日から12日間、全農家を対象としました制度加入申請の記入指導会も開催しております。

次に、本市の農業広報紙等での周知でございますが、振興組合長を通じて各農家へ配布していただく農業広報紙「みのり」の２月、３月、４月、６月号に掲載しておりますし、全農家へ制度周知のチラシ配布を２回、制度加入申請記入指導会の開催通知を１回、昨年度の産地確立交付金対象者で本制度未加入者、また本年度の制度加入対象者で、かつ水稲共済加入されている方のうち未加入者の方々へは別途通知をいたしております。よって、制度の周知は十分できたものというふうに考えているところでございます。

次に、本年度のモデル対策と来年度からの本格実施との要綱等の変更点はということでございますが、国は平成23年度の概算要求の段階でございますので、あくまでも現段階での未

確定情報ということで御理解いただきたいというふうに思います。変更点の第一は、米の所得補償交付金のほかに小麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショといった畑作物にも、対象作物ごとの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して作付面積に応じまして10アール当たり２万円と、販売価格と生産費の差額に相当する分を交付する数量払いのいずれか高い額が交付されるようでございます。第二に、加算措置として畑作物について数量払いの高負担化を品質に応じて増減する品質加算、あるいは不作付地に麦、大豆、そば及び菜種を作付た場合に平地条件不利地の条件に応じて10アール当たり１万円から３万円を５年間交付する再生利用加算、あるいは集落営農が法人化した場合に対象作物の作付面積に応じまして10アール当たり2,000円を加算する集落営農の法人化加算、あるいは畑地において輪作作物の間に１年間休んで地力の維持向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合にその作付面積に応じて10アール当たり１万円を支払う緑肥輪作加算が措置されるようでございます。第三としまして、本市は該当しておりませんでしたが、現行の激変緩和調整枠を発展的に解消し、麦、大豆等の戦略作物の生産性の向上や地域特産物の振興等の取り組みなどを支援する産地資金が創設されるようでございます。その他の対策と交付金額につきましては特に変化はないというようにお聞きしております。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　答弁をお聞きしまして、私も周知のほうは十分にできていたと思うところであります。ただ、交付金要件を満たしながら御加入いただければ受けられるのを、それぞれのお考えはあるにしても辞退される農家があるというのはちょっと残念であるというふうに思います。要項等のさらなる変更、聞くところによりますと規模拡大加算なども明確になれば農家のほうへの説明等もよろしくお願いしたいと思います。

次に、ことしの米価格については昨年と比較しても大きく下落しています。戸別所得補償モデル対策加入者は、定額部分の10アール当たり１万5,000円の補助のほかに変動部分の交付金ももらえるわけでありますが、未加入者には大きな減収が考えられます。そこで、米価下落により影響のある販売農家に対して市独自の対策は考えられておられるのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

西議員が言われましたとおり、米戸別所得補償モデル対策加入者につきましては交付額が現段階では未定でございますが、定額部分の10アール当たり１万5,000円のほかに変動部分の交付金が出るという情報が入っておりますので、制度加入者につきましては米価下落に対するいくらかの支援措置になるものというふうに考えております。しかしながら、未加入者はもとより制度加入者であっても米価下落の影響があるのは否めないところでございます。こういった状況は認識しておりますが、議員御質問の米価下落により影響のある販売農家に

対して市独自の対応策は考えているかということにつきましては、現在のところ考えていないというところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　米価が下落により影響のある販売農家に対して市独自の対応策は現在は考えられていないということでありますが、きょうの日本農業新聞等には米価下落がとまったというような記事もございましたが、今後考えてはもらえないでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

米価下落に対する市独自の対応策を今後考えられないかということでございますが、まず米につきましては、生産者によって業者への出荷販売、個人販売など多様な販売形態があるため、販売農家数、販売数量など詳細な米価下落の影響につきましての把握が若干困難でありますとともに、相当な対象農家数ということが考えられますので、当然対応策にかかわる予算規模も相当な額になるのではないかというふうに考えております。よって、現段階では市独自の対応策を考えるのは非常に難しいというふうに考えているところでございます。

また、米戸別所得補償モデル対策の趣旨は、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して所得補償を直接支払いにより実施するということになっておりますので、まずは本格実施されます来年度から本対策への農家の積極的な加入を推進していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　市長にお伺いします。先ほど本村議員の質問の中で、米価下落分については補償等は考えられないというようなことでございましたが、この米価下落によって今後農家がやる気をなくし、米生産をやめられることを考える方も出てくるというようなことを危惧しているところでございます。

そこで、先ほど部長から米価下落に対する市独自の支援は難しいと言われましたが、個人的支援ができないのならば、例えば従来の生産調整達成集落の転作奨励金などのような振興組合単位に、利益が出るような米生産の今後の取り組み等を学んだり、あるいは視察、交流等で農家が元気が出るような事業ができるような短期的支援などを考えていただけないかと思いますけれども、どうでしょうか、質問いたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

現在、米価が下落傾向にあるということは認識をしているところでございまして、米をつくっても赤字であると、よって今までの米農家さえもお米をつくらずにお米はよそから買ったほうが安いと、そういうふうな環境が現にあるということも承知をいたしております。市

独自の対策については先ほども経済部長が話したとおりでございます。だからこそ、私が本村議員の質問のところで申し上げたとおり、新たな農業改革に突き進んでいかなければならないということではなかろうかというふうに思っております。

平成21年度まで実施してまいりました生産調整達成集落への転作奨励金につきましては、もう御承知のとおり米の生産調整が農家の裁量に任せられることになりましたので、よって廃止をされたということでございます。振興組合等の支援につきましては既に認定農業者集落組織、３戸以上で組織する営農集団等の機械購入等に対しまして人吉市農業活性化対策事業補助金を交付しておりますし、農道水路改修に係る原材料支給も実施しておりますので、新たな支援については現在のところ考えていないところでございますけれども、やはり農業改革のいわゆる時代に入ったということだけは間違いがないと、じゃあどういう施策をここで打っていくのかということは御一緒になって考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　答弁いただきましたが、新たな農業を考えるためにそういう座学でもできるような、そういう農家集落組織が集まってできるような交流会あるいは座談会に必要な経費等の補助ができないかということをお願いしたわけでございますが、できるだけ検討をお願いしたいと思います。そういう資金がないと勉強する場が求められないんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成23年産米の生産目標数量はどうなっているでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

23年産米の生産目標数量でございますが、まず、全国が22年度の813万トンに対しまして23年度が795万トンで2.2％の減というふうになっております。熊本県では22年度の20万7,080トンに対しまして23年度が20万2,020トンで、これも2.4％の減というふうになっております。人吉市でございますが、市町村に対する生産目標数量に関する県からの情報提供が12月18日以降というふうになっておりますので、現在のところはっきりした数量はわかっておりません。しかしながら、国・県とも生産目標数量が昨年と比較して減少しておりますので、当然本市においても22年度の3,108トンから減少するものというふうに予測しているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　市の生産目標数量が少なくなるということは逆に生産調整がふえるということになると思いますが、そうなると高収入につながる転作作物の選定が必要となってくると思います。焼酎原料用加工米や飼料用稲など農家が取り組みやすく、所得向上にもつ

ながるような作物の振興と販路拡大をしてほしいと思いますが、このことについてどうお考えでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

販路拡大を含めました転作作物の振興についてでございますが、先ほど戸別所得補償制度の質問のところでお答えしましたとおり、本市では現在飼料稲や飼料作物、野菜、たばこなどが主な転作作物として作付されておりますが、いずれにいたしましても販売、供給先の確保が課題となっております。

現在取り組んでおります焼酎原料用加工米やトウガラシなども含め、今後も関係機関と一体となって販売先を確保しながら、農家が取り組みやすい作物の選定と振興を図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　御答弁いただきましたとおり、農家が取り組みやすい作物を生産調整割当以上作付生産できるよう販売先を確保していただきたいと強く要望いたします。

次に、森林経営計画制度についてであります。農水省は11月30日、意欲と能力のある森林所有者や森林組合などへの森林管理環境保全直接支払制度の創設を支える森林法の改正案を、来年１月からの通常国会に提出する方針を固めました。10年後の木材自給率の50％以上の達成を目指し、改正案には無秩序な伐採を防ぎ、伐採後の更新を確保する新制度の導入も盛り込む方向のようです。改正案の要点は、農水省が昨年12月に公表した森林林業再生プランに基づき具体的な施策を検討してきた有識者会議が同日まとめた最終報告を受け、政府与党で詰めるようであります。最終報告では、現行の森林施業計画制度の見直し、森林経営計画制度を創設するというように明記されております。

ここで質問します。森林林業再生プランが平成23年度から実施となると思いますが、それに対する本市の対応はどうなっているでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

森林林業再生プランについてでございますが、このプランは昨年12月に農水省から発表され、その後、国の新成長戦略「21の国家戦略プロジェクト」の中に位置づけられ、本年６月に閣議決定されたところでございます。その内容としましては、我が国の森林資源が利用期に達したということにより今後10年間で国産材自給率50％以上を目指すという成長戦略を掲げ、森林の集約化、路網整備と搬出・間伐の促進等を図りながら我が国の林業を成長産業、輸出産業へと転換していくこととなっております。このプランの詳細につきましては、まだ具体的な国の行動計画や県の指針等の決定に至っていない状況にありますが、本市としましては本プランの今後の推移を見守りながら対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　森林林業再生プランの中で補助事業に対する要件の一つとして、施業の集約化が前提となっています。この集約化には一団地の区域面積が30ヘクタール以上であることなどさまざまな要件があると思いますが、平成23年度からの実施にそれらの要件を満たした計画が果たして十分に対応できるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

施業の集約化の方法につきましては、まず市町村で集約化推進区域の設定を行い、その後森林組合等の各事業主体にその推進区域内での集約化実施区域を設定していただく必要がありますが、本市としましてはことし７月に既に県のほうへ集約化推進計画書の提出を行い、本年11月には各事業主体から集約化実施計画書が提出され、承認を行ったところでございます。

この集約化実施区域の要件としましては、議員御指摘のように、集約化に必要な区域面積が一団地につき30ヘクタール以上であることなどさまざまな要件がありますが、このプランでは林内路網密度をドイツ並みのヘクタールあたり100メートルにすることを目標としており、そのためには施業の集約化が大前提というふうにされております。本市としましても森林資源の大半が利用期に達していることを踏まえ、今後とも森林の集約化を進めながら路網整備と搬出・間伐を促進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　先ほどの答弁の中で、森林林業再生プランの詳細については、いまだその具体的な国の行動計画や県の指針等の決定に至っていない状況であるとありました。

林業におきましては最初に補助内示額が提示され、それに基づき事業展開をするというのが通常でありますが、各事業主体への来年度造林補助事業の内示の時期においてぶれるというような影響がないか、お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

各事業主体への内示時期等においての影響がないかということでございますが、森林林業再生プランの詳細については今後早い段階でその具体的な行動計画や指針等が発表されるものと思われ、また造林補助事業の要件の一部改正はありますが、造林事業自体は従来どおり実施されることとなりますので、内示の時期等に影響はないというふうに思われます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　このプランの詳細につきましては国の行動計画や県の指針等の決定がなされれば明確になると思いますので、本市も速やかに対応していただきたいと思います。

農業関連では、現在国において政府の環太平洋連携協定ＴＰＰ交渉への参加検討表明や米価下落等による米の生産調整強化が言われています。加えて、全国的にも後継者不足、高齢化により就業人口の減少や生産力の低下など地域農業を含めた農業の将来について不透明であり、生産者としては不安を隠せないと思います。また、林業においても木材価格の低迷や後継者不足により業界が疲弊している状況にあるのが現状であります。市長としましては、このような国や地方の状況を踏まえて今後、人吉市の農林業振興についてどのような方向性を示そうと考えられておられますか、御質問をいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

人吉市に限って言えば、お米にいたしましても先ほど申し上げましたとおり、どこにどのような需要があるかというまず需要を関知する、つまり私がいつも言っております出口、販路そこをやはりしっかりと探し出す必要がある。それはキクラゲにしましてもトウガラシにしましても同じでございます。ただつくるということだけではなく、まず需要を探し出し、その需要いわゆる消費者が、お客様が何を必要としているのか、その必要としているものをつくるというのが、私は今後の農業を探っていく中で大切なことであるというふうに思っております。そのために地産他商室というのを設けさせていただきまして、今あらゆる方面にそのチャンネルを広げていこうというふうに人脈をたどっているところでございます。

今月の年末でございますけれども、私も相手方もその年末しかもう時間が空いておりませんのでお会いをさせていただくことにしまして、ここは巨大ホテルチェーンでございます、そのトップとお会いするわけでございますけれども、どういう需要を考えておられるのか、そういうのをまず探るということが大切ではなかろうかと思っているところでございます。ただし、いつも壁にうち当たることが一つございます。それは生産量、生産高がこの人吉とか球磨郡も合わせましても非常にロットが少ないと、少なすぎるという話でございます。例えば医食同源米もぜひ採用したいけれども、30トン余りしか収穫が今のところできていない。相手の話は何万トン、何十万トン級の話でございまして、とてもとても及びもつかないわけでございます。しかし、じゃあ30トンをほしいというところをどのようにやはり探し出していくのか、年間消費として。これが大切で、今地産他商室でも躍起になって探しておりますことは出口、販路であります。まずはこれを探し出していくということが大切と。相手が望むものをつくる、当然のことでございます。それは本村議員のところでも申し上げました。そうやって生産というだけではなく、まず出口を見据えて、その出口が要求するものを生産していくということが大切ではなかろうかと、今後の道筋ではなかろうかと思っております。

例えば畜産にしましても、今あるところが一つの方向性を見出そうとしております。この方向性、出口が明確に確定いたしましたならば、それはまた人吉球磨の畜産だけでは到底及びもつかない、一部ぐらいは担うかもしれませんけれども、そうやって畜産に関しましても出口、販路を今探しているところでございます。そうやってこの人吉球磨、力を合わせなが

ら、ロットを高めながら、生産力を高めながらこの農業の環境を守っていくということが一番肝要であるというふうに私は思っているところでございます。消費者の要望に応える、いわゆる購入者の要望に応える生産品目を探し出し、生産可能かどうかの諸条件も今後さらに新しい生産品目、向こうがいろいろ要求もして来られるわけでございます。それがこの土地に合うのかどうなのか、生産可能かどうか、それから私がいつも申し上げておりますように高齢社会でございますので軽作業でできるのかどうかとか、そういう労働条件にも照らし合わせながら今後考えていく必要があるというふうに私は農業分野で思っているところでございます。

林業分野でございますが、林業というのは御承知のとおり農業と一緒で構造不況業種の最たるものの一つでございます。部長も答弁しましたように、さらなる効率化、集約化というのがテーマになってくるのではなかろうかと思っております。ただ、現在も木材価格が安く、間伐をしても間伐材の販売価格よりもそれを出すコストのほうが高いということで赤字になってしまうことが多いために、なかなか山の手入れができないでいる状況であります。私も多少ではございますが山林所有者でございまして、しかしやり方一つでは黒字を出しているやり方もあるわけでございまして、今後集約化、効率化の第一歩としていわゆる作業道、作業道路網これをどう広範囲な観点から網羅していくかということが大切ではなかろうかと思っております。非常に小規模の、私も含めまして山林所有者が多いわけでございまして、これをやはり集約化する、団地化する、そしてその山林の境界を超えて共に効率のよい作業網をつくっていく、そしてそこに高性能の林業機械を入れていく、そしてコストダウンを図ると。これから林業もさらなるコストダウンをするために一体何が考えられるのかということを考えるべきではなかろうかと。木材価格が低迷しているということであればどのような知恵を絞ればどのようなコストダウンができるのか、そこに我々は焦点を当てていかなければならないのではないかというふうに思っているところでございます。

そういうことによりまして、今も保安林と税金の関係であるとか森林施業計画と税金の問題であるとか、さまざま国の制度もございますので、そういうものもうまく森林組合を中心にしながら、活用していきながら効率化、集約化、協業化、共同化というところに向かっていかなければならないというふうに思っております。

それからさらに、やはり木材のブランド化というものにも我々は取り組まなければならないのではないかと思うところでございます。就任当初、木材関係者の皆様方には木材ブランドの取り組みに関して私なりの考えは申しておるところでございますが、いつ、それがなるのかどうかわかりませんけれども、しかし取り組まないことにはいつまでたってもこれもならないわけでございますので、ぜひこれも官民一体となって取り組んでみたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　今、市長の御答弁をお聞きしながら、十数年前でありましたか、人吉米を沖縄生協に売り込むということで、１年間のロットが足らんということでできなかったことを思い出したところでございます。今後とも人吉の農林業振興のため御尽力をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育関係としてコミュニティ・スクールについて質問いたします。コミュニティ・スクールの概要と状況について、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、平成16年に文部科学省が制定しました制度でございます。公立学校の運営や改革につきまして保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営の一部に参画する形態でございまして、その運営組織としまして学校運営協議会を設置するというものでございます。現在、全国では585の小中学校が指定を受け、運営を行っているところでございます。

本市におきましては、人吉市立第一中学校から学校運営協議会設置の申請を受け、許可・認可をしまして平成18年10月から指定校としてスタートしております。学校運営協議会の指定期間は２年間でございまして、これまで２回の更新を行い、今年度で通算５年目を迎えております。その委員につきましては、校長が一中校区の住民や保護者、学識経験者などから推薦した９名を任命しております。この学校運営協議会の下部組織としまして、教科等支援コミュニティ、地域文化コミュニティ、体験活動コミュニティがございまして、多くの方々のボランティアによる参画をいただき、それぞれ活動を行っております。

教科等支援コミュニティでは、地域の人材の専門的な知識を授業に活用し、学習の興味・関心を高めることで学力の向上を図るために、家庭科の授業において郷土料理の調理実習の支援や、特別に支援を要する生徒へ読み、書き、計算などの指導支援を行っております。

地域文化コミュニティでは、郷土に残る地域文化を継承し、校区の有形無形の文化について学ぶことにより、地域や人とのかかわりを大切にし、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ生徒を育成するために、実際に市内の寺社仏閣等の観光名所を三つのコースに設定し、分かれて訪れ、講話を聞くなどして歴史や文化を学んでおります。

体験活動コミュニティでは、地域での体験活動を通して地域を知るとともに、社会の一員としての役割を自覚し、社会的資質を高めるために、１年生は社会体験としましておくんち祭りに参加、２年生は市内の事業所にお願いし二日間の職場体験、３年生は幼稚園、保育園や老人保健施設などで福祉体験を行っております。

このような取り組みや、これ以外の学校行事を通して地域住民が生徒たちと交流し、学校の現状や課題を把握することで理解が深まり、また学校運営協議会の会議を月１回行うなど委員から学校運営に関する貴重な意見をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　このコミュニティ・スクールの類似事業として学校支援地域本部事業がありますが、その目的と概要はどうなっているでしょうか。また、本事業は平成22年度で一区切りがつくということで、その成果と課題について質問いたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

学校支援地域本部事業の目的と事業の概要についてでございますが、近年子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透など家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、学校においては教員の業務量の増加等により教員が子供と向き合い一人一人に対する細やかな指導を行うことが困難な状況にあるとも言えます。このような状況を踏まえ、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域と家庭の連携と協力体制の構築を図り、多様な形態の教育支援を可能とし、教員が子供と向き合う時間の拡充を図るため、平成20年度から22年度までの３カ年間、文部科学省委託事業として学校支援地域本部事業が創設をされました。

本市におきましても、平成20年度から人吉二中校区において、学校、ＰＴＡ、子供会、公民館などの代表者からなる人吉市二中校区地域教育協議会を中心として本事業に取り組み、地域全体で学校教育を支援する体制づくりや支援活動を進めてまいりました。現在では人吉二中校区である西校区、西瀬校区、中原校区の住民を中心とした215名の方が学校支援ボランティアとして登録をされ、学習支援、部活動支援、環境整備支援、生活安全確保支援などさまざまな学校支援活動を繰り広げ、大きな評価を受けているところでございます。

具体的な成果としまして、校外での社会科見学では支援ボランティアが学校と現場の往路・復路を引率し、交通安全に気を配った指導を行い、担当教員が安心して現場の見学学習の指導に集中できるようになっております。また、さまざまな趣味・特技を持った支援ボランティアによる学習実習支援により、担当教員ではなかなか指導できなかった分野まで指導ができるようになり、子供たちも大きな関心を示す取り組みができております。さらに一斉下校支援におきましては、町内ごとに支援サポーターが付き添い子供たちと一緒に下校することにより、事件の抑止力や事故防止につながるだけでなく、道すがらの会話の中で子供たちと地域の人達の交流も深めることができるようになっております。

このようなさまざまな学校支援活動により、教員の負担が軽減するばかりでなく学校や子供たちと地域の人たちとの距離が縮まり、地域全体で子供たちの教育に取り組んでいくという姿勢が見えてまいっております。このことは学校教育の充実と地域や家庭の教育力の向上にも大きくつながっていくものと考えております。

今後の課題でございますが、学校支援活動が活発化されることにより、学校からのさまざまな支援要求に対応できるよう幅広い分野での支援ボランティアの確保が必要となり、ボラ

ンティア研修会や交流会を通じボランティア組織の拡充と資質の向上に努め、将来的には各支援ボランティアグループによる自主運営の組織化を図っていくことができるかなどが課題であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　今議会の初日、教育長より平成22年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書（平成21年度対象）について説明があり、その中で本事業の現状維持というような提言がされていますが、学校支援地域本部事業の今後の方向性あるいはどのような展開を考えておられるのでしょうか。

また現在、二中校区において学校支援地域本部事業が取り組まれ、また一中校区の一中ではコミュニティ・スクールが取り組まれ、非常にいい成果が上がっているというような今の答弁でございました。地域による学校支援は大事だと思いますが、三中校区では取り組みは考えられないのでしょうか、質問をいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

今後の本事業の方向性でございますが、文部科学省からの委託事業としましては本年度が最後の年度となりますが、人吉市校区公民館長連絡協議会や人吉市二中校区学校支援地域教育協議会から本事業の継続についての要望書が当教育委員会に出されており、学校、地域、家庭からの期待も大変大きく、これからも地域全体で取り組みを行い、地域の教育力のますますの向上を図っていくことが必要と思っております。来年度においても類似する補助事業を活用するなどして、継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、現在は人吉二中校区をモデルとして本事業を実施し、一中校区においては第一中学校で類似事業としてコミュニティ・スクールに取り組んでおりますが、三中校区におきましても本事業に対する学校側の考えや校区民の皆様方のいろいろな御意見を伺いながら、将来的には学校支援事業を拡大していくのかどうかについて検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　三中校区におきましては地域的なつながりはある程度強く持たれて、いろんな事業をいただいているところでございますが、三中校区におきましても地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域と家庭の連携と協力体制の構築を図り、多様な教育支援を可能とし、教員が子供たちと向かう時間の拡充を図る事業等の展開を図ってほしいと思います。

次に、教職員定数改善計画について質問します。国が打ち出している１学級少人数制の計画について、教育長はどうお考えでしょうか。また、少人数制の計画についての予算はどうなっているでしょうか、質問いたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

私どもが小学生のころは確か定員が55名ぐらいではなかったかと思います。非常に隔世の感がしているところでございます。

まず、35人学級を初めとする少人数学級につきましては、学級の規模を小さくすることによって子供たちを掌握しやすく、子供の実態に即した柔軟な指導が可能になり、先生と子供のふれあいが一層密になるというメリットがございまして、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな教育を推進する上で非常に重要であると認識しております。

８月末文部科学省は、学級の上限人数を現行の40人から全国的に35ないし30人に引き下げる新たな教職員定数改善計画を正式に発表いたしました。文科省の計画では、平成23年度から平成27年度の５カ年で小学校全学年35人学級を実現し、平成26年度から28年度の３カ年で中学校全学年で35人学級を、さらに平成29年度と平成30年度の２カ年で小学校１・２年生で30人学級を実現するものとしております。

少人数学級につきましては現在、全国的には各教育委員会による措置で、小学校では８割、中学校では６割の児童・生徒が既に35人以下の学級に在籍し、小学校１年・２年では６割が30人以下の学級に在籍しているところでございます。本県では、県の措置で小学１・２年生が35人学級となっておりますが、本市の場合この定数改善計画どおり小学校１・２年生が30人学級、小学校３年から中学校３年生までが35人学級になった場合を想定いたしますと、現在の児童・生徒数の場合、人吉東小学校と東間小学校で１学級増、第二中学校で２学級増となります。地域によっては学級数がふえて教室の数が不足するため校舎の増改築が迫られ、予算措置が必要になることも考えられるところですが、本市の場合、児童・生徒数も減少傾向にありまして各校空き教室もございますことから、30人学級、35人学級が実現しても十分に対応できると考えているところです。また改善計画に伴う教職員の増加に伴う給与につきましては義務教育国庫負担制度に基づき、県が教職員を任命し給与を負担し、その３分の１を国が負担することになっておりますので、市で予算措置をする必要はないところでございます。

今後、文科省では学級の上限人数を定める法律を来年の通常国会で改正する方針であると聞いております。このことが実行されるとするならば非常にありがたいことだと思っておりますが、必要となる人員や予算の確保など厳しい財政状況の中、不透明な部分も多く、国の動向を見守りながらあわせて強く要望していきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　ただいまの教育長の答弁の中にこの制度に対して人吉はそう大きな影響を受けないということでございまして、非常に安心したところでございます。この制度の実施要綱が明確になれば子供たちのためになるような施策になるよう御努力をいただきたい

と思います。

次に、児童虐待について質問します。各地で児童虐待死亡事例の報告が相次いでいます。我が国ではおおよそ１年間に60人強の子供たちが虐待によって亡くなっています。虐待は死亡に至るものだけではありません。児童相談所では年間４万5,000件に近い虐待相談に対応しています。虐待を受けることで子供が身体的な傷ばかりでなく心にも傷を受けることになります。その回復には安定した養育環境の再構築と専門的なかかわりが必要となります。介入と支援は、専門家だけでなく地域社会によっても担われる必要があります。特に、保護者の支援については民生委員、児童委員の果たす役割は大きいと思います。

ここで質問いたします。児童虐待の事件が最近も起こっていますが、人吉市の実態はどうなっているでしょうか、虐待の通告があっていますか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

本市の児童虐待の状況でございますが、昨年平成21年度の通告は12件でございます。なお、この12件はあくまでも虐待のおそれがあるとして連絡のあったものでございますので、中には虐待に当たらないと判断されたものもございます。

内訳を申し上げますと、身体的虐待が４件、心理的虐待が３件、ネグレクトといわれる養育放棄が５件でございます。年齢区分で申し上げますと、就学前児童が７人と最も多く、次いで小学生が３人、中学生が２人となっております。虐待を行う虐待者でございますが、実母が最も多く10人、実父が１人、その他親族が１人となっております。通告につきましては近所からの通告が最も多く５件、そのほか保育所、学校、医療機関などとなっております。本市におきましてはその多くがネグレクトでございまして、原因としては父母の養育能力が低いことから生じているものが多いようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　答弁によりますと本市でも12件の通告があっているようでありますが、虐待の事案に対してどのような対応を取られているのでしょうか。地域と連携した監視体制はどうなっているのでしょうか、質問いたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

児童虐待に対しましては、平成19年度に人吉市要保護児童対策及びＤＶ対策協議会を設置いたしまして、各機関市民の皆様と連携して対応を行っております。この協議会は市福祉事務所のほか八代児童相談所、教育委員会、小中学校、人吉警察署、社会福祉協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの各機関や民生児童委員協議会、市ＰＴＡ連絡協議会、市子ども会育成連絡協議会など、子供たちを取り巻く各種団体など22の団体により構成されております。各機関の代表者によります代表者会のほか、実務担当者による実務者会、実際に虐待事件に対処するケース検討会議などにより構成しておりまして、各機関が早期に発見、対応できる

体制を構築しております。

昨年度の虐待事案に対処したケース、検討会議につきましては５件の事案について合計で20回のケース会議を行い、各機関連携して情報共有と役割分担の確認、見守りや家庭の支援を行っております。また、それ以外の事案につきましても、福祉事務所におきまして虐待ケース管理会議を定期的に開催し、児童や家庭の状況の確認、見守り、支援者の役割分担の確認を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　答弁いただきましたように体制づくりは整っていると思います。

では、先ほどの答弁にございました事例的に多い、養育能力の低いネグレクト家庭に対してどのような指導を行われていますか。また相談指導体制として実務者会では研修が行われていますが、出席状況はどうでしょうか。どのような研修を行い、その効果はどうでしょうか、質問いたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

１点目のネグレクト家庭への指導でございますが、福祉課によります家庭児童相談員と女性福祉相談員が当該家庭を訪問しまして、基本的な家事や生活習慣、子育ての仕方について助言・指導を行っております。また、ひとり親家庭につきましては、ひとり親家庭等日常生活支援事業によりまして母子寡婦福祉連合会の支援員が家事等を手伝うとともに片づけや洗濯、料理の仕方などを教えるようにしております。

次に、実務者会の研修でございますが、平成19年12月に協議会を設立しまして平成20年度から実務担当者の相談・対応能力向上を目指して年２回の研修を行っております。昨年は10月14日に「ケース会議をより価値的にするために」というテーマで、ファミリーサポートうちだの内田良介氏にケース会議の運営方法について研修を行っていただき、35名の実務者中26名の参加をいただいております。また、ことし１月21日に、元大阪府中央子ども家庭センター所長の赤井謙太氏においでいただき、「児童虐待の発見、保護者への対応について」というテーマで研修を行っております。このとき時は、小中学校、幼稚園、保育園、主任児童員の皆様にもお声かけをさせていただきまして合計で50名の参加をいただいております。このうち実務者の参加は25名でございました。研修効果につきましては、それぞれ児童虐待の厳しい現場での知識、経験を有した講師により豊富な事例の紹介と体系だった研修を行っていただいており、各実務者の相談・対応能力向上につながっていると考えております。また、ケース事例の検討をグループで行うなど、見立て方や支援方法をお互いに検討する中で実務者同士が顔の見える関係となり、実際のケース対応の際、気軽に電話で相談できる関係づくりに役立っております。

実務者は人事異動などにより毎年入れかわりがございますので、今後も引き続き研修を行

い、人吉市全体としての児童虐待への対応力強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　答弁にございますとおり、今後も引き続き研修を行い、市全体としての児童虐待の対応力強化に取り組んでいただきたいと思います。また、お聞きしますと市役所内に担当係がなく兼務職となっていることや、また、社会福祉士などの専門職の採用等も行われていないということで、体制は整ったとしてもそれを実際に効果があるものとする人が数的にも量的にも配置されなければならないと思いますので、この点についてもよろしくお願いしたいと思います。

次に、学校給食調理業務選定委員会について質問します。このことにつきましては昨日、笹山議員と福屋議員が質問されておりますので、同じ質問につきましては割愛し、またきのうの質問で疑問に思ったことについて、あるいは給食調理業務の委託に関しましては、給食の恩恵にあずかっている小学校のＰＴＡ会長の視点から質問を進めさせていただきます。

去る平成22年11月25日の現場説明会において、出席した業者からの質問に対する学校給食センターでの回答についてお尋ねします。学校給食調理業務委託のかなめと言っても過言ではない学校給食センター現場責任者の資格についての質問があった際、仕事が回るのであれば特に縛りはない、言いかえれば特に資格は問わないとの説明があったと聞きました。また現場で実際に調理する調理員についての質問で、正社員とパートの割合について、現場の業務に支障がなければ特に縛りはない、言いかえれば現場が回ればすべてパート職員でもいいというような回答があったと聞きましたが、そのような事実があったのでしょうか、質問いたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

一部分を取り上げればそのようなことがあったわけでございますが、正確ではございませんので正確に申し上げます。

まず、仕様書の説明をいたしております。仕様書の中には現場責任者の項があります。１、現場責任者は給食センターに専属し、乙の業務遂行者としての責任を負い、調理従事者等を指揮・監督する。２、現場責任者は甲との協議事項及び指示事項を的確に処理し得る権限を有する者とし、緊急時や非常時には迅速に対処できるものとする。３、現場責任者は食材、衛生、施設管理、防火管理の責任を負うものとする。４、現場責任者は調理従事者等の勤務や勤務時間及び作業配置を行い、甲に報告する。５、現場責任者は職場秩序の保持、風紀維持のための紀律及び管理を行うものとする。そのほかにも現場責任者は衛生管理の総責任者として調理従事者等の衛生教育を行うとか管理を行うとか、いろんな広くて重い責任を持っているものでございます。こういうふうなものをクリアできる人であればいいですよというふうな説明でございます。したがいまして、この現場責任者にどのような人を充てるのか、

あるいはパートと正職員の雇用をどのようにするのかというふうなことが学校給食に対する考え方を見るなどの審査の対象となるというふうなことでございまして、質の高い提案になることを期待しているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　一部が事実であるということでございますが、前回の現場責任者についても無資格の要件で募集されたんでしょうか。そうでなければ前回はどのような要件等があったのかお答えをいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

前回のプロポーザルの際の現場責任者につきましても、資格要件については特に定めておりません。今回と同じように仕様書の中にいろいろな現場責任者の責任とか衛生管理、施設管理等についての責任等について明記をしているというふうなことでございます。資格が出てくるところは、前回ではプロポーザルの第二次選定審査評価方法の中に現場責任者が調理業務経験５年以上で資格を所持していることというふうな一文がございまして、これは第二次審査でそういう資格を持っている人を評価するというふうなところの項目として出てきているというふうなことでございます。ですから、応募の際に資格要件としてそういうものをつけているというふうなことではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　今の第二次審査であれば現場経験が５年以上ということでございましたが、やっぱり経験年数が多いということが非常に大事なことで、第一次の点数をつけるための要件ではなくて、第一次審査からそういうような要件を正確に出していただきまして、私たち保護者の安心・安全という願いを少しでも考えるならば、現場責任者の資格は一次審査では問わないと、調理についても正社員という責任のある者の配置に縛りがないなど選定基準にならないと思いますが、その一次審査からそういうような要件等を提示する必要があると思いますが、その辺についてはどうお思いでしょうか。

○教育部長（赤池和則君）　先ほど申しましたように、現場責任者というのは広範囲で重要な責任を持つというふうなことですので、一部分の資格について要件を定めるというふうなことではなくて、いろんなところから審査をしていただくというふうなことで、審査を対象としてどういうふうな人を持ってくるかというふうなことで今回はやっているというふうなことでございます。前回も資格要件の中には入っておりませんでしたけれども、前回は調理従事者の経験年数というものを評価の基準の中に入れたというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　保護者が求めるものはやっぱり調理業務を永年経験されて、安心・安全な給食等を提供できるような方を望むわけでございまして、点数のいかんどうのこうのじゃなくて、それなりの要件等を明確に出したところで選定等に取り組んでいただきたいというふうに私は思うところでございます。

また、プロポーザル実施要領の目的に学校給食により一層安全・安心な給食として提供するためにとありますが、このことに相反する選定基準というほかならないと思います。極めて無責任なプロポーザル要領と言わざるを得ないような気がします。先日、議長に提出された申入書にも、学校給食にとって大切なことは「食の安全・安心」「おいしく心のこもった調理」であると思います。そのために一番重要なことは、給食センター所長と学校栄養士、調理・搬送委託業者お互いの信頼関係の構築の継続が絶対不可欠であることは、幾度も幾度も学校給食センターへ出かけ、学校給食の説明を聞き、給食の試食を経験している保護者には実感としてわかっていますと書かれていました。私もまったくその通りだと思いますが、この点について市長はどのように思われるでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

どうもきのうから私、聞いていまして何か誤解があるのではないかというふうに思っています、どういう誤解が存在しているのかと。私も最初、この田上明仁氏が議長あてに提出された申入書を一回読み、またきょうもじっくり読んでみたところでございます。この文書の書き出しが何を言いたいのかと言いますと、全国学校給食甲子園と呼ばれる全国規模の給食コンクールにおいてというところから始まるわけですね。その前段は市行政当局への疑問と不安を抱いていると、ではなぜ疑問と不安を抱いたのかと。この方は、私が教育委員会から聞くところによりますと、いわゆるきのうもやり取りがありましたけれども、10月５日か８日かどちらか知りませんけれども、田上氏を教育委員会の職員が訪ねて、10月20日に第１回の選考委員会を開催します、その前に選考委員会の委員をお引き受けできますかどうかというお尋ねをして、会議が入っているけれどもおっかけてまいりましょうと、結果御都合が悪くてその当日は来られなかった。その後日、第１回の選考委員会の内容を説明させていただいて、御本人が承知しましたと署名までされているんですね、選考委員会の基準について。署名までしている人が、今度はなぜ申し入れをされなければならないのかということでございます。何でなんだということをずっときのうから皆さん方の質問を聞かせていただいて、何でそうなるんだ、急に態度が変化しているわけですよ。こちらから求めたんじゃないんですよ、この選考基準で承認しますかどうか、承認したならサインくださいとか印鑑くださいとか言ったわけじゃないんですよ、その人がみずから承認しましたので、念のために言ったかどうかわかりませんが署名をされたわけですね。これは何でこういう申し入れに今度はなってくるのかということでございます。

そこで、これは私の想像でございます。この全国学校給食甲子園というものから何か誤解

が走ってきているんじゃないかというふうに思っているんですよ。そうして今、西議員がお読みなった彼が書いた文書の後で、子供たちが主役の学校給食という子供たちが主役の純粋な場所に、本来の趣旨を逸脱した恣意的な介入を持ち込んでほしくないと願っていますと。これは意味がわかんないんですよ、恣意的な介入とは一体何だと。実は本人を呼んで聞きたいんですけれども、一応議長への申し入れですから、いつか聞いてみたいなと思っているんですが、何が恣意的な介入なのかということでございます。これは私の想像でございますけれども、きのうも質問がありましたように、学校給食甲子園で書類審査とはいえ県の代表になったと、何でお祝いしないんだと、そこら辺から来ているんじゃないかなと。実際お祝いすべきじゃないかと、確かに私もお祝いすべきだと思います。しかし、ここからが誤解の始まりだと思うんですね。まず、学校給食の現場におられる栄養士、それから調理委託業者この方々が二人で、いわゆる給食センター長の了解・理解もなく無断で人吉学校給食センターという名称を使って学校給食甲子園へ提出されたと。そういう経緯があって、実は結果が生まれたときに初めて教育委員会も学校給食センター長も知ったのではないかと。その中で給食センター長が不快感を示したのではないかと。そこの誤解、ボタンのかけ違いから何で書類審査といえども県の代表になったじゃないかと、県の代表になったら素直にお祝いしてあげていいじゃないかと、お祝いしてあげていいというか、学校給食センター自体が受賞しているわけでありまして、栄養士と調理業務委託をしている人がしているわけではないわけですよね。が、しかし、センター長は知らなかった。そこで何か不快感を示したところの中から誤解が生まれたのではなかろうかという、これは私の想像であります。想像ですから正確かどうかはわかりません。

それからもう一つ、今西議員にはめずらしく、極めて無責任なプロポーザル要領と言わざるを得ませんというふうにおっしゃいました。非常に珍しい言葉を西議員もお使いになるんだなというふうに思ったところですが、例えばきのうの教育委員会の答弁でもやっぱり歯切れが悪いんですよね。何と言っているかわからんし、いや、済みません。正しいのか自信があるのかどうかわかりませんけれども、不明確であるということは私も感じました。例えば笹山議員のところで、一次審査の問題が出ました。一次審査にも選考委員が入って、機械的にやるのではなく、事務局がやるのではなく選考委員が入ってやるべきであるというふうに思うという趣旨の質問だったと思いますね。違いますか、それじゃ訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（大王英二君）　市長。西議員のそのあたりで、それぞれ教育部は独立をしておりますので教育委員会は教育委員会として答弁をしましたので、そのあたりをしっかり踏まえて答弁をしていただければと思います。

○市長（田中信孝君）　というふうなことで、私自身としましては大変失礼とは思いますけれども、そのように感じたわけでございます。

そこで私としましては、今後のプロポーザルの要領というものは、例えば一次審査においては私はこれは機械的に、自動的にやるべきであるというふうにきのうの答弁を聞いて思いました。なぜならば職員採用試験のとき、一次審査はまず機械的に、自動的に知識関係のをやります。作文は別でございます。そしてすべて名前も伏せてありますし、我々二次審査といえると思いますけれども、面接のときは私たちは誰が一番いい成績で、成績順番がどうなのかというのは一切知らされていません。なぜ知らされていないかというと、そういうことを事前に名前と成績を知らされていると予断を持つからです。予断を持って面接に当たらないようにするためにすべてそれは伏せてあるわけであります。我々は一次審査にもタッチしていませんし、二次審査のとき予断を持たないように名前も成績の順番もすべて伏されて面接をするわけであります。面接の目的というのは人柄とかやる気とかそういうところを見るというのが目的だからであります。

そういうところでやはり一次審査も機械的、自動的にやって、そして二次審査において選考委員の皆様方に予断を与えないというふうな、予断を与えずに自由に選定をしていただくという、そういう観点から私はプロポーザル方式の選考基準がつくられたものではないかというふうに感じた次第であります。よって、これが相反すると、いわゆる自由性をそこに持たせたと、だからそういう資格を持っていてもいいし、持っている人が現場責任者でもいいし、そうでなくてもいいし、ただしそれは選考の基準になりますよと。

○議長（大王英二君）　市長。そろそろ整理をしていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　というふうに私は感じた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　今、きのうの笹山議員の質問に関する答弁をいただいたところですが、その点に関しまして私も不信に思いましたのでちょっと触れさせていただきます。きのうの笹山議員の質問に対して教育部長答弁で、プロポーザルの一次審査は来年１月12日に書類審査を行い、審査は事務局で行うと。第２回学校給食調理業務委託業者選定委員会は１月26日の二次審査の際にしか開催しないというような答弁がございました。市のホームページで確認しました人吉市学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領によれば、審査及び選定の項目の中で次のように明記されております。人吉市学校給食調理業務委託業者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき審査を行う。つまりこのことは、たとえ事務局で書類審査基準に基づき集計を取り一次通過を決定しても、最終的には選定委員会の承認を受けた上で、審査結果を業者に通知するものではないでしょうか。市長が触れられたとおり点数配分を公開しろということでなくて、どこどこが通り、どこどこが基準から外れましたよというようなことについての選定委員会の了承を受けた上で公表するのがこの基準に基づくものではなかろうかと思いますけれども、このことについてどうでしょうか。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

歯切れの悪い答弁でございますけれども。先ほど市長が言いましたように、選定委員会では委託業者選定基準案を慎重に審議いただきまして審査の方法と審査の基準を決定していただいたわけです。その審査の方法がこういう方法でやるというふうなことで決まったわけです。それで、それに基づいてやっているというふうなことでございますので、以上お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）　点数つけに関しましては事務局で要領基準に基づきましてされればいいと。ただ、先ほどもお話しましたとおり、その内容について点数配分がこうだったという予備知識を与えなくても私はいいと思うわけでございますけれども、どこどこは通ってどこどこは通りませんでしたよというのは了承等を得たところで発表すると、選定委員会の承認が必要じゃないかというふうに感じたところです。

これについては教育部長がそういうふうにお話されましたので、この後総務文教委員会に付託されるかどうかはわかりませんけれども所管委員会でございますので、その中で審議を深めたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後６時00分　休憩

午後６時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）（登壇）　19番議員の簑毛でございます。もうほとんど人もおられませんようになりましたので、皆さん方もいろいろと用事があるようでございますので早めに切り上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。まずは農業振興の畜産振興についてでございます。宮崎県で猛威を振るった口蹄疫も移動・搬出ともに制限がない地域でも肥育素牛の出荷や繁殖牛の受精の延期など畜産経営に深刻な影響を与えました。特に、和牛繁殖農家は通常養うことがない月齢の子牛管理に四苦八苦し、収入はないがえさ代の支払いは迫り、えさ代がかかった上に素牛の価値も下がり、二重の苦しみを強いられてまいりました。また、口蹄疫は畜産農家だけではなく、その他流通企画関係や地域経済にも大きなダメージを与えました。今後このような大きな被害が発生しないように飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を尽くすなど、多くの教訓を得て現在各方面において取り組みがなさ

れているところでございます。

和牛肉は繁殖農家が雌牛に種つけなどをして10カ月の妊娠期間後に子牛を生ませ、８カ月から10カ月ぐらいまで育てて家畜市場で販売されます。それを肥育農家が子牛を買って２年ほど穀物飼料で肥育をし、家畜市場で販売され、種つけから肉まで３年以上かかります。そのようなことで大きなダメージを受けた畜産業の振興には時間がかかるわけでございます。畜産振興のため、繁殖農家も肥育農家も安定した子牛市場と生肉市場の活性化を望んでおります。

そこで質問いたします。現在の子牛市場及び枝肉市場の状況はどのような状況となっているのでしょうか。また、この地域の生産された子牛のほとんどが球磨家畜市場に出荷され、球磨家畜市場の活性化は地元畜産振興の大事な要素の一つです。現在、球磨家畜市場の運営は球磨畜産農業協同組合が行っていますが、当組合だけでは市場の活性化に限界があります。近隣の自治体と協力して、近隣の購買者にＰＲを行うなど活性化を図ることができないでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

口蹄疫発生により子牛価格の下落が心配されたところでありますけれども、球磨家畜市場では競り市が再開された７月におきましては、黒毛和種の平均価格が口蹄疫発生前の３月競り市と比較しまして２万4,600円ほど高値の38万5,100円となり、関係者一同安堵されたところでございます。また、その後の８月競り市では34万3,700円と一時下落したものの９月競り市では36万7,700円、10月競り市では38万9,900円と子牛価格におきましては口蹄疫発生前より高価格で推移しているようでございます。

また、枝肉価格でございますが、東京市場の牛の枝肉卸売価格では和牛Ａ４ランクのキロ単価が本年10月までは1,689円と対前年比95％と厳しい状況でございましたが、11月は1,766円で対前年比105.3％、今月の12月は1,947円で対前年比104.2％と幾分ではありますが上向いているようでございます。

次に、家畜市場の購買者に対するＰＲ対策への御質問ですが、競り市価格の向上のための取り組みとして購買者に対するＰＲ対策などは重要であるというふうに考えておりますので、人吉球磨の行政及びＪＡなど農業団体で構成される球磨農業活性化協議会、畜産部会などの組織を中心として関係者が一体となった活性化対策を行う必要があるというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　ただいま市場の状況と市場の活性化について御答弁をいただきました。けれども、魅力ある市場をつくり上るためには魅力のある商品である牛と出荷頭数を確保することが必要であります。牛の価格を上げる大きな要素として血統が挙げられます。肉用牛

の品質や生産性の向上を図るためには脂肪交雑や増体能力などが優れた雌雄牛が必要でございます。牛の種を提供しているのが社団法人家畜改良事業団や県、民間などですが、独自の魅力ある市場をつくり上げるためには全国的に流通している、いわゆるどこの市場でも購入できる社団法人家畜改良事業団と民間の種だけでは多くの購買者はやってきません。県で優秀な雌雄牛をつくり上ることができるならば、県内の畜産農家に安く、また多くの種を供給することができ、市場の活性化に大きく寄与してまいります。

そこで質問いたします。球磨管内は多くの牛を生産・肥育しているが、優良な種の確保ができないため産地づくりができていない状況でございます。宮崎県では今回の口蹄疫の問題で優秀な種牛がいることが注目されましたが、熊本県においてはエースと言える種牛が出ていないのが畜産農家の共通する意見でございます。県に全国トップレベルの雌雄牛の生産、改良を強く呼びかけたり、優秀な民間の種をこの地域で多く使えるような仕組みを構築するなど、産地づくりのための取り組みを何かできないものでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

現在、熊本県独自の黒毛和種の種牛としまして、肉質が優秀な但馬系の幸谷福や栄光系の金平などがいますが、議員御指摘のように宮崎県のような全国トップレベルのエース牛までには至っていないような状況でございます。しかしながら、県では脂肪交雑やロース芯など面積が多い遺伝子を持つ次世代の優秀な種牛として平茂幸や福平波が選択されておりまして、今後はこれらの種牛を活用した系統改良を県内の畜産農家、畜産関係団体が一体となって取り組むことにより、県独自の肉用牛の産地形成を目指していくことが必要であるというふうに考えておりますので、人吉球磨独自の取り組みは困難であろうというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　ただいま平茂幸の話が出ましたが、これは熊本県内歴代最高ランクで全国的に通用する質量兼備の優秀な能力を持つと聞き及んでおります。「平茂幸」産子による県産牛の肉質向上を大いに期待したいと思います。

次に、優良な家畜生産の技術について質問いたしたいと思います。繁殖経営で利益を上げるためには、まず良質な母牛、つまり血統がよく長命で連産できる母牛を持つことが必要でございます。よい子牛を生産するには、先ほど申し上げたとおり種つけする雌雄牛も血統や体系、資質に優れたものが要求されます。また血統がよく連産できる優秀な母牛が必要ですが、特に毎年確実に子牛を出産することが不可欠でございます。利益を上げるためには空胎期間を短くする必要があります。また、素質のよい子牛が生まれても発育がよくなければ市場で高く売れないため大変な労力と技術が必要とされます。

そこで質問いたします。子牛に遺伝的潜在能力を十分に発揮させ、育成に適切な飼養管理

を行い、良好な発育をさせ、魅力ある産地づくりを行うためには畜産農家への技術指導が大変重要でありますが、優良家畜生産についての技術指導についての取り組み状況や今後の取り組み方針についてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

現在、本市の畜産農家における肉用牛の飼養管理技術の向上への取り組みとしましては、球磨地域振興局農業普及振興課が事務局の球磨農業活性化協議会畜産部会において、定期的に開催されています飼養管理技術講習会への積極的な参加の呼びかけを行っているところでございます。

また、本市独自の取り組みとしましては優良な系統改良を図る目的で組織されております人吉市受精卵移植推進協議会への支援や、年１回開催しております人吉市畜産講演会により畜産農家の経営安定の取り組みを行っているところでございます。今後も従来どおり本市の畜産農家に対し飼養管理技術講習会や畜産後援会などへ積極的な参加を呼びかけていくとともに、本市においてより優秀な家畜生産を行うため、人吉市受精卵移植推進協議会のより一層の活動充実への支援を行ってまいりたいというふうに思っております。さらに今後は毎月配布しております畜産だよりにおいて、飼養管理技術向上のための各種情報を掲載していきたいというふうにも考えております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番、簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　御答弁ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、畜産というものは酪農にしても養豚にしても、子を産んで商品になるためには数年を要するものであります。このようなことで、畜産は一度体制を崩したならば元に戻るまでには長い日時が必要となります。ぜひ足腰の強い、夢のある畜産振興を図っていただきますように要望して、このことについては終わります。

次に、地元農産物のＰＲについてでございます。農業振興において地産地消は農業の振興を図る上で重要な施策です。そのような中、農産物直売所は数少ない成長産業として注目をされております。非農業者も参入し始めています。農業の振興を図る上で消費者に直のＰＲを図ることは大変重要なことです。地産地消のおいしさ、新鮮さ、顔の見える信頼関係を消費者にアピールすることは大変重要であります。

そこで、質問いたします。直売所を振興するため、また観光者向けのために市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物をお買い求めいただけるように農産物直売所マップを作成してはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉市は平成５年から生産者の顔が見える新鮮で安心・安全の農産物を消費者に届けるとして、地産地消その場としまして直売所を推進してきたところでございます。

現在、人吉市内には約10カ所の直売所がございまして、多くの地元消費者の皆さんに御利用いただき、喜んでいただいているところでございます。青井阿蘇神社の国宝指定、ＳＬ人吉の運行などにより市外からもたくさんのお客さんが人吉へお越しいただいておりますので農産物直売所を御利用いただくことは農家の所得向上につながりますので、各直売所の皆さんと連携を図りながら直売所のマップ作成を検討したいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　２回目でございます。特産物をつくって大都市圏で販売することも大切でございますが、農業振興のために観光資源として直売所を最大限利用する必要があります。人吉市においても野菜・果樹・花などの直売所があり、どの直売所でも取れたての新鮮な農産物を提供しているわけですので、ぜひこのような形での農業振興を進めていただければと思います。

次に、農業機械の導入についてでございます。農業は多くの機械を使用する必要があります。米つくりを例にとってもトラクターや田植機、コンバイン、乾燥機などが欠かせません。しかし、それらの機械を使用する時期というのは１年のうちに短い期間、しかも１回だけですが、多額の経費が必要になっていて新規就農、規模拡大の足かせになっております。

そこで質問いたします。農業機械の導入についてレンタルや共同利用などの取り組みを推進する必要がありますが、現在どのような取り組みを行っているのでしょうか。また、今後積極的に新規就農、農家の規模拡大のために積極的に取り組む必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

本市におきましては、現在経営コストの低下を図る上でも集落営農に取り組んでいただき、農業機械の共同化を推進しているところでございます。既に本市の大畑麓地区や田代地区におきましては集落営農組織を立ち上げられ、農業機械の共同利用への取り組みが行われております。また、農業機械導入への支援策としましては、国や県の各種補助事業及び制度資金などがありますので、それらの情報を関係農家に周知し、その活用を推進しているところでございます。さらに、国・県の補助事業の採択基準に該当しない場合におきましては、市独自の農業活性化対策事業補助金を活用いただき共同利用機械の導入を促進しているところでございます。

次に、今後の取り組みとしましては、既に集落営農に取り組んでおられます大畑麓地区や田代地区の営農組合や上原田地区の農事組合法人大地上原田のような農業法人などを参考にして、それらの取り組みをその他の地域に対しましても拡大を図ってまいりたいというふうに思っております。また、新規農業者への農業機械の導入に際しましては、各種助成金や制度資金の活用やＪＡ下球磨営農センターが事務局となっております農業支援センターの活用

を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。農家の経営規模拡大におきましては、認定農業者制度の国・県の各種補助事業を初め、市独自の農業活性化対策事業の中の認定農業者支援事業の活用等によりまして支援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番、簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　農業の機械投資が減少すれば利益率を上げることができますので、積極的にレンタルや共同利用などの普及促進をしていただければと思います。また、常に機械のメンテナンスを行っていれば、７年の寿命が10年になったりし、買いかえを遅らせることで利益率を上げたり、突然の故障による出費を防いだりできます。このようなことで機械についてのメンテナンス実施についての普及促進についても推進してＰＲしていただきたいと思っております。

次に、有害鳥獣駆除についてでございますが、こちらは先日の仲村議員と質問の内容がほとんど重複しておりますので１点だけ質問をしておきたいと思います。鳥獣被害対策の課題として、駆除隊員の担い手確保が大変重要と考えております。鳥獣被害に対処するには捕獲が極めて有効な手段であることから、鳥獣の捕獲に必要とされる狩猟免許の取得を積極的に奨励することが必要であると考えております。狩猟人口の減少や高齢化が進むと狩猟頭数の減少につながります。狩猟免許の取得の奨励は大変重要なツールであると考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

市では、ことし３月23日、関係機関で組織する人吉市有害鳥獣被害対策協議会を立ち上げたところでございますが、その協議会の事業の中で狩猟免許取得助成制度を設けまして、初心者に限り免許取得の際の講習者受講料補助としまして一人につき１万円の支給を行っております。本年度は現在までに８名への補助を行っております。今後もこの支給制度を多く利用していただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　野生鳥獣による農林業被害は農家や林業家においては大変深刻な問題であります。狩猟頭数の増加につながるようなさまざまな方策を関係機関と連携して、積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、農業振興についてまとめますが、最近尖閣諸島沖で起きた中国漁船衝突事件に関連する日本へのレアアース輸出規制などが起こり、国際情勢が悪化すると資源の少ない日本は生き残れないことが現実味を帯びてきています。カロリーベースの食料自給率は平成21年度においては前年度から１ポイント低下し、40％となっています。食料を自給できない国は

国際紛争が発生した場合は生き残れません。農林水産省は環太平洋パートナーシップ協定ＴＰＰに参加すると８兆5,000億円の農業生産額は４兆1,000億円も減少し、食料自給率は40％から14％に低下し、また洪水防止や水資源の涵養など農業の多面的機能は３兆7,000億円も減少するという試算を公表しています。農業は日本が生き残るための一番根底にある産業です。農業が壊滅すれば日本の将来はありません。そのようなことで食料の海外依存が高まらない食の安全保障が進められるよう要望してこのことについては終わります。

次に市民の声からでございますが、大村横穴群の活用についてです。大村横穴群は古墳時代後期の墓群で、学術的価値から大正10年３月３日に国指定史跡となっております。一帯は遺跡の公園として整備をされております。また、その場所は人吉駅のすぐそばにあることから、ＳＬ人吉号の誘致に伴いその活用が必要不可欠となってきており、観光関係者も大変期待をしているところでございます。市民の方からも、魅力ある樹木を植えて観光客を集客することが必要であると声を耳にします。

そこで質問いたします。付加価値を高め、樹木等を植えて観光客を集客することが必要であると考えますがどのようにお考えでしょうか。特に大賀ハス。古代ハスという今から2000年以上前の弥生時代以前のハスの実から発芽し、開花した古代ハスが人吉の井ノ口で栽培されていると聞きますが、これを活用した魅力のある公園整備はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

議員御指摘の公園は大村横穴群に隣接します城本公園のことであろうと存じますが、この城本公園は昭和53年６月に、都市公園のうちの風致公園として供用開始し、現在に至っております。この風致公園と申しますのは、都市公園の種別で申しますと特殊公園に分類されるものでございまして、主として風致、自然の風景などの趣、味わいでございますが、そういった風致のことでございますが、風致享受の用に供することを目的とする公園でございまして、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置するものとなっております。また、公園に隣接いたします大村横穴群は、議員御紹介ございましたように大正10年３月に人吉市で最初の国指定史跡となり、平成６年度から平成16年度にかけて文化庁の補助を受け大村横穴群の保存修理事業として、岩盤にかかわる保存調査や東群部分の岩盤にかかわる保存修理工事及び環境整備工事を行っております。

議員御提案のとおりこの国指定史跡大村横穴群は貴重な文化財であることはもちろんでございますが、市の観光行政におきましても重要な資源であると考えております。またＳＬ人吉号の運行開始以来、駅周辺を訪れられる観光客の皆様も増加していることでもございますし、今後観光資源として活用してまいりたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり国指定史跡でございますので、史跡周辺の植栽等の整備を行うに当たりましても文化庁との協議を行いながら史跡の価値を損なわない景観に整備することが必要になってまいりま

すし、整備には多額の費用を必要とすることも考えられますので、この城本公園の整備に関しましては今後教育部と関係部局と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　古墳時代後期の墓群と2000年以上前の大賀ハスの連携は訪れる観光客を楽しませるものであると考えます。ぜひ、いにしえの思いをはせることができる公園整備を検討していただければと思います。

次に、人吉市老人福祉センターの温泉についてでございます。人吉市老人福祉センターは指定管理者による管理がなされているところですが、市民からその温泉の利用に当たって改善の要望を聞いているところであります。そこで質問いたします。浴槽が二つありますが高温の浴槽の出口は大変高温で１分も入っておれず誰も利用しないと耳にします。温度を下げるような施策をとることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　それではお答えいたします。

温泉が熱いという話はよく承知しているところでございます。温泉の温度を下げる手段といたしましては、現状におきましては主に加水という方法を利用者各自がとっておられるようでございます。抜本的に温度を下げる対策を講じるに当たりましては、でき得る限り源泉の泉質・成分を損なわず、しかもこれにかかる費用も極力抑えることが肝要かと存じます。このことを踏まえまして、市、指定管理者及び老人福祉センター運営委員会におきまして、全国の温泉の事例等も参考にしながら議論・検討を継続的に行っているところでございます。

具体的な参考例を上げますと、熱交換方式、湯もみなどの手法があるようでございます。さらに最近脚光を浴びておりますものに、高い冷却能力、景観に配慮し低ランニングコストを実現した竹製の温泉冷却装置というものがございます。いずれにいたしましても今後関係者、有識者の方々の御意見も拝聴しながら最良の方法を模索し、対策を講じまして利用者の増大につなげることはもちろんのこと、利用者の方々の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　人吉市老人福祉センターの湯は良質で、この施設は健康の増進を図る上で大変大切な施設でございますので、多くの方に利用していただくように御検討をいただきたいと思います。

次に、石野公園のトイレ整備についてでございます。石野公園は人吉市の伝統工芸を見て体験できる施設が充実しており、さまざまな取り組みがなされており、人吉市の観光資源として大変重要な施設です。この施設への来園者数の増加は本市の経済の発展と連動し、観光に携わるものがその発展に期待をしています。

そこで質問いたします。石野公園の来園者数の推移はどのようになっているのでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉クラフトパーク石野公園の過去３カ年の総入園者数を述べさせていただきます。平成19年度の総入園者数は７万2,491人、平成20年度の総入園者数は７万6,259人、平成21年度は６万3,622人となっております。なお、今年度につきましては口蹄疫の影響もあり、11月末現在の入園者数は前年比でマイナスとなっておりまして、今後集客に努力してまいりますが最終的には去年よりも少なくなるということを予想しております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　今年度の入園者数が口蹄疫の影響等で減少しているのは残念でございますが、多くの観光客を集客している施設には幾つかの共通点があると思います。大型バスの駐車場があること、運転手やガイドの休憩スペースがあること、大きくてきれいなトイレがあること、このようなことであると思います。

そこで質問いたします。現在、石野公園の入園料は無料になっていることから、大型バスが数台来ても対応できるような大きくてきれいなトイレを設置すれば、大型バスがトイレ休憩のために入ってきて来園者が伸びることが期待できると考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉クラフトパーク石野公園の駐車場内につきましては、トイレは設置してございますが現在のトイレは狭く、便器の数も少ない状況でございます。議員御指摘のとおり大型バスで来られた方々が安心してトイレ休憩できる規模のトイレを石野公園駐車場部分に設置した場合には、休憩の延長として石野公園内にも足を運んでいただける可能性も上がってくるのではないかというふうに考えております。

今後、大型バスの受け入れ態勢も含め、石野公園全体の活性化に関する関係各課による協議も始めており、議員御指摘のトイレ設置につきましても今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　19番。簑毛正勝議員。

○19番（簑毛正勝君）　石野公園は本市の観光の重要な拠点であります。観光客はその消費活動によって経済的な波及効果をもたらし、その効果は単なる旅行消費だけでなく生産波及効果や雇用創出効果、さらには地域活性化など多岐に及びますので、さまざまな工夫を凝らして石野公園の活用を図り、人吉市の観光振興を図っていただきますように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時55分　散会

平成22年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成22年12月９日　木曜日

１．議事日程第４号

平成22年12月９日　午前10時　開議

日程第１　議第 88号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）

日程第２　議第 90号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）

日程第３　議第 92号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第４　議第 94号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第 96号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第 98号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第７　議第100号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第８　議第105号　人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第106号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第107号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

日程第11　議第108号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について

日程第12　議第109号　損害の賠償について

日程第13　議第110号　損害の賠償について

日程第14　一般質問

１．川　野　精　一　君

２．村　上　恵　一　君

３．松　岡　隼　人　君

４．豊　永　貞　夫　君

５．森　口　勝　之　君

日程第15　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

・追加日程

議第111号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）

議第112号　人吉市長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号　人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	堀　　秀　行　君

市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後委員会付託をいたします。

日程の追加

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。一般質問の前に、議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）、議第112号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第113号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第114号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についての４件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、４件を日程に追加し、一括して直ちに議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆さん、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）は、特別職報酬等審議会から答申を受けまして、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給与並びに議員報酬等の減額補正と人事異動に伴う人件費の組み替えを行うものでございます。

減額する90万9,000円を同額、予備費に増額補正いたしますので歳入歳出総額の補正はございません。

議第112号から議第114号までの３件は特別職報酬等審議会から答申を受けまして、市長等の給与月額の改定、議長等の議員報酬額の改定及びこれに準じた教育長の給料月額の改定を行うものでございます。

議第112号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正する案は、市長、副市長、常勤の監査委員の給料月額を改定するものでございます。

議第113号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、議長等の議員報酬の額を改定するものでございます。

議第114号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案は、市長、副市長、常勤の監査委員の給料月額及び議長等の議員報酬の額が改定されることに準

じまして教育長の給料月額を改定するものでございます。

改正の主な内容としましては、市長の給料月額を87万8,000円から85万4,000円に、副市長の給料月額を67万1,000円から65万3,000円に、常勤の監査委員の給料月額を44万6,000円から43万4,000円に、議長の報酬を41万6,000円から40万5,000円に、副議長の報酬を38万円から37万円に、議員の報酬を35万7,000円から34万7,000円に、教育長の給料月額を55万8,000円から54万3,000円にするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　おはようございます。それでは議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）につきまして、補足の説明をさせていただきます。

予算の説明に入ります前に、今回の条例改正について御説明をさせていただきたいと存じます。

議第112号から議第114号までの３件の条例案件は、特別職報酬等審議会から答申を受けまして市長等の給与の額の改定、議員の報酬の額の改定等を行うものでございます。今回の報酬等の改定は、平成16年４月１日以来６年ぶりの改定となります。審議会において市内の社会経済状況や県内各種の改定状況を考慮して審議された結果、県内14市中で総体的に高額となっている現状を踏まえ、平均2.7％減額の改定が適当であるとの答申をいただきましたので、これに基づき減額改定を御提案するものでございます。

特別職報酬等審議会は人吉市特別職報酬等審議会条例に基づき、平成22年10月22日に設置され、同日市長から特別職の給料及び議員報酬について諮問を受けて計４回の審議会を開催され、12月３日に答申されておられます。審議の中では、本市一般職の改定率のみを基準とすることなく、他自治体の状況、市民所得推計等経済指標、家計収入や物価指数などの統計資料、財政及び税収の状況、人口動態などの各指標を多目的に検討され、県内他市の状況と比較しても総体的に高額となっている状況を踏まえ、改定率の検討については本市と熊本市を除いた県内他市のそれぞれの職の平均額との比較により求め、激減緩和の観点からもっとも格差の小さい議長職の格差率マイナス2.73％を基準として四捨五入で千円単位の調整を行い、平均マイナス2.7％の改定となっております。なお、教育長につきましても特別職に準じた減額改定を行うものでございます。また、実施月につきましてはできるだけ速やかにとされた答申を尊重し、平成23年１月１日から施行予定でございます。

それでは、予算書の１ページでございます。第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出総額の補正はございません。歳入がございませんので歳出でございますが、事項別明細書の６ページからでございます。

今回の条例改正が本市一般会計に与える影響といたしましては、特別職及び教育長の給料

が18万3,000円の減額、議員報酬が60万3,000円の減額、共済組合負担金が12万3,000円の減額、合計の90万9,000円の減額となります。また、11月29日に発令いたしました人事異動に伴い、２款総務費から７款商工費へ人件費の組み替えを行っているところでございます。

予算書の11ページをお願い申し上げます。14款予備費を90万9,000円増額いたしております。

以上で、議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）につきまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　質疑もないようですので、追加議案についての質疑を終了いたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）（登壇）　皆さん、おはようございます。４番議員の川野精一です。ことしも残すところあと20日余り、正確には23日となりました。振り返ってみますと、昨年からの新型インフルエンザの流行、口蹄疫の発生など感染症による健康、畜産、経済への大きな影響が一番に思い浮かびます。人吉球磨のすべての産業にとっても本当に大きな痛手となりました。そしてまた、ノロウイルスによる感染症が拡大しています。感染症対策の基本は正しい知識と正しい情報を得ることだと考えますので、市民の皆様もくれぐれも御注意いただきたいと思います。

今回の質問通告は、一つ目に、感染症対策について、ノロウイルスへの対策。二つ目が学校給食について、学校給食調理業務選定委員会のあり方。三つ目に、市民の声から、街路樹の防虫対策と樹種転換、歩道の保全について、小河川の治水対策について、紅取山展望所の整備について、人吉市老人福祉センター温泉の温度管理について、議員定数問題に対する市長の見解を行っております。同僚議員の質問と重複します件につきましては、私なりの視点で簡潔に質問を行いたいと思います。

まず、感染症対策について。ノロウイルスへの対策ですが、ことしはノロウイルスが原因と見られる感染性胃腸炎が今までにない早いスピードで拡大しています。神奈川県ではノロウイルス食中毒警戒情報を発令し、消費者や食品取扱業者に対して食中毒予防の注意を喚起しました。また、奈良県内の幼稚園や小学校では120人が下痢や嘔吐の体調不良を訴えています。また、九州内では大分県での拡大がメディアでも取り上げられております。昨年はイ

ンフルエンザの流行で意識的に手洗いを実行する人が多く、感染が抑制されたという分析もなされていますので、基本的な予防策の実行を喚起する必要があると思いました。

そこで質問ですが、人吉市におけるノロウイルス対策はどのようになっているのでしょうか。福祉部、高齢者と幼児への対応、教育部、小中学校、給食センターへの対応、経済部、農業、観光への対策でのそれぞれの対策をお伺いいたします。

以上、１回目の質問です。

○健康福祉部長（中村明公君）　おはようございます。お答えいたします。

ノロウイルスとは感染性胃腸炎を引き起こすウィルスの一種で、感染力は極めて強く、手指や食品、特にカキなどの二枚貝を介して経口感染し、発熱、下痢、吐き気、嘔吐、腹痛などの症状を引き起こします。ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は一年を通して発生していますが、特に冬場に流行し、本県におきましても10月後半から徐々にふえ始め、11月22日から28日までの熊本県感染症情報によりますと733件、人吉保健所管内ではそのうち50件の報告があっております。予防対策といたしましては、石けんを使っての手洗いの励行、調理器具の洗浄と塩素系消毒剤による消毒の徹底、食品の十分な加熱などを徹底することが大切です。

まず、高齢者への対策といたしましては、平成22年11月25日付で厚生労働省からの通知を受けまして、市の管轄である地域密着型看護サービス事業所、老人趣味の家、老人福祉センター等に対し予防策を記載しました感染症対策の徹底についての通知をしたところでございます。なお、県管轄の福祉施設等や介護サービス事業所につきましては、県から直接同様の通知がなされております。また厚生労働省の感染症予防対策マニュアルに基づいて、各福祉施設及びサービス事業所は常時あらゆる感染症対策を講じておられます。今回の大分県の流行の報道を見て、職員間での予防の徹底を強化し、調理部門の職員の検便等を行うなどみずから積極的な予防対策を実施されている施設もあるようでございます。

次に、幼児の予防対策についてでございますが、保育園等におきましては食事の前やトイレの後など、いろんな場面で十分な手洗いを指導されています。また、園内ではノロウイルスについて殺菌効果のある塩素系消毒剤を用いて必要な場所に散布したり、器物についてはふき取ったりして対応されています。各保育園におきましては、厚生労働省が作成しました保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、衛生管理マニュアルが作成されていますので、これに基づきあらゆる感染症対策を講じられております。

今後、健康福祉部といたしましてはホームページの掲載や啓発チラシ等を作成し、老人クラブなど各団体や組織への周知、さらに乳幼児や高齢者訪問時などあらゆる機会を通してノロウイルスによる感染症予防及び流行を最小限に食いとどめるための普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。学校関係についてお答えいたします。

学校では抵抗力が弱い児童・生徒が集団生活をしており、さまざまな感染症が発生しやすく、また学校内で感染が拡大しやすい状況にあります。11月30日現在でノロウイルス等を原因とした感染性胃腸炎の発生件数は小学校２件、中学校２件の計４件の報告があっております。

教育委員会としましては、児童・生徒が日々の手洗いの励行を初めとした予防の徹底や嘔吐物等の処理の方法、また日常、児童・生徒の健康観察の徹底を図ることを各学校に周知するとともに感染情報の速やかな把握に努め、必要に応じて市内での発生状況についても情報提供を行い、学校が早期に予防対策を講じることができますよう努めています。また、保護者に対しましても、各学校が保健だよりなどを通じて家庭でも注意していただくようお願いをしているところでございます。

給食センターにおきましては、日ごろから徹底した学校給食の安全管理に努めているところでございます。特に、学校給食衛生管理基準の中にも、ノロウイルス等に適切に対応することが明記されておりますので、学校との連携を密に取りながら、この基準に基づく作業工程や安全衛生の徹底に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。私からは農業、観光産業の面からお答えいたします。

このノロウイルスは食中毒や感染症を引き起こすため、熊本県保健福祉環境部、人吉市では人吉保健所でございますが、社団法人熊本県食品衛生協会等と連携し、対応に当たっていただいております。食中毒や感染症の予防のため、農産加工に取り組まれる農家を初め、宿泊所や飲食店と食品営業関係者などへの研修会を７月、８月、11月に開催されておりまして、今後も引き続き研修会を予定されているというふうにお聞きしております。

本市の農業観光におきましても、去る12月２日に人吉球磨地域で農家民宿を開業されている方々を対象とした食品衛生講習会を球磨地域振興局にて開催しておりますし、観光ではイベント開催時の出店業者への食中毒への注意喚起を日ごろから促しておりますが、ことしは４月の出店説明会の折、人吉保健所から講師を招き講習会を開催いたしております。

このように今後とも関係機関と連携し、感染症対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　それぞれの対応に一安心というところでございます。農業、観光部門のイベント等でノロウイルスによる食中毒が起こった場合は、どのような対応をお取りになるのか、質問したいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

発生防止の観点から申し上げますと、食品等をイベントで出店する場合は保健所からの営業許可、または臨時営業許可が必ず必要となります。ここで保健所からの販売品目のチェックや指導を受けていただき、食中毒などの予防に努めていただきます。

万が一食中毒が発生した場合、罹患者への対応及び感染の拡散を防ぐための措置を取り、保健所等に直ちに連絡を行い、感染経路、感染原因の調査を行うこととなります。なお、賠償等につきましては原因者負担ということになります。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　確認いたしました。近年、多くの食中毒が減少傾向を示す中にノロウイルスは増加傾向にあります。その原因には感染力の強さが、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、ありまして、10から100個ほどのウィルスで発症すると言われます。また11月から３月、冬の時期に多く見られ、一般的には冬場の食中毒の原因はほぼノロウイルスと言われています。

患者の症状は、健康な人ならば二、三日で回復されると言われますが、高齢者や子供、病気などで体力が弱っている人には特に注意が必要です。また、感染経路は主に二枚貝と患者の嘔吐物から感染されるとされ、嘔吐物が乾燥し、粉じん化して多くの患者を発生させた例もありましたので、嘔吐物の処理には特に注意が必要です。その際の危険区域は直径４メートル以内、高さは160センチまで飛び散る可能性があるとされ、室内の換気をよくして正しく処理する必要があります。消毒には次亜塩酸ナトリウムが効果的とされ、逆性石けんやアルコールでの消毒効果は十分ではないとされています。

これはサンプルでいただいたものなんですけれども、この中には次亜塩酸ナトリウム、それと希釈する用のボトル、そしてマスク、手袋と嘔吐物を収納するビニール袋、それに嘔吐物を凝固させる凝固剤が入っております。こういったものも市場でいろんなメーカーから販売されておりますので、こういったものもいろんなところで準備されるといいんではないかなというふうに思います。

感染防止には念入りな手洗いの実行、それからトイレ用便後には特に注意が必要で手洗いを二度すべきとか、食品を扱う人は専用のトイレを使用することなどのお達しもありますので、老人福祉施設や幼稚園、保育園、学校ではできる限りの消毒が必要と感じています。また飲食店を営む方々にとっては感染原因がどのような経路であれ、経営上、非常にリスクを負う問題です。行政でてき得る限りの注意の喚起をお願いいたします。

次に、学校給食調理業務選定委員会のあり方について質問いたします。本件につきましては、議長あての申入書の提出があり、一般質問初日に笹山議員、福屋議員、昨日の二日目に西議員が質問をされております。詳細については私も所属します所管の総務文教委員会でし

っかりと審議をする必要を感じております。そこで、この場では三つのことを伺います。

一つ目は、申入書の提出を教育委員会はどのように考えているのか。二つ目は、委員会開催の日数が４年前の委員会開催時と極端に少ないと感じますが、その理由は。三つ目は、これは委員長である林副市長へお尋ねいたしますが、委員の中で現役と言える学校関係者３名が欠席した第１回委員会で、進行上での支障や意見の集約での問題はなかったのか、以上をお尋ねします。

○教育長（堀　秀行君）　おはようございます。お答えをいたします。

委託業者選定は市民の間でも非常に関心の高いところでございます。それで、教育委員会といたしましても公平性・透明性・客観性を重視して慎重に準備してまいったところでございますけれども、選定委員の一人が疑問と不安を抱かれ、このような申し入れをされたことについては大変驚き、残念に思っているところでございます。

今回の委託業者選定に関しても、前回の選定事務を詳細に検証し、他自治体の事例等も参考にさせていただきながら準備を進めてきておりまして、私たちといたしましては申入書にあるような本来の趣旨を逸脱した事実があったとは考えていないところでございます。今後の委託業者選定事務につきましても、さらに公明に適正に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

前回、４年前は本市にとって初めての学校給食調理業務の民間委託でございまして、審査方法、選定基準や募集要項をすべてこの選定委員会で新たに作成し、引き続き選定の実務を行っております。そのため、選定委員会も十数回を開催する結果となったようでございます。しかし、今回は事務局において前回の資料を検証し、他市の事例等を参考にして作成した原案を選定委員会で審議していただく方法をとったこと、また選定委員会でやるべきことを選定委員会要項に基づき整理したことにより、２回開催を予定しているものでございます。と言いましても、球磨郡内では錦町１回、多良木町３回、最近プロポーザルを実施した自治体では新潟県上越市２回、東京都葛飾区２回でございまして、前回の回数から大きく減ったから２回という回数が少ないということではないと考えております。

以上、お答えいたします。

○副市長（林　健善君）　おはようございます。

御指摘のように第１回選定委員会では学校関係者の委員３名が欠席されましたけれども、９名の委員の出席があり、選定委員会要項に基づき会議を開催したところでございまして、会議の開催自体に問題はなかったと考えております。

欠席された３名の委員の方々へは、会議後に事務局から会議の報告、内容の説明に直接出向いております。その際にいくつか御質問もお受けいたしましたが、最終的に３名の委員の

皆様から、よくわかりました、よくできておりますとのお言葉をいただいているということでございますので、十分に御理解をいただいたものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　４年前、官から民への委託業者選定、そして今回の調理業務選定においても保護者や私たち議会が第一に望むことは子供たちの食の安全です。もちろん市執行部も同じ考えであるはずです。過去に大いに意見を交わして現在を迎えたように、今回も大いに議論し、よき道を導き出していきましょう。この件の質問は終了いたします。

次に、市民の声より。夏の終わりから私にできる範囲で意見交換会を行ってきました。妻や友人たちとビラを配り、そして公民館をお借りしての小さな座談会です。本日まで計５回の意見交換会しかできませんでしたが、会場での意見交換はもちろんビラ配りの最中にいただいた御意見や励まし、叱咤などすべてが私の財産になっています。今回いただきました御要望の中から五つの質問を行います。

一つ目は街路樹の防虫対策と樹種転換、歩道の保全についてです。この質問には、以前に一般質問で取り上げた項目でもありますが、地域住民の皆さんから強く要望のあったものです。この夏、下林願成寺線の上・下・摩瀬、温泉町にかけての街路樹に毛虫が異常発生しました。地元住民の方から市へも直接苦情があったと思いますが、稲刈り前の田んぼへの配慮もあり、早急な対応ができなかったと伺っております。その間、苦情が私のほうにも寄せられましたが、担当課の御尽力で９月29日、10月４日、10月５日と、まだ虫が残っていたので、もう数日費やして駆除をしていただきました。専門家の話によれば前もって防虫対策することができると聞きましたが、可能でしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。お答えいたします。

ことしの６月議会における川野議員の一般質問、害虫駆除についておきましてお答えをさせていただきましたとおり、街路樹の害虫駆除につきましては発生した都度、管理委託業者により駆除等の適切な対応をいたしております。これは、平成19年に環境省及び農林水産省から出されました住宅地等における農薬使用についての中の、農薬使用者等は病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うことや、特に公園等における病害虫防除に当たっては被害を受けた部分の剪定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合には誘殺、これはエサなどで捕らえるということでございます、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には最小限の区域における農薬散布にとどめることという遵守事項に従っているものでございます。

私どもといたしましては、ただいま申し上げましたような国からの指導事項を遵守し、公

園や街路樹等の病害駆除につきましてはこれまでどおり発生を確認した後、必要に応じ薬剤等の散布を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　６月と同じ御答弁をいただきました。質問が同じでしたからですね、済みません。というのが、この地域の街路樹は、もちろん御存じでしょうけれどもナンキンハゼという樹種でありまして、紅葉はきれいなのですがことしは毛虫に全部食べられて、半分ぐらい食べられてしまいました。樹質はもろくて強風で幹や枝が折れるほか、成長は早くて街路樹には不向きという話も聞きました。また、繁殖力は強くて御溝川の合流する福川の河川内にも増殖し、これはこれで問題であると思います。

住民からも樹種転換を望む声や、いっそ切ってくれという強硬な御意見もありますが、街路樹の樹種転換をする計画はありませんでしょうか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

街路樹の樹種転換は行わないのかというような御質問でございますが、まず現在ございます街路樹を伐採し、樹種ますの中の幹や根を取り除くため周辺の歩道や車道を掘りおこし、縁石等を取り外す作業が出てまいります。それから、植樹ます部分の土を入れかえ、新しい樹木を植栽し、最後に掘りおこした歩道や車道の舗装復旧を行うといった作業が必要となってまいります。ただいま申し上げましたように、樹種転換となりますと除根等を伴うかなりの工事となりますし、多額の予算も必要となりますので、単に樹種転換工事のみを行うより歩道整備工事と一体的に行うほうが、より効果的であるというふうに考えております。

こういった観点から、樹種転換を行います場合は歩道整備工事と一体的に行いたいというふうに考えておりますが、歩道の整備につきましては現在、人吉球磨能力開発センター北側の市道の歩道両側の整備を行っておりまして、現在のところそのほかの箇所につきましては歩道整備の計画はございません。したがいまして、街路樹の樹種転換につきましても今後の計画は今のところないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　現在、街路樹の根が歩道を持ち上げ、高齢者の歩行に支障があるというところがあり、下・摩瀬町内から歩道整備の要望が出ていると思いますが、整備計画はありませんでしょうか、質問いたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、歩道の整備工事につきましては現在、人吉球磨能力開発センター北側の市道の歩道両側の整備を行っておりますけれども、今のところその他の箇所につきましては歩道の抜本的な整備計画というのはございません。議員御質問の箇所につき

ましては、街路樹の根が歩道のアスファルトを持ち上げ、通行の支障となっているところもあるようでございますので、早急に点検し、緊急を要するものにつきましては日常の維持管理の予算におきまして部分的な補修を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　部分的な補修だけでも少し進展でございます、ありがたいです。今度は来年度予算での検討をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、小河川の治水対策について質問いたします。まず、中神町大柿地区の樋門、大柿排水樋管についてですが、樋門の内水排除がうまくいかないことから地元の方からは大谷川と県道人吉水俣線の取りつけ位置をかえてほしいとの御要望が数多くあります。以前、議会でも取り上げられたと思いますが、再度お尋ねいたします。これは可能でしょうか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

川と道路の取りつけ位置をかえてほしいというような御要望でございますが、河川につきましては準用河川大谷川でございまして、人吉市が管理をいたしております河川でございます。この河川を県道人吉水俣線の南側の山側に付けかえることにつきましては以前検討を行ったところでございますが、山側斜面の勾配が急なために川幅の確保が困難でございまして、また球磨川合流部の護岸工事も困難を要することから、河川の付けかえは厳しいものと思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　大変厳しいということでございました。それでは、内水はんらんによる被害を軽減させるために、大柿排水樋管のポンプの数をふやし排水力を高めることはできませんでしょうか。また、筌場排水樋管も同様にポンプ数をふやせませんか。そして出水川排水樋管はマニュアルに沿ってポンプを稼働させていることは理解しておりますが、稼働のタイミングを早めることはできないでしょうか。それぞれの樋門付近に田畑を持つ農家の方々は大変心配されています。以上、御質問いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、川野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

３カ所ということで少し長くなりますがお許しをいただきたいと思います。

まず、大柿排水樋管でございますけれども、水中ポンプの稼働を早めてほしい、ポンプの数をふやせないかというような御質問でございますけれども、まず、本年度に８インチの水中ポンプ４台を購入いたしまして、ポンプを確実に早く稼働できるように現在対処しているところでございます。また、設置するポンプには排水能力の向上を図るため、折れ曲がりにくいサクションホースを取りつけるようにしているところでもございます。ポンプの増設の件につきましては、今回購入した新たなポンプと、これまでリースで調達いたしておりまし

たポンプをあわせて設置できるものと考えているところでございまして、増設について業者と今後協議をしてまいりたいというふうに存じます。

次に筌場排水樋管でございますが、人吉土地改良区所有の常設の内水排除ポンプをいつでも稼働できるように、電源設備を整備してほしいと地元土地改良区の方々から要望があっておりましたので、本年度工事の発注を行い、水道局施設内に電源設備を設置したところでございます。また、市が設置する水中ポンプの数をふやせないかとの御質問でございますけれども、内水排除用の水中ポンプは現在、建設業者へ設置をお願いしておりますが、使用するポンプにつきましては自社所有のポンプであったり、またはリース業者からのレンタルの対応をしていていただいているところでございますが、ほとんどの業者がリースによる調達のようでございますので、市場に出回っているポンプ、発電機の数が限られていると考えているところでございます。確実にいくつ増設が可能か今後検討してまいりたいと存じます。

最後に、出水川樋管でございますが、ポンプ稼働のタイミングを早められないかという御質問でございます。現在、国土交通省管理の樋門・樋管における増水時のポンプの設置の基準といたしましては、球磨川の水位を基準として各樋門・樋管をＳランク、Ａランク、Ｂランクに区分し、一定水位に達しましたら担当いただいております業者へ設置を依頼しているところでございます。基準水位は、Ｓランクにおきましては国土交通省人吉観測所水位が1.8メートルを超えたとき、Ａランクは2.0を超えたとき、Ｂランクは要請の都度設置するというふうに定めております。

次に、区分ごとの樋門・樋管箇所でございますが、Ｓランクが２カ所指定しており、一つは議員お尋ねの出水川排水樋管、もう一つは大柿排水樋管でございます。次に、Ａランクは上新町排水樋管等12カ所の指定でございます。次に、Ｂランクは下青井排水樋管等３カ所指定させていただいております。このようなことから、出水川排水樋管の内水対策は最も早い対応を行っているところでございますが、現在、熊本大学及び国土交通省の協力のもと、出水川排水樋管に球磨川と出水川の水位状況をカメラで監視する計画を進めております。これらの機器が整備されますと、熊本大学のホームページを閲覧すればリアルタイムで出水川の状況を把握することが可能になりますので、さらに早めのポンプ設置に大いに活用できるのではないかと考えているところでございます。地元の皆様の不安を少しでも払拭できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。できましたら、いや、ぜひとも同じＳランクの大柿排水樋管への監視モニターの導入と、それから国・県との協議をしていただいて市内の河川樋門への監視モニターの導入を検討していただきますようお願いいたします。

続きまして、紅取山展望所の整備についてですが、市民の皆さんから簡易水道とトイレの

設置を望む声を多くいただきました。当展望所からの眺望はすばらしく、観光パンフレットやポスターなどでもよく使われ、田中市長初出馬の際のマニフェストパンフレットの表紙にもなりました。また、元日の初日の出を迎えるスポットとしても人気があります。簡易水道とトイレの設置は可能でしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

紅取山展望所は県有林の紅取団地内にありまして、眺めがよく、市街地が一望できるという立地条件から、地元の方がイスなどを設置していただき、毎年除草などして整備をしていただいております。山林所有者である県のほうに簡易水道とトイレの設置計画、今後の方針等をお尋ねしましたが、紅取団地は元々木材等林産物の生産を目的とした山林であり、公園ではないということから、県ではその整備や管理は考えていないということでございました。本市としましてもトイレの設置には防犯面の課題があることなどから、現在のところ整備は考えていないところでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　それでは、市が山頂を県から借り受けて公園化することはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

紅取山につきましては、晴れた日には眺望もよく、人吉盆地が見渡せ、冬の季節には雲海も発生し、人吉の絶好のビューポイントで写真撮影など多くの方々が利用されております。議員御提案の山頂を借り受けるとなりますと、トイレの設置など防犯面の課題と同様に山林火災が発生した場合の補償問題などリスクがありますので、今のところ借用は難しいものと考えております。

観光の視点から検討しておりますのは、この周辺地域には紅取山のほか三日原観音や鹿目の滝といった観光素材がありますので、このような素材をルート化するような案内標識の整備やパンフレットなどによる宣伝ＰＲを行ってまいりたいというふうに、今、考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　公園化もちょっと難しいようでございます。なんとか仮設でもつけていただければなというふうに思うところです。こういう要望はよく伺う要望でして、以前にも議会でも取り上げられていると思います。いわば住民の念願でもあるわけなので、せめて仮設だけでもつける方法ができないか御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次に人吉市老人福祉センターの温泉の温度管理、お湯が熱くて入りづらいについてですが、昨日の簑毛議員の質問と重複いたしますので割愛いたしますが、以前ある方が

これから寒くなるからお湯は熱かほうがよかと言われていました。湯舟や浴室、脱衣所と温度差があればあるほど脳卒中や心不全の危険性が高まります。特に、高齢者が使用する施設です。早期改善をお願いしたいと思います。

そして市長へ質問ですが、高齢者の福祉を目指すこの施設を今後どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。お答えいたします。

当初マニフェストでは温泉特区というふうに明示をしておりましたけれども、その中で温泉特区が難しいということで、さらに代替案をお示しさせていただきました。その代替案というのが、高齢者だけではなく多くの市民の観光客に親しまれる老人福祉センターの改築の件等につきましてお話をさせていただいたところでございます。

しかし、その後平成21年６月議会や平成21年９月に行われましたローカルマニフェスト検証大会でお答えしましたとおり、地元温泉町内の各関係団体への聞き取り調査の結果、温泉の湧出量が不足することや交通混雑が懸念され、子供をお持ちの保護者から交通事故が心配との声も上がっておりますことなどから、老人福祉センター建設の代替案につきましてはかなり困難であると考えているところでございます。現在、今の状況、環境を見守りつつ補修程度に終わるのがよいのではないかと存じております。

また老人福祉センターの老朽化問題につきましては財政的な問題もございますが、いずれは建てかえを検討する必要があると考えておりますが、その折にも湧水量や交通混雑も重要な検討課題になってくるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　これも以前に御答弁いただいた内容とほぼ変わらず、ただ、建てかえの意思がおありになるというふうに受けとめました。諸問題を解決していきながら市民の憩える温泉施設、高齢者の福祉に寄与できる施設として発展していければなというふうに思います。

それでは、最後の質問となりました。これまでのいろんな座談会での一番の話題は、市議会議員の定数問題でした。さまざまな御意見をいただき、私の中でいろいろな思いがめぐりましたし、それを素直にお話ししたつもりです。今回はおのれの修練と受けとめて頑張ってまいりたいと思います。その際に名古屋の河村市長や阿久根市の竹原市長の話題が上がり、田中市長さんはどぎゃんふうに考えとんなっとだろうか、聞いてみてんという話になり、市長の率直な見解をお尋ねする次第です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず初めに町内会長の皆様方、また町内会の皆様方、議員の皆様方におかれましても日ごろから本市発展のために御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして改め

てお礼を申し上げたいというふうに思います。

定数削減の件に関しまして、町内会と議会にねじれが生じているとのことでございますが、それぞれのお立場で本市の市政発展のために真剣に取り組んでいただいているということではなかろうかと存じております。先日の、市長と語る“かがやき”づくりトークにおきましても川野議員同様の御質問がございまして、お答えさせていただきましたが、議会は独立した機関でございまして、議会改革は市民の考え、思いを受けとめ、議会みずからがどう判断されるかでございまして、市長は議会改革に対し、こうあるべきと申し上げる立場ではないというふうに思っております。いわゆる阿久根市長、名古屋市長とは立場を異にするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野精一議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございました。これを持ちまして、一般質問のすべてを終了いたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）（登壇）　おはようございます。６番議員の村上でございます。今回は３点通告しております。市民の声から、石野公園内の伝統文化工芸館の展示品について。そして、雇用問題、雇用情勢の悪化にどう対応する。そして、河川行政、ふるさとの川　曼荼羅川についてということで３点通告しております。

順番を少しかえまして、石野公園内の伝統工芸館の展示品については一番最後に行います。よって、雇用情勢について、最初お聞きしたいと思います。四文字略語、政権交代、景気回復、いろんな言葉がございますけれども、これは景気回復という言葉を使い続けてもう何年になるんだろうというふうに思います。突然やってきたリーマンショック以来、雇用情勢は悪化するばかりで依然厳しい状況が続いているということでございます。一方で、こんなニュースも耳にしました。若者が物を買わなくなった、最近時折耳にするフレーズである。ファッションも食も極力節約し、自動車も買わず、旅行にも行かず、せっせと貯金に励む、そんな若い世代が消費市場の新しい主役となりつつある。なんと悲しいニュースなんですね。しかし、こんな若者をつくったのは私たち親の世代なんだということなんです。買い物の楽しさを教えなければならないということ自体が異常であると思っております。私なりに、こ

のニュースを見て分析してみたんですけれども、なぜこのようなことになったのかなと考えましたら、やはり携帯電話なんですね、情報ツールの。料金体系はかなり安くなりましたけども、この携帯電話に数万を費やす若者が非常に多いですね。ですから、洋服も買わない、また衣料品の値段もかなり激安の価格になっておりまして、昔は例えばデニムパンツ、ジーンズを買うにしても１万前後の商品を普通に買っていましたけども、1,980円とかへたしたら980円ですから、これじゃちょっと話にならない、景気はよくならいと私は思う次第でございます。

１週間ほど前の新聞に、総務省が発表した10月期の完全失業率の記事が出ておりました。タイトルは失業率悪化5.1％、しかし求人は６カ月連続に改善していると。少し明るいニュースかなと感じたわけなんですけれども、ここで質問ですが、10月期の有効求人倍率の県平均と人吉球磨の数字はどのようになっているのかお聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

お手元の配付資料にもございますように、熊本県労働局発行の熊本職業安定業務月報によりますと、県内の10月期の有効求人倍率はパートを含む現数値では平均0.52倍となっております。球磨公共職業安定所管内では0.38倍となっており、県平均と比較して0.14ポイント低い状況でございます。現状といたしまして、球磨管内のことし６月期は0.29倍でございましたが、その後10月期までに0.9ポイント上昇しており、穏やかな回復の兆しは見られる状況ではございますが、なお厳しい雇用情勢となっているところでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　県平均が0.52倍、そして郡市が0.38倍、緩やかな回復の兆しというような表現をしていいのかどうかわかりませんが、しかし実感として伝わってこないんですよね。周りにも失業された方がかなりおられますし、来年の春卒業の子供さんをもっておられる親御さんから、就職が決まらずに悩んでおりますというふうな、そういう悩みの声が届きます。村上さん、どうにか仕事探してくれんですかと言われますけれども、うちの娘も失業しておりましたので、なかなか厳しいんですよということで返答するしかないわけなんですよね。

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、過去３年間の有効求人倍率の推移、そして県内の他市との比較はいかがでしょうかということでお聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

球磨公共職業安定所のパートを含む有効求人倍率は平成19年度0.51倍、平成20年度0.36倍、平成21年度0.27倍という右肩下がりの状況にございました。平成22年度は先ほど説明しましたとおり、10月期で0.38倍とわずかではありますが上向きに転じているといった状況でございます。

県内他市との比較ということでございますが、県内公共職業安定所別の有効求人倍率でお答えさせていただきます。平成22年度10月期で比較しますと、熊本が最も高く0.64倍、次いで菊池と阿蘇が0.53倍、上益城0.46倍、八代と天草が0.41倍、宇城0.40倍、球磨0.38倍、水俣0.32倍といった状況になっておりまして、県内地域で比較しますと、おおむね県南地域の雇用情勢において厳しいといったような数値になっていることが伺えます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　お手元にある資料を見ていただければと思いますが、約１年間たどってみてみますと県内の最低ラインを球磨人吉そして宇城、水俣、この３カ所が競い合っているような現状なんですね。12カ月で見てみますと、人吉球磨が３回、最低ラインであります。そして宇城が２回、水俣が７回ですから、今部長が言われましたように県南地域が非常に厳しい状況であるということみたいです。

また、新聞記事によりますと、大学生や高校生らの就職状況の厳しさなど反映して15歳から24歳までの若者の完全失業率の9.1％ということで一番高いということなんですね。これは緊急非常事態じゃないかなと思う次第でございます。それでも難しい問題だと思いますが、どうしてこの人吉球磨が県内最低ラインをさまよっているのか、分析をされたことはあるのでしょうか、お聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

過去５年間の有効求人倍率を見ましても、球磨、水俣、天草の公共職業安定所の数値は県内では常に低い倍率というふうになっております。そのようなことから、人吉球磨を初め県南地域におきましては景気低迷の長期化に加え、企業進出等による雇用創出や雇用の場の確保、拡充がまだまだ整ってないということも要因として考えられます。また、一方で球磨公共職業安定所の分析によりますと、球磨管内においては民間の求人情報誌がないために求職者の多くがハローワークを利用していただいている状況でございますが、しかしながら熊本などの都市圏におきましては、民間情報誌のあっせんにより求職者がハローワークを利用しない場合があるというのも数多くありますので、結果的に求職者数が減少して有効求人倍率が高くなるといった外的要因も考えられるようでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　なるほどと思う次第です。この地域に民間の求人情報誌あつまるくんの求人案内とかいろいろございますね、フリーペーパーが。このようなものがないために求職者の多くがハローワークに流れている。情報源としてそこに行くしか情報が入らないということなんですね。そのことによって有効求人倍率が低下するという、数字のマジックもあるのではないかということなんですね。確かにそういうことかもしれませんね。

数日前、球磨商業高校で球商百貨店がございまして、あそこにちょっと行きまして、ちょうど校長がおられましたものですから、校長と立ち話になったわけなんですけれども、就職状況のことをちょっとお聞きしたんですね。生徒の卒業予定の３年生が170人ぐらいおられるらしいんですけれども、その中で就職希望者は約80人らしいです。内定は55人ほどで、まだ25人が未定の状態であると。でも、この数字を聞いたときに170人のうち80人が就職希望者ということは進学者が90人いるということなんです。実業高校でこのような状態ですから、高校としては就職あっせんをさけて専門学校なり上の学校にやってそれを進めていきたいというのが何か見えている、見え見えというか。しかし、親としては実業高校に出したんだから、本来ならば地元で、あるいは県内とか九州内で探していただきたいというのが気持ちなんですけれども、なかなか地元の求人が出てこないという状況らしいんですね。年明けてから、へたしたら２月ごろぽっと入ってくるというような状況ということで、校長としても悩みますということをおっしゃっておられました。

今は補助制度を使ってキャリアサポーターという制度があって、民間からのそういう就職あっせんをする。能力のある方を１年間嘱託で入れて、サポーターとして頑張っていただいているというような現況であるということでございました。

そこで質問なんですが、21年度以来緊急雇用対策事業、さまざまな事業が行われてきましたけれども、この事業の総額と雇用数はどのくらいになったのか。そしてもう１点は、観点が違いますけれども、市内の企業への融資制度の利用状況はどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

緊急雇用対策事業につきましては、昨日の立山議員にも御答弁させていただいたところでございますが、熊本県の基金事業を活用しましたふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業、それに加え市単独の緊急雇用事業という形態になっております。

まず、ふるさと雇用の事業総額と雇用数でございますが、平成21年度が事業費3,097万7,000円、雇用人数が20名、平成22年度が見込みとなりますが事業費3,170万2,000円、雇用人数が16名の継続というふうになっております。

次に、市単独と緊急雇用創出基金事業を合算しました緊急雇用創出対策事業は、平成21年度が事業費１億1,133万5,000円、雇用延べ人数が264名、平成22年度見込みが事業費１億1,951万5,000円、雇用延べ人数が147名というふうになっております。

２点目の市内企業への制度融資の利用でございますが、本市の中小企業融資制度の過去３年間の実績につきまして、「平成22年度」が経営安定資金制度が４件の4,250万円、特別小口資金が３件の800万円、短期資金が５件の1,900万円、計12件の6,950万円の融資実績というふうになっております。平成21年度が短期資金の３件、1,050万円のみの融資実績。「平成21年度」は11月末現在で経営安定資金が１件の500万円、短期資金が１件の500万円、

計２件1,000万円が実績になっております。

現在、本市の制度融資の御利用が少ない要因といたしましては、融資を必要する多くの中小企業が平成20年度10月からスタートしております国の緊急保証制度、いわゆるセーフティネット認定による融資制度を受けているということによるものでございます。この緊急保証制度は国が金融危機対策として導入いたしました制度で、中小企業が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が返済を全額保証するというものでございます。金融機関においては損失が生じるリスクが減るため、市内の中小企業事業者を対象に保証制度を利用するセーフティネットの認定件数が増加しております。参考としまして、その利用者は平成20年度の認定件数が220件、平成21年度が118件、平成22年度が11月現在で58件といった実績でございます。

以上でございます。

済みません。今ちょっと間違って言ったそうですので訂正させていただきます。本市の中小企業融資制度の過去３年間の実績というところで、まず「平成20年度」と言うべきところを「22年度」と言ったようでございますので訂正方お願いします。それから「22年度」と言うところを「21年度」と言ったそうですので、そこも訂正方よろしくお願いいたします。どうも御迷惑かけました。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　緊急雇用対策事業には市単独の事業を加えると三つの形態があるということです。しかし、そのすべてが直接雇用という形になっているようです。相当数の方々が、行き先の見えない苦しい思いをされていた方々が救われたんじゃないかなと、数百人の方々救われているということでは、この事業が生かされたというふうには思っております。

しかし、中小企業への制度融資に関しましては市経営安定資金と、そして特別小口資金、短期資金、非常に利用が少ないということで、ただし、国の緊急雇用保障制度、セーフティネット認定による緊急保証制度のほうに流れているというのが現況のようです。私のところにも銀行が、何か借らんですか、借りるあれはないですかとかよく来ますけれども、確かにこっちに流れているんじゃないかなと思っております。

21年度の決算特別委員会の審議の中でもこのことが取り上げられまして、指摘要望事項として市に提示した内容としましては、実施された緊急雇用対策事業の検証と分析を行い、各種団体と連携を密にし、さらなる離職者等の就業機会の創出や中小企業制度融資の拡充等による景気向上のための対策を講じられるよう要望するということで要望をしております。

ここで質問なんですが、中小企業との連携、つまりは商工会議所などとの情報交換などの連携はとれているのか、お聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

商工会議所との情報交換や連携でございますが、商工振興課を担当所管課として毎月、月

初めに定例会を開催いたしておりまして、地域経済の活性化につながる商工業の振興に関する情報の共有化を図り、連携を強化いたしましてさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。また、商工会議所が事務局として組織しております人吉球磨雇用対策協議会は、行政・学校・管内事業所相互の連携により労働力の確保と雇用の安定を図り、地域の発展に寄与することを目的に活動されております。

新規学卒者、郡市内就職者激励会や就職支援事業などの開催によりまして、官民一体となった人吉球磨の雇用対策事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　商工会議所との懇談会は毎月定期的に行われているということでございました。また、人吉球磨雇用対策協議会も行われているということなんですが、私が何を言いたいかというと中小企業との連携によって雇用の掘り起こしができないかなということなんです。つまりは補助制度によって民間雇用の創出と景気の多少なりともの刺激策はできればということでございます。

例えば、Ａという企業があと一人ほしいんだけどな、この部門であと一人ほしいと。しかし、厳しいからなというところで補助制度による何かそういうもう１人を社員として雇えるような制度がないかなと、そういう方法がないかなと思うわけでございます。それは今後の課題ということなんですけれども、その課題は成功に導くためにも、私が思うには市庁舎内に労働部門の雇用関係の専門家を設けるべきではないかなというふうに考えるわけでございます。これはトップにお聞きするのが一番かなと思いますので、市長の御意見をお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

雇用情勢というのは大変厳しいというのは私も民間出身でございますのでよく理解をいたしております。ただ、高校によりましては100％就職を達成している、そういう高校もあるようでございます。それはやはり独自性、やはり採用する側に訴える大きな力を持っている高校ということでございます。何もこれが成績だけではなくて、例えば奈良県の王寺工業高校というのは大変奈良県内でも荒れた高校だったそうでございますが、今現在、就職率100％の高校でございます。球磨工業高校におきましても就職率は大変高いというふうに聞いております。よって特色ある学校づくりというのが大切ではなかろうかと思っております。

それから、事務職系等々を採用するときにやはりどうしてもパソコンが使えなければならない、せめてワードとエクセルは必要になってくると。しかし、なかなか中高年の皆様方にとってはパソコンというのは少し遠い存在となっておられる。そういうところで、なかなか求人はしているんだけれども思うような方々と出合えないというところもあるようでございます。

いずれにしましても、それぞれの向き向きのやはり職場というものをつくっていかなければならないというふうに思っているところでございますが、商工振興においてさまざまな雇用創出は、御承知のとおり人吉球磨管内全体の課題であるということは間違いのないことでございます。したがいまして、専門の課を設けることも一つの手段であろうかというふうには思っておりますが、ただ全庁的な議論・検討の中で各所各部署が連携をまずすることが大切じゃなかろうかと思っております。つまり、組織一丸となって雇用対策にただいま取り組んでおりまして、これまで以上に組織連携を図っていくことが重要であるというふうに考えております。雇用創出、雇用対策に関しましては今後も関係機関との連携を図りながら、国・県の雇用対策支援事業等を最大限に活用するとともに雇用情勢によっては市独自の対策も、いわゆる高校ばかりに独自を求めるのではなくて行政自体も何か独自な方策をやはり考え、編み出していかなければいかんのではないかと。

いずれにしましても、今進めております市政推進の三本柱である、観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、そして企業誘致の事業推進がさらなる地域経済の活性化と雇用創出につながるものであるというふうに確信はいたしております。が、しかし、これは来年、再来年、またはその後のことでございまして、いつ、それが明確に、この人吉市内だけにでも広がっていくのかということはまだ不透明と言わざるを得ない状況でございます。しかし、就職を希望しておられる方は今すぐ仕事に就きたいということでございます。やはり生活を維持していくために今すぐ仕事が必要であると。昨年、緊急経済雇用対策をさせていただきまして、さらにそれを実感したところでございます。よって、我々も何が独自性として、行政として生み出し、編み出すことができるかというのは本当にしっかりと真剣に考えていかなければならない課題であるというふうには存じております。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　市長が自分の思いを述べられまして、３月まではできないと、次の段階からやれることはやっていくというようなことだと思うんですが、じゃあ次の選挙のマニフェストにはぜひこの雇用のことをしっかりとうたって戦っていただきたいと思います。

私はやはり有効求人倍率の県内最低ラインからの脱却ということは絶対必要であるし、専門課ができなくても専門職員の配置というはぜひやっていただきたいなというふうに思っております。これはまた次年度からでしょうから、またこの議場で顔を合わせるようなことができましたら、ぜひまたそのようにやっていただきたいと思っております。この問題につきましては終わります。

次に、河川行政、ふるさとの川　曼荼羅川についてということでございます。９月議会に歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情書というものが地元町内から提出されております。陳情書には曼荼羅川のことを、大信寺の山門の真下を流れる曼荼羅川は700年近い歴史の中で地

元から愛されてきたふるさとの川です。1334年に相良家５代頼広の廉室が八坂神社との名の祇園社を建立したところ、その下から甘い清水が流れ出てきたということで曼荼羅供養を行うようになったということから曼荼羅川という名称になったというふうに解説されております。私も昔はこの曼荼羅川によく友達のところに行った折に、泳ぐというか足をつけて夏場には遊んだものでございます。子供たちの遊ぶ賑やかな声が昔は響いていたわけなんですが、今はそのような姿を見ることはできないという状況なんですね。

ここで質問なんですが、過去にも曼荼羅川の再生を願う陳情がなされていると思いますが、いつ、どのような内容で陳情が行われたのかをお聞きします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

曼荼羅川の陳情につきまして、過去に陳情がなされているが、いつ、どのような内容で行われたのかといった御質問でございますが、曼荼羅川流水復活調査検討の陳情についてといった陳情書が平成13年６月11日に提出がなされております。陳情書の内容でございますが、昭和57年頃の下水道工事により水脈が切断されたのか、そのころから流れの途絶えた川となってずいぶん久しい年月を数えております。現在は雨水がたまってヘドロの異臭がしたりなど、環境衛生上の面においても好ましくない状態であります。地域住民としても清掃を重ね、ヘドロを除き、砂利の交換等を行ってまいりましたが、抜本的な水脈等の改善がなされない限り清水の流れる川を取り戻すことは望めない状況であります。

住民の共通の願いは、流れがある心安らぐ潤いのある曼荼羅川を取り戻すための流水復活への調査、復活ができない場合の流水の確保の方法等について検討していただきたいとの陳情でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　大信寺の山門の真下を流れる清らかな流れです、そしてまた、過去林ラムネ屋がありました、東小学校の北東側の場所になるわけなんですけれども、今でもその場所はあるわけなんですけれども、潤いのある水辺の光景、水都、水の都とも言えるような光景が失われて久しいわけでございます。過去４年ほど前に岐阜県の郡上八幡に出かけたことがありまして、郡上八幡がまさに水都、水の都そのような風景が今でも見れる場所でございます。一度足を運んでいただければと思います。

この陳情の内容から流水復活を願う切なる思いを感じとれるわけでございます。この中に、昭和57年頃の下水道工事により水脈が切断されたのかもしれないというような表現があっておりますが、本当はどこのことを指して言っているんでしょうかということで聞こうかなと思ったんですが、踏み込んで聞けば、これは委員会に付託されておりますので委員会の中で再度お聞きしていきたいというふうに思っております。過去の陳情から９年間が経過しているわけなんですけれども、陳情書を受けてどのように対応されたのかをお聞きしたいと思い

ます。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

平成13年６月定例議会におきまして陳情書が採択をされましたので、まずは現況の地下水を確認するため年間を通して調査をする必要があるというふうに判断をしまして、調査に必要な予算を９月にお願いをいたしまして、早速13年度予算により10月より平成14年３月末までの６カ月間と平成14年度の予算におきまして４月より９月までの６カ月間、計１年間にわたり水位の観測調査を地元町内にお願いをしまして水位調査、データを作成したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　市の単独予算をもって地元町内に委託されて、１年間を通しての水位調査データを取るようなことをされたということなんですよね。であれば、そのデータを無駄にしてはならないわけなんですね。

一昨日ですか、水源についての質問があった際に、水道局長が水源水脈の調査をして把握しておられるというふうなことでございました。学術的には非常に難しい問題なのかもしれませんけれども、ちゃんと調査をしておられる。この問題については、９月の議会で経済建設委員会の中で陳情書が出たときにいろんな意見が出ました。委員から指摘があったのは、曼荼羅川は川辺川水系ではないだろうかと、水は高いところから低いところに流れていくというものであるからおそらくそうじゃないかと。私もそれに同感したわけでございます。過去に人高通りの下水道工事をした際に、今北泉田町の会長を務めておられます町内会長の御自宅の井戸が水位がかなり下がったということなんですね。それでまた井戸を掘り下げて復活できたということです。おそらく川辺川のほうからの伏流水ということで、地下を脈々と流れているんじゃないかなと思うんですね。ですから、やはり下水道工事、ですから曼荼羅川の北側の下水道工事が影響している可能性は非常に高いと私は思うわけでございます。

ここで質問なんですが、この辺も受けて、すべての調査のデータを受けて専門家による調査は行われたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

専門家による調査を行ったことがあるのかといった御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、平成13年度から地元町内の皆様にお願いをしまして地下水の水位調査を行い、１年間を通しての観測データを採取したというようなことでございますが、その調査を元に本格的な調査等を実施する予定にいたしておりまして、当時の国の補助事業として環境保全施設整備事業というのがございまして、補助の形態の中に井戸湧水復活再生事業がございましたのでこの事業にて実施を予定したところでございます。しかしながら平成14年度に制度の見直しがあり、良好な水辺空間創出施設整備事業として新事業への移行に伴い補助内

容も見直されまして、井戸湧水復活再生事業が削除されましたために補助事業としての取り組みができなくなり単独予算での事業も厳しいというようなことで、専門家の調査は見送りを余儀なくされたようでございます。

専門的な調査になりますと湧水量減少の原因分析と復元のための涵養源あるいは揚水の検討を行うこととなります。調査費用も相当かかりますことから、御要望の湧水復活への調査はできませんでした。このようなことから、流水の確保等について地下水調査データを基に周辺の湧水箇所の調査や水を一時ためる方法、掘削による湧水、井戸を掘り、それからの強制揚水の方法等の検討を行ったところでございますが、根本的な湧水復活にはならず、また維持管理費も相当かかるというようなことから事業の実施にいたっていないというのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　環境保全施設整備事業という補助制度を使ってやろうと思ったけれども、見直されてなくなったということですが、手法として二つを今上げられました。周辺の湧水箇所の調査や水を一時ためる方法、もう一つは掘削による覆水、井戸を掘りそこから強制揚水による方法と、水中ポンプということですかね、そのような方法を上げられましたけれども、それよりも原因をやはり究明して水脈の復活をすることが本当は最大の願いであるわけでございます。

そのときの補助事業がなかったということですが、今現在、あれから９年たっていますので国の事業として取り組める事業は現在としてはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

国の補助事業として取り組めるのが今現在ないのかというようなことでございますけれども、県のほうにお尋ねをいたしましたところ、現在こういった湧水の復活等に関します補助事業としての事業が該当するものがないというようなことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　何か悲しいですよね。本当にないのかな、再度確かめていただきたいと思います。今、人吉市の国交省の宝来町にあります工事事務所ですかね、そこの平松所長は非常に理解のある方で、あの方に私も聞いてみようかなと思っております。

もし、その対象の補助事業がない場合には、それは市の単独の予算をもってでもその専門的調査は行うべきではないかなというふうに思っております。このことは委員会でも取り上げて各委員の意見も出ることでしょう。ですから、今後速やかにこの問題が解決することを願ってやまないわけでございます。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時00分　休憩

―――――――――――――

午後１時22分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　午前中に引き続きまして一般質問を行ってまいります。

３項目通告しておりました中の一番最後の、市民の声から、石野公園内の伝統文化工芸館の展示品について質問を行っていきます。

今現在、伝統文化工芸館の中には入ってすぐ左側には今、日野熊蔵100周年の記念展を行っています。そして、ちょうど中央付近には球磨焼酎を楽しむ酒器コンテストも今開催中でございます。それ以外のスペースにおきましては秋吉コレクション、福岡にお住まいの方だと聞いております。土びなと全国の郷土玩具展を今開催中ということでございます。私も見に行ってまいりましたし、数年前から変わってないようでございます。現在展示している秋吉コレクションの借用契約はどうなっているのか、また状況及び借用の条件等はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

秋吉コレクションの契約でございますが、郷土玩具収集家の秋吉元氏が全国から集められた土びなや郷土玩具など1,288点を平成15年から借用する形で契約しておりましたが、その後平成21年度に人吉市に寄託をいただいております。借用の際に秋吉氏からは、できることなら常設展示をしていただきたい旨の意向を聞いているところでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　平成15年からということですから７年間、今は平成22年ですから７年間もの間、同じ状態で展示してきたということになるわけでございます。

このことについては市民の方から御指摘を受けました。最近、工芸館を見に行ったら、何と７年前に見た土びなと郷土玩具がそのまま展示してあったということでございます。秋吉氏から寄託をしていただいたということなんですが、スポット的に人吉球磨はひな祭りの期間中限定ということなら納得もするんですが、常設ということは理解できないんですよ。寄託の条件に、できることなら常設展示してほしいということでした。条件として、できることならですから、強制はしませんけどもということなんですよ。

ところで、この７年間というのはあまりにも長すぎると思うんですが、これからも展示していくということなんでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

石野公園展示室にはアンケート用紙を備えつけておりまして、御来園いただいたお客様の感想を聞いております。それを見てみますと、この土びなに関しまして小さい人形のかわいらしさや土びなの柔らかさなどが心を和ませ、ほのぼのとした温かみを感じるなどほとんどのお客様から御好評をいただいているところでございます。また、あれだけのコレクションを展示している施設はそう数多くもございませんので、ほかの展示も織り交ぜながら今後も展示してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　アンケートの内容からすると、お客様は非常に受けがいいと自画自賛的な答弁なんですよね。ところが、土びなや郷土玩具のかわいらしさは認めるんです、温かみも認めます、また全国の郷土玩具を一同に見ることができるということは、そういう観点からは確かに観光客の受けもいいわけなんです。しかし、７年間も同じ形で展示し続けてきたということは納得できないわけなんです。

今後も同じような状態で10年20年展示していくということなんでしょうか、お聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

さすがに10年20年というのは長すぎると思いますので、いろんなあそこの協議会とかそういうところで検討しながら、そればかりではなくて先ほども言いましたように、ほかの展示品も織り交ぜながらできれば展示していきたいというふうに思っております。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　先ほどの答弁からすると今後もずっと展示していくというふうに聞こえてしまうんですよ。そう受け取らざるを得ないわけなんです。

ところで、物産販売の事務局のあるところの建物の向かい側に焼酎館がございます。焼酎館は現在どのように活用されているのか、有効に活用されているのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

焼酎館につきましては、人吉球磨の特産品であります球磨焼酎の製造工程をわかりやすく解説してあり、また全蔵元の多彩な焼酎の銘柄を展示しておるところでございます。10月の石野公園まつりにおきまして、イベントのときに焼酎組合の御協力によりまして焼酎試飲コーナーを設け、球磨焼酎のＰＲに努めております。

今年の石野公園まつりでは球磨拳大会を初めて開催し、盛り上がりを見せておりました。そのほかにもいろんなイベントの会場として活用していただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　何か答弁漏れがあったような感じがするんですけれども、途中括弧書きのところが抜けていたような感じがします。食育のパネル展、食と農を考えよう、このイベント会場としても活用したということは知っているんですけれども、それが抜けていたような感じがするんです。伏せたほうがよかったのかなというような、意図的な感じがするんですけれども。

球磨焼酎の全蔵元の多彩な焼酎の紹介とか球磨拳大会というのは目的にあった使用だと思いますが、食育パネル展というのは別のところでやったほうがいいんじゃないですかね。カルチャーパレスとかあるいは学校関係のそのような施設でやったほうがいいと私は思います。

この焼酎館なんですが、ある程度スペースありますよね。広いですから少し整理していただいて、整理して残った空いたスペースに秋吉コレクションを常設展示というふうに持っていっていただければ、工芸館もまた別な方法で有効活用できるんじゃないかなと、これは提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先ほどの質問にもお答えしましたように、焼酎館につきましては人吉球磨を代表する特産物であります球磨焼酎の製造工程や全蔵元の銘柄を紹介してあり、また各種イベント会場として活用されております。今後の焼酎館のあり方につきましては、条例に基づく石野公園事業審議会や石野公園内の工房の方々等で組織しております石野公園企画委員会とも協議を重ねた上で、その活用方法を検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　石野公園事業審議会、石野公園企画委員会、その協議を速やかにやっていただきたい。ぜひ工芸館の展示品、秋吉コレクションが悪いとは言ってませんので、それを常設展示する別な場所を探していただいて展示館を有効活用してほしいということです。伝統文化工芸館というのは地元の工芸家の作品を展示する場として活用することが本来の姿と、私は思うわけでございます。

ところで、以前にふるさと創生資金で購入されたということを聞いておりますが、人間国宝の作品や著名作家の漆芸とか木工芸など高価な作品が奥の倉庫に眠ったままになっているということで聞いております。また、宮崎画伯の遺族から贈呈された絵画もこの倉庫に眠っていると聞くわけなんですけれども、この保管状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

議員御指摘のとおり、平成２年３月にふるさと創生資金にて購入した花瓶や鉢、壺など工芸品37点を石野公園の収蔵庫にて保管しております。一例を挙げますと、酒井田柿右衛門作の花瓶や田口善国作の飾り箱、地元久保田保義氏の大鉢などがございます。石野公園の収蔵

品につきましては、今後その取り扱いに十分注意しながら計画的な展示を行ってまいりたいというふうに思っております。また、同じ収蔵庫内に教育部所管の宮崎精一画伯の絵画も空調管理に気を配りならが一緒に保管しているところでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　私も展示館の倉庫を見せていただきました。私が事前に行くということを察知されていたのか、ある程度整理されておりまして、すばらしいお宝が棚に置いたままになっておりました、眠ったままなんですよね。陶芸品、絵画そして木工品、漆芸品、これを同じ倉庫に同居させるということはいいのかどうか、私、専門家じゃないですけれども、おそらく乾燥することを好む物、あるいはある程度の湿気、湿度が必要な物、それぞれ工芸品によって違うはずなんですよね。それを同居させているというのはちょっといかがなものかなと思うんですよ。

工芸品をもう一度メインに工芸館に展示するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。そしてまた、宮崎画伯の絵画を眠らせていてはいけない。どのような方法かで展示する方法はないのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先ほどもお答えしましたとおり秋吉コレクションにつきましては来園者の皆様から好評を得ており、その貴重性から今後も展示してまいりたいというふうに考えておりますが、このような展示の中で、伝統文化工芸館の中央展示場につきましては以前から石野公園の収蔵品の展示や、昨年７月から11月にかけましては人吉球磨工芸会会員展を開催しており、工芸品の展示を行ってまいりました。今年度も石野公園所蔵品展と人吉球磨工芸会会員展を計画しておりましたが、建物の雨漏り修繕のために中止した経緯がございます。

また今年度は展示館入り口左側横のスペースに、先ほど議員おっしゃいましたように日野熊蔵初飛行100周年記念事業の一環として日野熊蔵展を行いまして、好評を得ているところでございます。現在は石野公園まつりにあわせまして、先般全国から募集し、表彰を行いました球磨焼酎を楽しむ酒器コンテストの作品群を展示中でございます。

今後も石野公園の収蔵品とあわせまして、テーマごとに沿った工芸品の計画的な展示を行ってまいりたいというふうに思っております。このほかにも来年度は人吉球磨管内の高校美術部作品展や春と秋の期間限定で相良三十三観音パネル展など、全体スペースを計画的に活用してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

宮崎画伯の絵画343点は平成８年５月24日、宮崎画伯の御遺族から人吉市に寄贈いただき、教育部としては絵画の保管場所を持っておりませんので、先ほど経済部長から説明がありま

したように、現在、石野公園内伝統文化工芸館の収蔵庫に保管をお願いしている状況でございます。

寄贈絵画の公開につきましては、寄贈を受けた翌年平成９年度から11年度にかけ伝統文化工芸館の展示室を利用しまして、市民を初め多くの方々に鑑賞していただくため宮崎精一展を開催しております。また、人吉球磨総合美展第55回記念展を初めとし、数回にわたり作品の一部を展示公開しております。これらの絵画の今後の活用といたしましては、人吉美術協会及び人吉文化協会と協議を行いながら人吉球磨総合美展、人吉文化祭等において展示企画を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　経済部長は秋吉コレクションにつきまして、その貴重性から今後も展示してまいりたいと考えておりますと言われましたね、５回目では審議会や企画委員会と協議しながらということでおっしゃったわけなんですけど、つじつまが合わないんじゃないですかね。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先ほども審議会等と相談しまして今後展示については検討していきたいというふうに思いましたけれど、もう一つの理由としましてやっぱり秋吉コレクションの貴重性、それも視野においた上で検討したいということでございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　ということは６回目の私の質問に対して、回答は今のような答弁に変更するということですか。先ほどは審議会や企画委員会と協議しながらスペースなどを考えて検討してまいりたいと思いますと、地元の方々の工芸品等が展示できないからスペースも考えて検討していきたいと思いますということで言われたんですよね。ところが、６回目の質問にはまた貴重性から今後もそのまま、今後も展示してまいりたいと考えておりますと言われてますから、どっちが本当なんですかね。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

展示室に展示する品物は秋吉コレクションだけということではなくていろんな、先ほどから言われていますように、もともと持っています工芸品そういうものもいろいろ計画的に織り交ぜながら年間を通した展示をやっていきたいというふうに思っているところです。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。村上恵一議員。

○６番（村上恵一君）　どうも納得いかないわけなんですけれども、本当は。土びなと郷土玩具は常設展示、宮崎画伯の絵画は時折どこかで展示する、これは教育員会からですけれども、

それがスポット的な展示、これじゃ逆じゃないかなと思うんですね。そしてまた、人間国宝の作品にしても眠らせたまま、これ逆だろうと。1,288点の土びな等の展示、これは入れかえが面倒だからそう言っているんじゃないかなと私には聞こえてくるんですよね。

ですから、美術館のない人吉市にとって代役を務めるのが工芸館ではないかなというふうな感じがするんです。ですからぜひ今後検討されて、速やかに審議会、企画委員会とも協議されまして展示館の有効活用、土びなを例えば焼酎館に移すとか、あるいは土びなのコーナーを少し小さくするとか、あるいは一番いい方法としては人吉球磨はひなまつりの期間中だけ土びな、郷土玩具を飾るという方法が一番本来の姿ではないかなと思うんです。

そういうことで展示館の有効活用、そして眠っている工芸家の作品、お宝の数々を表に出すことを努力してほしい。ぜひ速やかに行っていただきたいということを要望しまして、この質問を終わります。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　皆さん、こんにちは。

ここ数日間の冷え込みでうっすらと白くなった山肌を眺めることできます。本年も終わりに近づき、せわしく動く人の波にはマスク姿の方も見受けられ、またインフルエンザも出始めたようですが、寒さも風も吹き飛ばすように元気に一般質問を行ってまいります。

今回、５点通告しておりましたが、５点目の地域活性化策、地域活性化交付金につきましては昨日、立山議員の質問の中で答弁がありましたので割愛をいたします。

それでは通告に従いまして、質問を行います。まず、農林業振興から、トウガラシの栽培とキクラゲの栽培について。安全対策から、大村横穴群の今後の対応について。学校教育から、子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクトについて。そして、文化振興から、古文書の活用についてです。

まずはトウガラシの栽培について。本年11月１日発行の「広報ひとよし」に、ホットな農作物トウガラシとして特集が組まれています。本市は昨年からトウガラシの栽培を積極的に推進しており、人吉のみに限らず人吉球磨全域で栽培されるようになっています。市長がおっしゃっている農業で食べられるまちという考え方には私も大賛成です。一次産業の発展なくして人吉球磨の浮上は考えにくく、一次産業に携わる方の所得を向上させることは最重要課題だと感じております。

広報ひとよしによりますと、トウガラシは耐暑性作物で夏場に高温多湿になる人吉球磨の気候にマッチしており、その辛さゆえイノシシやサルなどの鳥獣被害を受けにくく、また市場ニーズにマッチしており、出荷までの手間がかからない、初期投資もあまりかからないと利点が多いため白羽の矢が立ったと記してあります。しかし、事業を進めるに当たって問題、課題も生じているようです。

そこで、今回はその事実関係を明らかにし、また、トウガラシ栽培を推進するに当たって

本市の果たす役割について質問してまいります。

昨年、トウガラシ栽培を行った方は面積当たりの単価が非常によかったそうです。そこで、本年は昨年より作付面積をふやして栽培されている方もいらっしゃいます。４月から栽培を開始され、そろそろその収穫も終わろうとしている現在、昨年とは状況がずいぶん違うようです。生産者が製品を出荷するに当たり品質によって３ランクほどに振り分けられているようですが、本年は昨年とは打って変わって選別基準が厳しいという声を多数お聞きします。事実関係について確認したいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

トウガラシ出荷における選別基準についての御質問ですが、いろんな出口の業者にもお聞きしたところでございますが、昨年は当初、粉末加工ということである程度のものまでＡランクとして出荷されておりましたけれども、結果的にはほとんどがサヤの状態のまま小売りに回るとことになったようでございます。これは購入された商社が本市のトウガラシの品質のよさにこのような販売をされたもののようでございます。ことしはそれを念頭においての選別となりましたので、必然的に選別の目が厳しくなったということでございます。

また、収穫、乾燥時期に天候不順となり乾燥仕上がりがうまくいかずに変色などの品質低下を招いたことも昨年と比べて選別が厳しくなったものと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　選別の目が昨年よりはことしのほうが厳しくなったと、そこでＡランク、去年まではＡランクが多かったんだが、その割合が下がった、それには品質の低下もあったというふうな答弁だったと思います。生産者はいつ、何を栽培するか、そのときいくらの売上が上がるかを計算し年間の経営計画を立てられます。農業は気候条件に作物の出来の善し悪しを左右されがちですが、確実性の高い作物、面積当たりの単価が高い作物を栽培し、計画より下回らないよう日々努力をされております。その計画が崩れると現金収入が減りますので計画段階で基準や単価を交渉し、つまり出口をしっかりと確保してから栽培に取りかかられるのが一般的でございます。ですから、途中で話が変わると大変困るわけです。また、話が違うんじゃないか、そんなはずではなかったでは済まされません。

そこで、選別基準が変わったことによる本市の対応と、生産者に対してはそのことは栽培開始前に詳しく説明されていたのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

選別基準が変わったことによる本市の対応はということですが、ことし１月の出荷反省会を踏まえまして生産農家の募集の後、４月の栽培説明会にて栽培管理、出荷体制、単価の説明を行ったところでございます。また、８月には現地での栽培検討会及び出荷会議をやっておりまして、この会議の際にもトウガラシ出荷の際の注意事項や選別基準の説明などを行っ

たところでございます。

また、このほか集荷業者の方も随時本市へおいでいただき、現場視察や栽培指導などを行っていただいております。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　栽培管理、出荷体制、単価の説明、または栽培の指導などもしっかりと行ったという答弁だったと思いますが、現実として苦情の声が現在多数上がっております。ここには生産者との間に認識の違いが見られるのではないかというふうに私は思っております。本年に関しましてはもう終わったことですが、今後はやはりそういうことがないように事実関係を栽培前にしっかりと伝えていただきたいと思います。

「広報ひとよし」には生産高日本一になる見込みであるし、生産者の収入を少しでもふやし、将来的にはトウガラシ生産者戸数の倍増を目指すとあります。私もぜひそうなってほしいと思っております。生産者の収入が増加すれば生産戸数はおのずと増加しますし、生産高も上がります。要は生産者の収入が増加すること、それが目的です。しかし、本年度のような状況ですとトウガラシを栽培する生産者は減る可能性も否めません。今年は昨年と比較すると選別基準が厳しかったようです。何でもでしょうけど簡単にはいきません。トウガラシ栽培も例外ではなく、収穫から出荷には相当の手間暇がかかります。一つ一つ取って乾燥した状態で出荷しなければならず、規格外商品の割合も必ず出てまいります。

生産者からしてみればＡ級商品の割合をいかに高くするかということが問題です。そのためには生産者の努力はもちろんのことですが、さまざまな農業の形態がありますので例えば生産者はトウガラシを生のままで出荷し、乾燥は専門家がする等々のＡ級商品の割合がより高くなるように現在のシステムを変更する考えはございませんか。今後の本市のトウガラシ栽培の推進に対する考え方も含めてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

本市産のトウガラシにつきましては現在、純国産プレミアム明太子や食べるラー油などの原料として御活用いただいており、人吉産トウガラシのブランドが確立しつつあるところでございます。このような中、議員御指摘のとおり現在栽培者の方々の間で選別単価出荷方法等についてさまざまな御意見・御要望をいただいており、現在の集荷システムも見直す必要があるというふうに考えているところでございます。したがいまして、今後は関係者と十分協議を図りながら、特に栽培者の皆様には不利益が生じないように、また安心してトウガラシ栽培に取り組むことができますように支援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　前々から市長もよくおっしゃっておりますし答弁でもございましたが、

出口はたくさんある、本市としてもトウガラシ栽培を引き続き推進していきたいというふうな答弁だったと思いますが、くどいかもしれませんけど生産者の目的は生産高日本一になることではなく、面積当たりの単価を上げることです。今後とも部長がおっしゃいましたように、生産者にとって有益な取り組みになりますよう御尽力いただきたいと思います。

続きまして、キクラゲ栽培に関しまして質問をいたします。キクラゲ栽培に関しましてもトウガラシ栽培と同じく本市で推進されておりまして、私も推進に関しましてはこちらも大賛成です。この事業が計画どおりに進み、組合員の方の収入が予定どおり確保され、さらに多数の方がキクラゲ栽培をされ、本市がまさに農業で食べられるまちになるように強く望んでおります。こちらも新しいことに取り組むときは大変不安です。特に、今回は相当なお金が必要ですので、腹をくくって参加しているといえども組合員も不安が全くないとは言いきれないと思います。さらには、今回は参加できなかったが次年度から取り組もうと思っておられる方もいらっしゃいますし、市民にとっても興味・関心のある事業ですのでいろんな方の疑問や不安を解消し、また本市の果たす役割を明確にするために質問を行ってまいります。

まず、この件に関しましてこれまで議会も多数の方が質問を行われておりますが、計画の内容をお聞きします。特に、この件についてはどのようになっているでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

ことし８月に農事組合法人人吉きのこ生産組合が28戸の参加者のもとに設立されました。キクラゲ等栽培ハウス28棟、総事業費は栽培棚や加湿器などを含めまして全体で8,000万余りでございます。設置箇所は大畑地区や中原地区、藍田地区など市内ほぼ全域にまたがるようでございます。補助事業につきましては当初林業構造改善事業での取り組みを目指しておりましたが、突然の国のメニュー変更により平成23年度緑の産業再生プロジェクト促進事業の特用林産施設整備にくらがえしております。現在、県にその事業計画書を提出している段階でございます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　ただいま計画と補助金について現状を説明していただきましたが、次に生産品の販路についてお尋ねをいたします。

トウガラシの栽培についてお尋ねしたときのように、出口の確保と価格が生産者にとっては最も大事なことであり、話が違うよというのが一番困ることであります。そこで、販路は確保してあるのでしょうか。また、現在提示してある買い取り価格は間違いないのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

国の農業の６次産業化政策により、農業の川上から加工販売の川下までを連携させようという動きが強まっております。これは農産物をつくるだけではなく、加工や販売のノウハウ

を持つ事業者との連携ということで農家の所得向上につなげる動きでございます。

このような時勢の中、実績ある加工販売業者に異業種からの農業参入という形で本市に農産物の加工工場を設置していただき、生産組合が生産したものを契約により買い上げていただきまして加工していくというようなところを検討しているところでございます。これにより、キクラゲ生産者の加工販売への負担をなくし、また、その他の農産物の加工販売へも応用が広がりまして雇用も生まれるという計画でございます。また現在、予約の形でございますが福岡県の学校給食や都内のスーパーチェーン、大手食品メーカーとの取引も内定しているところでございます。

買い取り価格につきましては、当然出口である加工販売会社との交渉になってまいりますけれども、その前提としまして生産者の立場に立ち、コスト計算をした上での交渉によるものというふうに考えております。また、流通市場の相場、経費等を勘案しまして生産者と加工販売会社との間で合意いただき、適切な取引価格にて契約されることになるというふうに存じておるところでございます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　加工販売業者の企業誘致や販売先も内定し、また企業間の連携や雇用の創出に関しての構想も進んでいるようです。価格に関しては、現段階では部長の答弁から察しますところはっきりとは申し上げられないのかなという気はいたしますが、栽培開始前にはしっかりとこちらも確定していただきたいというふうに思います。これまで初期投資に関して、そして販路及び価格についてお尋ねをしてまいりました。

次に、その間、栽培、一番重要な栽培についてお尋ねいたします。キクラゲ栽培は温度管理、湿度管理が大変重要で、特に夏場は気温管理などを誤ると一気に駄目になってしまいます。キクラゲは放っておけば勝手にできるというものではなく、とても気を使わなければならない勘どころが物を言う、初心者にはとても難しい作物だと私は認識しております。そこで栽培計画や技術指導、技術支援についてはどうなされますか。以前、同僚議員に対しても答弁をなされておりますが、そのことと変わりはございませんか。またさらに、新たに加わったこと等がございましたら、そちらも御答弁いただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

これまでもほかの議員の方々への答弁もございましたが、この技術指導につきましては菌床を提供していただく共栄精密熊本さん、また菌床の供給元の森産業、また地元での既に栽培をやっておられます先駆者の方、あるいは市の担当者等で綿密に連携を図りながら指導を行っていくという予定でございます。

また、先月26日には森産業大分支所長をお招きしまして栽培講習会を行ったところですが、今後ともキクラゲ生産に取り組まれる方の生産技術向上への支援を引き続き行ってまいりた

いというふうに思っております。

以上です。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　生産者が努力されるということは大前提でありますし、それが最も重要なことであるというふうに思っております。今後もこのような支援、技術指導についてはやりすぎることはないと思いますので頻繁に行っていただきたいと思います。

私はキクラゲ栽培に関してのポイントは大きく分けて、今質問いたしました三つのことだと思っております。一つは補助金の確保、国・県の補助金を確実に確保していただきたいと思います。二つ目は技術支援です。キクラゲの栽培は先ほども申しましたように、気温、湿度の管理が大変重要で、少しのミスで全滅ということもあり得ます。決してそういうことが起こらないように技術指導をしっかりと行っていただきたいと思います。三つ目は価格です。つくったのはいいが販売価格が安すぎる、販売先がない、または当初の話と違うでは本当に話になりません。販売価格の維持と明確化、及び販売ルートを確実にしていただきたいと思います。本市の役割といたしまして、私は以上の３点を踏まえた上で、安心して生産及び取引をしてもらえるように調整することが大事だと思います。それらを踏まえて今後の見通しを本市の果たす役割を含めてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今後の見通しですが、まず補助金につきましては現在提出しております事業計画書の承認が本年度末までには下りる見込みでございますので、来年度県の内示があり次第、交付申請を行い、直ちにハウス棟の建設に着工ができるのではないかというふうに考えているところでございます。その他、技術支援、販売価格等につきましては先ほど答弁しましたとおり、市としましても十二分に対応してまいりたいというふうに思っております。

本市の果たす役割でございますが、農産物ブランド化により農業者の収益向上を目指す上でキクラゲの産地化は緊急かつ重要な課題と認識しておりまして、今後とも生産者の方々の不安を払拭できるように関係団体と連携し最善の支援を行っていく所存でございます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　トウガラシもキクラゲも人吉市がかかわっているから生産者や集荷業者、小売店も安心して取引ができるかと思います。農業は先ほどから申しますように大変難しいというのが私のイメージです。すべてがうまくいくことにこしたことはありませんが、なかなかそうはいかないと思っております。単価の変更、品質基準、収穫量が当初の計画を大きく下回る可能性も多々あります。メリットやいい面を伝えることももちろん大事ですが、そういうデメリットや負の面も正直に伝えることもまた同じように大切なことだと思います。

真実を、情報をすべて出し、どちらの面も十分理解していただいてから栽培に取りかかっ

ていただくようにするのが本市の役割ではないでしょうか。トウガラシもキクラゲも人吉市が関係している限り、そぎゃんとは聞いとらんかったとか、そぎゃんはずじゃなかったでは済まされません。生産から加工、販売に至るまで連携が着々と進んでいるようです。今後いろんなことが起こるかもしれませんが、本市の農林業の発展のためにさらに尽力していただきますよう切にお願いをいたしまして、この件に関しましては質問を終わります。

続きまして、大村横穴群の今後の対応について質問を行います。大村横穴群、最短で４月20日に崩落について、私は本年の６月議会、９月議会で質問をしてまいりました。この２回の質問では、過去の災害の歴史と住民生活、災害発生に対しての県と市の対応を明らかにし、４月20日に発生した崩落事故を含めた周辺の安全性の確保について早急な対応を要望してまいりました。詳細に関しましては会議録をごらんいただきたいと思いますが、質問を行ってきた中で、本市でできることに関しましては迅速に対応していただいたと思っていますし、周辺住民の方も大変喜んでおられます。しかし、協議検討中の課題が三つ残っておりましたので今回はその３点について質問を行います。

１点目は大村横穴群西端の崖と上部の工事済箇所の間の斜面に立つ樹木や植物への対応について、２点目は関係機関と協議中の急傾斜地崩壊対策事業について、そして３点目は市道西校登校坂道路線の法面の安全性についてです。

まず、１点目、崖と上部の工事済箇所の間の斜面に立つ樹木や植物への対応について。私は岩盤に対して樹木や植物が悪影響を及ぼしていると思うので早急に調査、工事等を行ってほしいと要望してまいりました。それに対して赤池教育部長は、９月議会で大村横穴群の崖面にはさまざまな樹木、植物が繁茂しており、それらの中で岩盤にある阿蘇溶結凝灰岩に影響を及ぼす樹木、植物があり、影響を及ぼす樹木、植物の伐採については岩盤の状況を見ながら検討していくと答弁されております。また、椎葉経済部長は、樹木の伐採に関して場所が崖の先端部分で樹木の伐採は容易ではないが、今後の工事の後の樹木の伐採等の管理については関係部署と協議し、対応すると答弁されております。

そこでどのような協議が行われ、どのような判断をし、どのような計画を立てられ、どう実行されるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

教育委員会におきましては毎年度の予算の中で史跡大村横穴群の壁面除草業務を行っており、本年度９月、東群の壁面全域及び西群の横穴のある部分におきまして経済部とも現地協議を行いながら、壁面に生育するイヌビワの伐採、シダ類の除去を行ったところでございます。次年度からの史跡内の岩盤に悪影響を与える樹木の伐採、剪定につきましても経済部とも現地協議を行い伐採の手順、方法等について助言を受け平成23年度当初予算の要求をいたしているところでございます。

今後、史跡の管理という視点から毎年計画的に岩盤に悪影響を与えそうな樹木等の伐採、

除去について経済部と協議しながら実施していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　毎年、定期的に岩盤に悪影響を与えそうな樹木の伐採、除去を行っていかれるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、２点目の関係機関と協議中の急傾斜地崩壊対策事業について。９月９日の段階では坂崎総務部長は、県においては急傾斜地崩壊対策事業が国の採択基準に該当するかどうかの事前調査を８月末には終了し、調査の結果を受けて内部協議中であり、本市としては今後事業実施に向け補助事業への採択申請等を進めていただき、早期に着工をされるよう強く要望していくとおっしゃっておりましたが、その後どのようになっていますでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市といたしましては、県に一日でも早く国庫補助事業の急傾斜地崩壊対策事業として採択をしていただくよう要望してきたところでございます。

しかし、急傾斜地崩壊対策事業についての県内部協議におきまして事業採択要件に該当しないとの結論に達したという報告を11月下旬にいただきました。その理由につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第９条第１項により、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者または占有者は、その土地の維持管理については当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないとなっており、崩落にかかる区域は人吉市所有の土地であるため、市が急傾斜地の崩壊が生じないよう対策を講じる必要がある、また同法第12条第１項により県が急傾斜地崩壊防止工事をする場合はその土地の所有者や管理者などの工事施工が困難または不適当と認められるときとなっておりまして、県としては従来より技術、資金面から施工が困難であろう民有地に対しては事業採択を行っているが、今回岩盤崩落した急傾斜地の所有者は人吉市であり、急傾斜地崩壊防止工事を施工することが技術、財政面などから困難とは言いがたく、県が急傾斜地崩壊防止工事の事業主体とはなり得ないとの理由でございました。

したがいまして、県においては国庫補助事業での急傾斜地崩壊対策事業には取り組めないということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　私は９月の坂崎総務部長の答弁から察しまして、間違いなく県が事業をやってくれるのだろうと期待しておりました。市のほうも県のほうと協議をされてきたと思います、強く要望をされてきたことだと思います。その中でどのような、先ほどの答弁のような理由で県のほうが人吉市の土地であるために市が急傾斜地の崩壊が生じないよう対策

を講じる必要があるというふうに、県のほうから言われたということでございます。

大村横穴群の質問をする目的は、市民の生命・財産を守ることであります。事業主体が県であろうと国であろうと、市であろうと一刻も早くしていただきたいというのが市民の願いでございます。県が市のほうでやってくれと言った限りにはおそらく市でするしかないのかなというふうな気がしておりますが、今後本市としてはどのような対策をとっていかれるつもりでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

先ほど建設部長が申し上げましたとおり、県から急傾斜地崩壊対策事業の事業主体にはならないとの報告が来たのが11月の下旬でございました。本市といたしましても県主体の急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでいただけるよう要望もしてまいったところでございます。また、史跡のかかわりで、教育部で工法等についても県と御協議を重ねてまいりましたが、結果的には大変残念な結果になったところでございます。

今後の対策につきましては県からの事業不採択の報告を受け、市役所内部におきまして市主体での事業としてどのような補助事業があるのか、またどのような方法であれば早急に着手できるのか、さらには財源の問題など関係所管課と協議を行ってまいったところでございます。いずれにせよ、現地が国指定の史跡であることから、どのような事業で取りかかるにいたしましても史跡の現状変更が伴うことになりますので、県及び文化庁との協議が必要となってまいります。近々教育部が文化庁に出向きまして本市の状況を直接御説明させていただき、文化庁の見解等を踏まえ、関係各課と協議を重ねながら一日も早く事業の実施に取りかかれますよう努めてまいりたいというふうに存じます。

なお、速やかに取り組める対策といたしまして、周辺住民の皆様が最も心配をされておりました岩塊のオーバーハング部につきましては、現在アンカーピンによる岩塊の固定工事の発注を行ったところでございます。周辺住民の皆様には大変御心配をおかけしておりますけれども、努めてまいりたいと存じますので御理解を賜りますようお願いを申します。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　私は６月議会で、県が事業を実施しないと判断されたときは当市ではどういう対応をされますかというふうにお尋ねをしております。そのとき、赤池教育部長は、今後の安全予防策といたしましては人命尊重を優先しながら、かつ文化財の価値を損なわない工事方法が必要となり、このことについては史跡の現状変更とも深くかかわってくるので国・県及び関係機関と協議を行いながら変更していくという答弁をなされました。また、坂崎総務部長は９月議会で、市の最大の責務は市民の方々の生命と財産を守ることなので早急な対応を図る。また、庁内関係部署においても連携を図り、住民の方々の安全性を確保する施策を今後も講じていくとおっしゃっております。

これらの答弁を見てみますと、関係機関とは十分な協議が行われ、事業主体が県であろうと国であろうと市であろうと、当然今議会で一定の方向性が明らかにされるべきだったのではないかと思っております。それがつまりは人命尊重を最優先する市民の生命と財産を守るということではないでしょうか。６月にも強く訴えておりますが、もし、自分がそこに住んでいると仮定したらどう思われるでしょうか。人吉市は市民の生命と財産を守るために人命尊重を第一に考え、一所懸命に仕事をされているなと思われるでしょうか。周辺の住民はとても不安な気持ちで生活をされております。ぜひ、そこにお住まいの市民の気持ちになって、つまり当事者意識を持って早急に方向性を確立し、安全対策を講じていただきたいということを強く要望しておきます。

最後に市道西校登校坂道路線の法面の安全性について。山上建設部長は法面の安全性について詳細な調査を行っていないが、今後確認をして対策が必要な場合等は関係機関と協議を行い通行者の安全を図るとおっしゃいましたが、確認はされたでしょうか。また、それを受けてどのような対策をとられますか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

この市道西校登校道路線は、主に人吉西小学校の全児童の５分の１近い約60名が通学路として利用していると聞いております。この道路の法面の状況につきましては専門的な詳細調査ではございませんが、職員による現地調査を行っております。通学路上に張り出した樹木や竹等が覆いかぶさっていたり、中には大きく成長している木々も見られますので台風や豪雨などによる地盤への影響を軽減する必要もあることから、老木や将来影響が考えられます樹木や竹類等の伐採等について今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　私は住民のお話を聞きながら、そして自分自身も危険だと判断し安全確保を要望しておりますので、専門家の判断で適切な対策を講じていただきますようよろしくお願いいたします。以上で、この件に関しましては質問を終わりますが、三つ残っていた課題のうち二つについては具体策や一定の方向性が示されたと思います。これまでの工事も含めて早急な対応をしていただき、周辺住民の方も安心されていると思います。肝心かなめの残り一つにつきましても申し上げたいことは多々ございますが、後ろばかりを向いていても物事は進みませんので、前を向いて早急に一定の方向性を本市の考えを示していただき、完全な安心・安全を一刻も早く確保していただきますよう強く要望いたしまして、この件に関する質問を終わります。

続きまして、子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクトについて質問を行います。本市はこれまでに文部科学省の学校ＩＣＴ環境整備事業及び総務省のユビキタスタウン構想推進事業により学校のＩＣＴ環境整備を行い、今回あわせて総務省の子ども・学校・家庭を

つなぐＩＣＴ絆プロジェクト事業においても整備を計画しておられます。この事業は国の平成20年度より地域雇用創造ＩＣＴプロジェクト、教育情報化事業、通称情報通信技術地域人材育成活用事業交付金に本市が手を上げて応募したもので、この交付金事業の目的は教育の情報化を推進するコーディネーターの育成と、多様な環境下での教育の情報化の推進を支援することと定められております。交付先決定は12月上旬となっておりますので、現在は連絡を待たれている状態だと思います。

私は今回のこの事業内容を明らかにするとともに、今後の計画もまた明らかにするために質問を行いますが、先日、下田代議員も子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクトについて質問を行われました。そこで教育の本旨、事業の目的や成果及びこれからの方向性等については随分明らかになりました。それらに関しましては理解できましたので、私はそれ以外のことと、さらに一歩踏み込んで質問を行ってまいります。

まずは地域雇用創造に関してお尋ねいたします。昨日の下田代議員への答弁にもありましたが、本事業を実施するに当たりＩＣＴコーディネーター１名を教育委員会に配属し、ＩＣＴ支援員７名を１月から３月まで市内七つの小学校に配属されます。雇用創出の面から考えると３月まで働き、スキルを身につけ、期間終了後はその期間に身につけた技術を使って生計を立てることができるというふうになることだと思っておりますが、３月以降はどのようにされますか。本市が事業実施を行うに当たって雇用に対する考え方をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

松岡議員からありましたように、この事業の総務省における正式事業名は地域雇用創造ＩＣＴ絆プロジェクト事業となっておりまして、事業の目的は雇用の創造と教育分野におけるＩＣＴの利活用の推進でございます。人吉市教育委員会としましては、あくまで後者の教育分野におけるＩＣＴの利用・活用の推進に重点を置いて、この交付金事業に取り組んでいく予定でございます。したがいまして、前者の雇用の創造に該当する次年度以降の継続したＩＣＴ支援員等の雇用につきましては単独市費となりますので、継続は考えていないところでございます。

この雇用の創造には地域人材の活用という趣旨もございまして、そういう面から寄与できるものであるというふうに考えております。ただし、総務省の意向もありますので今回、委託で事業をする予定でございますけれども、受託した企業等には雇用機会継続の努力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　今、答弁がございましたように、本市で引き続き継続して雇用するということは考えていないが、地域の人材を雇用し、また雇用していらっしゃる会社にも引き続き雇用をお願いしていくという答弁だったと思います。

この交付金に関しましても雇用創出という名称がついておりますが、いくつかの種類といいますかパターンがございまして、事業を実施しながら引き続き収益を上げながら雇用をしていける事業等もございましたが、今回は特に教育の面に本市の場合は力を入れるということでしたので、先ほど部長が申されましたように本市で雇用を引き続きしないけれども、その方たちは一般の企業で雇用し続けていただけるようにお願いをしていただきたいというふうに思います。

続きまして、機器の継続性についてお尋ねをいたします。今回たくさんの機器を購入される予定ですが、その保守点検の費用はどのように考えておられるのか。また、それは年間どれぐらい必要なのか、さらには３年後、５年後に機器の買いかえ時期が来ると予想されるが、それはいつごろなのか、また買いかえるとしたらいくらぐらい必要なのか、その財源についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

現在、申請に対する総務省からの正式な回答を得ておりませんので、交付額がいくらになるのか定かではございません。仮に申請計画どおりの採択といたしますとタブレットパソコンの年間保守料が160万円程度になるのではないかと予定しているところでございます。

タブレットパソコンのリプレースの時期、数量、金額に関しましては、その時点で使える保有台数、児童数、利用状況等を勘案してリース等の方法等も含めて総合的に判断していかなければならないというふうに考えているところでございます。財源につきましても関係部署と協議を進めてまいりたいと存じますけれども、昨日も答弁しましたように国がこういうふうな事業を押し進めるというふうなことであれば、当然リプレース等につきましても文部科学省の補助事業等整備していただきたいというふうに考えております。こういうふうなものが整備されましたら、そういう補助事業を活用したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　保守点検料に関しましては、年間160万円、交付額が全額いただいて機器を購入したときは大体160万円かかるだろうということだったと思います。この事業に手を上げるに当たって本市は５年間程度の計画を立てて、その計画書とともに事業申請をされたと思いますが、その金額が160万円だというふうに理解をします。ということは、その費用も交付金が決定いたしましたらならば本市の持ち出しとして出てくるというふうに考えております。

リプレースに関しましては今後国の、文科省等の補助金に頼る、またはリース等を考えているということでしたが、先ほどの大村横穴群の件に関しましてもやはり計画はしっかり立てて、もしそうでなかったときのことは考えておくべきだろうというふうに思います。前回、

今、人吉市が取り組んでおります事業で相当数のパソコン等が入っております。もし、国等の補助金がない場合はどうするのか、そこでこの事業をうちやめるのか、継続するためにはどうするのか、そこは避けて通れない道だと思いますのでしっかりと計画を立てて取り組まれたほうがいいというふうに私は考えております。

続きまして、現場での対応についてお尋ねします。今回の事業では予定どおり認められますと小学校３学年を対象に電子黒板と実物投影機が配置されます。加えて、タブレットパソコンの数も増加します。それらの保管等についてはどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

ＩＣＴ機器の保管につきましては各学校の校舎環境が違いますので一概には言えませんけれども、次のように考えております。電子黒板につきましては数がふえますが保管というより常に教室においている状態になるのではないかと思います。したがいまして、休み時間等には児童の教室での生活には十分な注意指導が必要だというふうに考えております。タブレットパソコンにつきましては、今回タブレットパソコン20台を保管できる充電式保管庫を必要数購入する予定でございますので、タブレットパソコンを収納する充電式保管庫を空き教室等に配備することになると考えております。いずれにいたしましても各学校と十分協議の上、対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　今、答弁をいただきましたが、現場での最大の不安というのは機器の破損とそれによるけがだというふうに思っております。ぜひ、その辺の保管、ケガ等には注意されていただくようにお願いしておきます。

次に、事業の狙いといたしまして、子供同士の学び合いや学校と家庭との連携を深めるとありますが、なぜこの事業を実施することにより学校と家庭との連携が深まるのか具体的に説明をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

このＩＣＴ絆プロジェクト事業でのシステムではデジタル教科書、教材などの教育コンテンツの充実、教職員負担軽減に資する公務支援システムを開発、構築いたします。このシステム上では学校の授業で利用できる映像コンテンツを提供するとともに、家庭で児童・生徒が家庭学習で利用できるデジタル教材等を提供し、児童・生徒がいつでも学べる環境を提供するものでございます。また、教員が授業の教材として開発したコンテンツや児童・生徒の学力向上につながる支援システムを構築いたす予定でございます。なお、家庭におきましては保護者が家庭学習を指導する際にも支援システムを利用できるようにし、授業の映像を家庭向けに配信したり、ｅ-ランニングシステム上にテスト問題を設定したりできるようにす

る予定でございます。

このようなシステムを整備するというふうなことでございまして、手段を整備するというふうなことで、それだけでは連携はなかなか深まらないというふうに考えております。それを今後整備されましたら、それをいかに活用していくかというふうなところが重要な課題になってくるのではないかというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　学校の様子が家庭のパソコンから見れるようになるというような答弁だったというふうに思います。また、教材等を使ってそれを学校のパソコンでも見れるようになるというふうに今の答弁をお聞きしますと理解していいのかなというふうに思いますが、学校と家庭の連携が深まるにはそれを活用することが大切だというふうにおっしゃいました。そのシステム、学校をどうやって家から見るのかとか、そういうのをお尋ねしていくときりがないと思いますが、その辺のことも十分に検討しながら、そして本当に家庭と学校の連携が深まるような活用をしていただきたいと思います。

これまで質問をしてまいりましたが、ＩＣＴ教育を進めていくためには莫大なお金がかかります。ＩＣＴ教育はあくまでも目的を達成するための手段の一つだと私は思っております。そこで費用の面から見て、この事業の有用性についてどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

絆プロジェクト事業の総事業費は約２億6,400万円でございまして、そのうち市の持ち出し金額は約240万円を予定しております。この総事業費に対する市の負担割合は0.9％となっております。事業の内容等については先ほど部長が御答弁申し上げたとおりでございますが、またＩＣＴ機器といたしましてタブレットパソコン、児童・教師用のものを合計937台、電子黒板を35台、実物投影機を35台、タブレットパソコン保管庫45台など、実に学校がほしいとする多くの備品を、先ほど申し上げましたようにわずかな割合で購入整備できますし、ＩＣＴ教育の効果が確実に高いことからも、費用の面から子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクト事業は非常に有用であるととらえているところでございます。

しかしながら、この事業始まったばかりでございます。そして、これから整備するものも今から整備するという分野もございますので、むしろ有用であるということは認識はしておりますけれども、大事なことは有用になるように今後努めていくということが大変重要ではないかというふうに私はとらえているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　この子ども・学校・家庭をつなぐＩＣＴ絆プロジェクトについては始

まったばかりかもしれませんが、これまでに学校ＩＣＴ環境整備事業やユビキタスタウン構想推進事業等も本市は行ってきておりまして、もう既に進み始めているところです。結果、有用性は出ていないかもしれませんが、昨日の下田代議員の質問の中で、ＩＣＴと学力向上の相関関係について児童・生徒に対する客観テストの結果によると算数、理科、社会の得点が平均して５点高く、今の教育長等の御答弁を具体的な事例に私が置きかえるとしたら、本市でも同じような効果が上がる、または上げたいというふうに申していらっしゃるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

そのように御理解いただいて結構ですし、私たちとしても精いっぱい努力をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　教育を金銭面のみだけで判断することは好ましくないと私も思っております。しかし、また、まったく無視するというわけにもまいりません。今、教育長から力強い御答弁をいただいて、本市の子供たちの学力を上げるというふうに宣言をされたと私は受けとめておりますので、この事業はあくまでもその目的を達成するための手段、方法の一つです。計画をきっちり立てて、手段・方法が目的にならないように児童・生徒の学力向上のためにしっかり取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、この件に関する質問を終わります。

最後に、古文書の活用について質問を行います。相良七百年の歴史を有する本市には歴史的建造物が多数残されておりますが、古文書もまた多数残っております。その中で特に有名なのが相良家文書で、封建社会の政治、経済、文化の推移を知るための貴重な資料となっているようです。この文書は現在散文され、中世文書については慶応義塾大学が所蔵し、近世文書については熊本県立図書館と広島大学が所蔵しております。特に、慶応義塾大学が所蔵している1,253通が一括して国の重要文化財に指定されております。また、東京大学史料編纂所が編さん刊行している日本史の古文書集、大日本古文書の家わけ文書には相良家文書が２冊含まれております。

さて、本市にも教育部が管理している人吉市所蔵及び寄託された古文書や古文書のマイクロフィルムが多数ありますが、それらの現在の利活用についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

教育委員会では現在、図書館と文化振興課において古文書等の管理活用を行っております。まず、図書館におきましては古文書が約430種類、1,800点、古文書のマイクロフィルムが27種類、214巻、コマ数にして約12万2,000コマを所蔵しております。

利用方法につきましては古文書そのものの貸し出し、持ち出し、複写等はできませんので、

申請の上、図書館事務所内での閲覧のみとなっております。一方、古文書のマイクロフィルムにつきましては申請の上、マイクロフィルムリーダーによる複写が可能でございます。また、利用状況につきましては平成21年度の実績から、古文書閲覧件数はゼロ件、古文書のマイクロフィルムの利用は23件、複写枚数は1,596枚となっております。

次に、文化振興課におきましては人吉市所蔵品約2,400点、個人からの寄託品約4,500点、計6,900点の古文書がございます。利用方法につきましては、人吉市所蔵品は閲覧申請書を提出していただければ閲覧及び書写は可能であり、個人の寄託品は閲覧申請書とともに所有者の承諾書を添付いただければ閲覧及び書写は可能でございます。利用状況につきましては年間約10件程度で、所蔵品の中でも先祖づけ分限帳の閲覧率が高く、利用者も地元の郷土史家と限定されているのが現状でございます。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　本市では古文書及び古文書のマイクロフィルムを多数所蔵しておられます。私はこの地域の、また日本の歴史をさらに深く知るためにそれらを活字化してほしいと考えます。せっかく資料がありますから十分に活用すべきだと思っております。古文書というものは内容が明らかになってこそ、その価値を発揮すると認識しております。

そこで、今後古文書及びマイクロフィルムについて、その活字化も含め今後どのような利活用を考えておられますか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

教育委員会におきましては、先ほど答弁いたしましたように図書館と文化振興課において古文書等の管理を行っており、活用の方法についてもそれぞれで違っている現状でございます。今後教育委員会といたしましては古文書及び古文書のマイクロフィルムの管理方法、さらに活用の方法につきましても検討していく中で、古文書の活字化につきましてもあわせて検討していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）　ぜひ活字化をしていただきたいと思います。私は活字化を文化振興課ですべてやってくださいと言っているわけではございませんで、古文書を読み解く郷土の愛好家などおられますので、その方たちに資料を提供して活字化してもらう等の活字化の手段方法については広い視野で検討していただきたいと思います。

過去を知れば知るほどこの地の将来が見えてくるというふうに私は思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいということを申しまして、全質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時56分　休憩

―――――――――――――

午後３時11分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の豊永です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は２項目であります。まず最初に、発達障がい支援について。次に、不登校についてであります。

これまで、発達障がい支援について一般質問を数回させていただきました。それは、全国的にも発達障がいの子供が増加傾向あり、本市においてもそれは例外でないという状況だからであります。私も保護者の方から相談を受け、これまで調査研究してきましたが早期発見、早期療育が重要だということで、現在の乳幼児健診の年齢にプラスして５歳児健診の推進を提案させていただいたところです。しかし、執行部の答弁では５歳児健診の有効性は認識されているが、実施するには財源や専門的なスタッフの不足、その後の支援などの整備が必要だということで健診の実施は厳しいというのがこれまでの答弁だったろうと思います。

この発達障害者支援法が施行されたのは平成17年４月１日、この法律では国及び地方公共団体は発達障がい児に対し、発達障がいの早期発見、早期療育、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに発達障がい者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう必要な措置を講じるものとするとあります。発達障がい支援法で発達障がいとは自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどが定義されております。

まず、１点目の質問ですが、現在の乳幼児健診の状況をお尋ねします。健診の実施年齢が以前までの月齢よりも後にずらして健診を実施されていると伺っております。その状況と実施年齢をずらした理由は何なのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　それではお答えいたします。

乳幼児健診は３～４カ月、７～８カ月、１歳８～９カ月、３歳６～７カ月で実施しております。平成21年４月から６～７カ月を７～８カ月へ、１歳６～７カ月を１歳８～９カ月へ、そして３歳２～３カ月を３歳６～７カ月へ年齢をずらしましたが、その理由といたしましては二つございます。一つ目は、平成20年度に年齢及び月齢が低いと運動面及び情緒面の発達の判断が難しい、６カ月では運動面の発達、座位、うつぶせ等の状態を見るのが難しいが、月齢が少し上がるだけで判断がしやすくなる。また１歳６カ月では言葉の発達状況の判定、

３歳３カ月では視聴覚検査実施状況からの判定が難しいという乳幼児健診医からの提案によるものでございます。

二つ目は、その判定の状況によるフォロー者の数が多いことから、他市の状況調査を実施いたしましたところ、全国的にも年齢をずらしている市町村が多くなっていたことがわかりました。このことから年齢をずらして乳幼児健診を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　これまでの実施年齢では発達状況の判定が難しい、ずらして健診することでさまざまな発達の状況の判断がしやすくなるということであります。乳幼児の成長速度は一人一人は違いますけれども健診するときの子供の状態でもまた判定が分かれる可能性もあると思います。時期をずらして健診を実施された結果、どういう効果があったのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

効果についてでございますが、乳幼児健診からは７カ月に変更したことで座位ができているかどうかの判断がとてもしやすくなったというふうにお聞きしております。また、１歳８カ月及び３歳６カ月にずらしたことで言葉や身体及び精神面のフォロー者の数も少なくなってきております。その中でも家庭で実施しなければならない視力検査については子供の理解力の点で実施しやすくなり、その結果、異常なしがふえ、家庭で実施する視力検査の未実施者の数も少なくなってきました。

また、発達を見るスクリーニングについても理解力や認知面、言語面や社会性など気になる子供さんの見きわめがしやすくなり、その効果はあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　発達を見るスクリーニングでも気になる子供の見きわめめがしやすくなったということであります。また３歳６カ月の健診時には心理相談員を配置されていると思いますので、気になる点でも、そこで相談ができるようになっているようであります。

３歳６カ月健診から次にある就学前健診までは非常に大切な時期であるにもかかわらず公的な健診がこれまではなく、大半の方は保健師や担当医にかかわる機会が非常に少なくなり、その後のフォローができていないという現状でありました。しかし、昨年度から５歳児健康相談を実施されておりますが、その内容とその後の対応についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

５歳児健康相談を平成21年より実施いたしております。その内容といたしましては年中児、これは５歳児でございますが、年中児を持つ保護者全員を対象といたしましてアンケートを実施し、主に保育園及び幼稚園を通じて配布・回収いたしております。アンケート内容には

子供さんの行動面や情緒面、対人関係、認知面などを問う質問項目があり、子供さんのことで相談したいことや気になることはないかの記入欄を設け、さらに相談を希望したいかどうかと問う項目を設けております。

相談を希望された保護者数は、平成21年度、平成22年度ともに約320人に配布し、それぞれ約30人でございました。その30人につきましては１日５人を６日間にわたり臨床心理士による相談事業を実施し、必要に応じ専門医療機関や療育事業等につないでおります。結果として、情緒発達面において困り感のある子供たちの発見、子育て支援、保護者の不安解消につながっているのではないかと思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　アンケートを実施し、気になる点など調査をされ、臨床心理士による相談事業も実施している、また困り感のある方などには必要に応じて専門医療機関や療育事業などにつなげているということであります。

この事業は相談希望者だけですが、相談の体制は整っているような感じがいたします。５歳児の困り感のある子供に対して適切な療育ができるというのは、その後の成長にもよい影響が出てくるのではないかと考えております。

乳幼児健診やその後の発達相談などの情報の活用についてですが、私は発達障がいの支援は就学前からの支援と小学校、中学校また高校までの、そして就労までの一貫した支援が必要だと思いますが、本市では支援が必要な子供の情報が小学校に対して特別支援教育に関する情報など、どう共有し、その後の支援に生かしているのか、また小学校から中学校への情報の共有はどうされておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

就学前の子供たちの発育等に関する情報は、本市では保健センターが最もよく把握をしております。教育委員会としましては、保健センターが持つ情報を適正な就学指導及び学校教育における指導・支援体制に効果的に反映させることが重要かと存じております。

８月に入りますと来年度就学予定のお子さんについての情報を、指導主事２名が保健センターから丁寧に聞き取る作業に取り組んでおります。特に配慮が必要と思われるお子さんについては、より正確な情報収集のために保護者の方の了解を得た上で保育園や幼稚園でのお子さんの観察も実施をしております。

次に、収集した情報については入学予定の小学校にすべて提供をしております。また、希望される保護者の方には学校との教育相談や施設等の見学もしていただき、学校と保護者とをつなぐことにも努めております。

次に、就学指導についてでございますが、保護者の中にはお子さんの就学に関して不安等を抱えておられる方もおられます。特別支援学級か通常学級かと悩まれる方もおられます。

そのような保護者の方との教育相談を随時実施しております。指導主事、保健師、場合によってはお子さんが通っていらっしゃる療育の先生にも御参加いただき、保護者の方の不安や悩み等を聞きながらお子さんの適正な就学へ向けた指導、支援に努めております。また、希望される保護者の方には就学指導委員会による教育相談、これは特別支援教育の専門的知識を有する教師と医師が当たります、これを実施しております。このような丁寧な教育相談を積み重ねながら就学指導委員会へとつないでおります。

最後に、小学校と中学校との連携については二つの取り組みを御紹介いたします。まず、中学校区ごとに実施する研修や情報交換です。本市は教育長トップとした特別支援連携協議会を組織しております。その中に、地区コーディネーター会議がございます。中学校区ごとに幼稚園、保育園、小学校、中学校のコーディネーターが集まり、それぞれ研修会や情報交換会を実施しております。校区によっては回数に違いがありますが、年間２回から４回の開催となっております。次に、小学校と中学校の連絡会です。これは次年度中学校へ入学するお子さんについて、小学校から中学校に教育上、必要と思われる情報を提供することを目的に３月に実施されております。このような取り組みを通して就学前から義務制の９年間一貫した支援ができるよう教育委員会としても取り組んできたところでございます。今後もさらに丁寧な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　ただいまの答弁をお聞きしまして支援体制は万全のようにも思います。また情報の共有も、保健センターへの聞き取り作業、また地区コーディネーター会議もされ、情報交換もされているということであります。小学校から中学校への情報も活用されているようであります。

今回、発達障がい支援について質問しているわけでありますが、昨年９月にも取り上げておりました通級教室についてお尋ねいたします。通級教室、正式には通級指導教室が正式名称だということでありますので以後そのように使用していきたいと思います。平成20年度から東間小学校に通級指導教室、東間教室が設置されたわけでありますが、その目的は小中学校において、これは小学校ですけれども、軽度の障がいのある児童・生徒に対しての通常の教室に在籍し、各教科の指導を通常の教室で受けながら得意な教科などの指導を通級指導教室で行うというものであります。これは今年度から増設されたということであります。これまでも小学校の１校に設置してありましたけれども、支援の一貫性を考えるならば中学校へも必要だということで設置してほしいという要望をしていたところであります。早速対応していただいたということでありますので、この通級指導教室のその現状と、また教室へ通っている児童・生徒の保護者の方などの反応等わかればお願いいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

本市には人吉西小学校、東間小学校、第一中学校の３校に通級指導教室を設置しております。東間小学校は３年目、人吉西小学校及び第一中学校は本年度が１年目でございます。特に中学校への通級指導教室設置については先ほど議員言われましたように、昨年９月の定例市議会で議員からも非常に重要であるというふうな御指摘をいただいていたところでございます。

通級指導教室の現状でございますが、通級指導教室で指導を受けている児童・生徒数は今年度が５月１日時点で東間小学校５名、人吉西小学校で13名、第一中学校で５名となっております。通級による指導の学習内容ですが、児童・生徒は各教科の大部分を通常の学級で受け、障がいに応じた特別の指導、自立活動の指導が原則となっておりますけれども、これを通級指導教室で受けます。通級指導教室での授業時間数は自立活動及び教科等の補充をあわせて年間35から280単位時間、週当たり１単位時間から８単位時間程度までを標準とします。また、通級による指導については通級指導教室を担当する職員と児童・生徒との個別指導が基本となりますが、学習内容や児童・生徒の実態等によっては同学年や異学年での小集団学習もあります。なお、通級による指導には自校に設置されている通級指導教室に通う自校通級と他校に設置されている通級指導教室に通う他校通級がございますが、本市の現状はすべて自校通級となっております。

お子さんを通級指導教室に通わせたある保護者の方は、通級に戸惑いのあった低・中学年のあのときにちゃんと本人の苦手さや困っていることに気づいてあげることができたことや、先生方、学校の皆さんに支えられて通級という選択をしたことは間違いではなかったと、本人を見ていると実感しますと感想を述べておられます。また、通級による指導を受けたことで児童・生徒が明るくなった、前向きになったという話も学校から聞こえてまいります。不登校傾向のお子さんが通級指導教室での学習をきっかけに欠席日数が大きく減少したという報告もあります。今後も通級指導教室による指導を充実させながら、子供たち一人一人のニーズに可能な限り応えていくきめ細かな教育を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　ただいまの通われている保護者の方の感想にもあったとおり大変好評なようであります。また、私も相談を受けた方の保護者の方からも大変喜ばれて、またお子さんのほうも学校が楽しいという形で毎日を通学されております。

非常に、そのお子さんの保護者の方ですけれども、最初設置されていなかった段階ではやはり非常に不安を持たれておられました。発達障がいということではなく、学校に行かなくなるんじゃないかとか、また不登校になるんじゃないかという、そういう不安を持たれていらっしゃいました。そういう意味では通級指導教室が中学校にもできて、またほかの小学校にもできたということで、それに通われるお子さん、やはり結構いらっしゃいますので今後

も通級指導教室というのは重要なものであろうと私は考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

11月に厚生委員会の視察で滋賀県湖南市の発達支援システムについて視察してまいりました。湖南市発達支援システムは支援の必要な人に対し、乳幼児期から小中学校、高校の学齢期、そして就労期までを一貫して支援し、教育、福祉、保健、就労、医療の関係機関の横の連携による支援と、個別指導計画による縦の連携による支援を提供するシステムというものであります。発達支援に必要な情報交換のためにＩＴネットワークを運用し、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、発達支援教室、学校教育課、保健センター、子育て支援課、社会福祉課、産業振興課などとネットワークで結ばれております。このネットワークの特徴は関係者間の連絡調整や会議録の共有が簡単にできること、保護者の了承のもと、子供の状況や指導記録が蓄積できることにあります。この情報をもとに個別指導計画も作成されているということになっております。この支援情報の共有により、これまで相談機関を訪れるたびに子供の症状を、お母さんですけれども、窓口で担当者の方に毎回同じ自分の子供さんの症状を毎回同じ説明をされたということがあったそうですけれども、こういうシステムができてからそれがなくなったということでありました。また、ＩＴネットワークはセキュリティやプライバシー保護のためにガイドラインを規定し、ＩＤも発行されていて個人情報は守られているということになっております。

実は人吉市でも保護者の方が、担当窓口でまったく同じですけれども毎回同じ質問をされて、毎回同じ子供の症状を担当窓口で説明されたということをお聞きしました。大変疲れたということで、どうにかしてくれという声を聞いた次第であります。この視察で、私は情報の共有化というところに注目いたしました。きょうの質問も情報の共有について質問したつもりです。本市も乳幼児健診や就学前健診、相談事業後の情報の連携、小学校・中学校への情報の共有、その後の体制もある程度はできているという感じはしました。しかし、今後の支援の強化をしていくには支援全体と情報の管理も統括する支援センターの設置が必要になるのではないかと考えます。そこで、発達支援センターの設置について、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

本市におきましては保健センター、福祉課、教育委員会、人吉球磨地域療育センター、児童デイサービス事業所、保育園、幼稚園、小中学校など職員が連携して養育体制を構築しているのは御承知のとおりでございます。

議員御指摘のとおり、乳幼児期から学齢期そして就労期までの生涯にわたる一貫した支援体制や、支援のための教育、福祉、保健、労働、医療等関係機関の横の連携は大変重要であるというふうに思っております。しかしながら、支援センターなどを拠点とした総合的な支援体制を構築するためには発達障がいを専門とする教職員等の配置の問題、個人情報の管理

に関する問題、関係機関をネットワークで結ぶためのＩＴにかかる費用負担の問題など解決しなければならない問題課題がございます。今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　今の答弁をお聞きしまして、やはり厳しいなという感じを受けております。しかし、今後発達障がい児、児童・生徒、やはりふえてくると思います。今後支援センターが必要になる時期も来ると思いますので、今後設置に向けて研究検討していただきたいと要望しておきます。この件に関しては終わります。

次に、不登校についてであります。この件につきましても３月議会で取り上げておりました。ことしの８月公表の平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の中で、小中学校における不登校児童・生徒の状況は30日以上欠席した人数で、21年度は12万2,432人と12年連続して12万人を超える子供たちが不登校の現状であります。内訳は小学校が２万2,327人、中学生が10万105人であります。やはり全国的に不登校数は多いようでありますが、それぞれの学校、自治体、地域で解決できるような取り組みはされていると思いますが、なかなか思うようにはいかないようであります。そこで、本市の状況についてお尋ねいたします。

現在の不登校数とこれまでの不登校防止への取り組み、それと取り組みの結果、学校へ復帰できた、登校できた児童・生徒の人数をお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

本年度11月末時点での本市の不登校児童・生徒数は小学校１名、中学校24名、計25名でございます。不登校出現率は0.81％であり、全国平均1.15％を下回っているところではございますけれども、昨年度が最終的に25名、出現率0.79％でしたので依然として厳しい状況だと言わなければなりません。また、数字だけを見ますと、中学生の不登校が圧倒的に多いのが全国的な傾向でもあるのですが、私どもの調査では中学校で不登校になった生徒の約７割が小学校のいずれかの段階で年間10日以上の欠席をしていたことがわかっております。したがいまして、不登校対策については小学校段階から取り組まねばならないと考えているところでございます。

このような現状を受け、教育委員会としては次の方針のもとに、不登校の未然防止と解消に向けてまさに粘り強く取り組んでいるところでございます。まず、学校における不登校対策の目標を、新たな不登校を出さない体質の学校にすると設定いたしました。そのために学校から市教育委員会への報告様式を変更いたしました。昨年度までは１カ月間で特別な理由がなく連続で７日以上、もしくは断続で10日以上の欠席をした児童・生徒が市の教育委員会に報告されておりましたが、今年度は１カ月間での欠席日数と別室登校、遅刻・早退を合せ

た日数を２で割った日数が10日以上と改めました。これによって不登校に対する危機意識が高まり、早期発見と早期対応が可能になると考えたからでございます。現在、不登校になるリスクが高い児童・生徒として40名を把握しております。

次に、教育委員会の直接的対応としては、不登校になってしまった児童・生徒で特に課題の大きな事例への働きかけ、それを中心に取り組んでおります。家庭訪問をします。保護者面談をします。状況によっては福祉や警察と連絡を図りながら家庭への指導・支援を強化します。また、可能な限り学校に足を運び、情報の共有と学校の支援にも努めておるところでございます。このような地道な取り組みの結果、不登校を未然に防止することができている事例が小学校では３例、中学校で７例ございます。早期発見を、教師による聞き取りで友人関係のトラブルを解決したり、スクールカウンセラーによるカウンセリングを設定したり、学校職員が朝から迎えに行ったり、中には担任等が朝から枕元まで行って起床させ学校に連れてくることを続けた、そういう事例もございます。学校はこのような努力を日々積み重ねていること、ぜひとも御理解いただければありがたいなと存じます。

また、既に30日間以上の欠席になったものの、その後登校日数がふえている児童・生徒も７名おるところでございます。ただ、このような子供たちにつきましては改善の状況についてはまだまだ不安定であり、いつ、また学校に来れなくなるかもしれません。今後も継続した丁寧な支援が必要だと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　本市でもやはり中学校が圧倒的に多いようであります。防止への取り組みにつきましてもさまざまな取り組みをされているようであります。ただ、気になるのが、不登校になるリスクが高い児童・生徒40名というふうに数字が出ております。やはり児童・生徒たちには早目の対応をなされておられると思いますが、ぜひとも不登校にならないような手だてをしていただければと思います。

また、学校に登校できた子供も７名いらっしゃるということで、地道な活動ではありますがやはり一人一人不登校になる原因というのはそれぞれあると思います。一人一人に合った対応というのがやはり時間はかかるかと思いますが、これもやはり続けていただければと思います。

次に、人吉っ子アドバイザーについてお尋ねいたします。今年度より人吉っ子アドバイザー、不登校いじめ対策について設置されたわけですが、このアドバイザーの業務状況と、そしてまた、かがやき教室の状況をお知らせください。また、生徒の反応、何名ほど通われているのか。また、かがやき教室の周知方法をお尋ねします。それとかがやき教室の今後の方向性についてもお尋ねします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

人吉っ子アドバイザーは昨年度まで市内小学校の校長先生だった方にお勤めいただいております。そのアドバイザーの業務ですが、設置要項では次のように規定しております。一つ、電話相談、来庁相談、出張相談、その他の日常的な個別指導。２、相談者への専門機関の紹介。３、専門機関への相談。４、県等の教育相談専門委員との合同相談。５、専門機関等との連携・ネットワークの構築。６、その他人吉市教育委員会が必要と認める業務でございます。アドバイザーにはこのような業務について週29時間以内において週５日まで勤務していただいているところでございます。そういう中で、勤務時間の約半分を充てているのが適用指導教室、本市教育委員会では先ほど議員おっしゃったようにかがやき教室と命名しております、に関する業務です。本年３月での豊永議員の御質問に対し、公的施設に不登校児童・生徒の居場所を設置したい旨御答弁いたしました。そのとおりに教育委員会は本年度６月にかがやき教室を設置いたしました。場所は勤労青少年ホームで、学校と同じ登校日の午前中を開室日としております。実動は８月23日からです。現在中学３年１名、中学２年２名、いずれも女の子でございますが、計３名が正式に入室手続を済ませておりまして、不定期ではありますけれども登校をしております。

この３名の生徒は学校への登校はほとんどできない状況でしたが、うち２名は週二、三日のかがやき教室には登校してまいりまして、安定した状況も一部つくられているところでございます。残り１名については、まずは定期テストをかがやき教室で受けることからスタートしております。また、かがやき教室に登校できた生徒は、主に人吉っ子アドバイザーによる学習指導や相談活動等で１時間ないし２時間程度を過ごしております。しかし、一見充実した時間を過ごして満足したように見えても、次の約束日には登校できない状況もあり、決して安心はできないところでございます。また、生活習慣の乱れ、学習のおくれなどによる自信喪失、本人の精神的な問題等もあり、今後も慎重できめ細やかな対応が必要だと考えております。

次に、かがやき教室の周知方法についてでございますが、不登校の子供も一人一人にあったきめ細かな対応が要求される上に運営にかかわるスタッフが基本的にはアドバイザー１名ということもあり、広く周知しても必要な対応は不可能だというのが現状でございます。したがいまして、学校との十分な協議の上、かがやき教室ならば登校できそうな子供を選び、本人や保護者との教育相談を繰り返しながら入室の説得をしているのが現状でございます。

また、かがやき教室の今後の方向性でございますけれども、できれば専属のスタッフをふやしたいと考えております。専属のスタッフがふえれば現在よりも広く周知することができ、その結果、一人でも多くの不登校に苦しむ児童・生徒の支援ができるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　現在３名の生徒が登校しているということであります。ここでちょっと一つお尋ねです。このかがやき教室に通われるということは登校扱いということで出席扱いという形になるのでしょうか。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　出席扱いにできるということでありました。学校へは登校できないがかがやき教室には何とか登校できる、その状況まで説得する状況まで持っていくのが大変だったろうと思います。また、かがやき教室の周知は現在アドバイザー一人のために広く周知してもなかなか対応できない現状、また不登校、児童・生徒本人や保護者との相談で登校できそうな子供に来てもらっているということであります。また方向性としては専属のスタッフの増員、一人でも多く支援していきたい、そういう旨で増員を望まれているようであります。やはり不登校問題を現在１名で対応されているのは厳しいだろうと思います。ぜひスタッフの増員をお願いしておきたいと思います。

そこで質問ですが、一人で大変だとわかっているのなら、今現在二中校区のほうに学校支援ボランティアのメンバーの方がいらっしゃると思います。この方たちに手伝ってもらうことはできないのでしょうか。メンバーの方によると、登録はしたが何も活動らしい活動はしていないとお聞きしておりました。どうでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

不登校に陥ってしまった児童・生徒との対応で最も大切なことは信頼関係でございます。彼らは安心して接することができる相手にしか決して心を開きません。彼らなりの価値観を性急に修整しようとしたり無理に正論を押しつけようとしたりすると、会うことを拒否するようになります。したがいまして、やる気があるボランティアの方であればどなたでも結構というわけにはまいらないところでございます。しかし、一方では学校や教育委員会、福祉課や児童相談所等の公的機関だけでは十分な対応ができていないというのも事実でございます。そこで、御指摘のように第二中学校に設置してある学校支援地域本部事業を活用しながら、そのサポート部会の活用も考えられるところでございます。この部会は社会教育課が管轄しておりましたが、不登校対応の難しさからまだ実動には至っておりませんでした。そこで、今年度は学校教育課と社会教育課が連携して取り組みの推進を図ることといたしました。

まず、ボランティアの方々にスクールカウンセラーによる研修を受けていただきました。研修では、子供の現状をそのまま受け入れること、大人の価値観を押しつけないこと、過剰な干渉をしないことなどなど不登校の子供たちとの接し方についての基本を学んでいただいたところでございます。第二中学校には登校はできるが教室に入れない生徒のために相談室

を設けてあります。現在、３名の生徒が常時学んでおります。指導者としては県の事業である不登校支援サポーター２名、これはいずれも退職した先生でございますが、その方々を配置し、その先生方が交代で指導に当たっておられます。この相談室での支援補助として研修を受けたボランティアの方々に入ってもらっていただいているところです。

また、第一中学校には学校運営協議会がございます。こちらにも不登校支援を担当する部署をつくり、校内での支援補助等に当たってもらうことができないか現在検討中でございます。そうしたことでボランティアを今後見出しながら、かがやき教室にもお手伝いをいただくという可能性は全くないわけではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　答弁でありましたように不登校になった児童・生徒は一人一人違う原因で不登校になったわけであります。非常にデリケートな問題だということも理解はしておりますが、またスクールカウンセラーの研修を受けた方がやはり支援に回るというのは必要だと思います。この研修を受けた方が実際に支援されるのは何名なんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。研修を受けたボランティアの方が実際にそういう支援をするのは何名いらっしゃいますか。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

申しわけございませんが、確たる数字は今のところ把握をしておりません、私としては。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時58分　休憩

午後４時13分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○教育長（堀　秀行君）　私の実態把握ができていなくて皆様には大変御迷惑をおかけして大変申しわけありませんでした。

人数の件で御報告をいたします。答弁の中で申しました研修を受けられた方、これが７名でございます。それから、研修を受けて現在登録されていて活動できる方については３名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　スクールカウンセラーの研修を受けられた方が７名、実動されるだろう登録された方が３名という答弁であります。その３名の方が子供に実際に当たられると思いますけれども、支援というかデリケートな問題いろいろあろうと思いますが、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

今年度の不登校になったきっかけとなった原因の調査、先ほど最初に言いました平成21年度児童・生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関するその調査によりますと、小学校の原因の一番目は親子関係をめぐる問題、二番目はいじめを除く友人関係をめぐる問題、三番目は家庭の生活環境の急激な変化でありました。中学校では一番目がいじめを除く友人関係をめぐる問題、二番目が学業の不振、三番目が親子関係をめぐる問題となっておりました。さまざまな原因がそれぞれの児童一人一人が違う原因であろうと思います。先ほども言いましたが、そういうスクールカウンセラーを受けられたボランティアの方もそういうところは一応理解しながら支援していただければと思っております。

ここで一つ質問いたします。不登校に対してはやはりいじめという原因で不登校になられる方がやはり全国的にも多くいらっしゃると思いますが、人吉においていじめによる不登校になられている、その現状というのをお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　学校でのいじめについては定期的に報告を受けているところでございますけれども、いじめがあっているという報告は今のところあっていないところでございます。

しかし、いじめは見つかりにくいと、わかりにくいという性質のものでもございますので、今後も不登校児童・生徒一人一人に丁寧に接していきながら、登校できない要因と、そしていじめと結びつけた分析をしながら対策を進めてまいりたいというふうに考えております。そして万が一いじめの事実が発見された場合には、学校と市教育委員会とで事実関係を徹底して調査し、的確に対応してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　答弁で１件もないということで安心しています。実際には見えないところでいじめというのが進行している可能性もありますので注意していく必要があろうかと思います。いじめについては先月の新聞報道にも熊本が発見率とか１位で載っておりました。いじめについては、また別の機会を持ちまして質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最近の不登校に関する本を読んだときに感じたことがありました。そこでちょっと紹介いたしますが、「不登校・ひきこもりと居場所」という本を読んだわけでありますが、この前書きに、学校へ行きたくない、学校へ行けないと訴える子供たち、世の中が怖い、対人関係がうまく結べないとぽつりと語る若者たち、年齢層も表現の仕方も異なるけれどもそれらに共通するのはいずれも心の寄る辺なさ、つまりあるべき居場所がないということであります。見つからないということではないだろうかというこの居場所が、やはりないということが不登校あるいは先ほど言った引きこもり、その原因になろうかということで、実際に学校に行っても居場所がないとか、居場所がないから学校に行かないとかそういう原因の一つはあろ

うかと思うあれで本を読んだところであります。

実際には不登校、引きこもりは同列には考えられないとは思いますが、やはり共通の居場所がないというところで、学校に居場所がないから行かない、行けない、先ほども言いましたけれどもそういうことだろうと思います。それで、居場所をつくるということで保健室、保健室に通われているお子さんもいらっしゃる、またかがやき教室ここに行ける、居場所をつくってやる、そういう意味ではやはりこういう居場所をつくることが今後の対策の一つでもあろうかと思います。ここで最後に、市長にかがやき教室についての考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

本来ならば、かがやき教室等々存在をしないほうがよい環境かもしれません。がしかし、議員御指摘のとおり今日の家庭環境、学校環境そして社会環境等々を考えますと心の居場所を失ってしまうという人たちもたくさんいらっしゃるようでございます。そういう方々をいかにセーフティネットを張りめぐらせて心の居場所を見つけてあげるか、または生きがいを見つけてあげるかということが大切ではなかろうかと思っております。

先ほど発達障がいのお話もされましたし、また不登校の問題もされましたが、ただ、私たち行政だけではなく大人の責任としまして一人一人にやはり生きがいといいますか、心のよりどころといいますか居場所といいますか、そういうものを丹念に丹念に探して差し上げる、そういう環境づくりが大切ではないかと思っております。例えば発達障がいであれダウン症を抱えておられる人たちであれ、たまたまみずからの生きがいを見つけたという人もたくさんいらっしゃるわけでございまして、本市の幸せ親善大使の荒川知子さんという女性、まさにダウン症を抱えておられますけれども、彼女が吹かれる笛は「天使のたて笛」として多くの人々から支持をされているところであります。ことしの人吉球磨総合美展におきまして、絵画部門で１位を獲得された大学の女性は永年の間不登校に苦しんだ人であります。

人はそれぞれすばらしい才能をそれぞれ持ち合わせている、それをどのように我々が発見をし、そしてそれを励まし、伸ばしていくかという作業が私は一番大切ではなかろうかというふうに思っております。さまざまな障がいを持ってこの世に生まれた、または学校環境、家庭環境、社会環境の中で心に傷を抱いておられる人たちに生きがいを与え、そしてそれを伸ばしていくということが我々の役目ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

教育の本来の目的というのはどんな環境状況の中でもみずからの力で生き抜いていく心を持つことということではなかろうかというふうに思っておりますので、今後行政といたしましてもしっかりとそういう観点からかがやき教室であれ、発達支援センターであれ、さまざまな環境の中で力を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）　市長の答弁いただきました。やはり今後不登校の児童・生徒が一人でも学校へ登校できるように、私も力を出して協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　11番議員の森口でございます。久しぶりに明るいうちに、できればおてんとうさんが出ているうちに終わりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

通告は２点でありまして、１点目が文化振興策、いよいよ上棟式を迎える国の重要文化財岩屋熊野座神社の今後の諸計画工程についてということで通告をさせていただきました。国の宝は県民の宝であり、県民の宝は市民の宝であり、市民の宝は地域の宝であると、そういう観点から質問をしてまいります。それから、２点目が道路政策、今、経済建設委員会委員長を拝命しておりまして、この立場で道路政策について本会議場でやるのはどうかなという気もしないでもありませんが、かつて道路政策一本きり、これをやらせていただいておりますのであえて通告をさせていただきました。市道東間赤池線の整備について。この２点を通告させていただきました。

ところで今議会でも農業政策について随分と議論がなされました。そこで、農業政策につきましてせっかくですから私の私見と申しましょうか、提案と申しましょうか、ちょっと生意気なようですけれども述べさせてもらいたいと思います。ひょっとして林副市長は来春、本省へ帰られるかもしれませんのでどうぞお土産として私の提案を持ち帰っていただいて、農政は農水省だけでなくて今やもう省庁横断でやってもらわなければ困るという問題だと思いますので聞いていただきたいと思います。

そもそも東の日出ずる国日本、水穂の国日本、我々日本民族のよって立つところはお米であると考えております。ですから、我々日本民族のＤＮＡにはお米のＤＮＡもくちゃくちゃと入り交じっているんじゃないかと思っております。ですから、日本文明はお米によって創造されたと言っても過言じゃないかと思っておりますが、我々のよって立つところ、主食のお米をつくっていただいている農家の皆さんが、昨今米をつくっても食うちゃいけんばいと、そう嘆かれるのは何ともはや寂しい限りでありまして、これまで日本の農政は一体どういうことだったんだというふうに思わざるを得ないと思っております。原因はいろいろあると言われております。少子高齢化でありますとか、それから食生活の変化、これが大きいと言われております。確かに皆さん方の中にも朝はパンだとか、毎日じゃなくても１週間に２回ぐらいはパン食とかそういう方がいっぱいいらっしゃると思います。それでもって米の消費量が減ったというようなことがよく言われておりますが、そこで昨今は民主党政権は戸別所得補償をやりますとか、それについてはお米は生産調整をやりなさいとか、一方では補償がい

らない人はどんどんつくりなさいとか、よくわけのわからん政策だなと私は思っておりますが、どうにかならんかなと思っておりましたけれども、ことしの夏、画期的な商品ができました。まさに技術立国日本、お米を食べてつくり上げられた日本人の知恵がもたらしたというような商品がことしの夏できました。

この商品の活用次第によっては、私は特に米作、これを救うんじゃないかとさえ今思っております。それはきのう市長もちょっと触れられました、三洋電気が開発しましたライスブレッドクッカーGOPAN（ゴパン）、これが出たときには私はびっくりしました。さすがに人気が出まして、今は予約さえもちょっと中止状態ということであります。大体５万円程度で発売されておりまして１カ月前ぐらいのチラシにはちょっと載っておりました、４万9,800円で載っておりました。これが何が画期的かと申しますと、今までも家庭用パン製造器というのはあったんですけれども、以前は小麦粉とか入れておりましたが、この機械はお米そのもの、玄米でもいいんだそうです、雑穀米でもいいんだそうです。お米そのものを入れる、お水とお塩もそれから何かいるんでしょうけれども、とにかく白米を入れるんです、玄米でもいい。それでスイッチをぽんと押しておくと御家庭で米パンができるという、これは私はものすごい機械ができたものだなと思っております。

それで、どういうことかと申しますと、何でこれが農業の米の危機を救うかと申しますと、この「ゴパン」ライスブレッドクッカーを日本全国、北は北海道から南は九州沖縄、石垣島まで日本全国津々浦々全ての家庭に１軒残らずこの機械を国が配る。ですから皆さん方の家庭にも１軒１台必ず国から送られてくるという。（「そろそろ一般質問を」と呼ぶものあり）はい、わかりました。今、議長から指摘がありましたので早くしゃべります。そうすると、途中はしょりますけれども、試しに使ってみようかということで、日本には4,900万世帯ですから試しに使ってみようかと一回皆さんが使うだけで１万4,700トン、米がぽんと消費されます。それから、２週間に１回ぐらい使おうかということになると76万トンぐらいは米が消費されます。それで、随分はしょりますけど、予算のことだけ、何でそんな破天荒な話になるんだと、予算のことだけ言いますが、５万円で国が買い上げて配ったとしても総額の二兆四、五千億円なんです、大量買い上げだから４万円にしようといったら２兆円ぐらいなんです。ということは子ども手当、今半額支給しています。その半額の１年分以下の予算で日本全国にその機械が配られるという、裏を返せば子ども手当満額支給すると５兆円強ですからとんでもないお金がばらまかれているんだなということを思っております。議長から指導が入りましたのではしょってお話をさせていただきました。

それでは、一般質問に入ります。本件につきましては岩屋熊野座神社、この件につきまして、私は前期から数えて５回目の質問であります。前期３回やらせていただきました。今期は昨年３月１回やらせていただいておりまして、その間執行部の皆さん、特に所管の係の皆さん方、本当に献身的に御努力をいただきまして予算づけから、それから工程の指導からい

ただきましてとんとん拍子といいましょうか、順調に推移しておりました。特に昨年３月一般質問します直前だったですか、文化庁から内示が入ったというビッグニューズが入りまして、みんなびっくりしたんです。それから、もちろん神社あるいは地元総代あるいは保存委員会、あるいは氏子町内の方々が献身的にいろんなことを協力的にやっていただきました。もちろん執行部の指導もいろいろございましたけれども、それでもって今月12日、しあさっての日曜日、いよいよ２時から上棟式を迎えると、そういう段取りになっております。どうぞ皆さんよろしかったら来ていただきたいと思っておりますけれども。

そこで、今順調に保存修理事業は進んでおりますが、保存修理事業の今後の工程について、まずはお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

岩屋熊野座神社保存修理事業は事業主体である神社、文化庁、熊本県教育委員会、人吉市教育委員会の四者で協議を行いながら実施しているところでございます。

今後の工程につきましては、まず本年度拝殿の保存修理及び復元工事と鳥居の保存修理工事、平成23年度覆屋の保存修理及び復元工事を行い、神社本体の保存修理工事は完了いたします。それと並行いたしまして、平成23、24年度の２カ年にわたり文化財防災事業に着手する計画でございます。内容につきましては、平成23年度に火災報知器等の防災設備設置工事、平成24年度に緊急車両進入用の防災道路建設工事となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　保存修理工事そのものの工程は今理解できました。茅葺き屋根になるわけですけれども、問題はその後どのような形で進めていくか。例えば環境保全、環境の整え方あるいはどのように活用していくのかというような考え方、本堂修理が終わりますと向こう100年から150年は解体修理の必要はないということでございますので、これからの環境保全等々は大事になってくるのじゃないかなと思っております。

そこで、平成15年に神社のほうで作成されました保存活用計画というのがございます。その中で保存修理後の環境保全あるいは活用計画等々について、その内容はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

平成15年度に神社が作成されました保存活用計画の中では、まず環境保全につきましては鳥居から神社裏手の洞窟までの境内環境を保全することを基本方針となされており管理道路の整備、参道脇の池の復元整備、境内奥の洞窟の整備、便益施設の設置、周辺樹木の管理等歴史的景観や環境との調和を考慮して行うものと計画されております。

次に、活用につきましては資源をイメージした体験宿泊や国選択無形民俗文化財球磨神楽

を行うなど岩屋熊野座神社らしい特徴を出した活用を図ることを基本方針となされており、建物内部の公開、インターネット上にホームページの開設、パンフレット等の作成などが計画されております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　地元といいますか、神社の計画では鳥居から神社裏手の洞窟までの境内環境を保全する、それを基本方針として管理道路の整備あるいは参道脇の池の復元あるいは境内奥の洞窟の整備、便益施設の設置、周辺樹木の管理等々をやっていくという計画のようでございますが、これは当然地元とか神社だけでこのようなこと資金面も含めて、これはできるものではないと思うんですよ。もちろんこれまでも国、県、市の御援助は相当いただいているようでございますが、今後もこのようなことにつきましては国・県、市の後押しがこれはぜひとも必要であると、そのように感じております。

そこで、今後の岩屋熊野座神社の環境保全計画また活用計画について市として、今さっきおっしゃったのは神社の計画ですから、人吉市として具体的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

事業主体者である神社は平成24年度までに神社本体の保存修理及び復元工事、さらに防災設備設置及び防災道路建設工事が完了し、平成25年度以降に環境保全及び活用事業に着手されることと存じます。そのときは神社が保存活用計画の中でも環境保全活用をどのように実現していくのか、実施計画の策定が必要となってまいります。この実施計画の策定につきましては文化庁、熊本県教育委員会との協議も踏まえることとなりますので、人吉市といたしましては文化庁、熊本県教育委員会と調整を図りながら保存活用計画の内容がより具体的に実現できるように最大の支援を行っていきたいと考えております。

また、今回の保存修理事業を契機といたしまして、保存修理の実例として他の自治体及び重要文化財管理団体等にＰＲしていきたいと思っているところでございます。さらに当神社も含めまして人吉市には国宝青井阿蘇神社を筆頭に老神神社、井口八幡神社、大信寺地蔵堂など国及び国指定の重要文化財の建造物が存在しており、これらは重要文化財ではございますが地域の観光資源としても十分になり得るという視点から、これらの古建築群につきましては総合的なパンフレット作成及び散策ルートの設定も検討していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　先ほど申し上げました保存活用計画の内容がより具体的に実現できるように最大の支援をしていくという御回答でございまして、今地元の一人として心強く思っているところであります。

ところで人吉城歴史館カレッジ、平成22年度の人吉城歴史館カレッジ、題が「地域の宝に触れる、岩屋神社保存修理について」というタイトルで実施をされました。今月３日・４日・５日にかけてでございました。土日でございましたけれども、所管の職員の皆さん方出ていただいて本当御苦労だったと思いますが、私は４日のお昼の講座の部に出席をいたしましたけれども、何人ぐらいいらっしゃるのかな、10人ぐらいかなと思って行ったら、用意してある席が22席ほとんど満席でありましてびっくりしました。その前の金曜日の夜の部も22名満席だったということで、いやいやこれは関心、随分以前に比べたら出てきたのかなという思いがしておりました。日曜日の見学会につきましても四、五十名の市民の皆さん方が来ていただいたということで地元の氏子総代等々大変喜んでいらっしゃいましたけれども、私はまだまだ県外あるいは市外あるいは市民の方々にも岩屋熊野座神社、まだまだ認知度が不足しているのかなという気がしております。

そういうことで以前にも要望したことがあるんですが、名所とか旧跡とかそういうところの認知度アップの第一は案内板といいますか道路標識そういうものは欠かせないものだと思っておりますが、残念ながら岩屋熊野座神社に関してはどこにも一本もないんですね、それが。そういうことで岩屋熊野座神社に関する案内標識の設置、あるいは道路標識といいますか、そういうものについて執行部はどのようにお考えであるかお聞きをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

岩屋熊野座神社につきましては以前に議員が申されましたように、青井阿蘇神社、老神神社それと岩屋熊野座神社と、北から南に一直線に並んでおりますことから観光面から見ますと何か神秘的なパワースポットといいますかパワーラインみたいなものを感じておりまして、これが一つの売り文句になるものかというふうにも考えております。

また、近くには相良三十三観音廻りの最後の札所であります赤池観音もございますので、その観音さんには秋の彼岸には約千人ほどの方がお参りされるというふうに聞いております。ということで、岩屋熊野座神社の案内標識につきましては赤池観音と一つの観光ルートとなるよう、神社の保存修理の進捗に合わせまして御要望にお応えしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　今の最後の御答弁の最後の文句で、これは近々おそらくつけていただくものと確信をしたところであります。どうぞよろしくお願いしておきたいと思います。

例えば、これは私、地元代議士にもちょっと要望はしているんですが、国道219の東間交差点御存知でしょうか。左は田町方面、右は華の荘の下ですけれども、あの交差点に道路の上にでかい看板が上からと下から見えるようにあるんですよ。下のほうから上っていきますと左のほうは市内、人吉市役所とか書いてあります、直進は錦とかと。それで右の方がずっ

とブランクなんですよ。下から上っていって、右に下りていくと岩屋神社になるんです。上から下りてくると、錦方面から下りてくると左に折れると岩屋神社に行くんですが、上から下りてきてこの左側もブランクなんですよ、ずっと以前から。だからもったいないなと思って、代議士には以前から要望はしているんですが、なかなかやっぱり国道の上の看板ということでその辺も頭に入れておいていただいて、それも含めていいあんばいのところにそういう標識みたいなのをつくっていただければありがたいなと思っております。

この岩屋神社に関しましては市長も随分思い入れがあるというようなお話も以前から聞いておりました。最後に市長に、岩屋神社に対する思いみたいなものをお聞きしたいと思いますが、その前に３点ほど、私要望したいと思うんです。要望に、別に急々ですからお答えいただくというようなことはなさらなくて結構でございますので、要望を先にさせていただきます。１点目は資金面であります。これは今までも十分市としては御援助いただいているようでありますが、地元保存委員会等々では計画的なある程度ぴしゃっとした資金面の計画も出ております。きょうはあえてその数字までは申し上げませんけれども、どうぞ国、文化庁、県それから市等々におかれましては資金面での御援助もお願いしたいというのが地元の要望です。といいますのは、地元が何もしていないんじゃなくて、地元は本当に一所懸命各家庭から多額の寄附金を募って歩いていらっしゃいますし、地元５町内あるんですけれども。それから、年が明けたら企業回りでもしようかというぐらいの意気込み、もう計画もなされているようであります。地元負担というのもございますので、どうぞその辺御勘案いただきまして、特に県は財政難でございますので県のほうにも言っていただきますようによろしくお願いしておきます。

それから、これは要望というか希望、要望でございますけれども、バスの便があの付近は少ないんです。ですから、将来的にはじゅぐりっと号あるいはさるく号どちらでもよろしいんですけれども名所めぐりみたいな雰囲気で、今、確か西間まで来ているんでしょうか、それをちょこっと延伸していただければ、ぐるっと回れば岩屋さんの前を通って市内に帰ってこれますので、そういうのができるのであればぜひともバス路線の延伸も頭に入れていただきたいなと思っております。今、朝昼晩はかねてからの路線バスがありますけれども、なかなか中間、朝と昼の時間が空くのが長すぎてちょうどいい時間というのがありませんので、地元の方々の生活の用にもなりますし、できましたらば将来的にはそういう方向で進めていただきたいと思います。

それから、もう１点は21年３月に私、提案をさせていただきました。大ぶろしきを広げたもんだなと思われたかもしれませんが、岩屋熊野座神社だけではなくて人吉球磨盆地内にある重要文化財等々をひっくるめて世界遺産への道はないものだろうかという提案をさせていただきました。きのうでしたかおととい、市長は肥薩線についてそういう考えも、世界遺産の考えも持っているんだというような御発言ございましたが、総合的に見てそういう組み合

せもできるかもしれません。とにかく研究してみないとわかりませんけれども、ぜひともそういう御検討をしていただきたいと思うんです。といいますのは、21年３月にそういう提案をさせていただきましたときに執行部の御答弁いただいたんですが、せっかくですからちょっと読ませていただきます。「人吉球磨地方には国宝指定の青井阿蘇神社、国の重要文化財指定の老神神社、岩屋熊野座神社、青蓮寺、生善院観音堂、城泉寺阿弥陀堂があり、これらは中世から近世にかけてつくられた建物で非常に価値の高いものでございます。かつ、人吉球磨地方の領主であった相良氏に深く関連する社寺でもございます、岩屋さんももちろんそうです。これらの建造物は第一に人吉盆地という同じエリアに分布すること、第二に建造物が国宝及び国指定重要文化財として指定を受けているということ、第三に人吉球磨地方の領主であった相良氏と深く関連があるということで、人吉球磨中近世社寺建造物群としてとらえることができ、歴史的、建築学的な価値づけはできるものと考えられます。今後は、例えばこれらの建造物を人吉球磨中近世社寺建造物群として位置づけ、所管する球磨郡内の関係市町村と連携を図り、世界文化の中で歴史学、建築学等のあらゆる面から今以上の価値づけができるための調査・研究がなされたとすれば、可能性として将来世界遺産登録への扉も開かれていくのではないかと考えるところでございます。」という御答弁をいただきまして、市長も検討してみたいということでございました。

このことにつきましては、岩屋熊野座神社の保存修理をやっていただいております文化財建造物保存技術協会の増渕所長、先だってカレッジの講師も勤めていただきましたが、その所長にも三日ほど前お会いしていろいろお伺いしたら、人吉球磨地方の建造物群は世界遺産へのそれは夢じゃないでしょうと、大いにそういう価値はあると思いますよというお話もいただきましたので、ひとつぜひとも研究をしてみていただきたいと思っております。

長々おしゃべりいたしましたけれども、岩屋さんについて、最後に市長の思い等々があればお聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

世界遺産の話が最後に出ましたけれども、この肥薩線沿線というのは古代をめぐっては熊襲・隼人圏域であります。そういう広域観光圏域をつくろうではないかというふうに今肥薩線沿線の16の自治体に呼びかけているところでございますが、先般も申し上げました松浦晃一郎氏のお話によると、世界遺産とともに今、霧島市を中心に環霧島圏域というものが構成され世界のジオパークを目指しておられるところでございまして、世界遺産とかジオパークとか、そしてそこに多様性のある動植物の圏域であるとか、そういう中に、そして中世の文化がいまだ光を失わず存在していると、すべて総合的にとても重要なことであるというふうにおっしゃっているわけでございます。

よって、この熊襲・隼人圏域総合的な世界遺産群を目指すことができるのではないかというふうに思っているところでございますが、我々もさらに年を越しましたらそういう観点か

らもしっかり御後援をいただきながら勉強してまいりたい。ただ肥薩線だけということではなく、そういう広域的な中で構築をしていくということは大切じゃなかろうかと思っております。

それからもう一つおもしろい観点は、肥薩線も100年前開通したわけでございますが、100年それ以前からの交通機関であった川舟の下りであります。これも現在球磨川下りとして活用されているわけでございまして、100年前の乗り物が同時並行しているというのも非常におもしろい観点であるというふうにも思っているところでございます。さまざまに我々がいまだ、まだ気づいていない部分もたくさんございますので、そういうところを総合いたしますと人吉球磨地方、そして隼人圏域というのは大変おもしろい世界中から着目をしていただけるような地域になるのではないかというふうに期待をいたしているところでございます。

さて、岩屋熊野座神社というのはどういう御祭神をお祭りされておられるのかというのは私も覆屋を解体したときに初めて知りまして、町内会長の佐無田先生のほうからレクチャーを受けたわけでありますけれども、あの神社の非常に特徴といいますか、おもしろいのが真西を向いているわけであります。なぜ真西を向かなければならなかったのか、神社仏閣というのはほとんどが東から南を向いているわけでございまして、なぜ真西なのかなと。またそして稚児を伴った鳥居等々でございます。それは多分、春分秋分に関係あるのではないかなというふうに思っておりましたけれども、確かにそれはそうと。つまり、なぜ太陽の出入りというのを気にしているのかとかいうふうな非常におもしろい神社でございまして、そうしたら佐無田先生のレクチャーによりますと、よみの国を表現しているということでございまして御祭神を拝観させていただきますとなるほどそうだと。イザナギ、イザナミノミコトがよみの国へという例の話であります。よって私はその特徴を、いわゆる独自性があるわけでございますのでこの特徴を情報発信しなければならないというのと同時に、ぜひ地元町内の皆様方、または東間校、一中の皆様方にもお願いをしたいと思っておりますことは、この際、新しい神話に基づいたよみの国の往き来の神話に基づいた、そこからおはらいが始まるわけでございますので、新神楽をおつくりいただきたいという思いを一つ持っていたわけでございます。

そして、今、球磨神楽というのは非常にこれも大変重要な無形文化財でございます。こういうものを中心に、そして百年、二百年、三百年、四百年、五百年後を目指して新しい神楽を、ストーリー性のある新神楽を考案していただき、それをいわゆる夜神楽として、よみの国でありますので夜神楽として季節季節に御披露いただくと大きな観光資源になってくるのではないか。そしてなぜ、この神社がどういう意味で建てられたか、ここら辺は学芸員の皆様方、また知識人・文化人の皆様方のお力をお借りしなければいけないと思いますけれども、そういう特徴をつけながら大いに情報発信していくというのが今後大切なことではなかろうかというふうに思った次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　今いろいろと思いをお話しいただきました。確かに中央殿と左殿、右殿とがあるので、中央殿にはイザナギノミコト（伊邪那岐命）が祭られておりまして、西の御門と言われていてまさによみの国の神様でございますが、それからコトサカオノミコト（事解男命）とハヤタマオノミコト（速玉男命）が祭られておりまして、一つは夫婦和合の神様、もう一つは五穀豊穣ということで非常にそういう神話も豊富な神社ですので、ぜひともその辺も研究していったらおもしろいのかなという思いは地元の人たちも持っているようであります。今度が上棟式でございますので、どうぞお手すきであればお越しいただきたいと思います。

それでは最後の質問をさせていただきますが、最後は道路政策であります。勝手に岩屋熊野古道なんてつけさせていただきました東間赤池線の整備について、建設部長のほうからどのようなお考えであるかお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市道東間赤池線でございますが、起点は東間上町岩屋口から赤池水無町永谷までの延長967.7メートルで、その中にＪＲ肥薩線と交差をいたします隧道46.5メートルが含まれております。幅員につきましては5.5メートル以上、９メートル未満が15.1メートル、４メートル未満が952.6メートルとなっております。

この路線は東間地区と赤池地区を最短距離で往来ができるために市民の皆様にも広く利用されているところでございますが、幅員が２メートル前後の狭い区間がほとんどでございまして離合が難しい状況でございます。したがいまして、離合箇所設置の必要性は十分認識をいたしております。今後、利用される皆様の通行の利便性、安全性向上を図るため、現地確認等を行い、離合箇所の確保も含め御要望にお応えできるよう努めてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　この路線はかねてからの地元の悲願でありますので、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

それからまた、生活路線だけではなくて先ほど観光案内板、道路標識のところでも、執行部から答弁の中にありました赤池最終札所、相良三十三観音の赤池観音と岩屋熊野座神社を結ぶ路線でもございますので、そういうのも含めて連携を取りながら進めていっていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大王英二君）　以上で質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

日程第15　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第15、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第88号から陳第42号まで一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案・陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成22年12月第５回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）につきましては、２ページの別記１に記載のとおり、議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）につきましては、３ページの別記２に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、４ページに記載しておりますので、念のため申し上げます

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 88号	平成２２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）	各委[別記１]
議第 90号	平成２２年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）	総文
議第 92号	平成２２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 94号	平成２２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 96号	平成２２年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 98号	平成２２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第100号	平成２２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第105号	人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第106号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第107号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について	総文
議第108号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について	総文
議第109号	損害の賠償について	総文
議第110号	損害の賠償について	総文
議第111号	平成２２年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	各委[別記２]
議第112号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第113号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第114号	人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
陳第 39号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情	厚生
陳第 40号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める陳情	厚生
陳第 41号	国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情	経建
陳第 42号	「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情	厚生

［別記１］

議第 88号　平成２２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第４条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 12款　公債費 14款　予備費 第２条　繰越明許費（10款　教育費） 第３条　債務負担行為の補正（２款　総務費、10款　教育費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費 第３条　債務負担行為の補正（３款　民生費）
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ５款　労働費 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 第３条　債務負担行為の補正（８款　土木費）

［別記２］

議第111号　平成２２年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費 10款　教育費 14款　予備費
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ７款　商工費

［提出陳情件名］

陳第39号　国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情

陳第40号　「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める陳情

陳第41号　国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情

陳第42号　「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情

［継続審査件名］

○総務文教委員会

議第80号　人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

陳第29号　改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情

陳第30号　多目的運動広場建設に関する陳情

○厚生委員会

陳第27号　介護保険制度見直しに関する陳情

○経済建設委員会

陳第38号　歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

○公益的施設の適正配置に関する特別委員会

陳第37号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後５時07分　散会

平成22年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成22年12月21日　火曜日

１．議事日程第５号

平成22年12月21日　午前10時　開議

日程第１	議第 80号	人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について（継続）	総　文
日程第２	議第105号	人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第106号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第107号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について	
日程第５	議第108号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分について	
日程第６	議第109号	損害の賠償について	
日程第７	議第110号	損害の賠償について	
日程第８	議第112号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第９	議第113号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第114号	人吉市教育委員会の委員長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第 88号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）	各　委
日程第12	議第111号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	各　委
日程第13	議第 90号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）	総　文
日程第14	議第 92号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	厚　生
日程第15	議第 94号	平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）	
日程第16	議第 96号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）	
日程第17	議第 98号	平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	
日程第18	議第100号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	

日程第19　陳第27号　介護保険制度見直しに関する陳情（継続）
日程第20　陳第40号　「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める陳情
　　厚　生

日程第21　陳第37号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情（継続）　―― 公益特委

日程第22　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第23　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第25　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第26　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

日程第27　議員派遣について

日程第28　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第28まで議事日程のとおり

・追加日程

発議第６号　人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

意見第29号　環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に対し、慎重な対応を求める意見書

意見第30号　介護保険制度の見直しを求める意見書

意見第31号　「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

意見第32号　尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書

意見第33号　球磨川水系における濁水対策を求める意見書

議長の辞職願に対する許否について

議長の選挙

副議長の選挙

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君

4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西　信八郎君
8番	松田　茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中　哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代　勝君
19番	簑毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君

経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時13分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで、執行部からの発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○教育長（堀　秀行君）　おはようございます。大変申しわけございませんが、発言の訂正をさせていただきたいと存じます。

平成22年12月７日の一般質問におきまして、笹山議員の全国給食甲子園に関する質問に対して、ＮＰＯ法人のイベントがあるということを不勉強で私は初めて知りましたということ、また、同様に福屋議員の質問に対しまして、大会イベントの名称を聞いたのは今回が初めてでございますと、結果報告があって初めてこの大会のことを知った趣旨の答弁をしておるところでございます。しかし、調べてみましたところ、県からこの大会に関する周知の文書が届いておりまして、私自身確かに閲覧の印を押印しております。ただ、記憶に全くなく、文書を見てはいるものの記憶にとどまっていなかったこと、報告があって応募していたことを知ったことの印象が強く残っていたことなどからの発言であったことを御理解いただければと存じます。

このような不用意な答弁をいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、この部分の答弁を「この大会の周知文書を見ておりましたが、記憶には全く残っておりませんでした」と訂正をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）　今、教育長のほうから一般質問に対する発言の訂正ということと謝罪という形でありました。確かに一般質問において、今、教育長が発言の訂正をされましたような答弁があっておれば、これは当然一般質問における、一般質問の中身も違ってきたところですよね。今の発言をされれば、全く私が一般質問したことの中身が全く違った方向に行ってしまう、ましてや全然整合性がなくなってしまうという部分があると私は思っています。

ただ、そういったことを考えますと、やはり議場における発言、これについてはやっぱり正確な発言をきちっとしなければいけないと思いますし、軽々しいそのような発言であってはならないと思っています。やはり今の教育長のこういった発言に対しては、私は議会に対

する軽視であるとしか思っていないところであります。一般質問が終わっていますので、ここで一般質問に対する云々を言うのはどうしようもありませんので、これについては発言の訂正並びに今の謝罪については、これは受け入れざるを得ないと思いますが、ただ、総務文教委員会の協議会において調査をされ、また審査をされながら、その過程においてそのような事実が確認をされて、きょうの教育長の発言の訂正と謝罪につながったと思っております。私は総務文教委員会に所属しておりませんので、どういった事実、そういった審査があったのかわかりません。なかなか整合性がつかない部分もあると思っていますので、この件についてはやはり私は総務文教委員会の協議会でどのような調査並びに審査をされたのか、これは知る必要があると私は思います。やはり協議会の中で、委員会の委員の皆さん方だけがそういった理解をされておりますけれども、やはり私は全議員がその中身についてはどのような審査をされたのかは理解をする必要があると私は思いますので、これについては本会議でいろいろやり取りするわけにはいきませんので、もしよろしかったら総務文教委員長より、例えば全員協議会等を議長のほうにお取り計らいいただいて全員協議会等を開催していただきながら、その中で何らかのそういった経過説明等をしていただかないと理解できませんので、そういったお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大王英二君）　ただいま、５番、笹山欣悟議員のほうから発言があっております。この件については総務文教委員会で都合二日間にかけて協議会をさせていただいております。そのことについても何らかの形で総務文教委員会のほうから全員協議会の開催並びに報告があると思っておりますし、そのような場をつくりたいと思いますので、そのように御了解をいただきたいと思います。

ただいまの訂正につきまして、申し入れのとおり御了承お願いいたします。

ここで執行部に申し上げます。本会議の発言等々についてはしっかり精査をしていただきたいと思います。特に、今回の件につきましては個人の名誉等々も入っておりますので、そのあたりも十二分に御理解をいただき、この本会議場から発する言葉というのはイントラネット等々で世界各国へも配信できますので、そういった思いをしっかり受けとめて今後は答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決をいたします。

日程第１　議第80号から日程第10　議第114号まで

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第80号から日程第10、議第114号までの10件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第１、議第80号から日程第10、議第114号までの10件につきまして、審査の結果を御報

告いたします。

議第80号は、人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、これは９月定例会からの継続であります。現行条例に、行財政経営検討委員会の検討事項に市が指定管理者の指定により実施する管理運営業務の効率化を新たに追加をすることなどに伴う条例の一部改正をしようとするものであります。

審査の中で、その後三団体、これは人吉市老人クラブ連合会、くま川下り株式会社、ＮＰＯ法人人吉市体育協会について、市担当課による検証結果が報告をされております。団体等の指定管理者の指定は精査の上、議決を経て協定書を締結してきているものである現行条例のもとで今回のように市が評価・検証を行い、議会へ報告という形で当面はこのようなことを進めていってよいのではないか。現行の中で執行部の評価、議会への報告・評価というキャッチボール方式といいましょうか、そういうオープンな形になっているのがよいのではないか等々質疑がなされまして、全会一致否決することにいたしました。

議第105号人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例は、休校中の人吉市立大塚小学校を平成23年３月31日をもって廃止するものであります。全員異議なく認めることに決しました。

議第106号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定ですが、これは人吉市立大塚小学校を廃止し、人吉市大塚公民館及び人吉市大塚コミュニティセンターとして供用するための改正であります。

審査の中で、改修についてはどう行っていくのか、東小学校から移築校舎、これは小学校の保健室だったそうでございますが、これはどうするのか。駐車場の舗装、外灯、屋内便所、耐震等を含めて地元と協議をして進めていきたい。さらに移築校舎、これは今は管理棟となっておりますが、これは倉庫等に活用をしていく。そういうようなものがありまして全員異議なく認めることに決しました。

議第107号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてでございます。これは構成市町村の議会議決を必要とし、同文議決を経るものであります。一部改正は、第３条の中で第９号のところ、と畜場の設置、管理及び経営に関する事項、第10号のところで田園都市中核施設の設置、管理及び経営に関する事項等であります。

審査の中で、８億5,000万の積算はどこからか、上限としたのはどうなのか、それから空調のみ単発工事とされたのはどうしてなのか、譲渡後の市の対応は新たな市条例が必要ではないか、改修が８億5,000万円を超えていく場合、あるいは残事業等は広域行政組合は見てくれるのかどうか、カルチャーパレスは市にとって必要施設と思うか、そのスケールメリットはどうなのか。市教委から９億円程度として積み上げてきましたが広域理事会で一応８億5,000万円を上限としたものである、それから空調は平成22年度時点で改修を一番懸案されていた、譲渡後は新たな条例とか実施計画の策定が必要となっている、８億5,000万円を超

えていく場合、残事業について広域行政組合は対応できない、カルチャーパレスは市にとって必要な施設であり、ホール、コミュニティー棟の使い方を市全体で検討していく必要があるということでございました。

委員会といたしましては意見としまして、広域行政組合では８億5,000万円上限の改修事業費とされているが、カルチャーパレスは築後25年を経ておりまして非常に老朽化をしている。譲渡後とあっても必要な改修工事については、広域行政組合においても応分の負担をしてもらうよう、人吉市もきちんと協議申し入れを行っていただきたいといたしまして、この意見を付言として全員異議なく認めることに決しました。

議第108号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更に伴う財産処分についてであります。人吉球磨広域行政組合と畜場を全国開拓農業協同組合連合会へ譲渡、これは土地6,308.19平方メートルでございます、これは宅地等でございます。譲渡価格972万8,885円となっております。この評価は錦町の固定資産税評価を参考とされております。田園都市中核施設、これはカルチャーパレスですが、これを人吉市へ譲渡。建物はホール棟、コミュニティー棟、屋外集会場等で、面積は4,876平方メートル、延べ面積は7,756平方メートルとなります。価格は無償でございます。審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

議第112号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第113号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第114号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは３議案とも特別職報酬等審議会の答申に基づくもので、平均改定率が2.7％の減となっているものでございます。全員異議なく認めることに決しました。

議第109号損害の賠償については、市公用車と市民の車、これは名前を控えます、市民の車の接触事故でございます。日時は平成22年９月５日午後１時頃でございます。場所は下林町市道下林北願成寺線、これはパチンコダイナム駐車場の前の道路でございます。状況は、市公用車が下林北願成寺線を国道219号南のほうへ向けて走行中、パチンコ駐車場から出てきた市民車が接触をしたものでございます。損害額は人吉市が割合が１で市民車のほうが９と、人吉市は7,000円の損害額でございます。

議第110号損害の賠償についてでございますが、人吉市庁舎北側駐車場の雨水ますふたがはね上がり、走行中の市民車の前面バンパーを損傷したことによる賠償でございます。賠償額は人吉市が10、市民車がゼロで、人吉市が18万6,784円で和解をし、賠償をするものでございます。

損害賠償２件いずれも現地調査を行い、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　総務文教委員長に２点だけお尋ねします。まず、日程第４、議第107号人吉球磨行政組合規約の一部変更についてであります。議論の中でかなり詳しくされておりまして、最終的には意見を付言をして全会一致で認めたということでありますが、この議論の中でも大変懸念をされておりますように、今後人吉市が譲渡を受けた場合に出てくるであろう改修費に伴う負担、差し当たっては内部だけは８億5,000万という積み上げがあるわけですけれども、外回りについてかなり大がかりな負担が出てくる可能性は十分であります。

そういった場合に、人吉市が譲渡を受けますと全部人吉市で負担をしなければならないのかという問題があるわけですが、ただ、下田代委員長自身が広域行政組合の中で質問をされておるんですが、その中で答弁として、広域的な機能については譲渡後も存続することを前提として提案されている。そういうような答弁をされているわけですが、広域的な機能については譲渡後存続することを前提ということになりますと、広域的機能としてはつまり利用する問題と維持管理あるいは改修する問題、両方を含めているというふうに私は解釈するんですが、その点についてどのように詰めた議論があったのかなというふうに考えておりますから、一応意見を付言をされたという意味では評価をするんですけれども、その負担の割合について広域的機能とどう関連性があるのか、この点に詰めた議論がされておるならばお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、日程第６、議第109号損害の賠償について。これは説明をいただきましたようにダイナムの出口での衝突事故ということでありますが、そのときの状況を考えてみますと、私は市のほうに９対１という１の過失をどうして認められるかなという気がします。10対ゼロじゃないかというのが私の見解なんですが。その点について、どのように議論をされたのかお尋ねをしたいと思います。

以上、２点です。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）　２点御質問をいただきました。お答えをしたいと思います。

まず、私が質問をしましたのは広域行政組合ではございませんで、人吉市議会の本会議の中で質問をいたしております。それについて、そこの中ではいろんなことを質問をいたしまして答弁をいただいております。それで、ここでも報告をさせていただきましたように８億5,000万というのがそれでおさまるかどうか、これは今後の問題であろうと思います。そうした場合に、これは委員会の中でもやはり質疑もございまして、どうやっていくのかということがありました。そこについて、やはり執行部としても今後十分検討をしながらしっかりと進めていきたいと、財源問題もおそらく今後の大きな課題になろうと思います。そういう

ことを申し上げて、お答えをしておきたいと思います。

それから損害賠償の件ですが、おっしゃるとおり感覚としましては10対ゼロだろうと思います。しかし、損害賠償をやる場合に保険あたりの対応につきましては、やはり何といいましょうか、そういうような割合の取り決めというものがあるようでございまして、だから10対ゼロにはならないというようなことでございました。これは中でもやっぱり質疑もあったようでございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　私は下田代議員の質問が広域行政組合と勘違いをしておりました。人吉市の一般質問であったということで再確認をいたしましたので、この点については訂正をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決いたします。それでは採決をいたします。採決は分割して行い、議第80号については起立採決といたします。

まず、議第80号についてお諮りいたします。議第80号に対する委員長報告は否決でありますので、原案そのものについて採決をいたします。お諮りいたします。議第80号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立ゼロ。

よって、第80号は否決されました。

次に、議第105号から議第114号までの９件についてをお諮りいたします。議第105号から議第114号までの９件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第105号、議第106号、議第107号、議第108号、議第109号、議第110号、議第112号、議第113号、議第114号は原案可決確定いたしました。

日程第11　議第88号

○議長（大王英二君）　次に、日程第11、議第88号を議題とし、各委員長の報告を求めます。まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　おはようございます。予算委員会に付託されました議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）のうち、第１条歳入予算の補正（全款）

並びに第４条地方債の補正につきまして、審査の結果を御報告いたします。

今回の歳入補正予算の概要は、そのほとんどが国・県の補助事業の交付決定及び決算見込みなどによる補正です。

主なものは、市長公室及び総務部関係においては、17款寄附金、１節消防費寄附金100万円の増額補正は、財団法人九州建設弘済会から球磨川に係る水防災の充実関連経費に対しての寄附金です。21款市債、６目教育債、１節小学校債、小学校耐震補強事業債１億250万円の増額補正は、人吉東小学校の耐震補強工事と大規模改修工事を行うことに対する補正予算債でございます。

健康福祉部関係においては、14款国庫支出金、３節生活保護費負担金2,328万7,000円は、生活保護世帯の増加に伴う最終見込みによるものです。平成21年度10月末では323世帯418人、平成22年度10月現在では353世帯470人で、昨年よりも30世帯52人の増となっております。15款県支出金、２節児童福祉費補助金、特別保育事業費等補助金760万4,000円の増額補正は、主に延長保育加算分の増額に伴うものです。放課後児童健全育成事業費補助金1,510万7,000円の増額補正は、10カ所の学童クラブに要する経費とあわせて指導員の健康診断、障がい受入に対する事業に伴うものです。

経済部関係においては、15款県支出金、２項県補助金、５目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金、遊休農地活用イエロープロジェクト事業費補助金74万4,000円の減額補正は、内示に伴う減額です。２節林業費補助金、林業整備地域活動支援交付金事業費交付金1,000万円の増額補正は、森林組合が森林施業計画対象森林を対象に気象害等の状況確認を行う事業に対するものです。緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金2,092万4,000円の補正は、高性能林業機械の導入に対するもので内示に伴うものです。

教育部関係においては、14款国庫支出金、２項国庫補助金、４目教育費国庫補助金、１節小学校費補助金、地域雇用創造ＩＣＴ絆プロジェクト交付金２億6,228万5,000円の増額補正は、国の予備費事業で情報通信技術を積極的に活用して子供同士の学び合いや学校と家庭との連携を深めることをねらいとし、わかりやすい授業の実現、教職員の負担軽減、児童の情報活動能力向上の三つを実現目標として取り組むものです。具体的には、各小学校の児童二人に１台のパソコン導入や35台の電子黒板などの整備、教職員の負担軽減のための校務支援システムソフトなどの整備、ＩＣＴコーディネーターや支援員の配置で人材育成・確保を行うものです。安全・安心な学校づくり交付金8,662万3,000円の増額補正は、国の経済対策の前倒し事業として行うもので、人吉東小学校の耐震補強及び大規模改修を行うものです。

委員から、九州建設弘済会から球磨川に係る水防災の充実関連経費に対しての寄附金について、新型インフルエンザワクチン注射補助金について、生活保護の増加状況についての質疑等がありました。また、委員から、事業費補助金については予算額が変動する可能性があり、予算説明においてはその補助事業について確定、内示、申請など、どの状況にあるのか

を明記してほしいとの意見がありました。

いずれも全委員による慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算のうち、１款議会費、２款総務費、９款消防費、10款教育費、12款公債費、14款予備費、第２条繰越明許費、第３条債務負担行為の補正について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしましては、１款議会費、１項、１目議会費、９節旅費、議員費用弁償として121万5,000円を減額いたしております。

２款総務費、１項総務管理費、７目企画費、13節委託料420万円は、日野熊蔵初飛行100周年記念ドラマをＢＳフジテレビで全国放送をするためのものでございます。１項総務管理費、10目情報管理費、13節委託料1,063万1,000円は、第４次電算システム導入に伴い人吉市独自の仕様（カスタマイズ）の分の補正でございます。

９款消防費、１項消防費、５目災害対策費136万4,000円の減は、大柿地区内水排除ポンプの入札残が主なものでございます。

10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費は２億6,862万4,000円の増額であります。これは学校ＩＣＴ絆プロジェクト事業に要するもので、主なものとしまして13節委託料にシステム開発業務などとしまして7,080万1,000円、15節工事請負費にＬＡＮ器機設置工事のため2,859万5,000円、18節備品購入費にタブレットパソコンなど購入費として１億6,417万円であります。20節扶助費370万2,000円は、要保護・準要保護児童への就学援助費等でございます。３目学校建設費、15節工事請負費１億4,030万9,000円、これは人吉東小学校耐震補強等工事費でございます。３項中学校費、１目学校管理費、11節需用費317万7,000円は中学校３校分の電気料等でございます。２目教育振興費、20節扶助費202万1,000円は要保護・準要保護生徒就学援助費等でございます。５項社会教育費、５目文化財保護費、19節負担金・補助及び交付金108万3,000円は堀合門瓦屋根補修事業補助金であります。

12款、１項公債費、１目元金4,153万1,000円は、６％以上の旧資金運用部の残債を繰り上げ償還するものでございます。

第２表繰越明許費１億8,955万4,000円は人吉東小学校校舎耐震補強等事業で、工期の関係から年度内竣工が見込まれないために繰り越しを行うものであります。

第３表債務負担行為補正の追加であります。庁舎清掃業務委託料の追加、限度額1,200万円は年度内に準備入札行為を行うものであります。人吉城歴史館清掃業務委託料の追加、こ

れは限度額266万2,000円でございます。それから給食調理業務委託料の追加、限度額２億5,510万8,000円、給食配送等業務委託料の追加、限度額1,271万9,000円。これはいずれも新年度へのスムーズな移行のため年度内に準備、契約を行うものでございます。

第３表の債務負担行為補正の変更であります。これは第４次電算システム導入事業機器使用料の変更で、限度額を4,555万8,000円から2,828万7,000円へ変更するものであります。理由としましては三つございまして、まず機器入札による減、それから機器リース使用料の減額、さらに当初コンビニで収納を予定しておりましたが、23年度中にはその準備ができないために機器購入を見合わせたことによるものでございます。

審査の中で委員から、予定したコンビニ収納が遅れた理由は何なのか、日野熊蔵記念ドラマＢＳ放送時間帯は、また、ＣＭつき、これは郷土のＣＭなのか、それから当初からＢＳ放送を考えていたのか、災害対策用ライト、ヘルメットに係る寄附団体は、また、寄附の理由は、無線技師免許とは、その必要性は、それから給食配送業務入札の中で、例えば最低賃金等はどう考えられているのか、ＩＣＴコーディネーターの配置はどこなのか、コーディネーター、支援員は３カ月と思うが次年度はどうするのか、学校における温度差もあると思うが、学校現場において教師等に負担増とはならないのか、人吉東小学校耐震工事で校区住民の運動場等の使用は、使い方は、要保護・準要保護の傾向はどうなっているのか、私立幼稚園暖房料補助金はどんな配分なのかということがございました。

執行部から、コンビニ収納が遅れたのは収納代行として金融機関を開設しなければなりませんが、少なくとも６カ月の準備期間が必要であるため、また市関係各課の調整にも時間を要するため、それから日野熊蔵記念ドラマ放送時間帯は大体午後５時から６時頃になろうと思う、それからＣＭつき、これは大体75分程度、コマーシャルがついてその程度だそうでございます。コマーシャルは郷土ということではなくて全国的なものということでございます。それからＢＳ放送は当初は考えていなかったということでございます。防災用ライト、ヘルメットは九州建設弘済会というところからの寄附でありますし、そして球磨川に係る水防災といいましょうか、これに関連する経費としてきたものだと。それから無線技師免許は３級陸上特殊無線技師で、これは災害時支部等との連携に必要だということでございます。それから給食配送業務入札の最低賃金そこらについては一般との均衡も考慮をしている。ＩＣＴコーディネーターは学校教育課に配置、支援員は各小学校に配置をするということでございます。コーディネーター、支援員の３カ月後はどうなるのかということで、これはまた学校の温度差については各学校に情報教育部会こういうのがあるそうでございますが、これを活用しながら、また教師の研修等を進めていきたい。学校現場の負担増にはならないということでございます。それから人吉東小学校耐震工事等で校区住民等の利活用については協議をしっかりと進めていく。それから要保護・準要保護は増加傾向にあるということでございます。ちなみに現時点で小学校が要保護23名、準要保護が213名、それから中学校で要保護

９名、準要保護が136名という答えがございました。私立幼稚園暖房料配分は一人当たり400円で計算をされているようでございまして、あとはその人数分と。そういう多くの質疑応答がありまして、現地調査を行い、慎重な審査の結果、全会一致認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第11、議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）の第１条歳出予算の補正のうち、厚生委員会に付託されました２款総務費（２項徴税費及び３項戸籍住民基本台帳費）、３款民生費、４款衛生費、第３条債務負担行為補正（３款民生費）、老人福祉センター指定管理料の審査の結果を御報告いたします。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の200万4,000円の増額補正は、３節職員手当等の時間外等勤務手当の172万6,000円が主なもので、税務課の申告時期前後などの繁忙期における時間外勤務手当でございます。２目賦課徴収費の262万5,000円の増額補正は、13節委託料で税務課にて使用する地方税電子申告支援サービス初期導入に必要な基幹システム構築作業の委託料でございます。３項、１目戸籍住民基本台帳費の18節備品購入費の68万8,000円は市民課で使用する認証管理機が古くなり、異動時期の繁忙期を迎える前に新しい認証機を購入するものでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の１億127万5,000円の増額補正の主なものは、19節負担金・補助及び交付金18万円は人吉市民生委員児童委員協議会補助金（県補助金分）で民生委員・児童委員ＰＲ活動助成金でございます。20節扶助費20万6,000円は住宅手当緊急特別措置で、離職者を支援する新たなセーフティネットで離職者が安心して就職活動ができるように住宅費を給付するもので、最高６カ月で単身世帯の家賃上限が２万6,200円、複数世帯の家賃上限が３万4,100円でございます。28節１億89万1,000円は、国民健康保険事業特別会計繰出金7,947万円と介護保険特別会計繰出金2,161万8,000円で、介護サービス事業特別会計繰出金19万7,000円の減額は、人事院勧告に伴う職員給与費等の減額でございます。２目心身障害者福祉費の7,937万円の増額補正の主なものは、20節扶助費の6,070万円で重度心身障害者医療費の493万9,000円で最終見込みによるもの、自立支援給付費等は5,576万1,000円でありますが、その中で主な増額は生活介護給付費4,237万5,000円で、減額の主なものは施設入所支援給付費1,719万4,000円の減でございます。６目老人福祉センター費の41万円の増額補正は、13節委託料で老人福祉センターと水路改良に伴う測量設計業務委託料で、場所につきましては厚生委員会で現地確認したところでございます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費8,875万円の増額補正の主なものは、19節負担金・補助及び交

付金7,236万8,000円で、内訳は子育て支援に関する補助金で、補助金の主なものは延長保育促進事業補助金が1,130万円、軽度障害児保育事業補助金2,478万8,000円、放課後児童健全育成事業補助金2,266万1,000円が主なものでございます。２目児童措置費2,821万7,000円の増額補正は、19節負担金・補助及び交付金で、これは保育所運営費負担金で当初予算11億1,270万2,000円に2,075万円を追加するものと、20節扶助費746万7,000円の児童扶養手当で、対象者は母子家庭、未婚の母、父に重度の障がいがある世帯。また平成22年８月分からは父子家庭も対象になっております。受給者は平成22年10月１日現在で471人、そのうち父子家庭が36人でございまして、１人４万1,720円から４人で５万2,720円となっております。３項生活保護費、２目扶助費4,199万6,000円の増額補正は、20節扶助費4,199万6,000円の最終見込みでございまして、なお先ほど予算委員長から報告もありましたように平成22年度10月末で世帯数が353世帯、人員で470人、昨年度より30世帯増加しております、人員で52人の増でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費1,332万3,000円の増額補正は、13節委託料555万6,000円で、これは日本脳炎（幼児）の個別接種委託料の増額分177万6,000円分と非課税世帯及び高齢者のインフルエンザ予防接種委託料378万円でございます。19節負担金・補助及び交付金776万6,000円で、これは高齢者を除く一般接種者（生活保護世帯、非課税世帯）に対する新型インフルエンザワクチン接種者に対する補助金でございます。２項清掃費、１目清掃総務費500万6,000円の増額補正は、19節負担金・補助及び交付金144万4,000円の浄化槽設置整備事業補助金が主なものでございまして、当初予算の５人槽10基、７人槽14基、10人槽１基を、12月補正で５人槽が６基、７人槽はそのままで10人槽をゼロ基にする差額分の増でございます。

第３条債務負担行為補正、３款民生費、老人福祉センター指定管理料4,033万円の債務負担行為の追加補正は、平成18年度から平成22年度までの５カ年間の第１期指定管理の任期満了に伴い、平成23年度から平成27年度までの５年間の第２期指定管理の委託管理に伴う補正でございます。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。経済建設委員会に付託を受けました日程第11、議第88号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第７号）のうち、第１条歳出予算の補正のうち、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費及び第３条債務負担行為の補正（８款土木費）について、審査の結果を報告します。

まず、５款労働費は費目のみの組み替えが行われただけで補正額の増減は発生しておりません。

次に、６款農林水産業費は5,099万6,000円を追加し、補正後の総額を４億6,958万5,000円とするものであります。主なものは、１項、２目農業総務費、19節負担金・補助及び交付金20万円は人吉市農業担い手対策事業補助金で、これは認定農業者の新規就農者１名に対する祝い金でございます。本件につきましては、認定農業者の認定のあり方等々についてさまざまな議論があり、結果、委員から、地域に合った認定のあり方、人吉市独自の認定を検討すべきではないかとの意見が出されました。１項、３目農業振興費、19節負担金・補助及び交付金のうち、915万2,000円は企業等農業参入支援事業補助金で、全額を県支出金で充当しております。今回は県の参入審査を受けた３社に対しての補助であり、委員から、本件のような事業については、市の広報紙を活用するなど均等な広報活動をするべきではないか等の意見が出されております。２項、２目林業振興費、19節負担金・補助及び交付金のうち、2,092万4,000円は緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金で、球磨川流域林業事業協同組合が導入するグラップルつきトラック及びプロセッサーの高性能林業機械購入事業費総額3,989万8,000円に対するもので、補助金全額を県支出金で充当しております。なお、本件につきましては両機械とも同仕様の現物確認を行っております。

次に、７款商工費は37万8,000円を追加し、補正後の総額を４億3,034万3,000円とするものであります。主なものは１項、１目商工総務費、３節職員手当等の時間外等勤務手当であります。

次に、８款土木費は3,068万9,000円を追加し、補正後の総額を11億8,454万3,000円とするものであります。主なものは、２項、３目道路新設改良費、13節委託料300万円は市道大塚桑木津留線の落石防止を施すための測量設計業務委託料であり、本件につきましても現地確認を行っております。３項、１目住宅管理費、15節工事請負費166万6,000円は、市営住宅鬼木団地の受水槽改修工事及び一二三ヶ迫団地の屋上防水改修工事に充当するものであります。５項、２目河川改良費、19節負担金・補助及び交付金1,101万7,000円は、市内４カ所で実施されます急傾斜地崩壊対策事業等の県営事業に対する負担金でありまして、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業については現地視察を行っております。

最後に、第３条債務負担行為の補正につきましては、公園・街路樹維持管理委託料として7,350万円を追加するものであります。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第88号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第88号は原案可決確定いたしました。

日程第12　議第111号

○議長（大王英二君）　次に、日程第12、議第111号を議題とし、総務文教委員長及び経済建設委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、１款議会費、２款総務費、10款教育費、14款予備費について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしまして、１款、１項、１目議会費70万2,000円の減額は、人吉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴うものでございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費370万8,000円の減額は、人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正によるものと、11月29日人事異動に伴う人件費の減額でございます。６項、１目監査委員費４万円の減額は、条例の一部改正による監査委員の特別職給等の減額でございます。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費５万円の減額は、人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正に伴う教育長の給料等の減額でございます。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託を受けました日程第12、議第111号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、第１条歳出予算の補正（７款商工費）について、審査の結果を報告します。

本件は、７款商工費349万1,000円を追加し、補正後の総額を４億3,383万4,000円にするものでありますが、内訳は１項、１目商工総務費、２節給料172万4,000円、３節職員手当等124万8,000円、４節共済費51万9,000円で、いずれも本年11月29日付で実施されました人事異動に伴う増であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの総務文教委員長及び経済建設委員長の報告に対し質疑は

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第111号について、総務文教委員長及び経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第111号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分　休憩

午前11時26分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第13　議第90号

○議長（大王英二君）　次に、日程第13、議第90号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第３号）について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしましては、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費８万2,000円、これは職員の時間外等勤務手当であります。

３款、１項、１目予備費から８万2,000円を減額いたしております。

審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第90号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第90号は原案可決確定いたしました。

日程第14　議第92号から日程第18　議第100号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第14、議第92号から日程第18、議第100号までの５件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第14、議第92号から日程第18、議第100号までの５件の審査の結果を御報告いたします。

まず、議第92号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億279万7,000円とするものでございます。主に保険給付費（高額療養費）の見直し及び一般会計繰入金の増額と財政調整基金繰入金の減額に伴う補正でございます。

歳入のうち、３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目出産育児一時金補助金は８万円を増額補正し136万円とするものでございまして、４件分を追加し68件分とするものでございます。

９款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は7,947万円を増額補正するもので、財政安定化支援事業繰入金8,000万円を増額し、職員給与費等繰入金を53万円減額するものでございます。２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金は4,701万2,000円を減額補正し、１億298万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、２款保険給付費、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費は3,154万3,000円を増額補正し、３億5,021万7,000円とするものでございます。一般被保険者一人当たりの保険給付費は対前年度比で12.06％の増でございます。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金は154万7,000円を増額補正し、743万4,000円とするもので国庫支出金精算金の増によるものでございます。

12款、１項、１目予備費は53万円を減額補正し、２億2,145万7,000円とするものでございます。

次に、議第94号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億5,588万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,631万5,000円とするもので、歳入の主なものは、３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金は2,939万2,000円を増額補正し、５億9,933万3,000円とするものでございます。２項国庫補助金、１目調整交付金は2,269万5,000円を減額補正し、２億6,322万8,000円とするものでございます。

４款、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金を4,935万8,000円増額補正し、10億3,327万9,000円とするものでございます。

５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金2,408万円を増額補正し、５億1,857万1,000円とするものでございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金は2,056万6,000円を増額補正し、４億2,996万2,000円とし、４目その他の一般会計繰入金を104万9,000円増額補正し、8,379万7,000円とするものでございまして、人事院勧告により職員給与費等繰入金でございます。

２項基金繰入金、１目介護保険介護給付費準備基金繰入金を5,412万5,000円増額補正し、5,928万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、１款総務費、１項総務管理費、１目一般会計費は156万9,000円を増額補正し、5,274万8,000円とするもので、これは11節需用費の34万6,000円と12節役務費の28万5,000円は第５期介護保険事業計画策定に伴います住民アンケートに要する経費でございます。なお、委員より、アンケートの実施に当たっては偏りのないようにとの要望が出ております。18節備品購入費78万8,000円は、現在使用している複写機はリースでございまして、耐用年数も経過し修理も多いことから新しく購入するものでございます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費は8,738万1,000円を増額補正し、９億8,909万5,000円とするものでございます。２目地域密着型介護サービス給付費は759万6,000円を増額補正し、３億5,523万4,000円とするものでございます。３目施設介護サービス給付費は4,905万7,000円を増額補正し、15億8,587万2,000円とするものでございます。４目居宅介護福祉用具購入費は134万6,000円を増額補正し、421万3,000円とするものでございます。６目居宅介護サービス計画給付費は609万5,000円を増額補正し、１億2,131万1,000円とするものでございます。２項介護予防サービス等諸費、２目地域密着型介護予防サービス給付費は190万8,000円を増額補正し、409万9,000円とするものでございます。４目介護予防住宅改修費は109万5,000円を増額補正し、700万円とするものでございます。３項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費は1,004万9,000円を増額補正し、8,018万5,000円とするものでございます。

５款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、２目任意事業費は28万7,000円を増額補正し、633万4,000円とするものです。これは認知症徘徊高齢者位置検索システム機器給付費の増でございまして、これは認知症による徘徊高齢者の方にこの機器をお持ちいただき、居場所をパソコン等でいち早く発見することで徘徊高齢者を速やかに安全に保護することを目的とするものでございます。平成22年度９月末時点で高齢者見守りネットワーク登録者が25名のため、予算は25名分となっております。なお審査の過程で、委員より、着用については十分な注意をするように、また利用者の口座引きおろし時の残高不足の場合の措置についての質疑もあっております。

８款、１項、１目予備費は1,049万6,000円を減額補正し、708万8,000円とするもので調整によるものでございます。

次に、議第96号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,044万8,000円とするもので、人事院勧告分の調整分のみでございます。

歳入の２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金を19万7,000円減額し1,714万円とし、歳出の４款、１項、１目予備費を同額の19万7,000円を減額するものでございます。

次に、議第98号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）の収益的収入及び支出でございますが、第２条で、予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予定額を補正するものでございます。

支出の１款水道事業費用５億4,767万5,000円を55万円増額補正し、５億4,822万5,000円とするものでございます。内訳としましては、１項営業費用４億8,678万8,000円を55万円増額補正し、合計４億8,733万8,000円とするものでございます。主なものは、１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費11万7,000円の増額補正は、３節手当の扶養手当５万円、期末勤勉手当１万3,000円、子ども手当５万2,000円でございます。また、４目総係費の43万3,000円の補正は、３節手当の扶養手当２万6,000円、それに期末勤勉手当１万3,000円、子ども手当２万6,000円であります。また、４節賃金32万1,000円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、第３条で、予算第４条に定めた資本収入及び支出のうち、支出の予定額を補正するものでございます。

支出の１款資本的支出３億390万8,000円を7,290万2,000円増額補正し、合計３億7,681万円とするものでございます。これは公的資金補償金免除繰上償還における財務省財政融資資金金利６％以上の残債分の繰上償還に係る企業債償還金の補正で、償還方法は水道局手持ち資金による一括返済でございます。

次に、議第100号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ166万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,447万7,000円とするものでございまして、今回の補正は人吉市浄水苑機械・電気設備改築更新工事により発生しました撤去物の売却に伴う諸収入の増及びそれに係る事業費の補正でございます。

歳入の７款諸収入、２項、１目雑入は166万3,000円を増額補正し166万4,000円とするもので、これは平成21年度に発生した撤去物について処分のために一般競争入札による公売の売却金額でございます。

歳出でございますが、１款、１項、１目事業費は170万円を増額補正し、３億3,533万4,000円とするものでございます。13節委託料の300万円は、下水道管渠工事設計委託料の増と人吉市浄水苑機械・電気設備改築更新工事委託料の増によるものでございます。15節工事請負費の27万9,000円は管渠築造工事の増でございます。22節補償・補填及び賠償金の157万9,000円の減は、下水道工事において上水道管の移設が必要でなくなったために補償費を減額するものでございます。

以上、議第92号から議第100号までの５件につきまして慎重審議の上、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第92号から議第100号までの５件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第92号、議第94号、議第96号、議第98号、議第100号は原案可決確定いたしました。

日程第19　陳第27号及び日程第20　陳第40号

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、陳第27号及び日程第20、陳第40号の２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第19、陳第27号から日程第20、陳第40号までの２件について、審査の結果を御報告いたします。

陳第27号介護保険制度見直しに関する陳情は、平成21年10月14日に熊本市神水１丁目14-41、熊本県社会保障推進協議会　会長 鳥飼香代子氏より提出され、継続審議となっていたものでございます。

陳情趣旨は、介護保険開始後、介護報酬は下がり続け、2006年の制度改革で要支援１、２が新たにつくられ、生活援助や福祉用具貸与などのサービスの利用が制限され、困難な生活を強いられる高齢者が増加した。介護保険の引き下げは事業所の経営難、低賃金による介護職員不足を招く。高齢者が安心して介護を受けられるように介護保険制度の改善と充実を求めて、要請項目３点を国に要請してほしいとの陳情でございます。

要請項目１、介護職員が生きがいを持って働き続けられるように、また、介護事業所が必要なサービスを提供できるように介護報酬の引き上げを国に対して要請すること。２、要支援１、２の認定者が必要な支援（種類、利用枠）が制限されないように国に要請すること。３、2009年４月改正の新要介護認定制度は軽度に移行する率が高く、被該当者も増加している。新要介護認定制度のシステムや調査項目を根本的に見直し、必要な人が制度から外されないようにするといったことでございます。

審査を続ける過程で委員より、陳情趣旨は理解できるが、現在の制度を見直せばそれは介護保険料の引き上げにつながる。介護保険料が上がればサービスをなかなか受けられない人も出てくるのではないか。また、自立を促すためにはサービスを少し下げることも必要ではないか。介護保険制度については受けられやすくなるような制度に見直す必要があるのではないか。また、国の社会保障審議会の介護保険部会の会議が平成22年11月に開かれるという情報もございまして、それを受けて委員会でも再度審議しようと継続審査としてまいりましたが、今回の執行部の説明でもそのような国の動きもなく、介護保険制度の重要性を考え、国の姿勢を後押しする観点より今回賛成多数で採択したものでございます。なお、この陳第

27号につきましては後ほど意見書の提出をさせていただきますので、議員の皆さん方の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、陳第40号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める陳情は、平成22年11月22日に熊本市南千反畑町３－７、社団法人熊本県保育協会　理事長 塚本美津代氏及び人吉市保育園連盟会長 田中都志子氏から提出されたものでございます。

陳情趣旨は、ことし６月29日に少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後検討を行いながら平成25年から新制度の施行を目指すこととなっている。この新システムは、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所後、保護者と保育所の間の公的保育契約制度にするとともに、民間業者を含む多様な業者の参入を促進するため認可制度を指定制度にするもので、保育を産業化をさせるためのものである。市町村の保育実施義務がなくなり市場原理の導入がなされれば、保育所が福祉から私益追求の場になるおそれがある。また、保護者の負担増から保育所を利用できない子供たちが出てくることが懸念されるとあり、国に意見書を提出することを陳情するとなっております。

陳情項目は、１、国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第２条及び第24条により、国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけされている公的保育制度を堅持、拡充させること。２、国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。３、規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないことでございます。

審査の過程で委員より、６月に採択した現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める陳情との違い、また現場の声を聞きたいとの要望で、急遽人吉保育園連盟　会長 田中都志子氏を委員会に招き、意見を聴取したところでございます。委員より、新システムは都会では必要かもしれないが人吉市では待機児童問題もなく、人吉市の保育の現場と違うと思われる。また、新システムが導入されると保育の質の低下が危惧される。新システムの導入よりも現行保育制度の維持と拡充のほうが人吉市にとって重要ではないかとの意見が出され、慎重審査の結果、全会一致で採択いたしました。なお、この陳第40号につきましても後ほど意見書の提出をさせていただきますので、議員の皆さん方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。採決は分割して行い、陳第27号については起立採決といたします。

まず、陳第27号についてお諮りいたします。陳第27号について委員長報告どおり決するに

賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。よって、陳第27号は採択することに決しました。

次に、陳第40号についてお諮りいたします。本件について、委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第40号は採択することに決しました。

日程第21　陳第37号

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、陳第37号を議題とし、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　公益的施設の適正配置に関する特別委員会に付託されました陳第37号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情書は９月６日、元五日町町内会長 高山征治氏ほか東校区18町内会長の連名で提出され、９月議会では継続審査となっておりましたが、陳情の趣旨は、元中津留美術館跡地を他に売却せず、市で保有しながら観光振興や中心市街地の活性化のため有効に活用してほしいというものであります。本委員会はこの陳情書を審査するに当たり、陳情者の思いや有効活用の具体的な方法などについて意見を聞くために、11月１日に開催した本特別委員会に出席を要請し、その意見・要望などを聞いて審査をいたしましたが、陳情者の願いや思いは人吉市街地の振興や観光振興にとって有効なものであると判断して、全会一致で採択いたしました。なお、陳情者との意見交換の内容については、11月１日に開催した第13回特別委員会報告の中で詳しく述べたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　確認でございますけれども、ただいま陳情代表者の方のお名前が高山征治（たかやままさはる）さんとおっしゃいました。私は「せいじ」さんじゃないかなという気がするんですが。名前が違うと全く違いますので御確認をお願いしたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　私もどう読むかについて迷っておったんですが、一般的に「まさはる」氏かなという思いで読み上げましたので、執行部のほうで確認を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大王英二君）　議会のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議会事務局次長（村並成二君）　お名前につきましては「せいじ」様でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは、陳情者の名前が「まさはる」氏と読み上げましたが、「せいじ」氏が正解であるということで訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決いたします。本件について、委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第37号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後０時05分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第22　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第22、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。それでは日程第22、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の審査の報告をいたします。

12月定例会においての特別委員会審査は10回目の委員会開催となります。審議事項は、「ダムによらない治水を検討する場」の状況について、及び御溝川改修に伴う今後の取り組みについての２項目です。

まず、「ダムによらない治水を検討する場」の状況についてでございますが、第８回「ダムによらない治水を検討する場」が熊本市において６月23日に開催されて以来、現在まで開催されていない現状に関して執行部からその説明を受けました。９月定例会における当委員

会においては近々第９回目が開催されるのではという説明を受け、そのように認識を持っていたところでございます。執行部によりますと、今のところ国土交通省九州地方整備局からは第９回がいつ開かれるかという話についてははっきりした返事はもらえていないということでございました。しかしながら、国土交通省としても次回開催については共通課題として認識はしているということでございました。

次に、御溝川改修に伴う今後の取り組みについてでございます。まず、この項目の審査に入る前に開催しました当特別委員会協議会において、熊本県球磨地域振興局の担当の方からこれまでの経過、取り組み、方向性、方針といったことに関しまして説明を受けたところであります。委員会再開後、今後の御溝川問題に関して当特別委員会がどのような取り組みができるのかについて協議したところでございます。

意見として、毎年浸水被害を受けておられる地元の方々から対策を求める要望の声が上がっている現状に対し、具体的な対策案さえも全く示されていない。まずは応急的な措置として着手できるものからでも早急に対策を求める必要があるのではないか。こういった意見が多数出されたところでございます。

当特別委員会としましては、このような状況を踏まえ、今後関係当局に御溝川の浸水被害に対する早急な対策を求める陳情活動を行うことで意見の一致を見たところでございます。陳情の日程、活動内容につきましては、来年１月に当特別委員会を開催し、具体的なことにつきましては協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第23　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　日程第23、公益的施設の適正配置に関する特別委員会の報告をいたします。

まず、10月18日に開催した第12回公益的施設の適正配置に関する特別委員会の審査について報告いたしますが、この日は総合病院の建てかえ問題についての集中的な審査となりました。当日は、人吉総合病院から木村病院長、作元事務局長、前田医事課長及び設計を担当する内藤建築事務所から北添氏が出席され、総合病院の建てかえについて全体的な概要説明を

受けました。その内容は、建てかえについての基本構想の要旨、建物の概要、景観的な配慮、既存配置図と計画配置図、断面構成図、建設スケジュールなどについてであります。

まず、基本構想の要旨によれば、現在の病院施設は新旧の建物が混在しており、今回、耐震整備事業を活用して耐震強度基準値0.6以下の建物を解体し、本館棟、健康管理センター棟、ライナック棟からなる病院に改築する。また、総合病院は地域支援病院であり、基幹型・協力型臨床研修指定病院の指定を受けている。さらに、核医学や放射線治療までできるこの地域唯一の地域がん治療連携拠点病院でもある。したがって、災害拠点病院として災害時には広いエントランスでトリアージを行い、適切な治療や他地域への搬送が可能な災害拠点病院としての使命を果たすとの説明であります。

次に、建物の概要は、建てかえる本館棟は鉄骨造９階建て、延べ面積は約１万6,000平米、高さは約38.8メートル、研修棟は鉄骨造２階建て、面積は約1,300平米となっています。既存の建物を生かす改修工事では、健康管理センター棟が約3,000平米、サービス棟が約800平米となっていますが、敷地全体の面積は１万2,893.35平米であります。病床、いわゆるベッド数は、緩和ケアの15床を含めて全体数は252床となっています。また本館棟の屋上にはヘリポートの設置も計画されています。工期は平成23年１月に着工し、平成25年７月までとなっています。

また、景観への配慮については、人吉球磨のシンボルである日本三大急流球磨川の流れをイメージして病棟階壁面を緩やかな曲線面とし、色彩も清流球磨川や木造の町並みに調和した優しい色合いとし、自然と歴史のまちにふさわしい建物にするとのことであります。

既存の建物の配置図と建てかえ配置図では、最も高い本館棟が南側に配置され、また、病院を挟む南側市道と北側市道を結ぶ病院内通路は幅員６メートルで、敷地東側に計画されています。

概略、以上のような説明に対して多くの質問や意見が出されましたが、主なものは、駐車場の整理は、に対して、シルバーにお願いしてきた、今後も続けたい。ヘリポートの設置に対して騒音の心配はないか、に対して、24年度に補助金を申請して屋上に設置する。必要であれば新町、南町には説明する。理解はいただけると思う。現在は年間ヘリの搬送は10回程度であるが、若干ふえるかもしれないがそのうち慣れていただくものと思っている。９階建てであるならはしご車は届かないが、という質問に対して、消防署と協議をしながら対策を講じているが、設計上は常用エレベーターが３台、寝台用・スタッフ用が２台、消防隊が非常時に専用する非常用エレベーター、さらにリフト、機械排煙装置、直結送水管なども設置するとのことであり、ヘリポートもあったほうがいいだろうとのことでありました。職員駐車場の整備は、に対して、今、整備計画にはないが工事期間中については球磨振興局の駐車場の一部を借用したい。周辺の井戸に対する配慮は、に対し、近くの３カ所で水質・水量などの調査をし、データを取るため３社に見積もりを取っているとのことであります。受付が

２階になっている、不便ではないか、に対して、今度のシステムは院長の考えでやった。わかりやすいサービスをするため、１階に６名程度を配置し、１階と２階はエスカレーターで結ぶ。工事中周辺に対する影響防止策は、に対して、騒音・打音・じんあいなどが心配されるので作業部会で検討中だが、防じん幕を高くしたり、くいはねじ込み式にして対応する。ベッド数と医療の質は、に対して、ベッド数は252床に減るがその分医療の質を上げるようにしたい。要員は現在の二十四、五人から40名程度にする。風呂の設備は、に対して、風呂はないのでシャワーで対応する。工事費の総額は、に対して、建てかえに40億、改造等に６億、機器・機具類に９億、合計で約56億円を見込んでいる。

以上のような説明や回答を受け、工事期間中は周辺や利用者に十分配慮しながら立派な拠点病院を建設してもらうようお願いし、閉会といたしました。なお、総合病院の建てかえ問題が終わった後、陳第37号元中津留美術館の跡地の有効活用に関する陳情について、陳情者の思いを聞くために次の委員会に出席していただくよう申し入れることを決定いたしました。

以上が、第12回目の特別委員会の報告であります。

続きまして、11月１日に開催した第13回特別委員会の審査について、報告をいたします。

この日の審査事項は、９月６日に継続審査となっていました陳第34号が取り下げられ、それにかわって同じ趣旨の陳第37号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情書が元五日町町内会長 高山征治氏ほか東校区18町内会長の連名で提出されたことは、９月定例会議の折報告いたしましたが、陳情の趣旨は、元中津留美術館跡地を他に売却せず、市で所有しながら観光振興や中心市街地の活性化のため有効に活用してほしいというものであります。

本委員会は、この陳情書を審査するに当たり、陳情者の思いや有効活用の具体的な方法などについてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいということで、意見の交換をいたしました。当日は陳情者代表の高山氏を初め、吉田鍛冶屋町町内会長、中村七日町町内会長、市花五日町町内会長、宮田上新町町内会長、松村下新町町内会長、原口田町町内会長の７名の方が出席され、それぞれの方からいろいろな意見や要望が出されました。

まず、会議の冒頭に委員長から旧中津留美術館跡地を市が購入するときから現在までの経過の概略を説明した後、それぞれの方から忌憚のない意見や要望が活発に発言をされました。それらの中で、旧中津留美術館跡地の具体的な活用論に絞ってまとめてみますと、まず、市民の憩いの場的な活用方法、二つ目は観光客や観光振興に焦点を合わせた活用方法、３点目はゲートボールなどのスポーツや展示館などの活用方法であります。したがって、具体的にこの方法で活用してほしいという全会一致の要望は見られませんでした。

委員会としては、意見交換が終わった後の審議の中で、この陳情書を今採択すべきとの意見もありましたが、現在執行部としても旧中津留美術館跡地問題を考える会を設置して鋭意協議中でありますので、最終的には12月定例会の中で結論を出すことにして全会一致で継続して審査することにいたしました。この陳情書を採択したということについては先ほど御報

告をしたとおりであります。

次に、12月１日に開催した第14回公益的施設の適正配置に関する特別委員会の審査について、報告をいたします。

まず、１点目は市が所有する普通財産の公売手順についてであります。現在、売却を予定して手続を進めている普通財産は４カ所であります。その中の一つは願成寺町字杉園398-3番地で、地目は宅地、面積976.40平米でありますが、現在測量、分筆登記を完了し、土地価格の鑑定を委託した不動産鑑定士からの土地価格意見書も提出されています。今後のスケジュールは、市用地等価格評価審議会において売却価格を協議するとともに、関係各課による売却条件の協議を経て一般競争入札にかけることになりますが、この一般競争入札の手順は、１、一般競争入札による売却の公告をする。２、希望者による参加申込書の提出及び入札保証金の納付。３、入札及び開札を行い予定価格以上の最高価格をもって落札者を決定する。４、契約締結期間内に契約締結、終了後代金を納付する。５、売却代金の納付を確認した後、市で所有権移転登記の手続を進める。６、登記完了後、関係書類を譲渡人に渡して売買は完了することになります。

審査中の質問で、入札保証金はいくらか、に対して、今後検討することになるが、一般的には予定価格の５％程度である。また保証金は落札者の納付金に充当される。登記料の支払いは誰がするのか、に対して、手続は市で行うが登記料は落札者が負担をする。それから、市用地等価格評価審議会についてはどんな組織か、に対して、市が売却したり購入したりするときは鑑定に基づき行うが、その鑑定価格が近年のものではなく以前のものであった場合等は、路線価が社会情勢により変わってきていることもある。その価格が適正であるかを判断するために開催する。なお、総務部長が会長となり、関係各課の職員で構成するとのことであります。用地はまとめて売るのか分割して売るのか、に対して、今後検討するとのことであります。

２点目の二日町52-1番地、地目は雑種地、278.74平米は、敷地内に「二日町の石碑」が建っているため、歩道側進入路の確保と石碑の移築をすれば売却可能となる。二日町町内会と協議を進めているとのことであります。

３点目の下青井町388-3番地、地目は雑種地、200.37平米は、23年度予算に地盤調査費を計上して売却を進める。

４点目は東間上町字今見堂の宅地３筆、合計面積819.21平米は消防詰所道路部分と宅地部分との境界があいまいであり、23年度当初予算に測量委託料を計上し、境界確定後に売却の検討に入るとのことであります。

質疑では、二日町石碑の移転はできるのか、に対して、歩道側からの進入路と石碑の移築はできるとのことであります。宅地と雑種地があるが価格の違いはあるのか、に対して、公簿上の地目は雑種地であるが現況は宅地なので価格差はない。購入の場合、免税措置はある

のか、に対して、免税措置はないとのことであります。

次に、審査事項２番目の人吉総合病院の現在地建てかえ問題についてであります。この問題については、10月18日に開催した本委員会に木村病院長及び作元事務局長から直接説明を受けていますが、その後の進捗状況について執行部の説明を受けました。

説明によりますと、懸案の地元説明会は10月21日に実施され、基本設計及び実施設計は11月に完了したので12月24日に入札を行い、工事施工業者を決定する予定である。その後、環境影響調査等を行いながら詳細協議に入り、１月中旬には管理棟の機能を移すための仮設棟の建設に着工する予定とのことであります。また、ふるさと融資については所管する地域総合整備財団と市で協議中であり、申請が認められるならば借入金額の20％が６億円を限度に無利子の融資が認められることになる。実際に融資を受けるのは23年になる予定とのことであります。

これに対する質疑では、利子は市が負担することになるが仮に６億円の融資を受けた場合、市が負担する利子補給額はどれくらいか、に対して、このふるさと融資は雇用の確保などを条件にした民間の事業者支援の制度であり、ＲＦＯ系列の病院は受けられないのではないか。また、６億円を融資された場合の市の負担額は試算をしていない。これまで「あいせい」や「たんぽぽ」などの実績があるが、このときは利子額の30から55％が地方交付税に算入されていたが、これも現在ではどうなるかわからないので慎重に対応したいとの考えであります。

次に、駐車場問題では、建てかえ期間中は病院職員の駐車スペースを病院利用者の駐車場に充てるため、職員駐車場が不足する。夜勤や当直の職員のためにもなるべく近くに駐車場の確保ができるように、球磨地域振興局の駐車スペースを借用できないか県に申し入れを行っているとのことであります。

次に、市道新町灰久保線の道路拡幅問題は、東校区の市政懇談会においても要望が出されたとのことですが、市としては用地買収や家屋補償を行って市道拡幅をすることはない。ただし、条件として拡幅用地の提供があった場合は拡幅を検討することができる。このことは、病院側にも伝えており理解されている。今後は、南北を結ぶ病院内通路の機能や市道との取りつけ、バスの発着所の問題など全体的な交通計画の中で検討を進める必要があるとの報告であります。

質疑では、市道新町灰久保線の拡幅要望はどこまでなのか、に対して、神社側の通路に入ってきた場合、裏のほうに抜ける道路がいるのではないか、病院側は入り口までを考えておられるようだがその先はどのようになるのか、駐車場から出た場合の離合はどうなるのか、そういった意味での答えであったということであります。最後に、国は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構、いわゆるＲＦＯを24年９月30日まで延長しましたが、その後、厚労省は社会保険病院及び厚生年金病院に関するアンケートを病院所在地の各自治体に実施しており、市でも地域医療の状況や病院譲渡についての考え方が問われたとのことでありま

す。

次に、旧中津留美術館跡地についてでありますが、去る７月に旧中津留美術館跡地の活用について、スピード感を持って結論を導くために市長公室長を会長とし、関連課長を中心に設置された旧中津留美術館跡地問題を考える会から、現在までの検討結果をまとめた報告書が提示され、説明を受けました。まとめとしての冊子は、「旧中津留美術館の現状と検証について」というタイトルで、全22ページ、内容は跡地を購入したときの草創期から混迷期、公益的施設の適正配置に関する特別委員会を設置したころからの混迷期から熟慮期、そしてまとめの段階から将来に向けての選択と新たな展望及び参考資料などからできています。考える会としての検証・検討のまとめとしての確認事項は、当面は市で保有し、売却は考えない。建物は原則解体する。市民に一般開放する。具体的な用途については３月までに提示するというものでありますが、これに対して委員から、居宅棟は解体せず利用できるのではないかとの意見等もありましたが、委員会としては４項目の確認事項については了承いたしたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）　御報告も多岐にわたっておりまして委員長も大変だったろうと思いますけれども、ちょっと確認の意味も含めて総合病院関連だけ少し聞いておきます、２点ほど。

１点目は全面建てかえではなくて耐震度0.6以下の部分だけだという御報告でしたけれども、具体的にイメージとしてどの部分にあたるのか。例えば西側に健康診断するような棟もありますよね、その辺も含めて具体的にどの辺なんだということがわかっておりましたら。それと、それから工事期間、患者さん随分いらっしゃいますけど工事期間中の肝心な診療体制、これについて何らかの御説明、現段階で計画があるのかどうか、その辺の説明があったかどうか聞いておきたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）　申し上げましたように、総合病院の全体の中での耐震度0.6以下のやつを新しくするという部分と、それから0.6以上の強度を持っているところについては残して中身を改修していく、これが大まかな全体像でありますけれども、一番大きく変わるのはやはり９階の病床棟です。あれが今北側のほうにありますけれども、一中側のほうにまず建てかえられます。それからエントランス部分です、受付とかそういったものが逆に、今は南側ですけれども逆に北側、いわゆる老神神社のほうにエントランス部分が移る。そういう状況になりまして、健康管理センター、一番西側にある建物ですが、あれは残して中身の改造

だけをやる。大まかはそこらあたりでありまして、詳しい配置については私も完全に頭に入っておりませんので、後で配置図を見ていただければいいかなということであります。

それから、患者さんに対する影響というのは実はかなり、もう現在地建てかえが決まる前から病院側としては大変心配をされておりまして、できるならば現在地建てかえではなくて市が所有する三つの候補地のどれかに建てかえをしたいというような希望があって、特別委員会としてもその３カ所の中のどれがいいかというような選択を求めての審議をしてきた経過がございますけれども、ただ、病院側としては、あと厚労省のほうから耐震化交付金、耐震化が欠落するので建てかえなさいという交付金ですが、その耐震化交付金が現在地外建てかえであれば、現在地にあるすべての建物を解体をしなければその耐震化交付金が出されないということがはっきりとわかってきたものですから、そこで病院側としては現在地建てかえということに踏み切られたわけですけれども、患者に対する影響が大変心配されておりますので、極力迷惑をかけないようにということで配慮はされているようですけれども、これは非公式の話として聞いていただくとするならば、そのために２割ぐらいは患者数が減るのではないかと、そこらあたりまでやはり心配をされながら十分、特に入院患者あるいは通院患者に迷惑がかからないようにということで配慮はできるだけの対応をしながらやっていきたいと。そのために建てかえについても非常に部分的になっていくわけですから、長期間かかるけれどもそうせざるを得ないということで、十分心配をしながら、配慮をしながら進められておるということは、病院長の説明を聞いた中からも私たちとしても十分納得ができたところであります。

以上です。

○11番（森口勝之君）　結構です。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第24、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、日程第24、平成22年第４回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

平成22年第４回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が11月29日午後１時30分からカルチャーパレスにおいて開会され、まず、会議録署名議員が指名され、会期については本日１日限りと決定されました。

続いて、議案３件を一括して執行部の説明を受け、審議に入りました。

議案第22号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じて条例の一部を改正するものと説明を受け、質疑の後、採決の結果、原案どおり可決されました。

議案第23号人吉球磨広域行政組合代表理事等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、今回の職員の公職選挙法違反事件について、理事会としても事の重大さを真摯に受けとめ平成22年度の報酬額から10分の１を減額することを理事会で決定をし、今回、条例の一部改正をお願いするもので、今後二度とこのような不祥事が発生しないよう理事会としての管理機能強化と職員の綱紀粛正をさらに図り、郡市民の信頼回復に最大限努力していきたいとの説明を受け、質疑の後、採決の結果、原案どおり可決されました。

また、議案第24号の訴訟上の和解については、現在、福岡高等裁判所にて係争中の汚泥再生処理センター整備計画書等作成業務に絡む偽計による損害賠償請求控訴事件に関し、福岡高等裁判所から和解勧告がなされたことに伴い、理事会で和解の協議に応じることを決定し、今回お互いの紛争が早期に解決することを勘案し、正式に和解について提案するものとの説明を受け、質疑の後、採決の結果、原案どおり可決し、閉会しました。

続いて、平成22年第５回人吉球磨広域行政組合議会定例会が12月３日午前10時からカルチャーパレス第２会議室において開会され、まず、会議録署名議員の指名がされ、会期の決定については議会運営委員長から12月３日開会、平成21年度歳入歳出決算認定４件及び補正予算関連の４議案について質疑、採決を行い、４日から23日まで休会、12月24日に一般質問と残りの条例の一部改正の１議案の質疑、採決を行い、閉会するとの報告があり、報告のとおり決定されました。

続いて、行政報告があり、理事会代表理事から、８月の平成22年度第３回定例会以降の理事会開催状況及び審議内容について報告がありました。

続いて、認定第１号から認定第４号までの特別会計を含む４件の平成21年度歳入歳出決算認定について、決算委員長より報告があり、質疑の後、採決の結果、賛成多数で委員長報告どおり認定することに決しました。

続いて、議案第25号から議案第29号までの５議案を一括して執行部の説明を受け、議案第25号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第３号）、議案第26号平成22年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第２号）、議案第27号平成22年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第３号）、議案第28号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第１号）、以上、補正予算関連の４議案について、質疑、採決の結果、原案どおり可決されました。

なお、議案第29号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、12月24日に採決することとし、第５回定例会一日目を散会しました。

以上、平成22年第５回人吉球磨広域行政組合定例会１日目の報告であります。

報告を終わります。

日程第25　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第25、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）（登壇）　日程第25、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成22年11月第３回人吉下球磨消防組合議会定例会についての報告をいたします。日時は平成22年11月29日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催をされました。なお、冒頭、10月５日に発覚いたしました消防職員の不祥事について、管理者田中信孝人吉市長、また、犬童利夫人吉下球磨消防組合消防長より謝罪があった後、審議に入りました。

専第１号専決処分の承認を求めることについては、危険物施設の申請手数料についての改正であります。

次に、議案第１号平成21年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入合計予算現額９億6,156万円に対し、収入済額９億6,241万2,160円、なお収納率は100.08％であります。歳出合計予算現額９億6,156万円に対し、支出済額９億4,692万9,288円であります。執行率は98.47％であります。実質繰越額は1,548万2,872円になります。

議案第２号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴うものであります。

議案第３号平成22年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額に1,225万5,000円をそれぞれ追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億6,837万2,000円とするものであります。

以上の結果、原案どおり全会一致可決確定いたしました。

その後に、人吉市議会選出であります村上恵一議員が一般質問を行われました。また、補足ではございますが、今回の職員の不祥事に対し、議員の中から、職員懲戒等審議会への説明を求め、12月20日２時半より全員協議会において職員懲戒等審議会の会長であります柳詰球磨村長より詳細にわたっての説明がありました。なお、協議会の中では、処分が甘いのではないかというような意見も出されたところであります。最終決定は、停職５カ月ということで決定をいたしております。

以上、報告を終わります。

日程第26　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第26、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、日程第26、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。

平成22年11月22日午前10時より開会され、議長より会議録署名議員が指名され、会期の決定については議会運営委員長より本日一日限りと報告があり、また議会運営委員の任期満了に伴う人吉市、多良木町、相良村の選任が行われ、新たに高野和夫議員（人吉市）、平野勇一議員（多良木町）、宮原清人議員（相良村）が選任されました。

組合長より諸般の報告があり、提案案件２件について審議に入り、議案第８号川辺川総合土地改良事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じて条例の一部を改正するものとの説明を受け、また議案第９号平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第２号）については、人事院勧告に伴う職員の給与等の補正と説明を受け、２議案について採決の結果、原案どおり可決されました。

続いて、一般質問として２名により質問があり、質問としては、利水事業の現状について関係市町村長の推進に向けた考えは、今後の方向性について、利水説明会について、予定はどのようになっているのか、方法は、地元の意見を聞くのか、柳瀬地区の今後の考え方は、等々の質問があり、正副組合長より答弁があり、閉会をいたしました。

以上、報告を終わります。

日程第27　議員派遣について

○議長（大王英二君）　次に、日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、簑毛正勝議員及び永山芳宏議員を派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第28　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第28、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議

題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成22年12月第５回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第29号	改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第30号	多目的運動広場建設に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第39号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45％に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第42号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第38号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	慎重審査を必要とするため
陳第41号	国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

〇議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発議第６号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、意見第29号環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に対し、慎重な対応を求める意見書（案）、意見第30号介護保険制度の見直しを求める意見書（案）、意見第31号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）、意見第32号尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書（案）、意見第33号球磨川水系における濁水対策を求める意見書（案）の６件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、６件を日程に追加いたします。

追加日程　発議第６号　人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大王英二君）　まず、発議第６号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　発議第６号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

立　山　勝　徳	森　口　勝　之
松　田　　茂	仲　村　勝　治
川　野　精　一	西　　信八郎
福　屋　法　晴	村　上　恵　一
笹　山　欣　悟	簔　毛　正　勝
三　倉　美千子	田　中　　哲
井　上　光　浩	永　山　芳　宏

豊　永　貞　夫　　松　岡　隼　人
下田代　　勝　　山　下　幸　一

発議第６号

人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

人吉市議会議員定数条例（昭和26年人吉市条例第５号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附則

この条例は、平成23年４月以降行われる一般選挙から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条の規定により、本市議会議員の定数を平成23年４月以降行われる次の一般選挙から２人減員し、18人としようとするものでありますが、以下、提案理由を申し上げます。

本市議会は、議会制度や議会活動に関する諸問題について検証・検討して改革すべき課題については速やかに対応するため、昨年12月議会において議会制度研究会を設置し、研究・検討してきました。中でも、できるだけ多くの市民の方々に率直な御意見や質問などを聞くために、町内会長嘱託員連合会を初め11団体及び公募した市民と、延べ11回の意見交換会を開催いたしました。

その中で、議会制度や議会活動に関する多様な質問や意見を拝聴し、それを真摯に受けとめながら議論を進め、検討した課題は20項目、その中で19項目については意見の一致を見ましたが、議員定数に関しては意見の一致に至らず、９月定例議会では議員定数を２人削減し、18人とする議員発議がありましたが起立採決の結果、賛成７、反対12で否決され、現行定数20人が確定をいたしました。

その後、市民の反応や意見などを見聞し、また町内会長連合会からの議長に対する申し入れ、その後に予定される行動計画などを考慮するとき、このまま静観してよいのか、各町内や市民の間に摩擦や混乱、対立や分裂が起きないだろうか、そのことが今後の市のためになるのか、市政の一端を担う議会として回避する方法を模索するべきではないのかとの思いから、議会はもう一度議員定数問題に向き合うべきとの考えで、12月６日９時から議会制度研究会を開催し、議員定数、議員報酬、政務調査費について議論を重ねた結果、議員定数を２人削減し18人とすることに、10人中９人の委員の合意がありました。それを全員協議会に報告し、多数の賛同を得てここに提案するものであります。なお、結論に至った議会としての基本的な考え方は次のとおりであります。

市の厳しい財政状況を認識し、将来にわたる人口減少や少子高齢化などを勘案するとともに、二元代表制の中で市民に選挙で直接選ばれた市長と同じく選挙で選ばれた議員で構成す

る議会が、その権能である議決権、調査権、提案権等を適切に行使し、さらに市民の声をいかに市政に反映させることができるのかという議会機能を低下させないために、現時点におけるぎりぎりの選択として２名削減に至ったものであります。なお、削減に起因する市政へのデメリットがあるとすれば、選ばれた議員が奮起して頑張るべきだと考えています。

なお、提案理由そのものではありませんが、議員報酬と政務調査費は現行どおりといたしました。報酬については、議員が平均的市民生活を続けながら議会活動に専念できることや、若いやる気のある人材が議会への道を選択するためにも、特別職報酬等審議会等の答申を尊重しながら現在額の報酬は妥当であると判断をいたしました。政務調査費については、ますます複雑多様化する社会や、行政の中にあって議員みずからが先進地に学び、調査・研究し研さんを深めるための経費の一部として必要であるとの結論に至りました。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　発議第６号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、反対の立場より討論を行います。

私がこの議案に反対するのには四つの理由があります。一つ目の理由は、定数削減により市民の声が届きにくくなり、首長や執行部へのチェック機能が弱まるからです。議員はもともと住民の１票で選ばれた住民の代表です。定数削減をするということは住民の代表を削るということであり、地方自治と議会制民主主義にとって大問題です。地方自治法で認められている議員定数26人から減るに減らされ、既に６議席減らされています。この状況の行き着く先は、地方自治法が定める議会と首長のチェック・アンド・バランス機能の形骸化です。この上、さらに２議席減らすことは議会制民主主義を守る責任を負う議会人として認めるわけにはいきません。議会は住民の要求の多様化・複雑化に伴い、できるだけ広範で多様な意見を議会に反映する必要があります。また強大な権限を有する首長、多くの専門職員を配置した執行部に対して住民の代表としてチェックする大事な役割があります。

二つ目の理由は、定数削減が財政削減に貢献するか疑問だからです。私が計算してみると、議員２名の削減によって浮く財政は人吉市の予算百三十数億円の約１万分の８となります。ところが、その予算をチェックする議会では１割に及ぶ定数削減となってしまいます。130億円を上回る予算にはむだな事業はないかなどの議会によるチェックが多角的な視点から行われる必要があります。ところが、議員定数が削減された議会では多角的な視点からのチェ

ック機能が弱まり、さらなるむだな財政支出が見逃されたりすることにつながります。

三つ目の理由は、議会制度研究会が行った意見交換会に参加していただいた団体や、公募に参加された方々の意見を軽視することになるからです。議会制度研究会は11団体と公募による市民との意見交換会を行いました。そこで出た市民の声をもとに、各議員が判断や考えを深め、９月議会では定数削減案の否決ということで議会の意思が示されました。ところが、今回の定数削減案は、意見交換会に参加した団体のうちの１団体の意向に反応して出されたという経過になっています。ほかの10団体や公募に参加された方々の意見を無視したと言っても過言ではありません。忙しい中に意見交換会に参加された方々は怒りを覚えることと思います。議会はこのようなひどい対応を行うべきではありません。

四つ目の理由は、議員は自分が正しいと思うことには信念を貫くべきだと思うからです。私は、住民団体とも協力して議会内外で川辺川ダム建設や赤池水無町へのごみ処分場建設などに反対してきました。その活動の中では圧力とも感じる言動を受けたり、数々の困難を伴いましたが、一貫して反対の姿勢を貫いてきました。川辺川ダム建設においては建設がとまる状況まできていますが、運動を推進する上での一つの力になれたと思っています。今後も人吉市政に大きな問題がもたらされることもあるかもしれません。そのときに議員がころころ態度を変えるようでは、市民の立場に立って頑張れないと思います。

最後に、定数削減を求める声の中には議員の姿が見えないという声もあります。このような声に応えるためにも、定数削減ありきではなく議員がさらに市民の声を聞き、それを議会に生かす議会改革こそ行うべきだと思います。

以上のような見知から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

お諮りいたします。発議第６号については委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

採決は起立採決といたします。発議第６号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、発議第６号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後２時34分　休憩

―――――――――――――

午後２時57分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

追加日程　意見第29号　環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に対し、慎重な対応を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第29号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）を朗読することによってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第29号

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に対し、慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、「包括的経済連携に関する基本方針」を11月９日に閣議決定し、その中で環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）について「参加」の判断は先送りにしたものの、「関係国と協議開始」の方針を決定し、今後その動きを加速化している状況にある。

我が国が関税撤廃の例外を認めないＴＰＰ交渉に参加すれば、結果として農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃を被ることは必至である。

基幹産業である農業は、生産資材や農業機械等の製造業、食品加工、運輸、流通、販売、観光といった広範囲な地域経済と密接に結びついており、農業生産の縮小ともなれば地域経済を一層冷え込ませるなど、地方のさらなる雇用環境悪化にもつながるおそれがある。

また、ＴＰＰ交渉は単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性がある。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の合意を得る十分な議論がなされないまま、拙速な決定が行われることは到底認められない。

よって、ＴＰＰ交渉への参加検討に当たっては、我が国の農林水産業への十分な配慮の上で、下記のとおり慎重な対応をされるよう強く要望する。

記

１　関税撤廃が原則となっている環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加は、国内農林水産業への甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。

２　ＥＰＡの基本方針作成に当たっては、国家戦略の一つとして位置づけている「食料・農業・農村基本計画」の趣旨を踏まえ、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農家・農村の振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横　路　孝　弘　様
参議院議長	西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣	菅　　直　人　様
外務大臣	前　原　誠　司　様
農林水産大臣	鹿　野　道　彦　様
経済産業大臣	大　畠　章　宏　様
内閣官房長官	仙　谷　由　人　様
国家戦略担当大臣	玄　葉　光一郎　様

意見第29号

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に対し、慎重な対応を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

下田代　　勝	田　中　　哲
三　倉　美千子	山　下　幸　一
川　野　精　一	松　岡　隼　人
仲　村　勝　治	永　山　芳　宏
森　口　勝　之	簔　毛　正　勝
西　　信八郎	井　上　光　浩
福　屋　法　晴	笹　山　欣　悟
立　山　勝　徳	村　上　恵　一
本　村　令　斗	豊　永　貞　夫
松　田　　茂	

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第29号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第29号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第29号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第30号　介護保険制度の見直しを求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第30号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第30号

介護保険制度の見直しを求める意見書（案）

介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、みずからサービスを選択し、みずからの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活を送りたいということは、すべての国民の願いです。

介護保険制度は、このような高齢者の希望をかなえる制度として、平成12年に創設されてから10年が経過しました。制度導入後、３回の制度改正が行われましたが、この間にもさらに急速な高齢化が進展し、単身・高齢者のみの世帯の急増など地域社会・家族関係が大きく変容しています。

利用者からは、介護保険料や利用料軽減を初め、介護が必要な高齢者の生活を支える十分な介護認定制度や介護サービスの提供、さらに施設介護の整備促進等の要望が寄せられています。

また、サービス供給が大幅に増加し、今後も着実に増大していく中、それを支える介護職員の確保は大きな問題です。平成21年度に介護報酬改定が行われたものの、満足な処遇改善であったとは言い難く、また、この処遇改善交付金に基づく取り組みは、平成23年度末で終了するため、それ以降の取り組みに対しても懸念されます。

よって、介護が必要な高齢者が安心して介護を受けられる介護保険制度の改善と介護職員の処遇向上を求めて、次の事項を要望します。

記

1　介護職員が生きがいを持って働き続けられるように、また、介護職員と他業種との賃金格差が解消され、介護が確固とした雇用の場として成長していくように、介護報酬を引き上げる財源措置が継続して図られるよう保険給付費の国の負担割合をふやすこと。

2　本人の能力が最大限発揮され自立に必要なサービス（種類、利用枠）が、介護度により制限されないよう運用すること。

3　多くの高齢者が望んでいる住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるような在宅サービスの充実を図ること。

4　低所得者でも、安心して老後を送れるような介護サービス制度の運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
財務大臣　　野　田　佳　彦　様
厚生労働大臣　細　川　律　夫　様

意見第30号

介護保険制度の見直しを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

田　中　　哲　　簑　毛　正　勝
三　倉　美千子　　豊　永　貞　夫
笹　山　欣　悟　　山　下　幸　一

川　野　精　一	森　口　勝　之
西　　信八郎	下田代　　勝
松　田　　茂	井　上　光　浩
仲　村　勝　治	村　上　恵　一
本　村　令　斗	立　山　勝　徳
福　屋　法　晴	永　山　芳　宏
松　岡　隼　人	

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第30号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第30号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第30号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第31号　「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第31号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第31号

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）

国においては、本年６月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い平成25年から新制度の施行を目指すとされている。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所の間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに保育を産業化させようとするものである。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から私益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子供たちが多数出ることも懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討に当たっての次の事項に配慮するよう強く要望する。

記

１　国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第２条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。

２　国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。

３　規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横　路　孝　弘　様
参議院議長	西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣	菅　　直　人　様
財務大臣	野　田　佳　彦　様
厚生労働大臣	細　川　律　夫　様

意見第31号

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

田　中　　哲	簑　毛　正　勝
三　倉　美千子	笹　山　欣　悟
山　下　幸　一	川　野　精　一
森　口　勝　之	西　　信八郎
松　田　　茂	井　上　光　浩
下田代　　勝	仲　村　勝　治
村　上　恵　一	本　村　令　斗
立　山　勝　徳	福　屋　法　晴
永　山　芳　宏	松　岡　隼　人
豊　永　貞　夫	

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第31号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第31号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第31号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第32号　尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第32号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせ

ていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第32号

尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書（案）

沖縄県・尖閣諸島周辺の我が国領海内で、海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突した事件で、公務執行妨害の疑いで逮捕、送検された漁船の船長を、去る９月25日未明、那覇地検が処分保留で釈放するというゆゆしき事態が発生した。

日本政府は、明治28年から一貫して、尖閣諸島を領有しており、沖縄県石垣市に属するとしている。沖縄県に編入以来、国際的にも日本の領土と認められ、かつお節の製造などが行われた経緯がある。このように、歴史的にも、国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

このような中で、那覇地検が中国人船長を処分保留で釈放したことは、法の手続を無視した事実上の超法規的措置といえる。

釈放に当たり、那覇地検次席検事は記者会見で「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮した」と説明したが、法に基づき事件を厳正に処理すべき検察当局が「外交上の配慮」を述べることは理解しがたい。

今回の那覇地検の決定は、何らかの政治的な判断によるものと考えられるが、政府は、あくまで地検の判断と強調している。しかしながら、地検の監督責任は政府にあり、政府は、このような超法規的措置の決断を那覇地検が下すに至った根拠を国民に説明する必要がある。

また、今回の事件は中国漁船が故意に船体をぶつけたか否かが判断の一つとなったが、中国側からは日本側がぶつけたとの抗議も行われた。しかし、海上保安庁は、今回の逮捕に際して、中国船の一連の動きをビデオにおさめており、そのビデオを公開して、衝突事件の真実を国民に明らかにする必要がある。

さらに、当該海域では、本年８月中旬には、最大270隻もの中国船籍らしき漁船が確認され、そのうち約70隻は我が国領海内に侵入しており、今後は、同海域で中国漁船の活動がさらに活発化することが予想される。

政府は、今までの外交、防衛の状況を見直し、第11管区海上保安部の監視・警備体制等の体制強化を図り、我が国の漁業者が安心して漁業活動ができるよう、適切な措置をとる必要がある。

よって、国においては、今回の事件の真相究明と釈放までに至る経緯等について国民に説明するとともに、今後は、中国政府に対して毅然として対応し、世界に間違ったメッセージを発することのないよう、下記の事項について強く要望する。

記

1　中国人船長を処分保留で釈放した那覇地検の対応の根拠を国民に説明すること。

2　中国船の逮捕に際しての映像を撮影したビデオを公開し、衝突事件の真実を国民並びに世界に明らかにすること。

3　政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であるとの観点から、中国政府に対して毅然として対応するとともに、ガス田などの我が国の天然資源や海洋資源が損なわれないよう適切な措置をとること。また、今までの外交、防衛の状況を見直し、第11管区海上保安部の監視・警備体制等の体制強化を図り、我が国の漁業者が安心して漁業活動ができるよう、適切な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横　路　孝　弘　様
参議院議長	西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣	菅　　直　人　様
外務大臣	前　原　誠　司　様
国土交通大臣	馬　淵　澄　夫　様
農林水産大臣	鹿　野　道　彦　様

意見第32号

尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

山　下　幸　一	西　　信八郎
井　上　光　浩	田　中　　哲
豊　永　貞　夫	松　田　　茂
下田代　　勝	村　上　恵　一
三　倉　美千子	森　口　勝　之
川　野　精　一	仲　村　勝　治
永　山　芳　宏	立　山　勝　徳

本　村　令　斗　　笹　山　欣　悟
福　屋　法　晴　　簔　毛　正　勝
松　岡　隼　人

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第32号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第32号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第32号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第33号　球磨川水系における濁水対策を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第33号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第33号

球磨川水系における濁水対策を求める意見書（案）

私たちのまち人吉市は、市内の中心部を流れる球磨川とともに栄え、その歴史文化をはぐくんできた。特に、球磨川の存在ははかり知れないものがあり、とりわけ観光においては球磨川下りやラフティング、またアユ漁は住民にとって欠くことのできない重要な基幹産業である。

ことしの夏は局地的な豪雨によるとみられる川辺川を中心とした球磨川水系の異常な濁水が数回にわたり発生し、さらにはその濁水が長期化するなど、観光面への大きな影響に人吉

市民だけではなく流域住民も大きな衝撃を受けることとなった。これは観光立市を標榜する本市にとって大打撃である。

去る平成22年９月27日、本市議会所管委員会では濁水発生地点の一つである川辺川上流の熊本県八代市泉町樅木地区の山腹崩壊箇所を視察し、濁水の原因について地元住民の方との意見交換を行うなど、球磨川水系上流部の現状を把握するとともに、山腹崩壊箇所の早急な復旧、森林管理を含む予防治山事業の必要性を改めて痛感した。

ついては、今後このような事態が発生しないよう早急に濁水対策を講じられるよう下記事項について強く要望する。

記

１　山腹崩壊等に対しては、早急な復旧・予防治山事業に取り組み、森林保全対策を講じること。

２　砂防えん堤においては、維持管理を含め万全な対策を講じること。

３　河川内においては、土砂堆積等による河床の上昇が見受けられ、新たな濁水発生の要因となることが懸念されるため、一日も早い改修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

国土交通大臣　　馬　淵　澄　夫　様

農林水産大臣　　鹿　野　道　彦　様

熊本県知事　　蒲　島　郁　夫　様

意見第33号

球磨川水系における濁水対策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月21日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

松　田　　茂　　井　上　光　浩

下田代　　勝　　田　中　　哲

川　野　精　一　　松　岡　隼　人

仲　村　勝　治　　永　山　芳　宏

村　上　恵　一　　森　口　勝　之

簑　毛　正　勝　　西　　信八郎

三　倉　美千子　　笹　山　欣　悟
福　屋　法　晴　　本　村　令　斗
立　山　勝　徳　　豊　永　貞　夫
山　下　幸　一

以上でございます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第33号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第33号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第33号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後３時26分　休憩

午後３時42分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後３時43分　休憩

午後４時03分　開議

○副議長（簑毛正勝君）　では、休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○副議長（簑毛正勝君）　大王議長から、議長辞職願が提出されております。議長の一身上にかかわる件でございますので副議長の私が議事を進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、議長の辞職願に対する許否についてを日程に追加し、議題と

することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

═══════════════════════════════

追加日程　議長の辞職願に対する許否について

○副議長（簑毛正勝君）　よって、議長の辞職願に対する許否についてを日程に追加し、議題といたします。

ここで地方自治法117条の規定により、大王英二議員の退場を求めます。

［大王英二君　退場］

○副議長（簑毛正勝君）　それでは、局長をして辞職願いを朗読させます。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、朗読いたします。

（辞職願　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるよう願い出ます。

平成22年12月21日

人吉市議会副議長　簑　毛　正　勝　様

人吉市議会議長　　大　王　英　二

―――――――――――――――――――――――――――――

以上でございます。

○副議長（簑毛正勝君）　お諮りいたします。

議長の辞職願については、質疑を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。この辞職願の許否の採決方法は無記名投票によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は無記名投票により行います。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場　閉鎖］

○副議長（簑毛正勝君）　ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

［投票用紙　配付］

○副議長（簑毛正勝君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

［投票箱　点検］

○副議長（簑毛正勝君）　異常なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。議長の辞職を認める者は賛成、辞職を認めない者は反対と書いてください。記入方法は注意書きに書いてありますので、よくごらんの上、御記入お願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により「否」とみなします。

それでは、１番議員から順次投票をお願いいたします。

［投　票］

○副議長（簑毛正勝君）　投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場　開鎖］

これより開票を行います。

ここで会議規則第31条第２項の規定により、立会人に福屋法晴議員及び田中哲議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

［開　票］

○副議長（簑毛正勝君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１８票

有効投票　　１８票

無効投票　　０票

有効投票中　賛成　１６票

反対　　２票

以上の結果、議長の辞職願は許可されました。

大王英二議員の入場をお願いします。

［大王英二君　入場］

発言の申し出

○副議長（簑毛正勝君）　ここで大王議員から発言の申し出があっておりますので、この際、これを許可します。（「副議長、20番」と呼ぶ者あり）

20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君）（登壇）　人吉市議会第25代議長を辞するに当たりまして、発言の機会を与えていただきました議員各位、そして市執行部の皆さん、そして市民の皆様方に対して心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

平成19年５月15日に、議員各位の御理解の中で議長職に就任をさせていただきました。本当にありがとうございました。私の言動等で御迷惑をかけた場面もあったかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。

振り返れば、今期、前期からの課題等もあったわけでございます。市民生活の向上、安定のため、議会そして議員の資質向上、執行部との議論をなお一層深めることが市政の発展につながるという理念の中で、予算委員会の設置、従来の一括質問一括答弁だった一般質問の形式から、なお議論を深めるために一問一答主義へ改正も行ってきたところであります。また、本年９月においては費用弁償等々の廃止も行い、そして議会議員定数におきましても、来年23年４月に執行されます統一選挙におきましては、現行の20名より２名減じて18名の条例が先ほど可決をされたところであります。

議員各位のそれぞれに勇気ある判断の結果であると思っております。議員定数が減じることによって生じるデメリットに対しても、さまざまな御意見をいただいていることも承知をしておりますが、市民の皆様から負託をいただいた議員としての誇りをみずからがもって議員活動をしていくことが、その本当の意味で負託を受けることになるだろうと思っております。市民の皆様方の御理解をぜひ賜りたいと、そのことについては思うわけであります。

さて、平成23年、来年から地方分権また主権等の関連法案の整備・整理が予定をされております。首長の権限、議会の権限、住民の権利それぞれが見直しをされます。特に、二元代表制の地方自治のあり方については本年、名古屋市、阿久根市等に見られるような基本的な考え方が基本的に問われ、そしてそういった先ほど申しました首長、議会、住民という、その三者の責任、そこが問われる法案となっていくだろうと思っております。

地方自治のあり方については二元代表制といった中で、車の両輪、議会と執行部は車の両輪だとよく言われます。平成３年に議会に初当選をしましたときに、そのときの米田監査委員のところによく市政のあり方、政治のあり方等々でお伺いをしながら、そのときに言われた言葉をあえて申させていただきます。首長を車に例えれば、首長はハンドルだ、議会はブレーキとアクセルだ、そしてエンジンは市の職員です。そして、後ろにお客さんという市民

の方が座っている。市民のそのお客さんのニーズも多様性を求めるいろいろな声もあって、そのハンドルの切り方も非常に難しいだろうと。しかし、それが間違っておればしっかりとやはりブレーキを踏む、そしてエンジンが動かなければしっかりアクセルを踏んでエンジンの手入れもすることも議会議員の職責ではないだろうかということを常々おっしゃっておられました。そのことは今でも忘れませんし、またそういう意味で議会、執行部、首長を含めその三者が一所懸命なっていくことが今後の人吉市につながっていくことだろうと思っております。

そのような意味で、今回、議長の職を辞させていただきますが、一議員として政治の原点を再度見直したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げ、今まで御協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げ、御礼の言葉、また退任の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（簑毛正勝君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時22分　休憩

午後５時04分　開議

○副議長（簑毛正勝君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○副議長（簑毛正勝君）　お諮りいたします。ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行うことに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行います。

追加日程　議長の選挙

○副議長（簑毛正勝君）　お諮りいたします。議長の選挙は投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、投票による選挙を行います。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場　閉鎖］

○副議長（簑毛正勝君）　ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

［投票用紙　配付］

○副議長（簑毛正勝君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

［投票箱　点検］

○副議長（簑毛正勝君）　異常なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、１番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。

１番議員からどうぞ。

［投　票］

○副議長（簑毛正勝君）　投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。ここで会議規則第31条第２項の規定により、立会人に本村令斗議員及び三倉美千子議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

［開　票］

○副議長（簑毛正勝君）　選挙結果を報告いたします。

投票総数　　２０票

有効投票　　１９票

無効投票　　１票

有効投票中

簑毛正勝議員　　１４票

立山勝徳議員　　４票

本村令斗議員　　１票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、私、簑毛正勝が議長に当選いたしました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

［議場　開鎖］

○議長（簑毛正勝君）（登壇）　皆さん方にひと言、議長就任に当たりましてごあいさつを申し上げます。

不肖、私、簑毛正勝が皆さん方の推挙によりまして身に余る光栄に今現在、感謝と感激をいたしているところでございます。これから先も、私、支持されました以上は、人吉市の発展のため、そしてまた市民福祉の向上に微力でございますけれども一所懸命努力、邁進してまいる所存でございますので、今後とも先輩諸氏の方々、そしてまた同僚の方々、そしてまた執行部の方々、報道陣の方々、大変今から先、御支援・御鞭撻を賜るかと思いますけれども、一所懸命頑張ってまいる所存でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

［議長　簑毛正勝君　着席］

○議長（簑毛正勝君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後５時20分　休憩

午後５時45分　開議

○議長（簑毛正勝君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（簑毛正勝君）　お諮りいたします。ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行います。

追加日程　副議長の選挙

○議長（簑毛正勝君）　お諮りいたします。議長の選挙は投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（簑毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、投票による選挙を行います。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場　閉鎖］

○議長（簑毛正勝君）　ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

［投票用紙　配付］

○議長（簑毛正勝君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

［投票箱　点検］

○議長（簑毛正勝君）　異常なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、１番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。

［投　票］

○議長（簑毛正勝君）　投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。ここで会議規則第31条第２項の規定により、立会人に井上光浩議員及び豊永貞夫議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

［開　票］

○議長（簑毛正勝君）　選挙結果を報告いたします。

投票総数　　２０票

有効投票　　１６票

無効投票　　４票

有効投票中

山下幸一議員　１５票

本村令斗議員　１票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、山下幸一議員が副議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

［議場　開鎖］

○議長（簑毛正勝君）　ただいま、副議長に当選されました山下幸一議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

ここで、副議長に当選されました山下幸一議員にごあいさつをお願いいたします。

○副議長（山下幸一君）（登壇）　皆さん、こんばんは。ただいまの選挙によりまして人吉市の副議長になりました山下でございます。

私は簑毛議長の補佐といたしまして議会の運営に取り組んでまいりたいと思っておりますので、各議員の皆さん方の御指導・御協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。

今後ともひとつよろしくお願いします。

○議長（簑毛正勝君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。これをもって平成22年12月第５回定例会を閉会いたします。

午後６時00分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議長　　簑　毛　正　勝

人吉市議会議員　　永　山　芳　宏

人吉市議会議員　　福　屋　法　晴